

令和 6 年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 6 年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 10 日

東京都監査委員	龍 円 あいり
同	斉 藤 やすひろ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	6
第 3	補助金等交付団体別監査結果	2 1
	学校法人 7 0 団体	2 3
	株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	3 3
	社会福祉法人（子供分野）	4 0
	社会福祉法人（障害分野）	6 6
	社会福祉法人（高齢分野）	7 6
	渋谷駅街区土地地区画整理事業共同施行者	8 2
	一般社団法人東京都トラック協会	8 7
	東京都中小企業団体中央会	9 3
	離島航路・航空路補助金等交付 5 団体	1 0 1
第 4	出資団体別監査結果	1 1 1
	一般財団法人東京マラソン財団	1 1 3
	東京交通サービス株式会社	1 3 5
	地方独立行政法人東京都立病院機構	1 4 9
	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	1 8 3
	首都高速道路株式会社	2 0 6
	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	2 2 1
	公益財団法人東京しごと財団	2 4 0
	八丈島空港ターミナルビル株式会社	2 6 7
第 5	公の施設の指定管理者別監査結果	2 7 7
	公益財団法人東京都道路整備保全公社	2 7 9
第 6	団体索引	2 8 6

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

表中の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 表章単位に満たないものは、「0」
- ・ 皆無又は該当数値なしは、「－」
- ・ 表に記載の制度や事業が創設前の場合、斜線

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
 - ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
 - ③ 公の施設の指定管理者
- などである。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、134団体である。

団体の選定に当たっては、

- 補助金等交付額が高額なこと
 - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

(表1) 監査実施団体及び局の一覧 (計134団体、10局)

区分・団体	局
補助金等交付団体 (125団体)	
学校法人70団体	生活文化スポーツ局、保健医療局、産業労働局
株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	教育庁
社会福祉法人46団体	福祉局
渋谷駅街区土地地区画整理事業共同施行者	都市整備局
一般社団法人東京都トラック協会	都市整備局
東京都中小企業団体中央会	産業労働局
離島航路・航空路補助金等交付5団体	総務局、港湾局
出資団体 (8団体)	
一般財団法人東京マラソン財団	生活文化スポーツ局
東京交通サービス株式会社	交通局
地方独立行政法人東京都立病院機構	福祉局、保健医療局
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	福祉局、保健医療局
首都高速道路株式会社	都市整備局
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	産業労働局
公益財団法人東京しごと財団	産業労働局
八丈島空港ターミナルビル株式会社	(定例監査(島しょ)の中で実施)
公の施設の指定管理者 (3団体)	
公益財団法人東京都道路整備保全公社	建設局
公益財団法人東京しごと財団 (再掲)	産業労働局
八丈島空港ターミナルビル株式会社 (再掲)	(定例監査(島しょ)の中で実施)

3 監査の期間

令和6年9月9日から令和7年1月30日まで

ただし、島しょの団体（社会福祉法人黒潮社及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）については、令和6年4月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、令和4年度及び令和5年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

（表2）主な着眼点

区 分	団体	局
補助金等 交付団体	○ 対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 ○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 ○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 ○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。 ○ 費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	○ 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 ○ 団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○ 公の施設の管理運営は、管理を行わせる趣旨に沿って、適切に行われているか。 ○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に基づき、団体及び局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの確認・検証項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

(表3) 団体区分ごとの確認・検証項目等

区 分	確認・検証項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	(団体) ○ 補助対象事業の実施状況 ○ 補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 (局) ○ 補助事業に関する団体への指導監督状況 ○ 要綱等に基づいた補助金等交付手続 ○ 社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況	○ 補助要綱 ○ 補助金交付関係書類 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳
出資団体	(団体) ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 事業の実施状況(収益向上、費用削減、費用対効果) ○ 経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 ○ 団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 ○ 都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性(再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等) (局) ○ 団体に対する指導監督状況 ○ 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 ○ 株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況	○ 定款 ○ 中長期計画 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 財務諸表 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳 ○ 補助金交付関係書類 ○ 各種契約書
公の施設の 指定管理者	(団体) ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 ○ 指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (局) ○ 指定管理業務に関する団体への指導監督状況 ○ 指定管理料等の支出手続 ○ 指定管理者の経営努力促進のための状況確認	○ 協定書 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳 ○ 各種契約書 ○ 指定管理業務に関する各種書類

7 技術面からの監査

本監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
渋谷駅街区土地地区画整理 事業共同施行者	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正かつ安全に行われているかという合規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。
地方独立行政法人東京都 立病院機構	
首都高速道路株式会社	

8 コンプライアンスや内部統制についての監査

本監査では、表5のとおり、東京都政策連携団体等におけるコンプライアンスや内部統制の状況についての監査も併せて実施した。

(表5) コンプライアンスや内部統制についての監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
地方独立行政法人 (東京都立病院機構、東京都健康長 寿医療センター、東京都立産業技術 研究センター)	各団体における規程類の整備状況を確認するとともに、主に下記の方法により内部統制の基本的要素について確認した。 ○ 内部監査等のモニタリング体制及びその実施状況を確認するため、団体の内部監査の取組状況、監事の理事会への出席状況、会計監査人との連携が図られているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。 ○ コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況、職員啓発をどのように行っているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
東京都政策連携団体 (一般財団法人東京マラソン財団、 東京交通サービス株式会社、公益財 団法人東京しごと財団)	
政策連携団体以外の事業協力団体 (首都高速道路株式会社)	

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや団体内部の事務の統制について是正・改善すべきものが認められたので、表6、表7及び表8のとおり、30団体及び4局に対し、40件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は7億6,632万余円であり、このうち主なものは、定めに基づかない長期貸借契約の事務を指摘したもの5億5,589万余円、補助金の過大交付を指摘したもの2,601万余円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表6) 指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和6年		(参考) 令和5年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	24	4	21	4(5)
学校法人70団体	2	1		
株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	-	-		
社会福祉法人46団体	19	1		
渋谷駅街区土地地区画整理事業共同施行者	-	-		
一般社団法人東京都トラック協会	-	-		
東京都中小企業団体中央会	-	1		
離島航路・航空路補助金等交付5団体	3	1		
出資団体	6	(1)	3	(2)
一般財団法人東京マラソン財団	1	-		
東京交通サービス株式会社	1	-		
地方独立行政法人東京都立病院機構	1	-		
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	1	-		
首都高速道路株式会社	-	-		
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	1	(1)		
公益財団法人東京しごと財団	1	-		
八丈島空港ターミナルビル株式会社	-	-		
公の施設の指定管理者	(1)	-	1(3)	(3)
公益財団法人東京都道路整備保全公社	-	-		
公益財団法人東京しごと財団(再掲)	(1)	-		
八丈島空港ターミナルビル株式会社(再掲)	-	-		
合計	30	4	25	4

(注1) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

(注2) 同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、()で表記し、合計数には含めない。

(注3) 令和5年の数値は、指摘事項等の合計数を比較するための参考値である。同じ団体を監査したものではないため内訳数は記載していない。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人 7 0 団体	1	1	－	－	2
株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	－	－	－	－	－
社会福祉法人 4 6 団体	－	19	－	1	20
渋谷駅街区土地地区画整理事業共同施行者	－	－	－	－	－
一般社団法人東京都トラック協会	－	－	－	－	－
東京都中小企業団体中央会	－	－	－	1	1
離島航路・航空路補助金等交付 5 団体	－	2	－	－	2
出資団体					
一般財団法人東京マラソン財団	5	－	－	－	5
東京交通サービス株式会社	2	－	－	－	2
地方独立行政法人東京都立病院機構	5	－	－	－	5
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	3	－	－	－	3
首都高速道路株式会社	－	－	－	－	－
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	－	1	－	－	1
公益財団法人東京しごと財団	1	－	－	－	1
八丈島空港ターミナルビル株式会社	－	－	－	－	－
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都道路整備保全公社	－	－	－	－	－
公益財団法人東京しごと財団（再掲）	(1)	－	－	－	(1)
八丈島空港ターミナルビル株式会社（再掲）	－	－	－	－	－
合計	17	23	－	2	42

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、()で表記する。

(表8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和6年			(参考) 令和5年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理（収入）	-	-	-	-	-	-
	債権管理	2	-	2	-	-	-
	収入（その他）	1	-	1	-	-	-
支出	契約（仕様・積算）	1	-	1	4	-	4
	契約（履行確認）	1	-	1	1	-	1
	契約（その他）	5	-	5	15	2	17
	会計処理（支出）	1	-	1	1	-	1
	補助金等	23	2	25	25	-	25
財産	財産管理	-	-	-	1	-	1
	物品管理	1	-	1	1	-	1
その他	情報管理	-	-	-	-	-	-
	その他	5	-	5	-	-	-
合計		40	2	42	48	2	50

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、都民の安全や健康を守るもの、経費の削減につながるもの、団体の内部統制に資するもの等、多くの団体に向けた啓発が必要とされるものに注目して選定している。

【補助金等】

保育施設に対する補助金が、転記ミスや補助要件の誤認識などによる実績報告書の誤りから、過大に交付されていた。

社会福祉法人 19 団体、福祉局 p. 47

保育施設を運営する社会福祉法人等に対し、福祉局が交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、19 法人が運営する 25 施設において、補助金算定の基となる実績報告書に記載された、障害児の受入れや延長保育事業に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、合計 2,519 万余円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対して、過大に交付された補助金を返還するとともに再発防止策を講じるよう求め、局に対しては、審査を適切に行うとともに法人に補助金の返還を請求するよう求めた。

福祉局 p. 65（意見・要望事項）

また、過大交付が発生した原因の一つに、補助要件や保管書類について法人側の理解が不十分な補助項目があることがわかった。特に、誤りが最も多かった知的障害児保育に係る補助項目では、法人が別途利用する区市町村独自の障害児加算補助金と本補助金の認定基準を混同したことなどにより、誤った実績報告が行われている事例が見受けられた。

そこで、福祉局に対し、こうした誤認識しやすい補助項目について、実効性のある対策の検討を行うなど、法人の誤認識を防ぐための取組を要望した。

【債権管理】

長期間に渡り、高額な未収金の督促等を行っていないかった。

地方独立行政法人東京都立病院機構 p. 169

地方独立行政法人東京都立病院機構は、その運営する病院に救急搬送された外国人患者の診療費に係る未収金（2件、計552万余円）について、1件は交渉の相手方である保険会社等に対して1年以上、もう1件は交渉の相手方である患者家族に対して3年以上督促等を行っていないかった。

未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であることから、法人に対し、未収金の管理に当たり債務者等への対応を適切に行うよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

水銀が使用されている製品等の廃棄に際し、委託が適正に行われていなかった。

東京交通サービス株式会社 p. 141

東京交通サービス株式会社は、社内で排出された蛍光管や機密書類等の廃棄処理を委託する契約を行っている。

これらの契約について、契約書に添付するよう定められた産業廃棄物収集運搬業等の許可証の写しがないもの、蛍光管を廃棄する際に委託業者が水銀を含む産業廃棄物の処分業許可を有しているか確認せずに契約しているもの、一般廃棄物にあたる機密書類を産業廃棄物として処理することを委託しているものなど、法令等に照らして適正でない状況であった。

そこで、法令の規定を十分に理解していないことが原因であるとして、会社に対し、廃棄物の処理に係る手続を適正に行うよう求めた。

【会計処理（支出）】

架空取引等防止の観点から組織的な意思決定に基づく支出を行うべきところ、職員の判断で立替払いを行っていた。

一般財団法人東京マラソン財団 p. 120

一般財団法人東京マラソン財団は、財務規程等により、契約書等の支出の根拠書類によって債権者、金額等を確認した上で支出することと定めている。

一方、契約書等の根拠書類がないまま職員が立て替えて支払っておき、事後に財団が職員に経費を支払う方法（以下「職員立替」という。）に係る規程はない。

しかしながら、財団は、2023 大会年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで）における支出のうち 140 件、計 220 万余円について、職員立替により支払を行っていた。

これらの支出は、全てがあらかじめ必要性和必要量の明らかなものであり、職員立替によらない支払が可能である。職員立替によって支出することは、架空取引の計上や不要な取引を防止する観点から、適正でない。

そこで、財団に対し、業務の手順を改め、職員立替による経費の支払を行わないよう求めた。

【その他】

職員の非行を防止するコンプライアンス研修の内容や頻度などが不十分であり、内部統制の不備につながるおそれがあった。

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター p. 195

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、センター運営会議において経営担当理事が内部統制を統括するとともに、内部統制に関する規程により、法令等の遵守に関する研修を実施することとしている。このうちコンプライアンス研修については、法人の倫理規程等により、全職員が 5 年に 1 回は受講するしつ皆研修と位置付けられている。

コンプライアンス研修の内容について見たところ、利害関係者からの金銭の收受などの倫理規程における禁止事項をはじめとして、汚職や非行の防止のために必須の項目が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。

また、職員の懲戒処分事案が複数発生しており、5 年に 1 回の受講頻度では十分とは言えないなど、コンプライアンス研修について見直しが必要な状況が見られた。

このような状況は内部統制の不備につながることから、法人に対し、研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保するよう求めた。

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
学校法人70団体(生活文化スポーツ局、保健医療局、産業労働局)			
1	補助金等	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	31
2	補助金等	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	32
社会福祉法人46団体(福祉局)			
3	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ア)	48
4	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(イ)	48
5	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ウ)	49
6	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(エ)	50
7	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(オ)	51
8	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(カ)	53
9	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(キ)	54
10	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ク)	54
11	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ケ)	55
12	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(コ)	56
13	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(サ)	56
14	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(シ)	57
15	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ス)	58
16	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(セ)	59
17	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ソ)	60
18	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(タ)	61
19	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(チ)	63
20	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(ツ)	63
21	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)(テ)	64
22	補助金等	※東京都保育サービス推進事業補助金における法人の誤認識を防ぐ取組について	65
東京都中小企業団体中央会(産業労働局)			
23	補助金等	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	97
離島航路・航空路補助金等交付5団体(総務局、港湾局)			
24	補助金等	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	106
25	補助金等	補助金を返還すべきもの	108

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名	頁
一般財団法人東京マラソン財団（生活文化スポーツ局）			
26	会計処理（支出）	（財務に係る事務の統制について）職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	120
27	収入（その他）	（財務に係る事務の統制について）参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきもの	122
28	物品管理	（財務に係る事務の統制について）協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの	123
29	その他	（計画的な事業の実施について）「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの	124
30	その他	（計画的な事業の実施について）方針を定めた上でランニングイベントにオプションを設定すべきもの	125
東京交通サービス株式会社（交通局）			
31	契約（仕様・積算）	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	141
32	契約（その他）	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	142
地方独立行政法人東京都立病院機構（福祉局、保健医療局）			
33	債権管理	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの	168
34	債権管理	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	169
35	契約（その他）	修繕契約を適正に行うべきもの	170
36	契約（履行確認）	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの	171
37	契約（その他）	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの	172
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（福祉局、保健医療局）			
38	契約（その他）	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの	192
39	その他	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの	193
40	その他	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの	195
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（産業労働局）			
41	契約（その他）	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの	232
公益財団法人東京しごと財団（産業労働局）			
42	その他	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	251

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【債権管理 2件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
33	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	168
34	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	169

【収入(その他) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
27	(財務に係る事務の統制について) 参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	122

【契約(仕様・積算) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
31	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	東京交通サービス株式会社	141

【契約(履行確認) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
36	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの	地方独立行政法人東京都立病院機構	171

【契約（その他） 5件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
32	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	東京交通サービス株式会社	142
35	修繕契約を適正に行うべきもの	地方独立行政法人東京都立病院 機構	170
37	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの	地方独立行政法人東京都立病院 機構	172
38	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの	地方独立行政法人東京都健康長 寿医療センター	192
41	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの	産業労働局 地方独立行政法人東京都立産業 技術研究センター	232

【会計処理（支出） 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
26	（財務に係る事務の統制について）職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	120

【補助金等 25件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
1	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人戸板学園	31
2	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	学校法人東京成徳学園	32
3	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）	福祉局 社会福祉法人アストリー	48
4	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	福祉局 社会福祉法人雲柱社	48
5	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	福祉局 社会福祉法人かしのみ福祉会	49
6	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	福祉局 社会福祉法人カタバミ会	50
7	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）	福祉局 社会福祉法人菊美会	51

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
8	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	福祉局 社会福祉法人嬉泉	53
9	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	福祉局 社会福祉法人敬愛学園	54
10	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	福祉局 社会福祉法人至愛協会	54
11	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	福祉局 社会福祉法人新川中原保育会	55
12	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	福祉局 社会福祉法人清仁会	56
13	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（サ）	福祉局 社会福祉法人清朗会	56
14	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	福祉局 社会福祉法人善隣福祉会	57
15	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	福祉局 社会福祉法人聡香会	58
16	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	福祉局 社会福祉法人ちとせ交友会	59
17	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	福祉局 社会福祉法人東京家庭学校	60
18	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	福祉局 社会福祉法人東香会	61
19	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（チ）	福祉局 社会福祉法人徳育会	63
20	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ツ）	福祉局 社会福祉法人八晃会	63
21	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（テ）	福祉局 社会福祉法人ひまわり会	64
22	※東京都保育サービス推進事業補助金における法人の誤認識を防ぐ取組について	福祉局	65
23	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	産業労働局	97
24	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	港湾局 新中央航空株式会社 全日本空輸株式会社	106
25	補助金を返還すべきもの	港湾局 東海汽船株式会社	108

【物品管理 1 件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
28	(財務に係る事務の統制について) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	123

【その他 5 件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
29	(計画的な事業の実施について)「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	124
30	(計画的な事業の実施について) 方針を定めた上でランニングイベントにオプションを設定すべきもの	一般財団法人東京マラソン財団	125
39	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	193
40	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	195
42	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京しごと財団	251

(参考) 東京都政策連携団体及び公の施設の指定管理者について

1 東京都政策連携団体

都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」(平成31年3月19日付30総行革監第93号)において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

2 公の施設の指定管理者の管理運営状況評価

都では、民間のノウハウを広く活用し、公の施設を効率的・効果的に運営するため、法第244条の2第3項に基づき、民間事業者を指定して公の施設の管理運営を行わせている。

都における公の施設の指定管理者の管理運営状況に関する評価は、「東京都指定管理者制度に関する指針」(令和3年4月1日施行)に基づき、都と指定管理者とが協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が行うべき事項について確認すること等により、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。

一次評価は、施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。

二次評価は、外部の視点を活用して指定管理者の管理運営状況を客観的・専門的に評価するため、所管局が設置した評価委員会が行うものである。

その上で、所管局が一次評価結果及び二次評価結果に基づいて総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の4段階で決定する。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

第 3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人 70 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している 590 団体のうち、学校法人 70 団体（表 1 及び表 2 のとおり）	令和 6 年 9 月 10 日から 同年 10 月 9 日まで （詳細は表 1 のとおり）	令和 4 年度及び 令和 5 年度の 補助対象事業
局	生活文化スポーツ局、 保健医療局及び産業労働局	令和 6 年 9 月 9 日、同年 10 月 10 日及び 11 日	

（表 1）監査対象学校法人及び実地監査期間

監査年月日	学校法人名				
令和 6 年 9 月 10 日	大沼学園	明泉幼稚園	山縣学園	—	—
令和 6 年 9 月 11 日	武蔵野平安学園	伸びる会学園	有馬学園	浅間学園	熊野学園
令和 6 年 9 月 12 日	東洋英和女学院	桜美林学園	上野塾	町山学園	立華学園
令和 6 年 9 月 17 日	品川女子学院	豊島岡女子学園	藤華学院	宝仙学園	聖学院
令和 6 年 9 月 18 日	関東国際学園	アゼリー学園	成蹊学園	明星学園	聖学院
令和 6 年 9 月 19 日	保隣教育財団	日本大学第二学園	鷗友学園	国本学園	明星学苑
令和 6 年 9 月 24 日	清明学園	星美学園	日本学園	清瀬学園	—
令和 6 年 9 月 25 日	文京学院	星美学園	晃華学園	—	—
令和 6 年 9 月 26 日	北豊島学園	光塩女子学園	晃華学園	芝学園	—
令和 6 年 9 月 27 日	田口学園	光塩女子学園	立教学院	大成学園	—
令和 6 年 9 月 30 日	根津育英会武蔵学園	東京女学館	駒込学園	渡辺学園	川島学園
令和 6 年 10 月 1 日	渋谷教育学園	女子学院	開智学園	高城学園	—
令和 6 年 10 月 2 日	女子美術大学	明治大学	芦田学園	西川学園	—
令和 6 年 10 月 3 日	文教大学学園	東京成徳学園	大妻学院	駒澤大学	—
令和 6 年 10 月 4 日	郁文館夢学園	本郷学園	大妻学院	明昭学園	—
令和 6 年 10 月 7 日	武蔵野学院	まんとみ学園	小野学園	荒畑学園	—
令和 6 年 10 月 8 日	自由ヶ丘学園	戸板学園	大森学園	栄学園	—
令和 6 年 10 月 9 日	東邦大学	堀越学園	矢野学園	—	—

（表 2）監査対象とした補助金の交付状況

（単位：百万円、％）

区 分	団体数	補助金交付額	
		令和 4 年度	令和 5 年度
今回監査対象 (A)	70	33,819	33,281
全 体 (B)	590	147,146	144,233
比 率 (A/B)	11.9	23.0	23.1

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体の学校（161校）は、表3のとおりである。

（表3）監査対象とした学校名及び定員

（単位：校、人）

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
大妻学院	6	大妻高等学校	840	大妻多摩高等学校	420
		大妻中野高等学校	663	大妻中学校	840
		大妻多摩中学校	420	大妻中野中学校	663
女子学院	2	女子学院高等学校	720	女子学院中学校	720
明治大学	2	明治大学付属明治高等学校	750	明治大学付属明治中学校	450
芝学園	2	芝高等学校	1,050	芝中学校	900
戸板学園	2	三田国際学園高等学校	564	三田国際学園中学校	480
東洋英和女学院	4	東洋英和女学院高等部	570	東洋英和女学院中学部	570
		東洋英和女学院小学部	480	東洋英和幼稚園	130
保隣教育財団	1	保善高等学校	1,080		
郁文館夢学園	3	郁文館高等学校	882	郁文館グローバル高等学校	150
		郁文館中学校	600		
駒込学園	2	駒込高等学校	1,080	駒込中学校	360
文京学院	3	文京学院大学女子高等学校	735	文京学院大学女子中学校	360
		文京学院大学文京幼稚園	180		
明昭学園	1	岩倉高等学校	1,500		
小野学園	4	品川翔英高等学校	1,350	品川翔英中学校	300
		品川翔英小学校	240	品川翔英幼稚園	640
品川女子学院	2	品川女子学院高等部	675	品川女子学院中等部	600
藤華学院	2	品川エトワール女子高等学校	903	エトワール幼稚園	420
文教大学学園	4	文教大学付属高等学校	810	文教大学付属中学校	600
		文教大学付属小学校	300	文教大学付属幼稚園	180
自由ヶ丘学園	1	自由ヶ丘学園高等学校	810		
上野塾	2	東京高等学校	900	東京実業高等学校	1,485
大森学園	1	大森学園高等学校	1,080		
東邦大学	2	駒場東邦高等学校	750	駒場東邦中学校	750
清明学園	3	清明学園中学校	360	清明学園初等学校	480
		清明幼稚園	180		
鷗友学園	2	鷗友学園女子高等学校	660	鷗友学園女子中学校	660
国本学園	4	国本女子高等学校	900	国本女子中学校	240
		国本小学校	300	国本幼稚園	400
駒澤大学	1	駒澤大学高等学校	1,500		
日本学園	2	日本学園高等学校	840	日本学園中学校	360
関東国際学園	1	関東国際高等学校	1,080		
渋谷教育学園	3	渋谷教育学園渋谷高等学校	540	渋谷教育学園渋谷中学校	525
		渋谷幼稚園	160		
東京女学館	3	東京女学館高等学校	810	東京女学館中学校	720
		東京女学館小学校	480		
宝仙学園	4	宝仙学園高等学校	735	宝仙学園中学校	405
		宝仙学園小学校	420	宝仙学園幼稚園	315

(表3) 監査対象とした学校名及び定員 (続き)

(単位:校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
堀越学園	3	堀越高等学校	1,080	穎明館高等学校	540
		穎明館中学校	540		
光塩女子学園	5	光塩女子学院高等科	450	光塩女子学院中等科	450
		光塩女子学院初等科	600	光塩女子学院幼稚園	300
		光塩女子学院日野幼稚園	350		
女子美術大学	2	女子美術大学附属高等学校	600	女子美術大学附属中学校	405
日本大学第二学園	2	日本大学第二高等学校	1,485	日本大学第二中学校	720
豊島岡女子学園	2	豊島岡女子学園高等学校	1,080	豊島岡女子学園中学校	720
本郷学園	3	本郷高等学校	1,245	本郷中学校	1,080
		もみじ幼稚園	210		
立教学院	3	立教池袋高等学校	360	立教池袋中学校	360
		立教小学校	720		
聖学院	6	女子聖学院高等学校	600	聖学院高等学校	585
		女子聖学院中学校	600	聖学院中学校	585
		聖学院小学校	480	聖学院幼稚園	140
星美学園	7	サレジオン国際学園高等学校	450	サレジオン国際学園中学校	450
		サレジオン国際学園世田谷高等学校	270	サレジオン国際学園世田谷中学校	270
		星美学園小学校	720	サレジオン国際学園目黒星美小学校	720
		星美学園幼稚園	240		
東京成徳学園	3	東京成徳大学高等学校	1,680	東京成徳大学中学校	480
		成徳幼稚園	276		
武蔵野学院	2	武蔵野高等学校	1,200	武蔵野中学校	360
北豊島学園	4	北豊島高等学校	480	北豊島高等学校(通信制)	2,400
		北豊島中学校	360	北豊島幼稚園	240
渡辺学園	3	東京家政大学附属女子高等学校	1,080	東京家政大学附属女子中学校	450
		幼稚園型認定こども園東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園	140		
根津育英会武蔵学園	2	武蔵高等学校	480	武蔵中学校	480
矢野学園	3	八王子実践高等学校	1,680	八王子実践中学校	120
		八王子実践幼稚園	240		
成蹊学園	3	成蹊高等学校	966	成蹊中学校	801
		成蹊小学校	720		
大成学園	1	大成高等学校	1,215		
明星学園	3	明星学園高等学校	810	明星学園中学校	540
		明星学園小学校	480		
明星学苑	4	明星高等学校	1,932	明星中学校	1,032
		明星小学校	720	明星幼稚園	310
晃華学園	5	晃華学園高等学校	405	晃華学園中学校	405
		晃華学園小学校	552	晃華学園マリアの園幼稚園	200
		晃華学園暁星幼稚園	260		
桜美林学園	3	桜美林高等学校	960	桜美林中学校	480
		桜美林幼稚園	160		
開智学園	2	開智日本橋学園高等学校	390	開智日本橋学園中学校	390

(表3) 監査対象とした学校名及び定員(続き)

(単位:校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員
伸びる会学園	1	伸びる会幼稚園	360
まんとみ学園	1	まんとみ幼稚園	200
大沼学園	1	東京幼稚園	315
川島学園	1	あかいとり幼稚園	400
アゼリー学園	2	なぎさ幼稚園	380
		江戸川幼稚園	380
武蔵野平安学園	1	栄光乃園幼稚園	315
明泉幼稚園	1	明泉幼稚園	320
山縣学園	1	北山幼稚園	350
高城学園	1	昭島台幼稚園	310
立華学園	1	立華幼稚園	240
荒畑学園	1	なおび幼稚園	280
清瀬学園	1	きよせ幼稚園	320
有馬学園	1	緑ヶ丘幼稚園	420
浅間学園	1	浅間幼稚園	210
田口学園	1	江古田幼稚園	240
熊野学園	1	熊野幼稚園	320
町山学園	1	幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	381
芦田学園	1	暁幼稚園	385
西川学園	1	落合幼稚園	400
栄学園	1	さかえ幼稚園	420

3 補助金の概要

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

（1）経常費補助金

私立学校等への補助金額の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

（2）その他補助金

表4のとおり、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生就学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

（3）監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和4年度が338億3,203万余円、令和5年度が332億8,539万余円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体に対する補助事業別の交付額

(単位: 千円)

補助事業名及び補助の概要			令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費補助金			28,018,817	28,239,767	28,645,266
1	私立学校経常費補助金		27,897,088	28,120,174	28,505,685
2	私立特別支援学校等経常費補助金		116,816	114,464	134,064
3	私立通信制高等学校経常費補助金		4,913	5,128	5,516
その他補助金			5,053,042	5,592,267	4,640,126
4	私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助	3,136	2,976	2,352
5	産業・理科教育施設設備整備費補助金	産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に係る経費を補助	15,737	15,538	14,314
6	私立学校安全対策促進事業費補助金	校舎等の耐震改築工事等に要する経費を補助	57,717	202,762	1,992
7	私立幼稚園預かり保育推進補助金	自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助	63,158	64,315	64,806
8	私立高等学校都内生就学促進補助金	私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進及び生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助	101,953	96,171	104,462
9	私立幼稚園等環境整備費補助金	遊具等環境整備に要する経費を補助	8,993	8,937	6,337
10	私立幼稚園等特色教育等推進補助金	幼児教育に関する地域教育事業等の実施に要する経費を補助	120	620	1,120
11	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金	幼稚園教諭等の処遇の改善に要する経費を補助	—	7,628	31,679
12	園務改善のためのICT化支援事業補助金	園務改善のためのICT化促進に係る経費を補助	1,500	2,612	1,873
13	私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金	保護者等のニーズに応じた質の高い幼児教育の提供に要する経費を補助	5,814	8,281	8,883
14	私立学校光熱費高騰緊急対策事業費補助金	光熱費に係る経費の一部を学校設置者に対し補助	—	522,697	—
15	私立専修学校教育環境整備費補助金	私立専修学校専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価に要する経費の一部を補助	200	200	—
16	私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金	就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費を補助	56,799	64,655	72,765
17	私立高等学校等就学支援金	私立高等学校等に在学する生徒等の授業料に充てるために支給	4,734,421	4,582,740	4,325,941
18	私立学校等結核予防費補助金(注1)	学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助	3,493	3,480	3,601
19	保育園等による木育活動の支援事業費補助金(注2)	施設の運営者等が策定した木育活動の実施に必要な経費を補助	—	8,654	—
合計			33,071,860	33,832,034	33,285,393

(注1) 保健医療局所管補助金

(注2) 産業労働局所管補助金

(表5) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

No.	学校法人名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計
1	大妻学院	1,366,781	111,617	1,478,398	1,362,640	143,935	1,506,575	1,387,595	105,189	1,492,784
2	女子学院	427,297	18,620	445,917	436,212	27,482	463,694	439,795	17,646	457,442
3	明治大学	413,038	56,446	469,484	419,159	61,722	480,882	417,005	49,283	466,288
4	芝学園	595,553	34,116	629,670	607,242	45,908	653,150	606,766	32,328	639,095
5	戸板学園	419,692	38,688	458,380	422,853	40,514	463,367	428,989	24,839	453,828
6	東洋英和女学院	501,335	15,797	517,133	512,911	26,783	539,695	516,629	12,598	529,228
7	保隣教育財団	362,357	105,223	467,581	346,759	113,427	460,186	347,554	110,457	458,011
8	郁文館夢学園	606,796	115,912	722,709	642,926	113,664	756,590	658,955	100,712	759,667
9	駒込学園	569,692	165,550	735,243	560,619	188,678	749,297	569,760	155,309	725,069
10	文京学院	434,685	78,169	512,854	432,045	78,103	510,149	440,414	72,995	513,409
11	明昭学園	507,909	260,042	767,952	567,945	256,509	824,455	551,116	225,308	776,425
12	小野学園	539,804	169,180	708,985	616,386	183,649	800,036	665,477	158,531	824,008
13	品川女子学院	457,205	34,005	491,210	443,167	241,141	684,308	441,016	30,542	471,558
14	藤華学院	384,810	153,053	537,863	392,979	161,775	554,755	377,718	137,481	515,200
15	文教大学学園	581,143	80,582	661,726	590,732	98,675	689,407	591,192	88,255	679,448
16	自由ヶ丘学園	320,982	132,089	453,071	316,471	112,765	429,237	338,772	154,482	493,254
17	上野塾	720,851	302,974	1,023,826	739,849	313,924	1,053,773	719,377	293,531	1,012,909
18	大森学園	442,368	142,904	585,272	440,474	156,265	596,740	436,543	144,378	580,922
19	東邦大学	494,437	19,035	513,473	494,499	29,593	524,093	507,554	17,100	524,654
20	清明学園	224,280	1,190	225,470	227,306	2,036	229,342	224,856	1,896	226,752
21	鷗友学園	465,888	22,234	488,123	472,296	31,354	503,651	449,017	21,266	470,284
22	国本学園	419,734	36,195	455,929	392,768	31,912	424,681	386,487	22,793	409,280
23	駒澤大学	451,615	182,901	634,516	453,163	191,268	644,432	463,661	140,165	603,826
24	日本学園	371,850	83,506	455,356	376,921	82,672	459,594	419,682	80,800	500,482
25	関東国際学園	455,063	215,562	670,626	437,575	206,547	644,122	438,758	187,886	626,644
26	渋谷教育学園	449,003	27,489	476,492	443,312	32,589	475,902	459,031	25,511	484,542
27	東京女学館	600,909	28,908	629,817	611,472	43,947	655,420	616,371	26,251	642,622
28	宝仙学園	653,412	85,188	738,600	645,873	95,006	740,879	658,632	75,289	733,922
29	堀越学園	806,125	248,824	1,054,949	822,030	250,203	1,072,233	835,042	228,271	1,063,313
30	光塩女子学園	508,147	23,068	531,215	519,029	33,842	552,872	555,269	28,931	584,201
31	女子美術大学	362,486	70,049	432,535	366,772	70,839	437,612	374,889	60,630	435,519
32	日本大学第二学園	688,357	166,784	855,142	689,666	123,360	813,027	713,554	108,313	821,868
33	豊島岡女子学園	586,035	53,570	639,606	576,345	56,988	633,334	568,654	36,085	604,739
34	本郷学園	626,994	56,205	683,200	645,475	58,333	703,808	618,141	33,741	651,883
35	立教学院	356,351	23,964	380,316	366,419	32,426	398,846	373,548	22,496	396,045
36	聖学院	872,112	75,578	947,691	888,838	89,565	978,403	895,786	73,944	969,730
37	星美学園	889,718	41,211	930,929	914,694	63,713	978,407	968,637	48,247	1,016,884
38	東京成徳学園	729,320	185,908	915,228	754,846	220,104	974,950	769,545	221,353	990,898
39	武蔵野学院	467,215	147,253	614,468	430,674	145,894	576,569	414,529	142,942	557,471
40	北豊島学園	288,666	71,804	360,470	287,873	68,325	356,199	283,479	58,353	341,832
41	渡辺学園	392,213	89,147	481,361	404,625	94,754	499,379	400,427	74,608	475,035
42	根津育英会武蔵学園	303,660	23,160	326,820	300,600	29,772	330,372	308,508	22,801	331,310
43	矢野学園	692,303	291,929	984,232	705,296	277,349	982,645	712,306	232,172	944,479
44	成蹊学園	702,383	36,325	738,708	708,739	59,110	767,850	722,959	42,665	765,624
45	大成学園	473,913	216,245	690,159	472,393	225,041	697,435	477,185	199,377	676,563
46	明星学園	581,536	97,304	678,840	602,116	120,609	722,725	590,834	116,991	707,825
47	明星学苑	949,954	175,491	1,125,445	936,898	172,705	1,109,604	972,949	146,496	1,119,445

(表5) 団体別補助金交付額 (続き)

(単位: 千円)

No.	学校法人名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計
48	晃華学園	491,106	22,713	513,819	497,959	35,627	533,587	514,322	28,286	542,608
49	桜美林学園	566,980	132,844	699,825	526,394	132,045	658,440	552,852	101,587	654,440
50	開智学園	378,792	44,378	423,171	376,830	44,941	421,772	382,859	34,169	417,029
51	伸びる会学園	47,060	4,461	51,521	46,306	6,667	52,973	48,495	2,483	50,978
52	まんとみ学園	62,778	666	63,444	50,715	613	51,328	53,448	3,008	56,456
53	大沼学園	45,500	5,056	50,556	51,390	6,856	58,246	51,844	6,219	58,063
54	川島学園	53,809	5,044	58,853	51,368	6,620	57,988	55,115	7,209	62,324
55	アゼリー学園	76,330	1,097	77,427	74,110	4,184	78,294	74,213	4,712	78,925
56	武蔵野平安学園	55,669	—	55,669	53,216	1,546	54,762	56,728	1,752	58,480
57	明泉幼稚園	39,474	4,086	43,560	31,811	3,798	35,609	33,408	3,304	36,712
58	山縣学園	78,369	1,480	79,849	68,888	2,331	71,219	72,994	3,304	76,298
59	高城学園	63,476	1,947	65,423	62,285	2,266	64,551	60,267	3,114	63,381
60	立華学園	42,780	784	43,564	45,060	1,210	46,270	48,723	1,637	50,360
61	荒畑学園	37,470	3,380	40,850	36,371	4,389	40,760	38,831	4,233	43,064
62	清瀬学園	62,964	1,750	64,714	70,385	8,366	78,751	74,547	5,050	79,597
63	有馬学園	64,607	4,506	69,113	68,477	5,203	73,680	70,566	4,181	74,747
64	浅間学園	63,147	1,510	64,657	59,205	2,509	61,714	59,888	2,595	62,483
65	田口学園	50,214	281	50,495	50,841	1,619	52,460	51,930	1,777	53,707
66	熊野学園	77,277	666	77,943	79,410	1,572	80,982	80,899	3,080	83,979
67	町山学園	9,408	120	9,528	9,408	5,757	15,165	7,840	620	8,460
68	芦田学園	61,848	1,000	62,848	61,259	2,583	63,842	69,540	3,184	72,724
69	西川学園	69,046	666	69,712	65,813	2,835	68,648	68,614	2,864	71,478
70	栄学園	4,704	3,590	8,294	2,352	3,929	6,281	2,352	500	2,852

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

経常費補助金のうち、一般補助については、主に、補助金算定の基礎となる教員数、生徒数、学級数等が正確か、特別補助については、補助対象となる事業の実施状況について根拠書類により確認した。

その他の補助対象事業については、主に、補助金額が適正か、その目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日53総学一第198号総務局長決定。以下「要綱」という。）に基づき、私立学校経常費補助金において、私立高等学校等における国際理解教育を推進するため、国際化推進補助を行っている。このうち、帰国子女等の受入れについては、海外に在留していた生徒又は児童の受入れを行った学校法人に対し、帰国子女1人当たり9万円の補助金を交付している。

要綱によると、表6のとおり、5月1日を基準日として、帰国後3年以内の者を補助対象とすることとしている。

ところで、局は、毎年度、教職員数や帰国子女等の受入状況等、経常費補助金の算定に必要な実績を、「私立学校教育助成金調査表（B表）」（以下「B表」という。）により調査している。

そこで、学校法人戸板学園が設置している三田国際学園高等学校における帰国子女等の受入れについてB表を見たところ、令和4年度において補助対象とした8名の生徒のうちの1名が平成31年3月に帰国しており、帰国後3年を超えているにもかかわらず、法人は補助対象に算入しており、適正でない。

この結果、補助金9万円が過大に交付されている。

また、局は、法人から提出されたB表を参照することで、1名が補助対象外であることが確認できるにもかかわらず、補助金額の算定に当たり、これを看過しており、適正でない。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。

（学校法人戸板学園）

（生活文化スポーツ局）

（表6）帰国子女等の受入れに係る補助対象となる生徒の要件（令和4年度）

1	令和4年5月1日現在、私立高等学校に在籍し、日本国籍である者
2	海外に在留していた者又は在留している者を保護者とする者
3	引き続き1年を超える期間海外に在留していた者
4	令和4年5月1日現在、帰国後3年以内の者(令和元年5月1日以降に帰国した者)

(2) 私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に資するため、表7のとおり、「私立高等学校都内生就学促進補助金」を都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じる等により私立高等学校に交付している。

ところで、学校法人東京成徳学園が設置している東京成徳大学高等学校における補助金について見たところ、補助対象人数に、都内公立中学校出身者以外の4名が含まれており適正でない。

この結果、表8のとおり、令和5年度において6万8,400円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

(学校法人東京成徳学園)

(表7) 私立高等学校都内生就学促進補助金

(単位：円)

対象経費	補助金の額の算定	補助単価
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進に要する経費	都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じた額	(生徒割単価) 17,100
広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費	生徒募集等に係る広報活動を行っている学校に対する学校割単価	(学校割単価) 210,000

(表8) 補助金の過大交付額

(単位：人、円)

年度	学校割単価 (a)	生徒割単価 (b)	補助対象人数(c)		補助額(a)+(b)×(c)		差額
			(誤)	(正)	(誤)	(正)	
令和5年度	210,000	17,100	316	312	5,613,600	5,545,200	68,400

株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY	令和6年10月16日及び 同月18日	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	教育庁	令和6年10月15日及び 同月21日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都教育委員会との協定に基づく、グローバル人材を育成するための教育センターの企画開発、サービス提供、管理運営等の事業を実施することを目的として設立	
主な沿革	平成29年2月 設立 平成30年9月 TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN（江東区青海）開設 令和5年1月 TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS（立川市）開設	
事業の概要	英語を使用した体験的・実践的なプログラムの提供を行う施設の整備・運営	
所在地	東京都江東区青海二丁目4番32号	
組織	教育サービス部、マーケティング部、事業開発推進部、多摩エリア運営部	
人員	役員9名（代表取締役1名、取締役7名、監査役1名）（うち非常勤取締役6名、非常勤監査役1名）、従業員34名（注3）	
都との関係	補助金（表1）	680,066千円（令和4年度交付額） 446,667千円（令和5年度交付額）
	事業の委託	57,860千円（令和4年度委託料） 41,545千円（令和5年度委託料）

（注1）上記数値等は令和6年3月31日現在

(注2) 網掛け部分が監査対象となる。

(注3) このほか、イングリッシュスピーカーである外国人スタッフ等が臨時従業員として341名在籍している。

3 補助金の概要

都は、TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金交付要綱（平成31年4月1日最終改正）等に基づき、表1のとおり、団体が実施するTOKYO GLOBAL GATEWAY 事業が円滑かつ安定的に実施されることを目的として、団体に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は、施設の賃料及び開業までに発生した施設改修経費である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金	TOKYO GLOBAL GATEWAY 事業施設賃料補助金交付要綱	賃貸借契約に基づき事業者が負担する賃料（共益費を含む。）(10/10)	269,363	269,363	269,363
多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業 施設賃料補助金	多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業施設賃料補助金交付要綱	賃貸借契約に基づき事業者が負担する賃料（共益費を含む。）(10/10)	8,102	177,304	177,304
多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営事業 施設改修経費補助金	多摩地域における体験型英語学習施設整備・運営（仮称）事業施設改修経費補助金交付要綱	施設開業までに事業者が負担する費用のうち、設計図書等の作成に係る費用、工事請負・工事監理等に係る費用、什器・備品購入に係る費用(9/10)	27,601	233,399	
合計			305,066	680,066	446,667

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY（以下「会社」という。）の事業について、主に、補助の目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

庁は、国際社会で活躍できるグローバル人材育成に向けた様々な取組を行っており、その一環として、いわゆる「英語村」（国内にいながらにして、外国とほぼ同様な環境の中で英語学習を行う施設）を東京都内に新たに開設することとした。施設整備や学習プログラムの提供等に当たっては、民間事業者のアイデア、ノウハウ等を十分に生かせるよう、庁は、企画提案方式により事業者を公募し、選定された事業者が主体的に施設の整備・運営を行い、庁は事業者に対し、補助金の交付等の支援を行うこととした。

その結果、株式会社学研ホールディングスを筆頭とする5者のグループ（注）が選定され、同グループは平成29年2月に本事業を実施するための株式会社を設立し、平成30年9月に体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」を江東区青海に開設した。

本施設は、庁が掲げる事業目的の一つである、児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境の提供を目指して整備されている。プログラム構成としては、レストランや飛行機内等の擬似空間で、海外で遭遇し得る多様な場면을再現し、英語でのやりとりを体験できるもの（「アトラクション・シーン」）と、グループによるディスカッションや制作等の共同作業を通じて、英語で各テーマについて学ぶことができるもの（「アクティブイマージョン・シーン」）とがあり、いずれも、英語漬けの環境の中で、利用者が英語によるコミュニケーションの成功体験が得られるとしている。

また、庁は、このような体験的・実践的なプログラムを、東京都内の可能な限り多くの児童・生徒に対し、安価な料金で提供することも事業目的として掲げている。そのため、本施設利用の予約に際しては、都内の児童・生徒による学校団体利用が優先的に受け付けられ、料金体系においても、都内の学校団体利用がより安価に設定されている。

その後、庁は、『『未来の東京』戦略ビジョン』において、多摩地域での体験型英語学習施設を整備することとし、企画提案方式による公募を経て、会社を事業者として選定し、会社は、令和5年1月に多摩地域における体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」を立川市に開設した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数が一時減少したものの、年々認知度が上がり、立川市の施設開業効果も相まって、令和4年度における学校団体利用人数は約13万人、令和5年度においては約15万人（いずれの年度においても、東京都内に所在する学校の児童・

生徒数は約８割）と、利用は拡大している。

また、アンケート結果によると、両施設を利用した児童・生徒の約９割が「楽しかった」、「今後の英語学習の刺激になった」と回答しており、引率した教員に対するアンケート結果においても、「生徒がいきいきと楽しそうに話している姿が見られた」、「スタッフの生徒への声かけ、接し方が授業を進める上でも参考になった」等、教員にとっても有意義な体験となっていることが分かる意見が寄せられている。

利用者数は順調に増加しており、今後も、スタッフ（特に外国人のイングリッシュスピーカー）を適切に確保する必要がある。また、実際に利用する児童・生徒一人ひとりの英語力には違いがあるため、スタッフには、きめ細かに対応できる指導力やサポート力が求められる。そのため、会社には、イングリッシュスピーカーとなるスタッフの確保及び質の維持・向上に向けた取組を進めていくことが望まれる。

（注）構成員は、株式会社学研ホールディングス、株式会社市進ホールディングス、株式会社エデュレエルシーエー、一般財団法人英語教育協議会、株式会社博報堂

参考資料

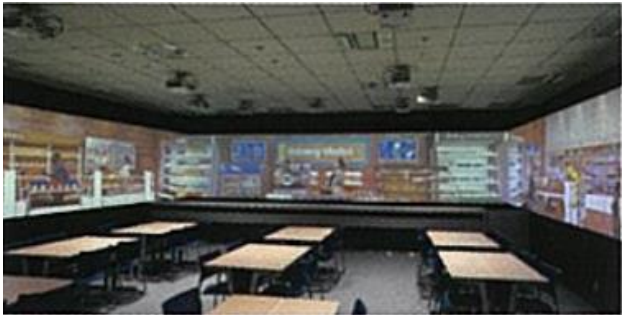
(表 2) 施設・運営の概要

区分	TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN	TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS
所在地	東京都江東区青海二丁目 4 番 32 号	東京都立川市緑町 3 番 1 号
建物名称	タイム 24 ビル	GREEN SPRINGS
建物所有者 (注 1)	株式会社東京ビッグサイト	株式会社立飛ストラテジーラボ
施設面積	1 階：約 1,124 m ² 2 階：約 2,752 m ² 3 階：約 3,090 m ² 合計：約 6,966 m ²	E1 棟 4 階：約 817 m ² W2 棟 3 階：約 569 m ² 合計：約 1,385 m ²
最大同時収容人数	約 900 人	約 320 人
運営期間	平成 30 年 9 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 1 月 16 日から 令和 14 年 12 月 28 日まで
営業日時	学校団体利用：休館日を除く平日及び土曜日の 9 時から 17 時まで 一般利用（注 2）：主に日曜日（月 1 回程度）の 10 時から 17 時まで	
休館日	年間概ね 20 日間程度（毎月 1 回月曜日ほか）	
利用方法	学校団体利用：WEB 予約（都内に所在する学校団体を優先） 一般利用：WEB 予約	

(注 1) 会社は、それぞれの建物所有者と賃貸借契約を締結している。

(注 2) 一般利用については、学校団体利用に支障を来さない範囲内でプログラムを実施している。

(図 1) 施設内の部屋の例

TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN	TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS
	
リアルな造形により、海外のレストランにいるかのような雰囲気を演出（出典：「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN Program Catalog」）	壁に映像を映し出すことで、一つの部屋で異なるプログラムに対応できる部屋も設置（出典：「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS Program Catalog」）

(表3) 利用料金 (学校団体利用における児童・生徒1人当たりの税込料金)

(単位: 円)

利用区分	都内			都外		
	小学生	中学生	高校生	小学生	中学生	高校生
半日コース	2,970	3,190	3,190	4,070	4,290	4,290
1日コース	5,940	6,380	6,380	8,140	8,580	8,580

(注) 一般利用の場合は、プログラムごとに料金を設定

(表4) 主な学習プログラム

プログラム名		体験の例
アトラクション・シーン	エアプレイン	飛行機内で、雑誌や飲み物、ブランケットなどのアイテムを入手する。
	レストラン	トッピングやドレッシング、サイドオーダー等も含めて、希望の食べ物や飲み物を注文する。
	ホテル	部屋のサイズやベッド数、窓から見える景色などの要望を伝える。
アクティビティ・イメージーション	プログラミングを体験しよう	グループでプログラミング用ロボットを用い、どのようにコードを修正したらよいかディスカッションを行う。
	ダンスパフォーマンスをしよう (注1)	体の部位や方向、動きなどの語彙をふんだんに使いながら、基本ステップを学んだ後、グループごとにダンスをつくり、発表し合う。
	水の循環プロジェクト (注2)	多摩地域の水を世界にPRするプレゼンテーションを考え、グループ内で発表する。

(注1) TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANのみ実施

(注2) TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSのみ実施

(図2) TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANにおけるプログラム体験部屋の例

エアプレイン	ホテル
	

(出典: 「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN Program Catalog」)

(表 5) 学校団体の利用状況

(単位：上段は校、下段は人)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	累計
TOKYO GLOBAL GATEWAY	382	864	353	884	1,430	1,290	5,203
BLUE OCEAN	45,245	77,164	33,508	82,542	121,274	115,522	475,255
TOKYO GLOBAL GATEWAY					109	333	442
GREEN SPRINGS					8,089	31,128	39,217
合計	382 45,245	864 77,164	353 33,508	884 82,542	1,539 129,363	1,623 146,650	5,645 514,472

社会福祉法人（子供分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	保育所を有する社会福祉法人アストリー など26団体45施設	令和6年4月18日及び令和6年9月13日から同年10月22日まで (詳細は表1のとおり)	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び同年10月23日	

（表1）監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名		
4月18日	社会福祉法人黒潮社	—	—
9月13日	社会福祉法人上智社会事業団	—	—
9月17日	社会福祉法人菊美会	—	—
9月18日	社会福祉法人清仁会	—	—
9月20日	社会福祉法人アストリー	社会福祉法人雲柱社	—
9月25日	社会福祉法人ちとせ交友会	—	—
9月26日	社会福祉法人新川中原保育会	—	—
9月27日	社会福祉法人檸檬会	—	—
9月30日	社会福祉法人カタバミ会	—	—
10月2日	社会福祉法人厚生福祉会	—	—
10月7日	社会福祉法人あゆみ会	社会福祉法人菊美会	社会福祉法人嬉泉
10月8日	社会福祉法人清朗会	—	—
10月9日	社会福祉法人聡香会	—	—
10月10日	社会福祉法人泉湧く家	社会福祉法人善隣福祉会	—
10月11日	社会福祉法人東香会	社会福祉法人八晃会	—
10月15日	社会福祉法人ひまわり会	社会福祉法人武蔵村山正徳会	—
10月21日	社会福祉法人至愛協会	社会福祉法人徳育会	—
10月22日	社会福祉法人かしのみ福祉会	社会福祉法人敬愛学園	社会福祉法人東京家庭学校

2 団体の概要

社会福祉法人アストリーなど26団体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所を設置し、東京都保育サービス推進事業補助金等の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（45施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、デジタル技術を活用したデータ分析により、当該補助金交付団体（639団体1,298施設）のうち、補助加算項目の算定等で特異な傾向を示した16団体21施設を選定した。上記以外に、補助金額上位の団体のうち、過去5年以上監査未実施の団体9団体23施設を選定した。また、島しょ所在の1団体1施設を令和6年定例監査において実施した。

（表2）監査対象とした団体

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人アストリー	立石いろは保育園	保育所	葛飾区立石	102	91
社会福祉法人あゆみ会	国立あおいとり保育園	保育所	国立市泉	69	82
	国立あゆみ保育園	保育所	国立市矢川	67	78
社会福祉法人泉湧く家	わくわく保育園	保育所	豊島区池袋	30	30
社会福祉法人雲柱社	ともしび保育園	保育所	江東区東砂	107	97
	めぐみの森保育園	保育所	狛江市中和泉	120	118
社会福祉法人かしのみ福祉会	菊野台かしのみ保育園	保育所	調布市菊野台	90	93
社会福祉法人カタバミ会	ふきのとう保育園	保育所	江戸川区中葛西	108	95
社会福祉法人菊美会	たかはた北保育園	保育所	日野市高幡	100	116
	日野駅前かわせみ保育園	保育所	日野市日野本町	86	85
	日野第二保育園	保育所	日野市日野	170	158
	ほんだ保育園	保育所	国分寺市本多	91	88
	むこうじま保育園	保育所	日野市新井	150	152
社会福祉法人嬉泉	宇奈根なごやか園	保育所	世田谷区宇奈根	80	74
	鎌田のびやか園	保育所	世田谷区鎌田	83	81
	すこやか園	保育所	世田谷区船橋	39	39
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	保育所	大島町元町字地の岡	80	72
社会福祉法人敬愛学園	敬愛ハーモニー保育園	保育所	八王子市大和田町	70	81
	敬愛桃の実保育園	保育所	町田市小山ヶ丘	30	30
	多摩境敬愛保育園	保育所	町田市小山町	80	80
社会福祉法人厚生福祉会	青戸福祉保育園	保育所	葛飾区青戸	90	89
	青戸もも保育園	保育所		60	61
	かつしか風の子保育園	保育所	葛飾区立石	102	99
社会福祉法人至愛協会	ゆりのき保育園	保育所	多摩市永山	170	166
社会福祉法人上智社会事業団	上智厚生館保育園	保育所	荒川区町屋	210	215
	上智聖ローザ保育園	保育所	荒川区西日暮里	102	99
社会福祉法人新川中原保育会	成城つくしんぼ保育園	保育所	世田谷区成城	151	156
社会福祉法人清仁会	隅田学園	保育所	足立区中川	131	124
社会福祉法人清朗会	すみれ保育園	保育所	清瀬市中里	146	149
	せせらぎ保育園	保育所		125	125

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人善隣福祉会	東玉川善隣保育園	保育所	世田谷区東玉川	54	49
社会福祉法人聡香会	きたしば保育園	保育所	西東京市芝久保町	73	77
社会福祉法人ちとせ交友会	渋谷東ちとせ保育園	保育所	渋谷区東	90	78
	調布ヶ丘ちとせ保育園	保育所	調布市調布ヶ丘	90	92
	二番町ちとせ保育園	保育所	千代田区二番町	100	95
社会福祉法人東京家庭学校	上水保育園	保育所	杉並区高井戸東	260	247
社会福祉法人東香会	上町しぜんの国保育園	保育所	世田谷区世田谷	105	104
	しぜんの国保育園	保育所	町田市忠生	157	156
	成瀬くりの家保育園	保育所	町田市成瀬	100	101
社会福祉法人徳育会	徳育保育園	保育所	葛飾区水元	89	88
社会福祉法人八晃会	宝光保育園	保育所	西多摩郡日の出町	130	122
社会福祉法人ひまわり会	金町ひまわり保育園	保育所	葛飾区東金町	99	99
	ひまわり保育園	保育所	葛飾区細田	317	287
社会福祉法人武蔵村山正徳会	つむぎ保育園	保育所	武蔵村山市伊奈平	120	119
社会福祉法人檸檬会	レイモンド花畑保育園	保育所	足立区花畑	170	168

(注) 上記数字は令和6年3月31日現在

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

① 東京都保育サービス推進事業補助金

(単位: 千円)

団体名	施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人アストリー	立石いろは保育園	2,880	3,085	4,412
社会福祉法人あゆみ会	国立あおとり保育園	9,747	9,542	8,808
	国立あゆみ保育園	14,518	15,289	16,730
社会福祉法人泉湧く家	わくわく保育園	849	1,953	2,879
社会福祉法人雲柱社	ともしび保育園	9,037	10,187	11,983
	めぐみの森保育園	10,734	10,467	13,815
社会福祉法人かしのみ福祉会	菊野台かしのみ保育園	6,392	5,604	6,421
社会福祉法人カタバミ会	ふきのとう保育園	4,582	4,288	4,686
社会福祉法人菊美会	たかはた北保育園	5,795	6,716	7,805
	日野駅前かわせみ保育園	9,574	10,527	11,634
	日野第二保育園	12,108	9,664	8,934
	ほんだ保育園	6,472	6,219	6,811
	むこうじま保育園	11,697	14,280	14,706
社会福祉法人嬉泉	宇奈根なごやか園	5,566	7,119	7,778
	鎌田のびやか園	8,522	8,950	10,312
	すこやか園	13,367	15,686	20,029

団体名	施設の名称	令和３年度 交付金額	令和４年度 交付金額	令和５年度 交付金額
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	6,833	5,286	5,376
社会福祉法人敬愛学園	敬愛ハーモニー保育園	7,119	7,356	8,293
	敬愛桃の実保育園	5,497	5,686	6,257
	多摩境敬愛保育園	7,047	6,997	6,820
社会福祉法人厚生福社会	青戸福祉保育園	12,380	14,127	8,246
	青戸もも保育園	8,621	8,173	8,581
	かつしか風の子保育園	11,380	12,361	14,620
社会福祉法人至愛協会	ゆりのき保育園	11,890	11,490	13,195
社会福祉法人上智社会事業団	上智厚生館保育園	13,845	14,664	15,568
	上智聖ローザ保育園	4,402	5,247	3,350
社会福祉法人新川中原保育会	成城つくしんぼ保育園	10,974	18,005	15,946
社会福祉法人清仁会	隅田学園	5,614	7,537	6,402
社会福祉法人清朗会	すみれ保育園	8,673	8,320	7,529
	せせらぎ保育園	11,907	15,417	20,459
社会福祉法人善隣福社会	東玉川善隣保育園	2,451	9,129	14,389
社会福祉法人聡香会	きたしば保育園	5,558	5,333	5,026
社会福祉法人ちとせ交友会	渋谷東ちとせ保育園	5,520	5,421	5,801
	調布ヶ丘ちとせ保育園	3,196	4,382	5,824
	二番町ちとせ保育園	8,109	7,254	7,710
社会福祉法人東京家庭学校	上水保育園	16,024	15,968	11,804
社会福祉法人東香会	上町しぜんの国保育園	6,396	6,551	6,057
	しぜんの国保育園	14,516	15,900	16,442
	成瀬くりの家保育園	11,735	14,755	13,123
社会福祉法人徳育会	徳育保育園	4,973	6,429	7,245
社会福祉法人八晃会	宝光保育園	9,044	8,719	10,903
社会福祉法人ひまわり会	金町ひまわり保育園	7,034	5,931	6,911
	ひまわり保育園	14,014	16,635	17,170
社会福祉法人武蔵村山正徳会	つむぎ保育園	3,940	6,482	8,713
社会福祉法人檸檬会	レイモンド花畑保育園	7,767	7,475	10,807
合計		378,299	416,606	446,310

(注) 令和５年度交付金額は交付額確定前の額である。

② 東京都保育士等キャリアアップ補助金

(単位:千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人黒潮社	北ノ山保育園	9,834	9,409	9,096
合計		9,834	9,409	9,096

(注1) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

(注2) 社会福祉法人黒潮社は島しょ所在の団体であり、令和6年定例監査において島しょ部の監査を行った際に、東京都保育サービス推進事業補助金及び東京都保育士等キャリアアップ補助金について当該団体の監査を実施

3 補助金の概要

(1) 東京都保育サービス推進事業補助金の概要

都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(令和6年5月1日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 特別保育事業等推進加算

(単位:円)

加算項目		対象施設	単価	算定方法
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		零歳児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施		零歳児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	2時間・3時間延長	2時間・3時間の延長保育を実施する保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	4時間以上延長	4時間以上の延長保育を実施する保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業		病児・病後児保育を実施する保育所（体調不良児対応型を除く。）	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育		休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）		一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）			2,920	単価×延べ利用児童数
障害児保育（特児対象）		障害児保育を実施する保育所（特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合）	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計

加算項目		対象施設	単価	算定方法
障害児保育(その他)	知的	障害児保育を実施する保育所 (特児対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	障害児保育を実施する保育所 (特児対象以外の身体障害児を受け入れた場合)	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置		分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育		夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
零歳児保育(市部・小規模)		市部において零歳児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育(町村部)		町村部において零歳児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業(町村部)		町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表5) 保育所地域子育て支援推進加算(ポイント制)

加算項目		対象事業	実施回数等の基準	ポイント (注)
小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12
保育所体験		地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年5回又は延べ10人以上	6
			年10回又は延べ20人以上	12
出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	6
			年6回又は延べ12人以上	12
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8
			年6人以上	16
	加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2
			基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2

(注) 1 ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表6) 第三者評価受審費加算

(単位:円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額 (注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000
	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

(2) 東京都保育士等キャリアアップ補助金の概要

都は、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（令和6年3月27日最終改正）に基づき、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は交付対象施設に勤務する職員の人件費であり、交付額は表7により算定した額の合計（1,000円未満の端数切捨て）による。

(表7) 補助金の概要

対象経費	算定方法
基本額（年齢別・定員別月額単価×各月初日在籍児童数）	基本額にキャリアパス要件（施設職員の職位、職責又は職務内容、賃金等に応じた勤務条件等の要件を定めていることなど。）や第三者評価受審・情報公開等の取組に応じた調整率を乗ずる。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育サービス推進事業補助金及び東京都保育士等キャリアアップ補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているか、などに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）

局は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、19法人が運営する25施設で不適正な事例が認められた（過大交付額合計2,519万3,000円）。本監査では、法人から提出された実績報告書において、各施設が作成した根拠書類からの転記・計算誤りが多数発生していることが確認された。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

（社会福祉法人アストリー）

（社会福祉法人雲柱社）

（社会福祉法人かしのみ福祉会）

（社会福祉法人カタバミ会）

（社会福祉法人菊美会）

（社会福祉法人嬉泉）

（社会福祉法人敬愛学園）

（社会福祉法人至愛協会）

（社会福祉法人新川中原保育会）

（社会福祉法人清仁会）

（社会福祉法人清朗会）

（社会福祉法人善隣福祉会）

（社会福祉法人聡香会）

(社会福祉法人ちとせ交友会)
(社会福祉法人東京家庭学校)
(社会福祉法人東香会)
(社会福祉法人徳育会)
(社会福祉法人八晃会)
(社会福祉法人ひまわり会)
(福祉局)

(ア) 社会福祉法人アストリーが設置する立石いろは保育園で、表 9 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 8 のとおり、令和 4 年度分で 9 4 万 1, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 8) 令和 4 年度分過大交付額 (立石いろは保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	4, 137, 000	2, 144, 630	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	3, 085, 000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	3, 085, 000	2, 144, 000	941, 000

(注) 1, 0 0 0 円未満の端数切捨て (以下、同じ。)

(表 9) 実績額の内訳 (立石いろは保育園) (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		4, 137, 000		2, 144, 630
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	138人	1, 922, 340	72人	1, 002, 960
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	31人	533, 200	0人	-
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	0人	-	31人	328, 910
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	97人	141, 620	38人	55, 480
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	452人	1, 319, 840	184人	537, 280
	アレルギー児対応	10人	220, 000	10人	220, 000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		-		-
	第三者評価受審費 c		-		-
実績額【選定額】 A=a+b+c			4, 137, 000		2, 144, 630

(イ) 社会福祉法人雲柱社が設置するともしび保育園で、表 1 1 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 1 0 のとおり、令和 4 年度分で 1 2 7 万 2, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 1 0) 令和 4 年度分過大交付額 (ともしび保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	10,187,540	8,915,340	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	11,571,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	10,187,000	8,915,000	1,272,000

(表 1 1) 実績額の内訳 (ともしび保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		7,687,540		6,415,340
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	105人	1,462,650	105人	1,462,650
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	3人	51,600	3人	51,600
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	21人	222,810	19人	201,590
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	0人	-	13人	18,980
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	1,094人	3,194,480	1,081人	3,156,520
	障害児保育 (特児対象)	12人	540,000	12人	540,000
	アレルギー児対応	68人	1,496,000	42人	924,000
	育児困難家庭への支援	24人	720,000	2人	60,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,100,000		2,100,000
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育所体験	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育拠点活動支援	18ポイント	900,000	18ポイント	900,000
	第三者評価受審費 c		400,000		400,000
	実績額【選定額】 A=a+b+c		10,187,540		8,915,340

(ウ) 社会福祉法人かしのみ福祉会が設置する菊野台かしのみ保育園で、表 1 3 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 1 2 のとおり、令和 4 年度分で 13 万 5,000 円が過大に交付されている。

(表 1 2) 令和 4 年度分過大交付額 (菊野台かしのみ保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,261,820	5,469,440	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	5,604,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	5,604,000	5,469,000	135,000

(表 1 3) 実績額の内訳 (菊野台かしのみ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		5,561,820		2,769,440
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	174人	2,423,820	108人	1,504,440
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	5人	86,000	5人	86,000
	アレルギー児対応	25人	550,000	18人	396,000
	育児困難家庭への支援	60人	1,800,000	24人	720,000
	外国人児童受入れ	78人	702,000	7人	63,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,700,000		2,700,000
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
	保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
	第三者評価受審費 c		-		-
実績額【選定額】 A=a+b+c			8,261,820		5,469,440

(エ) 社会福祉法人カタバミ会が設置するふきのとう保育園で、表 1 5 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育 (その他・知的) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 1 4 のとおり、令和 4 年度分で 5 6 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 1 4) 令和 4 年度分過大交付額 (ふきのとう保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	4,288,440	3,724,440	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	4,288,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	4,288,000	3,724,000	564,000

(表 1 5) 実績額の内訳 (ふきのとう保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		3,838,440		3,724,440
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	1,504,440	108人	1,504,440
	障害児保育 (その他・知的)	12人	456,000	9人	342,000
	アレルギー児対応	33人	726,000	33人	726,000
	育児困難家庭への支援	24人	720,000	24人	720,000
	外国人児童受入れ	48人	432,000	48人	432,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		-		-
	第三者評価受審費 c		450,000		-
実績額【選定額】 A=a+b+c			4,288,440		3,724,440

(オ) 社会福祉法人菊美会が設置するたかはた北保育園、日野駅前かわせみ保育園、ほんだ保育園及びむこうじま保育園で、それぞれ表１７、表１９、表２１及び表２３のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表１６、表１８、表２０及び表２２のとおり、令和４年度分で５０万５,０００円が過大に交付されている。

(表１６) 令和４年度分過大交付額（たかはた北保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,716,090	6,664,490	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,877,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	6,716,000	6,664,000	52,000

(表１７) 実績額の内訳（たかはた北保育園）

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		4,172,090		4,120,490
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	120人	1,671,600	120人	1,671,600
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	11人	189,200	8人	137,600
	延長保育事業（2時間・3時間延長）	69人	732,090	69人	732,090
	病児・病後児保育事業	34人	231,200	34人	231,200
	障害児保育（その他・知的）	21人	798,000	21人	798,000
	アレルギー児対応	25人	550,000	25人	550,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,100,000		2,100,000
	小中高生の育児体験受入れ	12℥ イト	600,000	12℥ イト	600,000
	保育所体験	12℥ イト	600,000	12℥ イト	600,000
	保育拠点活動支援	18℥ イト	900,000	18℥ イト	900,000
	第三者評価受審費 c		444,000		444,000
	実績額【選定額】 A=a+b+c		6,716,090		6,664,490

(表１８) 令和４年度分過大交付額（日野駅前かわせみ保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	10,527,290	10,136,680	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	10,650,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	10,527,000	10,136,000	391,000

(表 19) 実績額の内訳 (日野駅前かわせみ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	8,083,290		7,692,680	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	2,005,920	144人	2,005,920
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	4人	68,800	4人	68,800
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	37人	392,570	36人	381,960
	障害児保育 (その他・知的)	60人	2,280,000	50人	1,900,000
	障害児保育 (その他・身体)	12人	372,000	12人	372,000
	アレルギー児対応	48人	1,056,000	48人	1,056,000
	育児困難家庭への支援	60人	1,800,000	60人	1,800,000
	外国人児童受入れ	12人	108,000	12人	108,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,000,000		2,000,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12℥ イント	600,000	12℥ イント	600,000
	保育所体験	12℥ イント	600,000	12℥ イント	600,000
	保育拠点活動支援	16℥ イント	800,000	16℥ イント	800,000
	第三者評価受審費 c	444,000		444,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		10,527,290		10,136,680	

(表 20) 令和4年度分過大交付額 (ほんだ保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,219,680	6,168,080	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,822,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	6,219,000	6,168,000	51,000

(表 21) 実績額の内訳 (ほんだ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	3,591,680		3,540,080	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	96人	1,337,280	96人	1,337,280
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	12人	206,400	9人	154,800
	障害児保育 (その他・知的)	36人	1,368,000	36人	1,368,000
	障害児保育 (その他・身体)	12人	372,000	12人	372,000
	アレルギー児対応	14人	308,000	14人	308,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,100,000		2,100,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12℥ イント	600,000	12℥ イント	600,000
	保育所体験	12℥ イント	600,000	12℥ イント	600,000
	保育拠点活動支援	18℥ イント	900,000	18℥ イント	900,000
	第三者評価受審費 c	528,000		528,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		6,219,680		6,168,080	

(表 22) 令和4年度分過大交付額 (むこうじま保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	14,280,160	14,269,550	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	15,454,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	14,280,000	14,269,000	11,000

(表 2 3) 実績額の内訳 (むこうじま保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	11,690,160		11,679,550	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	143人	1,991,990	143人	1,991,990
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	15人	258,000	15人	258,000
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	77人	816,970	76人	806,360
	病児・病後児保育事業	294人	1,999,200	294人	1,999,200
	障害児保育 (その他・知的)	58人	2,204,000	58人	2,204,000
	アレルギー児対応	130人	2,860,000	130人	2,860,000
	育児困難家庭への支援	52人	1,560,000	52人	1,560,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,300,000		2,300,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
	出産を迎える親の体験学習	6名	300,000	6名	300,000
	保育拠点活動支援	16名	800,000	16名	800,000
	第三者評価受審費 c	290,000		290,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		14,280,160		14,269,550	

(カ) 社会福祉法人嬉泉が設置する鎌田のびやか園で、表 2 5 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育 (その他・知的) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 4 のとおり、令和 4 年度分で 3 4 万 7, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 4) 令和 4 年度分過大交付額 (鎌田のびやか園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,950,450	8,603,410	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	9,012,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	8,950,000	8,603,000	347,000

(表 2 5) 実績額の内訳 (鎌田のびやか園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	8,050,450		8,003,410	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	2,005,920	144人	2,005,920
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	8人	137,600	8人	137,600
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	33人	350,130	33人	350,130
	障害児保育 (その他・知的)	76人	2,888,000	75人	2,850,000
	分園設置	240人	1,084,800	238人	1,075,760
	アレルギー児対応	72人	1,584,000	72人	1,584,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	900,000		600,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	6名	300,000	0名	-
	第三者評価受審費 c	-		-	
実績額【選定額】 A=a+b+c		8,950,450		8,603,410	

(キ) 社会福祉法人敬愛学園が設置する敬愛桃の実保育園で、表 27 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 26 のとおり、令和 4 年度分で 1 万 7, 000 円が過大に交付されている。

(表 26) 令和 4 年度分過大交付額（敬愛桃の実保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5,686,720	5,669,520	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	5,851,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	5,686,000	5,669,000	17,000

(表 27) 実績額の内訳（敬愛桃の実保育園）

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	2,986,720		2,969,520	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	64人	891,520	64人	891,520
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	1人	17,200	0人	-
	障害児保育（その他・身体）	5人	155,000	5人	155,000
	アレルギー児対応	66人	1,452,000	66人	1,452,000
	育児困難家庭への支援	13人	390,000	13人	390,000
	外国人児童受入れ	9人	81,000	9人	81,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育所体験	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育拠点活動支援	18ポイント	900,000	18ポイント	900,000
	第三者評価受審費 c	-		-	
	実績額【選定額】 A=a+b+c	5,686,720		5,669,520	

(ク) 社会福祉法人至愛協会が設置するゆりのき保育園で、表 29 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他・身体）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 28 のとおり、令和 4 年度分で 303 万 9,000 円が過大に交付されている。

(表 28) 令和 4 年度分過大交付額（ゆりのき保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,490,890	8,451,890	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	11,522,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	11,490,000	8,451,000	3,039,000

(表 29) 実績額の内訳 (ゆりのき保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		9,040,890		6,001,890
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	153人	2,131,290	153人	2,131,290
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	8人	137,600	8人	137,600
	障害児保育 (その他・身体)	96人	2,976,000	0人	-
	アレルギー児対応	61人	1,342,000	61人	1,342,000
	育児困難家庭への支援	53人	1,590,000	53人	1,590,000
	外国人児童受入れ	96人	864,000	89人	801,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,000,000		2,000,000
	小中高生の育児体験受入れ	12名 イト	600,000	12名 イト	600,000
	保育所体験	12名 イト	600,000	12名 イト	600,000
	保育拠点活動支援	16名 イト	800,000	16名 イト	800,000
	第三者評価受審費 c		450,000		450,000
	実績額【選定額】 A=a+b+c		11,490,890		8,451,890

(ケ) 社会福祉法人新川中原保育会が設置する成城つくしんぼ保育園で、表 31 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育 (その他・知的) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 30 のとおり、令和 4 年度分で 586 万 7,000 円が過大に交付されている。

(表 30) 令和 4 年度分過大交付額 (成城つくしんぼ保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	18,198,560	12,138,560	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	18,005,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	18,005,000	12,138,000	5,867,000

(表 31) 実績額の内訳 (成城つくしんぼ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		16,398,560		10,338,560
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	2,005,920	144人	2,005,920
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	3人	51,600	3人	51,600
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	22人	233,420	22人	233,420
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	233人	340,180	233人	340,180
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	907人	2,648,440	907人	2,648,440
	障害児保育 (その他・知的)	168人	6,384,000	45人	1,710,000
	アレルギー児対応	213人	4,686,000	150人	3,300,000
	年末年始保育	5人	49,000	5人	49,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		1,800,000		1,800,000
	小中高生の育児体験受入れ	12名 イト	600,000	12名 イト	600,000
	保育所体験	12名 イト	600,000	12名 イト	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12名 イト	600,000	12名 イト	600,000
	第三者評価受審費 c		-		-
	実績額【選定額】 A=a+b+c		18,198,560		12,138,560

(コ) 社会福祉法人清仁会が設置する隅田学園で、表 3 3 のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 3 2 のとおり、令和 4 年度分で 8 0 万 8, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 3 2) 令和 4 年度分過大交付額 (隅田学園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7, 537, 280	6, 729, 280	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	7, 907, 000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	7, 537, 000	6, 729, 000	808, 000

(表 3 3) 実績額の内訳 (隅田学園)

(単位 : 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		7, 137, 280		6, 329, 280
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	96人	1, 337, 280	96人	1, 337, 280
	障害児保育 (その他・知的)	30人	1, 140, 000	30人	1, 140, 000
	アレルギー児対応	49人	1, 078, 000	45人	990, 000
	育児困難家庭への支援	105人	3, 150, 000	81人	2, 430, 000
	外国人児童受入れ	48人	432, 000	48人	432, 000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		400, 000		400, 000
	保育拠点活動支援	8ポイント	400, 000	8ポイント	400, 000
	第三者評価受審費 c		-		-
実績額【選定額】 A=a+b+c			7, 537, 280		6, 729, 280

(サ) 社会福祉法人清朗会が設置するすみれ保育園及びせせらぎ保育園で、それぞれ表 3 5 及び表 3 7 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業 (零歳児の延長保育) において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 3 4 及び表 3 6 のとおり、令和 4 年度分で 5 3 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 3 4) 令和 4 年度分過大交付額 (すみれ保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8, 320, 640	8, 079, 840	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	8, 674, 000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	8, 320, 000	8, 079, 000	241, 000

(表 3 5) 実績額の内訳 (すみれ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	7,420,640		7,179,840	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	212人	2,953,160	212人	2,953,160
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	22人	378,400	8人	137,600
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	316人	461,360	316人	461,360
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	296人	864,320	296人	864,320
	分園設置	295人	1,333,400	295人	1,333,400
	アレルギー児対応	65人	1,430,000	65人	1,430,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	900,000		900,000	
	保育拠点活動支援	18℥ イト	900,000	18℥ イト	900,000
	第三者評価受審費 c	-		-	
実績額【選定額】 A=a+b+c		8,320,640		8,079,840	

(表 3 6) 令和 4 年度分過大交付額 (せせらぎ保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	15,417,000	15,124,600	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	16,561,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	15,417,000	15,124,000	293,000

(表 3 7) 実績額の内訳 (せせらぎ保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	12,717,000		12,424,600	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	180人	2,507,400	180人	2,507,400
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	38人	653,600	21人	361,200
	障害児保育 (その他・知的)	84人	3,192,000	84人	3,192,000
	アレルギー児対応	28人	616,000	28人	616,000
	育児困難家庭への支援	188人	5,640,000	188人	5,640,000
	外国人児童受入れ	12人	108,000	12人	108,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12℥ イト	600,000	12℥ イト	600,000
	保育所体験	12℥ イト	600,000	12℥ イト	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12℥ イト	600,000	12℥ イト	600,000
	保育拠点活動支援	18℥ イト	900,000	18℥ イト	900,000
	第三者評価受審費 c	-		-	
実績額【選定額】 A=a+b+c		15,417,000		15,124,600	

(シ) 社会福祉法人善隣福祉会が設置する東玉川善隣保育園で、表 3 9 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 3 8 のとおり、令和 4 年度分で 5 7 8 万 2, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 3 8) 令和 4 年度分過大交付額 (東玉川善隣保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9, 129, 620	3, 347, 180	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	12, 185, 000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	9, 129, 000	3, 347, 000	5, 782, 000

(表 3 9) 実績額の内訳 (東玉川善隣保育園)

(単位 : 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		7, 929, 620		2, 747, 180
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	396人	4, 201, 560	0人	-
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	155人	226, 300	155人	226, 300
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	228人	665, 760	214人	624, 880
	障害児保育 (その他・知的)	20人	760, 000	0人	-
	アレルギー児対応	78人	1, 716, 000	78人	1, 716, 000
	育児困難家庭への支援	12人	360, 000	6人	180, 000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		1, 200, 000		600, 000
	小中高生の育児体験受入れ	12ホ° イト	600, 000	0ホ° イト	-
	保育所体験	12ホ° イト	600, 000	12ホ° イト	600, 000
	第三者評価受審費 c		-		-
	実績額【選定額】 A=a+b+c		9, 129, 620		3, 347, 180

(ス) 社会福祉法人聡香会が設置するきたしば保育園で、表 4 1 のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち出産を迎える親の体験学習において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 4 0 のとおり、令和 4 年度分で 3 0 万円が過大に交付されている。

(表 4 0) 令和 4 年度分過大交付額 (きたしば保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5, 333, 360	5, 033, 360	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	5, 350, 000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	5, 333, 000	5, 033, 000	300, 000

(表４１) 実績額の内訳(きたしば保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		2,283,360		2,283,360
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	72人	1,002,960	72人	1,002,960
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	7人	120,400	7人	120,400
	アレルギー児対応	20人	440,000	20人	440,000
	育児困難家庭への支援	24人	720,000	24人	720,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,600,000		2,300,000
	小中高生の育児体験受入れ	126° イト	600,000	126° イト	600,000
	保育所体験	126° イト	600,000	126° イト	600,000
	出産を迎える親の体験学習	126° イト	600,000	66° イト	300,000
	保育拠点活動支援	166° イト	800,000	166° イト	800,000
	第三者評価受審費 c		450,000		450,000
実績額【選定額】 A=a+b+c			5,333,360		5,033,360

(セ) 社会福祉法人ちとせ交友会が設置する調布ヶ丘ちとせ保育園及び二番町ちとせ保育園で、それぞれ表４３及び表４５のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他・知的）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表４２及び表４４のとおり、令和４年度分で４０万４、０００円が過大に交付されている。

(表４２) 令和４年度分過大交付額(調布ヶ丘ちとせ保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	4,982,400	4,108,440	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	4,382,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	4,382,000	4,108,000	274,000

(表４３) 実績額の内訳(調布ヶ丘ちとせ保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		4,082,440		3,208,440
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	1,504,440	108人	1,504,440
	障害児保育（その他・知的）	47人	1,786,000	24人	912,000
	アレルギー児対応	36人	792,000	36人	792,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		900,000		900,000
	保育所体験	126° イト	600,000	126° イト	600,000
	出産を迎える親の体験学習	66° イト	300,000	66° イト	300,000
	第三者評価受審費 c		-		-
実績額【選定額】 A=a+b+c			4,982,400		4,108,440

(表４４) 令和４年度分過大交付額（二番町ちとせ保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,448,460	7,124,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	7,254,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	7,254,000	7,124,000	130,000

(表４５) 実績額の内訳（二番町ちとせ保育園）

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		5,648,460		5,324,000
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	144人	2,005,920	122人	1,699,460
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	5人	86,000	5人	86,000
	延長保育事業（2時間・3時間延長）	14人	148,540	14人	148,540
	アレルギー児対応	69人	1,518,000	69人	1,518,000
	育児困難家庭への支援	36人	1,080,000	36人	1,080,000
	外国人児童の受入れ	90人	810,000	88人	792,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		1,800,000		1,800,000
	小中高生の育児体験受入れ	12ポ° イント	600,000	12ポ° イント	600,000
	保育所体験	12ポ° イント	600,000	12ポ° イント	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12ポ° イント	600,000	12ポ° イント	600,000
	第三者評価受審費 c		-		-
	実績額【選定額】 A=a+b+c		7,448,460		7,124,000

(ソ) 社会福祉法人東京家庭学校が設置する上水保育園で、表４７のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表４６のとおり、令和４年度分で２万２，０００円が過大に交付されている。

(表４６) 令和４年度分過大交付額（上水保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	15,968,620	15,946,900	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	16,601,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	15,968,000	15,946,000	22,000

(表４７) 実績額の内訳（上水保育園）

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	14,718,620		14,696,900	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	346人	4,819,780	346人	4,819,780
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	5人	86,000	4人	68,800
	分園設置	922人	4,167,440	921人	4,162,920
	アレルギー児対応	167人	3,674,000	167人	3,674,000
	育児困難家庭への支援	49人	1,470,000	49人	1,470,000
	外国人児童受入れ	47人	423,000	47人	423,000
	年末年始保育	8人	78,400	8人	78,400
	保育所地域子育て支援推進加算 b	800,000		800,000	
	保育拠点活動支援	16ポイント	800,000	16ポイント	800,000
	第三者評価受審費 c	450,000		450,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		15,968,620		15,946,900	

(タ) 社会福祉法人東香会が設置するしぜんの国保育園及び成瀬くりの家保育園で、表４９及び表５１のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表４８及び表５０のとおり、令和４年度分で１２万９，０００円が過大に交付されている。

(表４８) 令和４年度分過大交付額（しぜんの国保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	15,900,190	15,780,190	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	16,555,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	15,900,000	15,780,000	120,000

(表 4 9) 実績額の内訳 (しぜんの国保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	13,200,190		13,080,190	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	228人	3,176,040	228人	3,176,040
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	21人	361,200	21人	361,200
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	3人	31,830	3人	31,830
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	100人	146,000	100人	146,000
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	986人	2,879,120	986人	2,879,120
	障害児保育事業 (特児対象)	12人	540,000	12人	540,000
	障害児保育 (その他・知的)	60人	2,280,000	60人	2,280,000
	アレルギー児対応	36人	792,000	36人	792,000
	育児困難家庭への支援	89人	2,670,000	85人	2,550,000
	外国人児童受入れ	36人	324,000	36人	324,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
	保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
	第三者評価受審費 c	-		-	
実績額【選定額】 A=a+b+c		15,900,190		15,780,190	

(表 5 0) 令和 4 年度分過大交付額 (成瀬くりの家保育園)

(単位: 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	14,755,460	14,746,460	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	16,307,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	14,755,000	14,746,000	9,000

(表 5 1) 実績額の内訳 (成瀬くりの家保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	11,605,960		11,596,960	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	108人	1,504,440	108人	1,504,440
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	1人	17,200	1人	17,200
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	560人	817,600	560人	817,600
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	1,416人	4,134,720	1,416人	4,134,720
	障害児保育 (その他・知的)	32人	1,216,000	32人	1,216,000
	アレルギー児対応	64人	1,408,000	64人	1,408,000
	育児困難家庭への支援	80人	2,400,000	80人	2,400,000
	外国人児童受入れ	12人	108,000	11人	99,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
	保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
	第三者評価受審費 c	449,500		449,500	
実績額【選定額】 A=a+b+c		14,755,460		14,746,460	

(チ) 社会福祉法人徳育会が設置する徳育保育園で、表５３のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表５２のとおり、令和４年度分で１５万１，０００円が過大に交付されている。

(表５２) 令和４年度分過大交付額（徳育保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,429,170	6,278,010	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,969,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,429,000	6,278,000	151,000

(表５３) 実績額の内訳（徳育保育園）

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		4,429,170		4,278,010
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	69人	961,170	69人	961,170
	延長保育事業（零歳児の延長保育）	10人	172,000	2人	34,400
	障害児保育（その他・知的）	12人	456,000	12人	456,000
	分園設置	250人	1,130,000	247人	1,116,440
	アレルギー児対応	12人	264,000	12人	264,000
	育児困難家庭への支援	41人	1,230,000	41人	1,230,000
	外国人児童受入れ	24人	216,000	24人	216,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,000,000		2,000,000
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育所体験	12ポイント	600,000	12ポイント	600,000
	保育拠点活動支援	16ポイント	800,000	16ポイント	800,000
	第三者評価受審費 c		-		-
	実績額【選定額】 A=a+b+c		6,429,170		6,278,010

(ツ) 社会福祉法人八晃会が設置する宝光保育園で、表５５のとおり、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業（４時間未満）において、利用児童の正確な登園時間・降園時間がわかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表５４のとおり、令和４年度分で５０万円が過大に交付されている。

(表５４) 令和４年度分過大交付額（宝光保育園）

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,808,560	8,219,700	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	8,719,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	8,719,000	8,219,000	500,000

(表 5 5) 実績額の内訳 (宝光保育園)

(単位 : 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	6,108,560		5,519,700	
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	47人	68,620	4人	5,840
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	134人	391,280	110人	321,200
	障害児保育 (その他・知的)	48人	1,824,000	36人	1,368,000
	アレルギー児対応	18人	396,000	18人	396,000
	零歳児保育 (町村部)	102人	1,037,340	102人	1,037,340
	延長保育事業 (町村部)	36人	366,120	36人	366,120
	育児困難家庭への支援	59人	1,770,000	59人	1,770,000
	外国人児童受入れ	24人	216,000	24人	216,000
	年末年始保育	4人	39,200	4人	39,200
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12名	600,000	12名	600,000
	保育所体験	12名	600,000	12名	600,000
	出産を迎える親の体験学習	12名	600,000	12名	600,000
	保育拠点活動支援	18名	900,000	18名	900,000
	第三者評価受審費 c	-		-	
実績額【選定額】 A=a+b+c		8,808,560		8,219,700	

(テ) 社会福祉法人ひまわり会が設置するひまわり保育園で、表 5 7 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育 (その他・知的) において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 5 6 のとおり、令和 4 年度分で 3 8 7 万 6, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 5 6) 令和 4 年度分過大交付額 (ひまわり保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	16,635,910	12,759,910	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	18,116,000	-	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、B いずれか低い額】	16,635,000	12,759,000	3,876,000

(表 5 7) 実績額の内訳 (ひまわり保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	15,135,910		11,259,910	
	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	275人	3,830,750	275人	3,830,750
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	1人	17,200	1人	17,200
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	98人	143,080	98人	143,080
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	739人	2,157,880	739人	2,157,880
	障害児保育 (その他・知的)	114人	4,332,000	12人	456,000
	アレルギー児対応	181人	3,982,000	181人	3,982,000
	外国人児童受入れ	53人	477,000	53人	477,000
	年末年始保育	20人	196,000	20人	196,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	900,000		900,000	
	保育拠点活動支援	18ポイント	900,000	18ポイント	900,000
	第三者評価受審費 c	600,000		600,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		16,635,910		12,759,910	

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 東京都保育サービス推進事業補助金における法人の誤認識を防ぐ取組について

局は、法人に対して、東京都保育サービス推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。本補助金は、法人の各施設の保育実績に応じた各補助項目の数値に基づいて補助額が算定されるものであり、19法人25施設に対し2,519万余円の過大交付が指摘されたところである。

本監査において、過大交付が発生した各法人の事務処理状況を確認したところ、補助要件や保管書類について法人側の理解が不十分な補助項目があることが確認された。特に、実績報告額の誤りが8法人8施設と最も多かった知的障害児保育に係る補助項目「障害児保育 (その他・知的)」では、法人が別途利用する区市町村独自の障害児加算補助金と本補助金の認定基準が異なっているにもかかわらず、区市町村の補助金認定書をもって本補助金の補助対象になると法人が認識し、誤った事務処理が行われている事例が見受けられた。

局は、今回の指摘を踏まえ、法人が誤認識をしやすい補助項目について、誤りの発生原因の分析や、改善に向けた実効性のある対策の検討を行うなど、本補助金における法人の誤認識を防ぐための取組が望まれる。

(福祉局)

社会福祉法人（障害分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	障害者支援施設を有する社会福祉法人鶴風会 など10団体11施設	令和6年9月11日から同年10月21日まで (詳細は表1のとおり)	令和4年度及び 令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び 同年10月23日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名	
9月11日	社会福祉法人鶴風会	—
9月19日	社会福祉法人やまゆり福祉会	—
9月25日	社会福祉法人黎明会	—
9月30日	社会福祉法人同愛会	—
10月1日	社会福祉法人友愛十字会	—
10月4日	社会福祉法人敬心福祉会	社会福祉法人健誠会
10月16日	社会福祉法人しあわせ会	—
10月18日	社会福祉法人善光会	—
10月21日	社会福祉法人みずき福祉会	—

2 団体の概要

社会福祉法人鶴風会など9団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設を都内に、また、社会福祉法人しあわせ会は都外にそれぞれ設置し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（11施設）は、表2

のとおりである。

監査に当たり、デジタル技術を活用したデータ分析により、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）交付団体（６３団体８２施設）のうち、補助加算項目の算定等で特異な傾向を示した６団体６施設を選定した。上記以外に、補助金額上位の団体のうち、過去５年以上監査未実施の団体３団体４施設を選定した。

また、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）交付団体（９５団体１２４施設）のうち、補助加算項目の算定等で特異な傾向を示した１団体１施設を選定した。

（表２）監査対象とした団体

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人鶴風会	楽	施設入所支援	あきる野市上代継	32	32
		生活介護		44	44
社会福祉法人敬心福祉会	雑司谷	施設入所支援	豊島区南池袋	10	10
		生活介護		10	10
社会福祉法人健誠会	永福南社会福祉ガーデン	施設入所支援	杉並区永福	10	9
		自立訓練		6	0
		生活介護		16	9
社会福祉法人善光会	アミークス東糺谷	施設入所支援	大田区東糺谷	36	36
		生活介護		56	56
社会福祉法人同愛会	日の出福祉園	施設入所支援	西多摩郡日の出町	80	75
		生活介護	平井	113	102
社会福祉法人みずき福祉会	八王子平和の家	施設入所支援	八王子市美山町	50	50
		生活介護		56	56
	町田福祉園	施設入所支援	町田市図師町	80	80
		生活介護		115	110
社会福祉法人やまゆり福祉会	八王子美山学園	施設入所支援	八王子市美山町	80	78
		生活介護		100	80
社会福祉法人友愛十字会	東京聴覚障害者支援センター	施設入所支援	板橋区志村	30	19
		就労移行支援		6	0
		就労継続支援		10	10
		自立訓練		12	10
社会福祉法人黎明会	澄水園	施設入所支援	小平市小川町	100	94
		生活介護		100	100
社会福祉法人しあわせ会	白州いずみの家	施設入所支援	山梨県北杜市	30	29
		生活介護		30	29

（注）上記数字は令和６年３月１日現在

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

① 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)

(単位:千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人鶴風会	楽	128,249	150,515	157,473
社会福祉法人敬心福祉会	雑司谷	26,483	31,316	32,218
社会福祉法人健誠会	永福南社会福祉ガーデン	24,873	25,323	24,742
社会福祉法人善光会	アミークス東糀谷	38,754	51,157	46,519
社会福祉法人同愛会	日の出福祉園	259,388	263,537	258,686
社会福祉法人みずき福祉会	八王子平和の家	86,614	85,662	83,213
	町田福祉園	317,508	315,655	316,382
社会福祉法人やまゆり福祉会	八王子美山学園	96,921	108,604	107,849
社会福祉法人友愛十字会	東京聴覚障害者支援センター	23,767	25,428	21,929
社会福祉法人黎明会	澄水園	190,132	199,674	197,987
合計		1,192,689	1,256,871	1,246,998

(注) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

② 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(都外障害者支援施設)

(単位:千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人しあわせ会	白州いずみの家	27,502	35,497	34,381
合計		27,502	35,497	34,381

(注) 令和5年度交付金額は交付額確定前の額である。

3 補助金の概要

(1) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(障害者支援施設)(平成31年4月26日最終改正)に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 基本補助

(単位:円)

分類				施設規模別・月額単価（一人当たり）				
				～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～
日 中 系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
			人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
			人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
			人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
	訓練等給付	自立訓練		11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
		就労移行支援		17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
		就労継続支援		14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
夜 間 系	介護給付	施設入所支援		52,200		45,900	43,300	41,300

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注3) 人員配置体制加算（人配）は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく。

(注4) 基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う日中系サービス定員の合計及び夜間系サービス定員それぞれに応じた定員区分により算定する。

(注5) 施設規模は、「東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領」に基づく指定を受けている部分を除く。

(表5) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
メニュー選択式加算	【グループ1】 (1) 施設において、前年度に障害支援区分4～6（4については行動関連項目10点以上）の者を定員等の50%以上受入れ ※50歳以上の者は1区分上位として扱う。 (2) 前年度に地域生活移行の実績がある。 (3) 当該年度にショートステイ（短期入所）を実施している。 【グループ2】 (4) 当該年度に自立訓練事業を実施している。 (5) グループホームのバックアップ施設である。 (6) 同一法人において当該障害者支援施設とは別敷地において指定を受けている単独型通所施設を設置運営していること。または、当該障害者支援施設における日中系サービスの規模が施設入所支援より多いこと（12名以上）。 上記グループ1、2でそれぞれ2つ以上実施していること。	施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅰ ※グループ1-（1）を実施している場合に適用	487,000	単価× 年度初日の加算対象者数
		施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅱ ※グループ1-（1）を実施していない場合に適用	161,000	単価× 年度初日の加算対象者数
障害者等雇用加算	次に定めるいずれかの障害者等を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上（有給休暇を取得した時間、超過勤務時間等を含む。）である施設 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有する者 ②満60歳以上65歳未満の者 ③母子家庭の母又は寡婦若しくはこれらに準じて取り扱うべき者	400～799時間	435,000	総雇用時間数に応じた金額
		800～1,199時間	726,000	
		1,200～1,599時間	1,016,000	
		1,600～1,999時間	1,306,000	
		2,000～2,399時間	1,597,000	
		2,400時間以上	1,887,000	
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（障害者支援施設）により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300	単価× 各月初日の加算対象者
		定員41人以上60人以下	225,600	
		定員61人以上80人以下	225,300	
		定員81人以上	225,600	

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
医療的ケア 充実加算	障害支援区分6の者を10名以上受け入れていること。 【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤1人 10～20人：医師おおむね週3回、看護師おおむね常勤1人 21～40人：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤2人 41～60人：医師おおむね週7回、看護師おおむね常勤3人 61～80人：医師おおむね週10回、看護師おおむね常勤4人 ※利用者の状態に応じて医師・看護師のほか、理学療法士、作業療法士、心理技術員、言語聴覚士、歯科衛生士を雇用することができる。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。	小規模特例 (看護師配置のみ)	5,971,000 (2,846,000)	1施設当たり 年額
		10～20人受入れ (看護師配置のみ)	11,171,000 (6,485,000)	
		21～40人受入れ (看護師配置のみ)	17,141,000 (9,331,000)	
		41～60人受入れ (看護師配置のみ)	26,750,000 (15,816,000)	
		61～80人受入れ (看護師配置のみ)	37,921,000 (22,300,000)	
特定疾患等 対応加算	当該障害者支援施設が医療的ケア充実加算の対象であり、かつ、特定疾患等の者を8人以上受け入れていること。 【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤換算で3.3人 10～20人：医師おおむね週4回、看護師おおむね常勤換算で3.3人 21～40人：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤換算で2.3人 41～60人：看護師おおむね常勤換算で1.3人 61～80人：看護師おおむね常勤換算で0.3人 ※看護師は看護師のみとする。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。	小規模特例 (看護師配置のみ)	24,844,000 (17,033,000)	1施設当たり 年額
		10～20人受入れ (看護師配置のみ)	21,099,000 (14,851,000)	
		21～40人受入れ (看護師配置のみ)	15,856,000 (12,732,000)	
		41～60人受入れ (看護師配置のみ)	6,975,000 (6,975,000)	
		61～80人受入れ (看護師配置のみ)	1,218,000 (1,218,000)	
特定支援充 実加算	障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であって、実施機関である区市町村から意見書があった者を入所から3年以内に限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000		単価× 各月初日 の加算対 象者数

(注) メニュー選択式加算、最重度障害者加算、特定支援充実加算については、基本補助の対象となる利用者の方に適用する。

(表6) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
サービス評価・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	第三者評価受審	700,000	1施設当たり年額
		利用者に対する調査実施	300,000	1施設当たり年額

(2) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表7から表10までにより算定した額の合計（1,000円未満の端数切捨て）による。

(表 7) 施設区分

施設区分	用語の意義
都外独占施設	東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等の支給を受ける者のみが利用する東京都の区域外に所在する障害者支援施設、知的障害者更生施設及び身体障害者療護施設
都外協定施設	下記の全てに該当する障害者支援施設、知的障害者更生施設、身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設 (1) 平成 15 年 3 月 31 日以前の協定定員が、定員の 40%以上であり、かつ 20 人以上であったこと。ただし、協定定員の 50%以上が、視覚障害を伴う知的障害者等、特別な処遇又は専門的な療育を行うことを要する重度の知的障害者で占められ、都民の専門的需要に応える施設と認められるものにあつては、平成 15 年 3 月 31 日以前の協定定員が、定員の 25%以上であり、かつ 20 人以上であったこと。 (2) 平成 15 年 3 月 31 日以前において、重度者（旧都民重度者含む）が協定定員の 50%以上であり、かつ 15 人以上であったこと。 (3) 上記（1）、（2）の状態が、恒常的に継続すると認められ、かつ東京都の区域内に所在する区市町村の介護給付費等の支給を受ける利用者が入所している施設
都外特例施設	下記の全てに該当する施設 (1) 昭和 55 年 4 月 1 日以前から継続して東京都の区域内に所在する区市町村の措置を受けていた利用者が、定員の 30%以上の人数であったこと。ただし、昭和 55 年 4 月 1 日現在、当該施設の設置者が同一の社会福祉法人等が設置している知的障害児施設に措置されていた児童で、年齢超過児童の解消を目的とした施設整備等に伴い、当該施設に入所した者は、昭和 55 年 4 月 1 日以前から継続して当該施設に入所していたものとみなす。 (2) 対象入所者のうち、重度者（旧重度者、旧都民重度者含む）が 8 人以上いること
都外一部利用施設	上記以外の都外所在施設で、平成 15 年 3 月 31 日（神奈川県所在施設については、平成 17 年 3 月 31 日）以前から東京都、東京都内に所在する区市町村の措置を受けていたものが在籍する施設

(表 8) 基本補助

(単位：円)

施設区分	分類				施設規模別・月額単価（一人当たり）				
					～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～
都外独占施設、都外協定施設の一部（旧知的障害者施設）	日中系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
				人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
				人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
				人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
		訓練等給付	自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300	
			就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000	
			就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800	
夜間系	介護給付	施設入所支援	52,200		45,900	43,300	41,300		
都外協定施設（旧身体障害者施設）及び都外一部利用施設（旧身体障害者施設）	施設入所支援利用者				2,700				
都外特例施設	日中系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
				人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
				人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
				人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
		訓練等給付	自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300	
			就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000	
			就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800	
都外一部利用施設（旧知的障害者施設）	施設入所支援利用者				9,800				
	通所施設利用者				2,100				

(注 1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注 2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注 3) 人員配置体制加算（人配）は、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく。

(注 4) 都外独占施設、都外協定施設の一部（旧知的障害者施設）及び都外特例施設における基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う施設入所支援定員に応じた定員区分により算定する。

(表9) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
最重度障害者 加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300	単価× 各月初日 の加算対 象者
		定員41人以上60人以下	225,600	
		定員61人以上80人以下	225,300	
		定員81人以上	225,600	
特定支援充実 加算	障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であって、実施機関である区市町村から意見書のあった者を入所から3年以内に限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000		単価× 各月初日 の加算対 象者数

(注) 都外独占施設かつ基本補助の対象となる場合のみに適用する。

(表10) サービス評価・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
サービス評 価・改善計画 加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	第三者評価受審	1,200,000	1施設当 たり年額
		利用者に対する調査実施	400,000	1施設当 たり年額

(注) 都外独占施設のみに適用する。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）及び東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているか、などに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

社会福祉法人（高齢分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	老人福祉施設を有する社会福祉法人愛心会など10団体10施設	令和6年9月11日から同年10月18日まで （詳細は表1のとおり）	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	福祉局	令和6年9月9日及び同年10月23日	

（表1）監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名
9月11日	社会福祉法人至誠学舎東京
9月18日	社会福祉法人寿心会
9月19日	社会福祉法人春和会
9月26日	社会福祉法人愛心会
9月27日	社会福祉法人三幸福祉会
10月1日	社会福祉法人七日会
10月2日	社会福祉法人大樹会
10月9日	社会福祉法人桐和会
10月16日	社会福祉法人東京有隣会
10月18日	社会福祉法人奉優会

2 団体の概要

社会福祉法人愛心会など10団体は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設を設置し、老人福祉施設整備費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（10施設）は、表2のとおりである。

監査に当たっては、老人福祉施設整備費補助金交付団体（４８団体５１施設）を対象とし、補助金交付額１億円以上の団体を中心に、過去５年以上監査未実施の団体を選定した。

（表２）監査対象とした団体

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				定員	現員
社会福祉法人愛心会	（仮称）ロイヤル足立	特別養護老人ホーム	足立区舎人	150	-
		老人短期入所施設		15	-
社会福祉法人三幸福社会	癒しの里青戸	特別養護老人ホーム	葛飾区青戸	60	56
社会福祉法人至誠学舎東京	（仮称）尚和・緑寿	特別養護老人ホーム	西東京市新町	150	-
		老人短期入所施設		10	-
社会福祉法人寿心会	フォーライフ桃郷	特別養護老人ホーム	世田谷区北烏山	60	58
		老人短期入所施設		10	10
社会福祉法人春和会	タムスさくらの杜一之江	特別養護老人ホーム	江戸川区一之江	121	-
		老人短期入所施設		13	-
社会福祉法人大樹会	ぼっかぽか板橋	特別養護老人ホーム	板橋区中台	100	-
		老人短期入所施設		12	-
社会福祉法人東京有隣会	（仮称）第２有隣ホーム	特別養護老人ホーム	世田谷区船橋	80	-
		老人短期入所施設		10	-
社会福祉法人桐和会	タムスさくらの杜花畑	特別養護老人ホーム	足立区花畑	135	122
		老人短期入所施設		15	14
社会福祉法人七代会	本町けやきの杜	特別養護老人ホーム	小金井市本町	108	104
		老人短期入所施設		12	9
社会福祉法人奉優会	弦巻の家	特別養護老人ホーム	世田谷区弦巻	108	108
		老人短期入所施設		12	12

（注１）上記数字は令和６年３月３１日現在であり、開設前の施設は現員を「-」で表示している。

（注２）以下において老人短期入所施設を、ショートステイという。

(表3) 監査対象施設別監査対象補助金交付額

① 老人福祉施設整備費補助金

(単位:千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	令和5年度 交付金額
社会福祉法人愛心会	(仮称) ロイヤル足立	-	11,395	558,423
社会福祉法人三幸福社会	癒しの里青戸	-	25,500	24,500
社会福祉法人至誠学舎東京	(仮称) 尚和・緑寿	36,270	229,710	132,990
社会福祉法人寿心会	フォーライフ桃郷	-	12,000	38,000
社会福祉法人春和会	タムスさくらの杜一之江	-	58,181	989,095
社会福祉法人大樹会	ぽっかぽか板橋	-	87,700	789,300
社会福祉法人東京有隣会	(仮称) 第2有隣ホーム	61,755	67,929	166,737
社会福祉法人桐和会	タムスさくらの杜花畑	10,307	566,988	453,591
社会福祉法人七代会	本町けやきの杜	-	885,600	344,400
社会福祉法人奉優会	弦巻の家	13,020	768,180	520,800
合計		121,352	2,713,183	4,017,836

3 補助金の概要

(1) 老人福祉施設整備費補助金の概要

都は、年度毎に作成される老人福祉施設整備費補助要綱（令和4年度は、令和4年度老人福祉施設整備費補助要綱（令和4年4月1日））に基づき、老人福祉施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的として、対象の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設整備費等であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計（1,000円未満の端数切捨て）による。

なお、今回の監査では、監査対象施設が特別養護老人ホームであることから、補助金の概要は特別養護老人ホームのみの記載としている。

(表4) 施設区分

施設区分	用語の意義
特別養護老人ホーム	要介護3以上の高齢者を対象に、生活支援や介護サービスの提供を目的とする施設

(表5) 施設整備における整備区分

施設区分	用語の意義
創設	新たに施設を整備すること
改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事壁撤去等により施設を整備すること
増築	既存施設の定員を増員するための増築整備を行うこと ※ 躯体工事に及ばない壁撤去等の屋内改修工事を除く。
改築	既存施設の定員を原則減員せず、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと
ユニット化改修	ユニット型(注1)以外の既存の特別養護老人ホーム及び併設するショートステイを、ユニット型に転換すること
多床室(注2)のプライバシー保護のための改修	居室環境の質を向上させるための改修を行うこと ※ 過去に都の補助金を受けて行った工事がある場合、工事竣工後10年以上が経過していること
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない改修等の工事を行うこと
療養転換創設	既存の介護療養型医療施設を廃止して、特別養護老人ホーム、介護専用型ケアハウス及び併設するショートステイ(以下「特別養護老人ホーム等」という。)を整備すること
療養転換改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、特別養護老人ホーム等を整備すること
療養転換改修	既存の介護療養型医療施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事(壁撤去等)により、特別養護老人ホーム等を整備すること
増床型改修	既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること
看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと
共生型改修	既存施設の地域交流スペース等を改修し、共生型スペースを確保すること

(注1) 個室と共同生活スペースで構成される施設

(注2) 複数名で利用する相部屋の施設

(表6) 補助基準単価(特別養護老人ホーム(併設するショートステイを含む)) (単位:円)

整備区分		必要整備面積 (1人当たり)	基準単価	併設加算 (注2)	促進係数 (注3)	高騰加算単価 (注4)
創設	ユニット型	38㎡以上	5,000,000	有	有	1,250,000
	従来型個室 (注1)	34.13㎡以上	4,500,000	－	－	1,125,000
	多床室	34.13㎡以上	4,050,000	－	－	1,013,000
増築、療養転換創設、療養 転換改修	ユニット型	38㎡以上	5,000,000	有	有	1,250,000
	従来型個室	34.13㎡以上	4,500,000	－	－	1,125,000
		22㎡以上 34.13㎡未満	3,600,000	－	－	900,000
		10.65㎡以上 22㎡未満	2,700,000	－	－	675,000
	多床室	34.13㎡以上	4,050,000	－	－	1,013,000
改築	ユニット型	38㎡以上	6,000,000	有	－	1,500,000
	従来型個室	34.13㎡以上	5,400,000	－	－	1,350,000
	多床室	34.13㎡以上	4,860,000	－	－	1,215,000
改修型創設	ユニット型	38㎡以上	3,750,000	有	有	938,000
	従来型個室	34.13㎡以上	3,375,000	－	－	844,000
	多床室	34.13㎡以上	3,037,000	－	－	760,000
増床型改修	ユニット型	38㎡以上	2,500,000	有	有	625,000
	従来型個室	34.13㎡以上	2,250,000	－	－	563,000
	多床室	34.13㎡以上	2,025,000	－	－	507,000
ユニット化 改修	多床室からユ ニット型個室 への改修	－	2,500,000	－	－	625,000
	従来型個室か らユニット型 個室への改修	－	1,250,000	－	－	313,000
多床室のプ ライバシー 保護のため の改修	多床室	－	734,000	－	－	－
療養転換改 修	多床室からユ ニット型個室 への改修	－	2,500,000	有	有	625,000
	従来型個室か らユニット型 個室への改修	－	1,250,000	有	有	313,000
大規模改修		－	100,000,000	－	－	－
看取り対応改修		－	4,500,000	－	－	－
共生型改修		－	4,500,000	－	－	－

(注1) 共同生活スペースが併設されていない個室の施設

(注2) 訪問看護ステーション等を併設した場合の加算

(注3) 特別養護老人ホームの整備率が低い地域に対して基準単価に乗じる係数

(注4) 物価高騰に対する加算単価

(注5) 単価に定員数を乗じて額を算定する(大規模改修、看取り対応改修及び共生型改修につ
いては1件当たりの額)。算定額と実支出額を比較し、少ない方の額を補助額とする。なお、
大規模改修についてはさらに2分の1を乗じた額を補助額とする。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

老人福祉施設整備費補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているか、などに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	渋谷駅街区土地区画整理事業 共同施行者	令和6年10月9日、10 日及び11日	令和4年度及び令和5年度 の補助対象事業
局	都市整備局	令和6年10月8日及び 同月16日	

2 団体の概要

設立の目的	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とした土地区画整理事業を行うために設立	
主な沿革	平成22年10月 渋谷駅街区土地区画整理事業 施行認可	
事業の概要	・ 施行面積：5.47ha ・ 事業費：750億2,306万円 ・ 整備概要：東口及び西口駅前広場整備、バスターミナル再編、タクシープール整備、東京メトロ銀座線の駅前広場内橋脚の移設、地下雨水貯留施設整備、渋谷川移設 ・ 事業施行期限：令和9年3月31日	
所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目12番1号	
施行者	（代表者）東急株式会社、（同意施行者）独立行政法人都市再生機構 ※個人施行（共同施行）のため、理事等の法的規定なし	
都との 関係	補助金 （表1）	1,650,000千円（令和4年度交付額） 1,026,600千円（令和5年度交付額）

（注）上記数値等は令和6年3月31日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
土地区画整理事業補助金	土地区画整理事業に対する補助金交付要綱	都市計画区域内において施行する土地区画整理事業の公共施設に係る経費（用地費、物件移転補償費及び工事費） (10/10)	713,414	1,650,000	1,026,600

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者の事業について、主に、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかなどに着眼して、契約書、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという合規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者は、平成22年度から渋谷駅東口基盤整備工事に着工し、令和3年3月に東口地下広場の供用を開始しており、令和4年度及び令和5年度においては、主に、渋谷駅西口地下タクシープールの地上部への車路の整備を実施している。

(単位：千円)

項目			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
用地費	(主な補助対象事業) 調査設計費、工事費対象外の区画街路築造費等	補助金額	87,214	63,000	97,000
工事費	(主な補助対象事業) 道路築造、舗装の工事費、駅前広場の工事費等	主な内容	銀座線渋谷駅橋脚移設工事費用負担金	西口地下タクシープール車路整備	西口地下タクシープール車路整備
		補助金額	626,200	1,587,000	929,600
合計			713,414	1,650,000	1,026,600

(注) 令和3年度から令和5年度までにおける物件移転補償費の交付実績なし

(2) 工事

ア 監査対象とした工事等

工事等についての主な事業は、渋谷駅東口及び西口駅前広場の整備事業である。

監査は、令和4年度及び令和5年度に締結した契約の工事等12件(2,676,600千円)のうち、契約金額の大きい工事や大規模な工事を中心に、5件(1,386,880千円)を抽出して実施した。

(単位：千円)

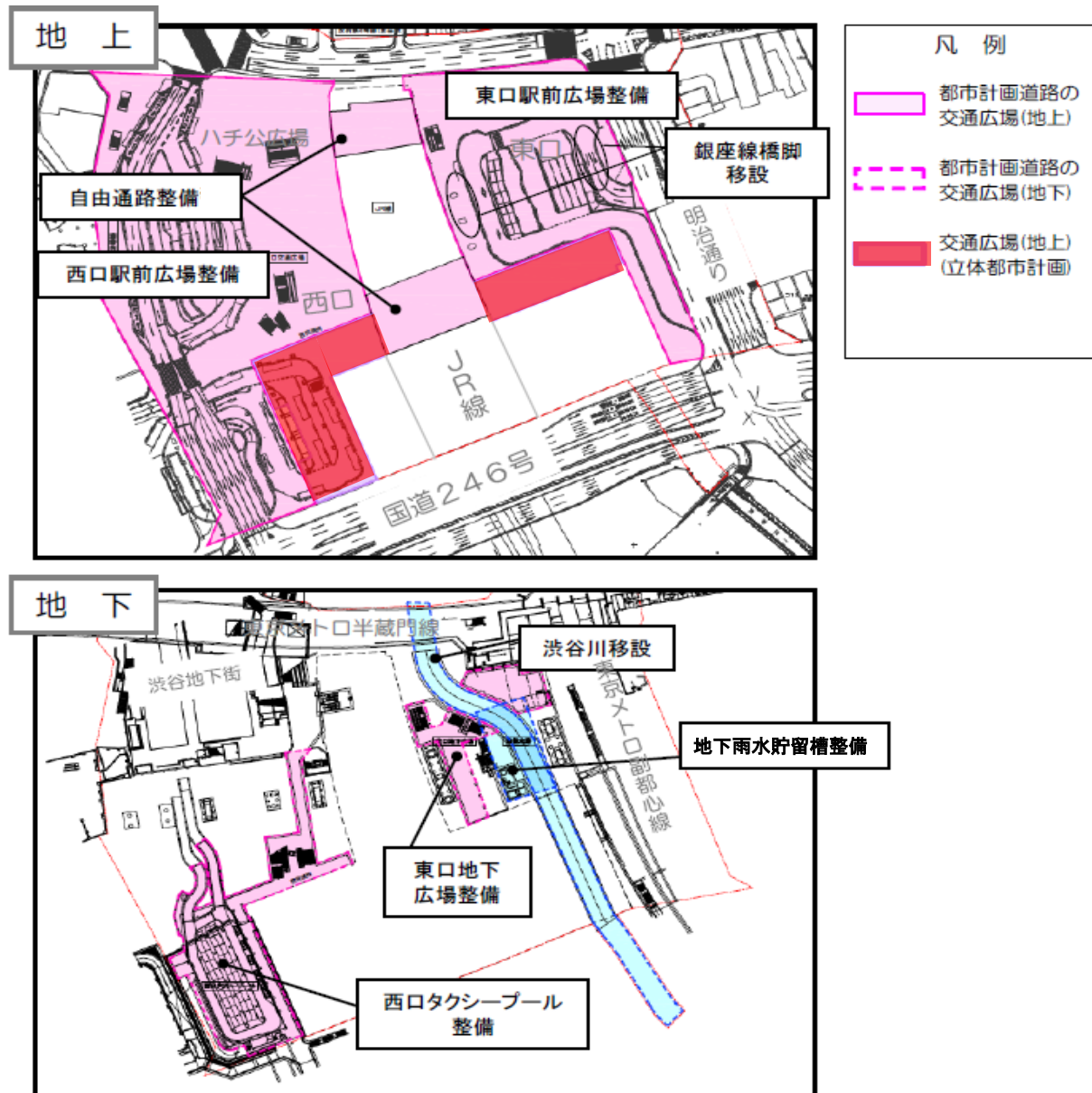
工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
(渋谷駅西口) 2022 年度補助金 充当対象工事その1	渋谷駅西口地下タクシープール 車路整備工事 (土留杭打設工、地盤改良工等)	687,500	令和4.6.23 ～令和5.3.31
(渋谷駅西口) 2022 年度補助金 充当対象工事その3	渋谷駅西口地下タクシープール 車路整備工事 (地盤改良工、覆工板設置工等)	220,000	令和5.4.1 ～令和5.9.30
(渋谷駅西口) 2023 年度補助金 充当対象工事その1	渋谷駅西口地下タクシープール 車路整備工事 (路面覆工、土留工、土工等)	379,500	令和5.4.1 ～令和6.3.31
(渋谷区整東口) 2023 年度補助 金充当対象工事その3	清流復活管土留杭撤去 (土留杭撤去工)	41,030	令和5.4.1 ～令和6.3.31
渋谷駅西口地下タクシープール インアウト車路補助金充当対象 実施設計等業務(2023年度)	渋谷駅西口地下タクシープール 実施設計業務 (土木本設設計)	58,850	令和5.4.1 ～令和6.3.31
合計		1,386,880	

参考資料

1 渋谷駅街区土地区画整理事業の概要

事業の名称	東京都市計画事業 渋谷駅街区土地区画整理事業		
実施主体	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者		
地権者	東急株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社		
事業認可年度	事業施行期間：平成 22 年度～令和 8 年度		
事業費	750 億 2,306 万円		
事業箇所	渋谷区道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、東一丁目の各一部		
事業目的	本事業は、東急東横線の地下化、東京メトロ副都心線との相互直通運転を契機として渋谷駅周辺の交通結節点機能の強化を図るため、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。		
事業の経緯	平成 20 年 6 月 渋谷駅街区基盤整備方針公表 平成 21 年 6 月 都市計画決定（区画整理、東西駅前広場、渋谷川等） 平成 22 年 10 月 事業計画認可 平成 22 年 12 月 仮換地指定 平成 23 年 2 月 東口基盤整備工事着工 平成 27 年 5 月末 東口バスターミナルを北側に集約 平成 27 年 8 月末 渋谷川移設・下水道化→東棟（渋谷スクランブルスクエア）本格着工 平成 27 年 11 月 西口着工 平成 31 年 1 月 東棟アーバン・コア供用開始 令和元年 11 月 東口地下広場供用開始 令和 2 年 1 月 東京メトロ銀座線ホーム 明治通り上に移設 令和 2 年 8 月 雨水貯留施設供用開始 令和 3 年 3 月 東口地下広場未供用部供用開始 令和 3 年 11 月 飛び施行部（河川用地）を将来管理者（渋谷区）へ移管		
事業スケジュール	平成 22 年度 ・設計 ・準備工事 ➡ ・東口基盤整備工事 渋谷川移設 地下雨水貯留槽整備 東口駅前広場整備 東口地下広場整備 銀座線橋脚移設 自由通路整備 ➡ ・西口基盤整備工事 西口駅前広場整備 西口タクシープール整備 銀座線橋脚移設 自由通路整備 ➡ 令和 8 年度 ・換地処分 ・事業終了		

2 整備内容



(出典：都市整備局「渋谷駅街区土地地区画整理事業の概要」)



(出典：令和4年度第3回事業評価委員会資料)

一般社団法人東京都トラック協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が交付金を交付している団体について、対象事業が交付の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般社団法人東京都トラック協会	令和6年10月23日、 24日及び25日	令和4年度及び令和5年度の交付対象事業
局	都市整備局	令和6年10月18日 及び同月30日	

2 団体の概要

設立の目的	会員相互の連絡協調により貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的地位の向上を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和41年10月 都内トラック12団体を統合し、任意団体として東京陸上運輸協会を設立 昭和45年3月 社団法人東京陸上運輸協会の設立認可 昭和45年5月 社団法人東京都トラック協会に名称変更 平成25年3月 一般社団法人への移行認可 平成25年4月 一般社団法人東京都トラック協会が発足
事業の概要	・ 貨物自動車運送事業に関する指導、調査、研究、情報提供、意見の公表及び行政庁等への申出、協力等 ・ 輸送需要に適合する供給輸送力確保に関すること ・ 交通安全、環境保全、労働災害、人材養成、福利厚生等に関する事項 ・ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく、運行管理や車両管理など事業者に対する指導を行うなどの適正化事業

		- 近代化・合理化のための事業及びそのための事業を行う全国団体への出えん - 震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備
所 在 地		東京都新宿区四谷三丁目 1 番 8 号
組 織		4 部及び 27 支部
人 員		役員 120 名（理事 116 名（常勤 3 名、非常勤 113 名）、監事 4 名（すべて非常勤）） 職員 47 名
会 員 数		普通会员 3,013 者 特別会員 2 者（一般社団法人東京環境保全協会・一般社団法人全国物流ネットワーク協会）
都 と の 関 係	交付金（表 1）	854,349 千円（令和 4 年度交付額） 920,368 千円（令和 5 年度交付額）
	事業の委託	372,807 千円（令和 4 年度委託料） 352,073 千円（令和 5 年度委託料）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名が都退職者 常勤職員 1 名を都から派遣、常勤職員 1 名が都退職者

（注 1）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（注 2）網掛け部分が監査対象となる。

（表 1）交付金の交付状況

（単位：千円）

交付金名	根拠	交付額		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
東京都運輸事業振興助成 交付金	東京都運輸事業振興助成 交付金交付要綱	858,600	854,349	920,368

3 交付金の概要

運輸事業振興助成交付金制度は、昭和 51 年に地方税である軽油引取税の税率が引き上げられたときに、運輸事業に与える影響に鑑み、「運輸事業振興助成交付金の交付について」（昭和 51 年 11 月 8 日付自治事務次官通知）により増収分の一部を営業用トラック事業者等によって構成される公的団体等へ交付するものとして創設され、運輸事業の振興を図ってきた。

その後、平成 23 年に運輸事業の振興の助成に関する法律（平成 23 年法律第 101 号）が施行され、交付金の対象事業及び基準額の算定については、政令等（注 1）に規定されている。

（注 1）運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令（平成 23 年政令第 300 号）

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成 23 年総務省・国土交通省令第 1 号）

対象事業	軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う下記の事業 1 旅客又は貨物の輸送の安全の確保 2 サービスの改善及び向上 3 公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全 4 特定運輸事業の適正化 5 共同利用に供する施設の設置又は運営 6 震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備 7 経営の安定化（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。） 8 全国を単位とする一般社団法人であって、1 から 7 までに掲げる事業を行うものに対する、当該事業に要する資金の出えん 9 1 から 8 までに掲げるもののほか、国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの（交付率：10/10）
算定方法	当該年度の軽油引取税収入見込額、営業登録台数等から算定した額を限度額としている。 （算定式）$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07 \text{（徴税費率）})$ A：当該年度の軽油引取税収入見込額 B：自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合 C：交付対象者に係る交付割合 （区域内バス・トラックの総標準軽油使用量における交付対象者使用量の割合：登録台数を使用） D：運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成 23 年総務省・国土交通省令第 1 号）第 2 条に基づき総務大臣が定めるもの

第3 監査の結果

1 交付対象事業の執行に関する事項

一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という。）の事業について、主に、交付金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

トラック運送業界では、令和6（2024）年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制と、拘束時間、休息期間、運転時間等の新基準が適用されたことで、労働時間短縮による輸送能力の低下が懸念される「物流の2024年問題」（以下「2024年問題」という。）に直面しており、トラックドライバーの人材確保が急務となっている。

協会では、2024年問題への取組として、事業実績のとおり、令和5年度に研修等を実施し、会員の知識習得や労働環境の向上を支援するとともに、業務の新たな担い手として、主に女性や若年層のドライバーに対し、大型免許等の取得について助成を行っている。

また、健康起因事故の予防や各種講習の実施など、現在従事しているドライバーの業務の質の確保、向上のための取組や、環境に配慮したトラックや機器の導入に対する助成等を行っている。

協会は、「災害応急対策用貨物自動車供給契約」等に基づき、東京都及び都内区市の要請による救援物資輸送を行うこととしており、令和6年1月の能登半島地震の際には、トラック34隊46台を編成し、被災地への救援物資輸送を行った。

参考資料

1 交付金対象事業の実績

主な事業		事業実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 輸送の安全の確保に関する事業				
人材確保 促進	ドライバー免許取得助成	221 名	130 名	233 名
	「働きやすい職場認証制度」の取得促進助成	28 社	10 社	50 社
	「標準的な運賃」勉強会等	10 回 延べ 461 名	4 回 延べ 171 名	5 回 延べ 153 名
	「2024 年問題」セミナー			2 回 延べ 171 名
健康労働 促進	定期健康診断受診費用助成	22,321 名	22,304 名	22,074 名
	SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査費用助成	2,775 名	2,037 名	2,047 名
	労務講習会	4 回 延べ 249 名	4 回 延べ 286 名	4 回 延べ 338 名
	健康相談窓口による相談	123 件	129 件	141 件
運転者等 スキル促進	運転者適性診断受診料助成	2,361 名	2,726 名	2,646 名
	運転記録証明書交付料助成	20,360 名	12,109 名	11,992 名
	運転者講習	22 回 延べ 1,553 名	38 回 延べ 2,840 名	54 回 延べ 4,221 名
交通事故 ・労働災 害防止	支部街頭活動（交通安全運動）	74 回	286 回	252 回
	支部交通安全教室	3 回	7 回	22 回
	トラックフェスタ TOKYO	オンライン開催	延べ 10,361 名	延べ 13,129 名
	普通救命講習会	6 回 70 名	6 回 68 名	4 回 71 名
2 サービスの改善及び向上に関する事業				
人材育成 コース	パソコンセミナー	コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	8 日 延べ 71 名	5 日 延べ 50 名
組織研修 コース	支部各組織研修	10 回 延べ 246 名	22 回 延べ 709 名	22 回 延べ 594 名
信用保証料の助成		7 件	3 件	12 件
3 環境の保全に関する事業				
環境改善 促進	環境性能優良トラック導入費用助成	16 台	19 台	5 台
	エコドライブ管理システム用機器 導入費用助成	161 台	47 台	41 台
	ドライブレコーダー用機器導入費 用助成	435 台	299 台	353 台
グリーンエコ・プロジェクト活動の支援		参加事業者 577 社 登録台数 19,007 台	参加事業者 578 社 登録台数 18,958 台	参加事業者 571 社 登録台数 18,981 台
利子補給	近代化基金融資のあっ旋	108 件	88 件	84 件
	近代化基金融資の利子補給	12,578 千円	10,881 千円	9,810 千円
4 特定運輸事業の適正化に関する事業				
輸送相談 所の運営	都民・事業者等からの問合せ・相談	25,214 件	25,357 件	26,104 件
適正化 事業	巡回指導（個別指導を含む。）	727 件	1,430 件	1,419 件
	街頭パトロール	67 回	113 回	111 回
	貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）普及促進	新規認定 65 事業所	新規認定 68 事業所	新規認定 53 事業所

主な事業	事業実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 災害に際し物資を運送する体制の整備に関する事業			
防災訓練への参加等 (回数、人数、トラック台数)	10回延べ27名 延べ11台	35回延べ130名 延べ73台	43回延べ178名 延べ73台
東京都等の要請に基づく救援物資輸送	1台		延べ47台
6 交付金事業の運営管理等			
交付金事業審議委員会等			
東京都交付金事業審議委員会	各2回	各2回	各2回
東京都交付金事業実施計画案検討委員会			
7 公益社団法人全日本トラック協会が行う事業に対する出えん	交付金額の 23.0%	交付金額の 23.0%	交付金額の 23.0%
8 基金の造成	133,230 千円	116,335 千円	97,984 千円

東京都中小企業団体中央会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都中小企業団体中央会	令和6年9月12日、13日及び17日	令和4年度及び令和5年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和6年9月11日及び同月19日	

2 団体の概要

設立の目的	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の健全な発達を図り、併せて中小企業の振興を図るために必要な事業を行うことを目的として設立
主な沿革	昭和31年1月 東京都中小企業等協同組合中央会設立 昭和33年4月 東京都中小企業団体中央会に名称変更
事業の概要	・ 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡 ・ 組合の設立指導 ・ 組合の指導者の養成 ・ 講習会、研究会及び講演会の開催 ・ 情報の提供、調査及び研究 ・ 表彰 ・ 図書、機関誌及び資料の刊行 ・ 職業紹介事業 ・ 展示会、見本市等の開催 ・ 行政庁の諸施策への協力、国会、地方公共団体の議会若しくは行政庁に対する建議

所 在 地	東京都中央区銀座二丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館内	
組 織	6 課	
人 員	役員 100 名（会長 1 名、副会長 6 名、専務理事 1 名、常任理事 25 名、理事 64 名、監事 3 名。うち非常勤 97 名） 職員 40 名	
会 員 数	1,680	
都との関係	補助金（表 1）	1,545,594 千円（令和 4 年度交付額） 1,537,151 千円（令和 5 年度交付額）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名が都退職者 常勤職員 1 名が都退職者

（注 1）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（注 2）網掛け部分が監査対象となる。

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

項 番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度
1	東京都中小企業連携組織対策事業費補助金	東京都中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱	中小企業連携組織指導事業に要する経費（経費区分別交付基準額の範囲内）	237,660	238,278	238,147
2	明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業補助金	明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業補助金交付要綱	中小企業者等が実施する自社の技術・サービスの高度化や高付加価値化に向けた技術開発等に要する経費（10/10 以内）	936,362	938,521	941,563
3	中小企業新戦略支援事業（団体向け）補助金	中小企業新戦略支援事業（団体向け）補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等が実施する販路開拓等の課題解決のための事業に要する経費（10/10 以内）	415,733	342,378	338,422
4	東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	事業承継・事業継続等の経営課題の解決を支援する拠点事業に要する経費（10/10 以内）	10,488	16,314	13,611

項 番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
5	団体向け事業承継促進支援事業補助金	団体向け事業承継促進支援事業補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等及びその組合員等が実施する事業承継に関する取組に要する経費 (10/10 以内)	603	442	601
6	ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業補助金	ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等が実施する脱炭素社会の実現に向けた共同技術開発に要する経費 (10/10 以内)	954	3,481	
7	団体向け原油価格高騰等対応支援事業補助金	団体向け原油価格高騰等対応支援事業補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等が実施する原油原材料価格高騰対策に要する経費 (10/10 以内)	1,694	3,512	
8	原油価格高騰等対応緊急サポート事業補助金	原油価格高騰等対応緊急サポート事業補助金交付要綱	原油原材料価格高騰により影響を受けている中小企業等への専門家派遣に要する経費 (10/10 以内)	1	336	
9	食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業補助金	食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等が実施する食品原材料価格高騰等対策に要する経費 (10/10 以内)		842	
10	サプライチェーン維持確保サポート事業補助金	サプライチェーン維持確保サポート事業補助金交付要綱	サプライチェーン維持確保サポート事業の事務に要する経費 (10/10 以内)		447	
11	円安進行等対応緊急サポート事業補助金	円安進行等対応緊急サポート事業補助金交付要綱	円安の急速な進行等に影響を受けている中小企業等への専門家派遣に要する経費 (10/10 以内)		800	
12	円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業補助金	円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業補助金交付要綱	中小企業グループ又は中小企業団体等が実施する円安進行等に伴う仕入れ価格高騰等対策に要する経費 (10/10 以内)		238	4,803
合計				1,603,498	1,545,594	1,537,151

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）の事業について、主に、補助金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

（1）事業実績

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決が困難な課題がある。そして、目まぐるしく変化する経営環境の中にあつて、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが必要である。こうしたなか、中央会は、中小企業の連携組織専門支援機関として、組合等への各種支援事業を実施している。

これに対し、都は、中央会に対して各種補助金の交付による資金支援を行っており、この資金支援により行われた事業は、以下のとおりである。

- ア 東京都中小企業連携組織対策事業では、中央会が実施する組合の巡回や日常の相談業務を中心に、組合運営全般にわたる支援を行い、講習会の開催や各種助成事業・情報提供事業を行った。
- イ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業では、都内産業の活性化や中小企業の競争力強化を図るため、中小企業者等が実施する自社の技術・サービスの高度化や高付加価値化に向けた技術開発に対する支援を行った。
- ウ 中小企業新戦略支援事業（団体向け）では、中小企業グループ又は中小企業団体等（以下「団体」という。）が連携して、販路開拓や生産性向上等の経営力向上のための事業計画の策定から事業実施までの取組に対する支援を行った。
- エ 団体が直面する事業承継や事業継続等の課題解決に取り組む組合を支援するため、団体向け小規模事業者持続化支援事業において、企業経営者に幅広く普及啓発するためのセミナー・講習会を開催し、団体向け事業承継促進支援事業において、業界共通の課題への取組を支援した。
- オ 令和3年度から令和5年度までは、円安の進行、原油・仕入価格高騰に対応する緊急支援事業として、これらの影響を受けている組合等の事業計画の策定から実施までの取組についても支援を行った。

2 意見・要望事項

(1) 局

ア 業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて

中央会は、局から「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」の補助を受け、中小企業・小規模事業者が多い出版やファッションなどの業界の「稼ぐ力」を強化するため、団体による取組を支援している。この事業では、表2のとおり、中央会が団体に対して、コーディネータの派遣、経費助成、特別支援を実施している。

このうち令和4年度及び令和5年度の特別支援については、局が設定した「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」をテーマにしており、中央会が、そのテーマに基づく団体による取組を公募・審査の上、選定された団体に上限5,000万円で業界活性化事業の実施を委託している。

ところで、令和4年度及び令和5年度に実施された業界活性化事業は各6件計12件あり、

- ・ 書店に行く習慣がない人が増加しているなか、影響力を持つ著名人、インフルエンサーを起用したSNSの活用などにより、業界の魅力向上、来客数や売上げの増加を図るもの
- ・ デザイナーやショップ等からの発注需要の取りこぼしを防ぎ、業界全体の受注規模の拡大を図るため、バッグ製造業者の製造技術の情報検索システムを導入し、新規発注希望者と製造業者とのマッチングを図るもの

などの取組が行われている。

また、業界活性化事業の受託団体は、委託契約に基づいて、その業界活性化に向けた課題を整理しており、今後の取組予定、団体内各事業者への参加促進、同じような課題を有する他業種への参考事例としての情報発信などを中央会に対して報告している。

そこで、特別支援後のフォローについて中央会に確認したところ、中央会では、指導員が行う年1回程度の会員組合への定例的な巡回訪問で状況把握に努めている程度であった。局も、中小企業新戦略支援事業（団体向け）補助金交付要綱（令和2年4月1日付31産労商支第1913号）に特別支援後の取組について定めておらず、中央会に対して、報告や取組を求めている状況となっており、受託団体の属する業界活性化という目的からすると十分とは言えない状況であった。

こうしたことから、局が、委託契約で報告された当該業界活性化に向けた課題を把握・分析することを中央会が行う補助事業に位置付け、例えば、必要に応じて、特別支援後もコーディネータ派遣などのフォローを行い、当該業界活性化の取組を継続的に実施するなど、局が求める「稼ぐ力」の強化につなげていくことが期待される。

局は、業界活性化という補助目的達成のため、中央会が積極的に特別支援後のフォローをできるように仕組みを構築するなど、後押しすることが望まれる。

（産業労働局）

（表2）補助事業の概要

補助事業	中小企業新戦略支援事業（団体向け）
補助根拠	中小企業新戦略支援事業（団体向け）補助金交付要綱
補助目的	中小企業の経営改善と持続的な成長及び都内経済の活性化
補助対象	中央会が団体を支援する事業に対して都が補助するもの
補助率	事業費（助成金、委託料等）及び事務費（人件費、役務費等）の10/10以内
中央会が支援する事業の内容	(1) コーディネータによる支援 (2) 助成事業 販路開拓、人材育成、国際化対応、新たな製品・サービスの提供を目指した共同研究・共同開発、情報化推進の各事業を対象に300万円（注1）を限度に経費の1/2（注2）以内を助成 (3) 特別支援「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」 ポストコロナを見据えて取り組むデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的なプロジェクトを実施する団体と委託契約を締結（委託料上限5,000万円）

（注1）新たな製品・サービスの提供を目指した共同研究・共同開発事業で、事業化まで実施する場合の上限は1,000万円

（注2）構成員の過半数が小規模企業で構成される中小企業団体等は2/3以内

参考資料

1 補助対象事業の実績

事業名		実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 東京都中小企業連携組織対策事業				
	(1) 指導員、職員及び常勤参事の設置 補助対象指導員等	33 人	33 人	33 人
	(2) 中央会が指導員等の資質向上を図る事業 組合等に対する巡回支援	3,143 回	4,121 回	3,914 回
	(3) 中央会が中小企業連携組織推進指導事業 を実施するために必要な備品の取得等 サーバリース料金等	2,095 千円	2,095 千円	2,095 千円
	(4) 地域産業実態調査事業 組合特定問題研究会 中小企業労働実情実態調査 設定課題に関する実態調査	2 回 456 事業所 青年部・女性部 955 組合	2 回 436 事業所 デジタル化 994 組合	2 回 454 事業所 エネルギー・環境問題 955 組合
	(5) 中小企業団体情報連絡員の設置 設置数 報告会	150 人 2 回	150 人 2 回	150 人 2 回
	(6) 組合指導情報整備事業 通信機器の設置、ホームページによる情 報発信等	2,200 千円	2,200 千円	2,200 千円
	(7) 中小企業連携組織等支援事業 個別専門支援 講習会の開催 情報ネットワーク現地支援	56 回 61 回 5 回	56 回 62 回 5 回	56 回 62 回 5 回
	(8) 組合組織強化事業 組合自主研修助成	16 組合	20 組合	20 組合
	2 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業			
	(1) 助成事業	76 件 (876,437 千円)	89 件 (922,269 千円)	90 件 (845,573 千円)
	3 中小企業新戦略支援事業（団体向け）			
	(1) コーディネータによる支援	341 回 (36 団体)	370 回 (44 団体)	336 回 (36 団体)
	(2) 助成事業	11 件 (8,371 千円)	15 件 (18,233 千円)	14 件 (19,107 千円)
	(3) 特別支援	7 団体 (383,642 千円)	6 団体 (299,888 千円)	6 団体 (296,807 千円)
	4 団体向け小規模事業者持続化支援事業（東京都小規模事業経営支援事業）			
		(1) 地域持続化支援事業・拠点事業 コーディネータの設置	1 人	1 人
事業承継セミナーの開催		1 回	1 回	1 回
業種別勉強会への講師派遣		31 回	55 回	47 回
業界団体の実態調査		1 団体	1 団体	1 団体
		(161 事業者)	(33 事業者)	(345 事業者)

事業名		実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 団体向け事業承継促進支援事業				
	(1) コーディネータによる支援	12 回 (2 団体)	6 回 (3 団体)	11 回 (5 団体)
	(2) 助成事業	0 円	0 円	0 円
6 ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業				
	(1) コーディネータによる支援	6 回 (1 団体)	12 回 (1 団体)	
	(2) 助成事業	0 件	1 件 (2,508 千円)	
7 団体向け原油価格高騰等対応支援事業				
	(1) コーディネータによる支援	0 回	6 回 (1 団体)	
	(2) 助成事業	3 件 (1,436 千円)	2 件 (3,122 千円)	
8 原油価格高騰等対応緊急サポート事業				
	(1) 専門家派遣	0 回	8 回 (6 企業)	
9 食品関連団体向け原材料価格高騰等対応緊急支援事業				
	(1) コーディネータによる支援		0 回	
	(2) 助成事業		2 件 (784 千円)	
10 サプライチェーン維持確保サポート事業				
	(1) 各事業協同組合への働きかけ（企業訪問）		10 回 (9 団体)	
11 円安進行等対応緊急サポート事業				
	(1) 専門家派遣		19 回 (9 企業)	
12 円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業				
	(1) コーディネータによる支援		0 回	12 回 (1 団体)
	(2) 助成事業		0 件	2 件 (3,117 千円)
	(3) 専門家派遣		2 回 (1 企業)	2 回 (1 企業)

離島航路・航空路補助金等交付 5 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東海汽船株式会社	令和 6 年 9 月 12 日及び同月 13 日	令和 4 年度及び令和 5 年度の補助対象事業
	伊豆諸島開発株式会社	令和 6 年 9 月 20 日	
	神新汽船株式会社	令和 6 年 9 月 11 日	
	新中央航空株式会社	令和 6 年 9 月 17 日	
	全日本空輸株式会社	令和 6 年 9 月 19 日	
局	総務局及び港湾局	令和 6 年 9 月 9 日、24 日及び 25 日	

2 団体の概要

団体名	東海汽船株式会社	伊豆諸島開発株式会社	神新汽船株式会社	新中央航空株式会社	全日本空輸株式会社
主な事業	海上運送事業 港湾運送事業 商事料飲事業	海上運送事業 船内における販売	海上運送事業 海運代理店業	航空運送事業 航空機使用事業 飛行場管理業	航空運送事業 航空機使用事業
所在地	東京都港区 海岸一丁目 16 番 1 号	東京都港区 海岸一丁目 16 番 1 号	東京都港区 海岸一丁目 16 番 1 号	茨城県 龍ヶ崎市半田町 3177 番地	東京都港区 東新橋一丁目 5 番 2 号
人員	役員 9 名 従業員 210 名	役員 12 名 従業員 36 名	役員 11 名 従業員 19 名	役員 7 名 従業員 119 名	役員 17 名 従業員 12,854 名
都との関係	補助金（表 1 及び表 2） 1,504,098 千円 （令和 4 年度交付額） 840,275 千円 （令和 5 年度交付額）	271,808 千円 （令和 4 年度交付額） 481,381 千円 （令和 5 年度交付額）	142,021 千円 （令和 4 年度交付額） 145,504 千円 （令和 5 年度交付額）	328,926 千円 （令和 4 年度交付額） 553,392 千円 （令和 5 年度交付額）	131,378 千円 （令和 4 年度交付額） 151,385 千円 （令和 5 年度交付額）

（注）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

(表 1) 事業別の補助金交付状況

(単位：千円)

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象	交付額		
				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
港湾局	①離島航路補助金	離島航路補助金交付要綱	前年 10 月から 9 月までの補助対象航路の実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額	870,371	840,201	978,764
港湾局	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	1 月から 12 月までの補助対象貨物の運賃の 100% (プロパンガスなど 4 品目) 又は 50% の額 (野菜・果物など 15 品目)	285,382	298,235	300,404
港湾局	③航空保安検査補助金	航空保安検査補助金交付要綱	4 月から 3 月までの保安検査業務等又は保安検査機器の購入に要した費用の 50% 以内の額	24,199	30,096	31,762
港湾局	④東京都離島航空路線補助金	東京都離島航空路線補助金交付要綱	(運航費補助) 4 月から 3 月までの補助対象航空路の損失見込額の 2 分の 1 以内の額 (運賃補助) 基準航空路運賃から要綱で定めた住民に適用する運賃を差し引いた額に住民の利用人員及び 110 分の 100 を乗じて得た額の 2 分の 1	634,715	347,248	578,640
港湾局	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付要綱	基準航空路運賃から要綱で定めた住民等に適用する運賃を差し引いた額に住民等の利用人員及び 110 分の 100 を乗じて得た額	60,583	82,960	94,375
総務局	⑥小笠原諸島離島航路補助金	小笠原諸島離島航路補助金交付要綱	前年 10 月から 9 月までの補助対象航路の実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額	184,587	32,963	103,754

所管局	補助金名	根拠	補助対象	交付額		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
総務局	⑦小笠原諸島離島航路改善補助金	小笠原諸島離島航路改善補助金交付要綱	前年10月から9月までの船舶使用料（減価償却相当額及び利息相当額）の2分の1以内の額	25,963	25,623	25,283
港湾局	⑧令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金	令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金交付要綱	令和4年1月から12月までの竹芝～神津島航路の実績欠損額の2分の1		656,629	
港湾局	⑨令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金	令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	令和4年4月から令和5年3月までの島しょ積み本土向け貨物（野菜・果物など15品目）及び本土積み島しょ向け貨物（肥料など2品目）の運賃の50%の額		64,276	
港湾局	⑩令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金	令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱	令和5年4月から令和6年3月までの島しょ積み本土向け貨物（野菜・果物など15品目）及び本土積み島しょ向け貨物（肥料など2品目）の運賃の50%の額			58,955
合計				3,522,447	2,378,233	2,171,939

（注）令和4年度及び令和5年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和3年度の合計額は内訳と一致しない。

(表2) 団体別の補助金交付状況

(単位：千円)

団体名	補助金名	交付額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
東海汽船株式会社	①離島航路補助金	544,883	487,284	483,134
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	284,056	296,517	298,695
	⑧令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金		656,629	
	⑨令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金		63,666	
	⑩令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金			58,445
	小計	1,847,699	1,504,098	840,275
伊豆諸島開発株式会社	①離島航路補助金	183,924	213,044	352,162
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	131	177	181
	⑥小笠原諸島離島航路補助金	184,587	32,963	103,754
	⑦小笠原諸島離島航路改善補助金	25,963	25,623	25,283
	小計	812,098	271,808	481,381
神新汽船株式会社	①離島航路補助金	141,564	139,872	143,467
	②伊豆諸島海上貨物運賃補助金	1,193	1,539	1,527
	⑨令和4年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金		609	
	⑩令和5年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助金			509
	小計	143,150	142,021	145,504
新中央航空株式会社	③航空保安検査補助金	1,124	662	726
	④東京都離島航空路線補助金	402,629	276,213	496,762
	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	39,131	52,050	55,904
	小計	442,885	328,926	553,392
全日本空輸株式会社	③航空保安検査補助金	23,074	29,433	31,036
	④東京都離島航空路線補助金	232,086	71,034	81,878
	⑤東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金	21,451	30,910	38,470
	小計	276,613	131,378	151,385
合計		3,522,447	2,378,233	2,171,939

(注) 令和4年度及び令和5年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和3年度の小計額及び合計額は内訳と一致しない。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

伊豆諸島と本土を結ぶ定期航路、航空路は、島民や観光客などの移動手段として、また、日用品や生産物の輸送手段として、伊豆諸島の生活と産業にとって必要不可欠である。

このため、都は、以下のとおり、伊豆諸島における航路、航空路の維持のために、航路事業等に対する補助を実施している。

ア 離島航路関係（表1①②）

港湾局は、離島間の海上交通を確保するため、離島航路の定期航路事業者に対し、航路補助金を交付している。また、プロパンガスなど4品目については100%、野菜・果物など15品目については50%の海上貨物運賃の補助金を交付している。

イ 離島航空路関係（表1③④⑤）

港湾局は、島民生活に必要な離島航空路線を確保するため、航空運送事業者に対し、離島航空路の運航費について、国の補助に合わせ補助金を交付している。また、航空保安検査費用について、都単独で補助金を交付している。

さらに、羽田～八丈島、調布～三宅島、調布～大島、調布～新島及び調布～神津島路線において、国の補助に合わせ島民運賃割引補助を実施している。

ウ 小笠原諸島離島航路関係（表1⑥⑦）

総務局は、小笠原諸島振興開発事業の一つとして、父島～母島航路の航路事業者に対し、欠損が生じた場合に国と都で補助を行っている。また、小笠原諸島における航路の改善を図るため、同航路を就航する船の建造費の償還費に対する補助を行っている。

エ 新型コロナウイルス感染症等緊急対策関係（表1④⑧⑨⑩）

離島航路補助においては、これまで補助を行ってきたアの定期航路に加え、東京～神津島航路の定期航路事業者に対し、航路補助金が交付された。

貨物運賃補助においても、これまで行ってきた補助に加え、島しょ積み本土向けの野菜・果物などの貨物運賃に対する補助が行われている。

離島航空路補助においては、新型コロナウイルス感染症の影響等による損失並びにウクライナ情勢など世界情勢を背景とした燃油費用及び航空機部品整備費用の急激な高騰等による損失を、それぞれ補助金交付要綱上の災害に準じたものとして取り扱い、航空各社が算定した実績損失見込額の2分の1を補助している。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの

港湾局は、航空保安検査補助金交付要綱（平成15年3月10日付14港島管第850号。以下「要綱」という。）に基づき、新中央航空株式会社及び全日本空輸株式会社（以下「両社」という。）に対し、要綱に定める補助対象路線において航空運送事業を継続的に経営する事業者として、要綱に定める空港における保安検査機器の購入費用に要する費用の50%以内の金額を補助している（以下「保安検査機器購入補助金」という。）。

また、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）では、補助対象事業者が補助金の交付を受け取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用等するときは、あらかじめ知事の承認を受けさせねばならない旨の定めがあり、要綱にも同様の事項が記載されている。

ところで、令和4年度及び令和5年度における補助事業の実施状況等を見たところ、表3記載の保安検査機器が、両社以外の事業者が運航する補助対象外路線（伊豆諸島地域におけるヘリコプター路線）の搭乗客に対しても、知事の承認を受けずに目的外使用されていることが認められた。

保安検査機器購入補助金について、局は、新中央航空株式会社に、平成30年10月に、平成27年度の交付分について、補助対象外路線に係る使用割合相当額として、路線別総提供座席数（1日当たりの運航回数×路線別提供座席数。以下「座席数」という。）で案分した額を返還させている。

このことからしても、局は、平成30年10月時点で、保安検査機器が補助対象外路線の搭乗客に対して使用される場合は、補助対象路線での利用に限定して保安検査機器購入補助金の交付を申請させるなど、補助金額決定の取扱いを要綱に明確に定めるべきであった。

しかしながら、局は、これらの取扱いを明確に要綱に定めておらず、今回の監査対象である令和4年度及び令和5年度においても、結果として、平成27年度の交付分と同様に、保安検査機器購入補助金の過大交付が生じており、適切でない。

具体的には、保安検査機器購入補助金について、要綱に定める知事の承認を得た上で、補助対象外路線相当額を補助対象経費から除外すべきであり、その額を座席数に基づき試算すれば、過大となる補助金は、表3のとおり、両社合計で62万9,917円となる。

両社は、過大となる補助金を返還されたい。

局は、両社に対し、過大となる補助金の返還を求めるとともに、要綱に補助金額決定の取扱いを適切に定められたい。

（新中央航空株式会社）

（全日本空輸株式会社）

（港湾局）

(表 3) 保安検査機器購入補助金に係る過大交付額 (監査事務局試算)

(単位: 円)

区分	保安検査機器購入に係る 補助実績				座席数による案分			過大交付額 (E) = (A) - (D)
	年度	設置 場所	保安検査 機器	交付額 (A)	補助対象 路線 (B)	補助対象外 路線 (C)	交付額 (D) (注)	
新中央 航空株 式会社	令和 4 年度	三宅島 空港	門型金属 探知機	662,750	57 席	18 席	503,690	159,060
	令和 5 年度	大島 空港	門型金属 探知機	726,000	57 席	18 席	551,760	174,240
小計				1,388,750	—		1,055,450	333,300
全日本 空輸株 式会社	令和 4 年度	八丈島 空港	X 線 検査装置	3,806,000	498 席	18 席	3,673,232	132,768
	令和 5 年度	八丈島 空港	X 線 検査装置	4,697,000	498 席	18 席	4,533,151	163,849
小計				8,503,000	—		8,206,383	296,617
合計				9,891,750	—		9,261,833	629,917

(注) 交付額 (D) は、 $(A) \times \frac{(B)}{(B) + (C)}$ で計算している。

イ 補助金を返還すべきもの

港湾局は、離島航路を維持するため、東海汽船株式会社に対し、令和4年1月から同年12月までの東京（竹芝）・神津島航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額の2分の1について、令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金を交付している。

この補助金の算定の基礎となる費用について見たところ、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金（経営改善支援事業））が充てられていたものが認められた。

都から交付される補助金は、航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額を基礎に算定されることから、算定に当たっては、費用に国庫補助対象経費を含め、かつ、収益に国庫補助金を含めることとするのが相当である。

しかしながら、国庫補助対象事業のうち、感染症拡大防止対策のために大型船に取り付ける抗菌・抗ウイルスフィルターの購入については、購入費用13万4,000円が運航雑費として費用に含まれていたにもかかわらず、国庫補助金6万7,000円が営業雑収入として収益に含まれていないことが認められた。

このため、表4のとおり、実績欠損額が6万7,000円過大に算定された結果、都から交付される補助金が3万3,500円過大に交付されていることは適切でない。

会社は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、過大に交付された補助金の返還を求められたい。

（東海汽船株式会社）

（港湾局）

（表4）返還すべき補助金額

（単位：円）

項目	補助金の算定		過大交付額
	誤	正	
収益（A）	1,424,225,792	1,424,292,792	
費用（B）	1,723,818,377	1,723,818,377	
実績欠損額（C）＝（A）－（B）	299,592,585	299,525,585	
都補助金（D）＝（C）× $\frac{1}{2}$	149,796,292	149,762,792	33,500

1 補助対象事業の概要

事業名		実績		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ア 離島航路関係				
①	離島航路補助			
	運航回数（注 1）	725.5 回	739.5 回	766.0 回
	輸送人員（注 2）	61,547.5 人	81,225.0 人	96,159.5 人
	貨物輸送量	65,533.65 t	66,009.91 t	64,375.09 t
②	伊豆諸島海上貨物運賃補助			
	取扱トン数	36,179.72 t	35,141.81 t	34,484.48 t
イ 離島航空路関係				
③	航空保安検査補助			
	保安検査機器購入			
	門型金属探知機	新島空港 1 台 神津島空港 1 台	三宅島空港 1 台	大島空港 1 台
	機内持込手荷物用 X 線検査装置	—	八丈島空港 1 台	—
	預入手荷物用 X 線検査装置	—	—	八丈島空港 1 台
	保安検査業務等			
	ハイジャック検査業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
	受託手荷物検査業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
	地上作業監視業務	八丈島空港	八丈島空港	八丈島空港
④	東京都離島航空路線補助			
	運航費補助			
	損失見込額	1,142,541 千円	527,688 千円	975,902 千円
	運賃補助			
⑤	東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助			
	利用者数	21,980 人	28,933 人	31,540 人
⑤	東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助			
	利用者数	25,464 人	35,738 人	42,526 人

事業名			実績		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ウ 小笠原航路関係					
	⑥	小笠原諸島離島航路補助 運航回数（注 1） 輸送人員（注 2） 貨物輸送量	264.0 回 16,447.5 人 5,159.32 t	262.0 回 19,343.0 人 5,250.46 t	266.0 回 21,001.5 人 4,629.12 t
	⑦	小笠原諸島離島航路改善補助 使用料総額	51,926 千円	51,246 千円	50,566 千円
エ 新型コロナウイルス感染症等緊急対策関係					
	⑧	令和 4 年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助 運航回数（注 1） 輸送人員（注 2） 貨物輸送量		1,255.0 回 399,874.0 人 40,488.19 t	
	⑨	令和 4 年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助 取扱トン数		14,425.39 t	
	⑩	令和 5 年度原油価格高騰等緊急対策に係る伊豆諸島海上貨物運賃補助 取扱トン数			13,139.11 t

（注 1）運航回数は、1 往復を 1 回として計算している。

（注 2）輸送人員は、子供を 0.5 人として計算している。

第 4 出資団体別監査結果

一般財団法人東京マラソン財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えん等を行っている団体について、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般財団法人東京マラソン財団	令和6年11月6日、7日 及び8日	2022 大会年度（令和3.7.1 ～令和4.6.30）及び2023 大会年度（令和4.7.1～令和 5.6.30）の事業
局	生活文化スポーツ局	令和6年11月5日及び同 月11日	

2 団体の概要

設立の目的	東京マラソンを安定的に運営し、国内外から多くのランナーが集う世界最高水準の大会へと発展させるとともに、ランニングスポーツの普及振興を通じて、都民の健康増進と豊かな都民生活の形成に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成17年11月 東京マラソン組織委員会設立 平成19年2月 東京マラソン2007（第1回大会）開催 平成22年6月 一般財団法人東京マラソン財団設立 令和4年10月 東京レガシーハーフマラソン2022（第1回大会）開催
事業の概要	- 東京マラソンの企画運営に関する事業 - 東京マラソンの魅力を向上するための事業 - ランニングスポーツの普及振興に関する事業
所在地	東京都江東区有明三丁目7番26号（注2）
組織	1室5本部（注3）
人員	役員39名（理事長1名、副理事長1名、理事35名、監事2名。 理事長及び副理事長は常勤、その他の役員は非常勤） 職員43名

都 と の 関 係	財産の出えん	基本財産 2 億 4,000 万円のうち、2 億 1,818 万 1,818 円 (90.9%)
	分担金 (表 1)	206,699 千円 (2022 大会年度交付額) 309,268 千円 (2023 大会年度交付額)
	負担金 (表 2)	3,074 千円 (2022 大会年度交付額) 14,404 千円 (2023 大会年度交付額)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 3,188 百万円のうち、209 百万円 (6.6%) (2022 大会年度) 経常収益 5,422 百万円のうち、323 百万円 (6.0%) (2023 大会年度)
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び非常勤役員 9 名を都から派遣 常勤職員 4 名を都から派遣
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

(注 1) 上記数値等は令和 5 年 6 月 30 日現在

(注 2) 財団事務所の移転により、令和 6 年 6 月 17 日から東京都新宿区西新宿三丁目 6 番 11 号となっている。

(注 3) 令和 6 年 4 月 1 日から、組織再編により、2 室 5 本部となっている。

(表 1) 分担金の交付状況

(単位: 千円)

分担金名	根拠	対象事業	交付額		
			2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
東京マラソン 2021 共催分担金	東京マラソン 2021 開催経費 に係る協定書	安全対策費 (上限 2 億円)	—	200,000	—
		都派遣職員の共済費等 相当額 (注)	7,286	6,699	—
東京マラソン 2023 共催分担金	東京マラソン 2023 開催経費 に係る協定書	安全対策費 (上限 2 億円)	—	—	200,000
		都派遣職員の共済費等 相当額	—	—	9,268
東京レガシーハーフマラソン 2022 共催分担金	東京レガシーハーフマラソン 2022 開催経費 に係る協定書	安全対策費 (上限 1 億円)	—	—	100,000
合計			7,286	206,699	309,268

(注) 東京マラソン 2021 の延期のため、2022 大会年度にも交付している。

(表2) 負担金の交付状況

(単位: 千円)

負担金名	根拠	対象事業	交付額		
			2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
マラソン祭り 2021 負担金 (注1)	マラソン祭り 2021 の実施に 係る協定書	・マラソン祭りの広報 ・EXPO へのブース出展 ・都使用エリアにおける安全対策費 ・都が制作したランナー応援映像の放映	—	3,074	—
マラソン祭り 2023 負担金 (注1)	マラソン祭り 2023 の実施に 係る協定書	・マラソン祭りの広報 ・EXPO へのブース出展 ・都使用エリアにおける安全対策費	—	—	5,837
東京レガシー ハーフマラソン 2022 連携事業負担金 (注2)	東京レガシー ハーフマラソン 2022 の連携 事業に係る協 定書	・演出及び映像制作 ・EXPO へのブース出展 ・大会公式プログラムへの掲載 ・一部来賓の接遇	—	—	8,566
合計			—	3,074	14,404

(注1) 都は、都の事業であるマラソン祭りについて、財団主催事業（東京マラソン及び東京マラソンEXPO）の公式プログラムへの掲載やブース出展、都が使用するエリアに係る経費等を負担金として財団に交付している。

(注2) 都は、財団主催事業（東京レガシーハーフマラソン及び東京レガシーハーフマラソンEXPO）において、都が財団に依頼した演出・映像制作や、都が招待した来賓の接遇に係る経費等を負担金として財団に交付している。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目		2021 大会年度		2022 大会年度		2023 大会年度	
			構成比		構成比		構成比
経常収益		880	100	3,188	100	5,422	100
	都からの収益	7	0.8	209	6.6	323	6.0
	受取負担金	7	0.8	209	6.6	323	6.0
	他の収益	873	99.2	2,978	93.4	5,098	94.0

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

一般財団法人東京マラソン財団（以下「財団」という。）の事業について、主に、財団の設立目的である東京マラソンの運営及びランニングスポーツの普及振興に関する事業が適切かつ効果的に行われているか、財務事務に関する内部統制の整備及び運用が適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

財団は、ランニングイベント事業、ランニングライフ事業、ウェルネス事業、社会貢献事業の4つの事業区分により、各種事業を行っている。

ランニングイベント事業は、東京マラソンをはじめとするランニングイベントを実施する事業である。

財団の基幹事業である東京マラソンは、毎年3月第1日曜日に開催しており、定員は、平成31年から3万8,000名となっている。また、財団の事業年度は、東京マラソンが行われる前年の7月1日から東京マラソンが行われる年の6月30日までとなっている。2020大会年度から2024大会年度における東京マラソン等の開催状況は表4のとおりであり、東京マラソンは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、変則的な開催となった。

（表4）2020大会年度から2024大会年度における東京マラソン等の開催状況

2020 大会年度 (R1. 7. 1～R2. 6. 30)	R2. 3. 1 東京マラソン 2020 開催（新型コロナウイルス感染症の影響により、一般ランナーの部を中止し、マラソンエリート及び車いすエリートの部のみを開催）
2021 大会年度 (R2. 7. 1～R3. 6. 30)	R3. 3. 7 東京マラソン 2021 延期（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年10月17日に延期）
2022 大会年度 (R3. 7. 1～R4. 6. 30) (監査対象年度)	R3. 10. 17 東京マラソン 2021 再延期（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年3月6日に再延期し、東京マラソン 2022 は不開催）
	R4. 3. 6 東京マラソン 2021 開催
2023 大会年度 (R4. 7. 1～R5. 6. 30) (監査対象年度)	R4. 10. 16 第1回東京レガシーハーフマラソン 2022 開催
	R5. 3. 5 東京マラソン 2023 開催
2024 大会年度 (R5. 7. 1～R6. 6. 30)	R5. 10. 15 第2回東京レガシーハーフマラソン 2023 開催
	R6. 3. 3 東京マラソン 2024 開催

東京マラソン 2020 は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一般ランナーの部を中止し、出走予定者は次回以降の東京マラソンに出走権を移行させることとなった。また、東京マラソン 2021 は、令和 3 年 3 月 7 日の開催予定から 2 度の延期を経て、令和 4 年 3 月 6 日に開催し、この結果、令和 4 年 3 月に開催予定だった東京マラソン 2022 は開催しないことになった。

東京マラソン 2021 は、定員を 2 万 5, 0 0 0 名に絞るとともに、ランナー全員の PCR 検査を行い、検査で陽性となった者や、6 5 歳以上で基礎疾患のある者は、東京マラソン 2023 又は東京マラソン 2024 へ出走権の権利移行を認めるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での開催となった。このため、最終的な出走者は 1 万 9, 1 8 8 名となっている。

2023 大会年度には、令和 5 年 3 月 5 日に、従来の定員 3 万 8, 0 0 0 名(出走者 3 万 8, 4 2 3 名)で東京マラソン 2023 を開催するとともに、令和 4 年 1 0 月 1 6 日には、初開催となる東京レガシーハーフマラソン 2022 を定員 1 万 5, 0 0 0 名(出走者 1 万 4, 2 5 6 名)で開催した。東京レガシーハーフマラソンは、ランニング初心者や障害者など多くのランナーが参加しやすいスポーツの場として、東京 2020 大会で高まったスポーツの気運をレガシーとして末永く継承していけるよう、毎年 1 0 月第 3 日曜日に開催することとしている。

そのほか、財団は、東京マラソンや東京レガシーハーフマラソンの関連イベントとして、公道を使用しないランニングイベントや、大会盛り上げのためのランニングフェスタなどを開催している。

ランニングライフ事業は、ランニングスポーツやジョギングの普及振興に取り組む事業で、財団は、公式クラブ「ONE TOKYO」を運営し、会員向けのイベントの開催やメールマガジンの配信等を行っている。「ONE TOKYO」にはプレミアムメンバー(有料会員、年会費 5, 5 0 0 円)とクラブメンバー(無料会員)の種別があり、プレミアムメンバーは、東京マラソン出走の先行抽選等の特典がある。また、財団は、東京マラソン等のランナー受付を行う会場で、協賛企業の出展ブースを中心にランニングに関する商品の販売やデモンストレーション等を行う「東京マラソン EXPO」「東京レガシーハーフマラソン EXPO」を開催している。

ウェルネス事業は、ランニングを通じて、人々が健康で活動的なライフスタイルに取り組む社会の実現を目指すもので、地方自治体や地域の陸上競技団体等と連携したランニングイベントを行っている。

社会貢献事業は、東京マラソン等を通じたチャリティやボランティア活動を行う事業である。財団のチャリティ事業「RUN with HEART」では、財団が選定する寄付先団体又は財団が実施するスポーツレガシー事業に 1 0 万円以上の金額を寄付した者のうち希望する者は、寄付先団体の選定を経てチャリティランナーとして東京マラソンや東京レガシーハーフマラソンに参加することができる。スポーツレガシー事業は、財団が、集まった寄付金により、スポーツ施設等の環境整備、アスリートの強化育成等の事業を行うものである。

またボランティア活動については、財団は、公式クラブ「VOLUNTA INER(ボラン

テイナー)」を運営し、スポーツボランティアを中心に、ボランティアリーダー育成やスキルアップ講習を開催するほか、東京マラソン以外のスポーツイベントへの協力も行っている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	2021 大会年度	2022 大会年度			2023 大会年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	880	3,188	2,307	262.1	5,422	2,233	70.1
経常費用	1,032	3,853	2,821	273.2	4,932	1,078	28.0
当期経常増減額	△ 151	△ 665	△ 513	—	489	1,155	—
当期一般正味財産増減額	△ 221	△ 101	120	—	489	590	—
資産合計	2,034	722	△1,312	△ 64.5	1,353	630	87.3
負債合計	667	136	△ 530	△ 79.6	269	132	97.6
正味財産合計	1,367	586	△ 781	△ 57.1	1,084	497	84.9

ア 収益及び費用の状況

財団の経常収益は、協賛金収益が5割以上を占めている。2021 大会年度は東京マラソンを開催せず、2022 大会年度は東京マラソンの規模を縮小して開催したため、協賛金等の大会関係収益が減少し、2021 大会年度、2022 大会年度とも、収支がマイナスとなった。2023 大会年度は、従来の規模で東京マラソンを開催し、東京レガシーハーフマラソンも開催したため、経常収益が前年度と比べて2.2億余円増加した。なお、2023 大会年度は、東京マラソン等の開催に伴う経費の増加により経常費用も増加したが、収支はプラスに転じている。

イ 財政状態

2021 大会年度及び 2022 大会年度は収支状況が悪化し、令和4年3月以降は、東京マラソン 2021 の開催に係る財源が不足することから、財団は令和4年4月（2022 大会年度）に基本財産を取り崩し、不足分と運転資金の財源に充てた。これにより財団の基本財産は8億8,000万円から2億4,000万円となり、2022 大会年度の資産合計は前年度と比べて1.3億余円減少した。2023 大会年度は、収益の増加により現金預金が増加したことなどにより、資産合計が前年度と比べて増加している。

負債については、借入金等の固定負債はなく、流動負債のみの計上となっている。2021 大会年度は、東京マラソン 2021 の翌年度への延期により、当該年度に入金された参加料等を2021 大会前受金として計上したが、2022 大会年度は、この前受金の皆減により負債合計が5億3,000万余円減少した。2022 大会年度及び 2023 大会年度においては、システム関係費等に係る委託料等の未払金が負債合計の5割以上を占めている。

（３）事業運営に関する評価

東京マラソンは、平成１９年に定員３万人で第１回大会が行われた。財団は、その後徐々に定員を拡大するなど、設立目的の一つである「東京マラソンの安定的な運営や世界最高水準への発展」に向けた取組を行ってきた。その結果、2019 大会（平成３１年）からは定員が３万８，０００名となり、現在では世界６大メジャー大会として世界最高水準の大会規模と運営を誇る大会に成長している。

それに伴い申込人数も増加し、東京マラソンは、新型コロナウイルス感染症拡大前の 2019 大会（平成３１年）には約３３万人の申込みがあるなど、出走権を得るのが難しい人気の大会となっている。財団は、東京マラソンの申込みに当たり、車いす使用者、都民、一定の水準以上の記録を持つエリート又は準エリート、財団が選定する寄付団体に一定額以上の寄付を行ったチャリティランナー、公式クラブ「ONE TOKYO」のプレミアムメンバーなど、さまざまなカテゴリーを設け、多様なランナーが出走できるよう図っている。

財団の運営を財務面から見ると、財団の収益の主なものは、協賛金収益と参加料収益であり、特に協賛金収益は、2023 大会年度で、財団の経常収益の約５２％を占めている。協賛企業には、大会の名称やロゴマークを使用したグッズの販売や配布、東京マラソンへの出走権等、協賛金額に応じた特典が付与される。財団は、2020 大会年度までは、３０社程度の協賛企業等を獲得するなど、財団の収益で全ての事業経費をまかなうことができていた。しかしながら、2021 大会年度及び2022 大会年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収支がマイナスとなったため、2022 大会年度に基本財産の取崩しを余儀なくされる事態となった。なお、財団は、2023 大会年度以降の収支のプラス分を活用し、基本財産へ積み戻すとしており、2024 大会年度においては、基本財産を１億円積み戻して３億４，０００万円としている。

財団は、４つの事業区分により、東京マラソン以外の各種事業も行っているものの、これらの事業は財務運営上も基幹事業である東京マラソンが支えているのが現状である。そこで、財団は、東京マラソンに加え、新たなコンテンツを創造し、財団事業の拡充と多様化を図るため、令和４年１０月、第１回東京レガシーハーフマラソンを開催した。東京レガシーハーフマラソンについても、東京マラソンと同様に協賛企業等を募り、チャリティランナーの出走やＥＸＰＯの開催などを行っている。財団は今後、東京レガシーハーフマラソンについても一層の充実を図り、財団経営のもうひとつの柱に育てていくとしている。

また、2021 大会年度は東京マラソンを開催できなかったことから、財団は、ランニングアプリを使用して世界各国から参加可能なバーチャルランニングイベントを実施した。これは、あらかじめ定められた走行距離を、ランナー各自が好きな時間、好きな場所で走行し、完走すると年代別、地域別等のランキングが付与されるもので、参加者のランニングに対するモチベーション向上にも活用できる。財団は、東京マラソン等に参加できないランナーも気軽に参加することができる新しい収益事業として、2022 大会年度以後も継続してバーチャルランニングイベントを実施している。

財団においては、都からの財政支出は収益の1割に満たず、協賛金や参加料など多くの関係者からの収益により運営しており、その事業は財団固有の職員によって支えられている。

財団は、今後とも、財団における全ての者が組織的な統制の下で適正に財務事務を行い、東京マラソンというビッグイベントの運営やランニングスポーツの振興など、財団ならではの事業を着実に推進していくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 財務に係る事務の統制について

財団は、処務規程（平成26年6月27日）に基づいて事務局を置き、東京マラソン及び東京レガシーハーフマラソンの運営、ランニングスポーツの振興事業、社会貢献事業等を行うために必要な事務を行うこととしている。

組織規程（令和4年4月1日）、処務規程、財務規程（平成22年7月22日）等によると、財団は、事業の運営、実施についてはそれぞれの事業を所掌する本部（以下「事業担当本部」という。）が行い、これに係る契約事務、会計事務を管理本部が行うこととしている。

このような役割分担においては、適切な規程を整備した上で、管理本部が収入・支出・資産の管理について事業担当本部を統制し、事業担当本部はその統制に基づいて事業を行うことにより、誤りや事故の発生を防止し、資産を効果的に活用することができる。

そこで、適切な規程が整備されているか、適正な債権・債務の確定に基づき収入・支出を行っているか、資産を適正に管理しているかについて見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(ア) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの

財務規程等によると、管理本部は、契約書その他証拠書類など支出の根拠となる支出負担行為に基づき、支払内容、債権者、金額を確認した上、債権者からの請求書により、支払額調書を作成した上で支出することとし、一般に請求書が発行されない取引については請求書に代わる証拠書類に基づくことができるとしている。

しかし、財団の支出負担行為がないまま職員が経費の支出を決定し立て替えて支払っており、事後に財団が立て替えた職員に経費を支払う方法（以下「職員立替」という。）に係る規定はない。

これは、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止するため、事業担当本部と管理本部が相互にけん制する仕組みとしているものである。

一方、財務規程等によると、事業現場その他これに類する場所において直接支払を必要とする経費などは資金前渡を用いることが可能であるとされている。

そこで、2023 大会年度における支払額調書について見たところ、表5のとおり、事業費の

支出に係る１，８５４件の取引のうち１２９件２１５万１０２円、管理費１１件５万３３８円、計２２０万４４０円について、職員立替により経費を支払っている。

職員立替により支払っている経費の内容について見ると、表６のとおり、道路使用料、旅費、賃借料、ランニングイベント備消耗品等で、全てがあらかじめ必要性和必要量が明らかなるものであり、支出負担行為の意思決定の上、職員立替によらない方法による処理が可能である。

財団の事業の経費は、架空の取引の計上と事業実施に必要な取引の実施を防止する観点から、その支出の根拠となる支出負担行為について財団の意思決定を行った後に、支出負担行為の証拠書類に基づき支払うべきところ、職員の判断で経費を支払い、事後に財団の支出を行っていることは適正でない。

財団は、職員立替による経費の支払を行わないよう、業務の手順を改められたい。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(表５) 職員立替の件数及び金額 (単位：件、円)

区分	取引件数	金額
管理費	11	50,338
事業費	129	2,150,102
合計	140	2,200,440

(表６) 職員立替の例 (単位：円)

取引内容	金額
ONE TOKYO SPECIAL SESSION(7/17) 会場賃借料	23,000
東京マラソン 2023 道路使用許可申請料 (大会運営)	15,000
東京マラソン 2023 屋外広告物許可申請料	53,240
東京レガシーハーフマラソン 2022 車両通行証印刷代	1,800
TOKYO ナイトリレー・100m チャレンジ in 国立競技場 バナー制作費	41,980
北海道深川ハーフタイムトライアル(8/5) 航空券代	57,960
ロンドンマラソン出張(4/20～4/25) 保険料	5,630
インターネット通販 業務用ラミネーター購入費	24,800
インターネット通販 ONE TOKYO タイムトライアル@AGF(7/10) 給水用水購入費	5,236
インターネット通販 TOKYO100m チャレンジ・ナイトリレー 給水関連物品購入費	94,400
インターネット通販 東京マラソン応援ベース 備品購入費 (ワイヤレススピーカー)	99,990
インターネット通販 富士山すそのみんなのランニングフェスタ(5/27)ゼッケン購入費	11,970
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用折りたたみチェア購入費	80,620
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用アクションカメラ購入費	98,170
インターネット通販 ONE TOKYO イベント用プリンター・インクボトル購入費	79,670
インターネット通販 VOLUNTAINER リーダー研修兼選考スタッフ用ポロシャツ購入費	17,487

(イ) 参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改めるべきもの

財団は、2023 大会年度において、東京マラソン 2023（令和 5 年 3 月 5 日開催）、東京レガシーハーフマラソン 2022（令和 4 年 10 月 16 日開催）を実施している。

財団は実施に当たり、大会参加者（以下「ランナー」という。）のエントリー業務等を、表 7 のとおり、委託している。エントリー業務は、参加希望者の受付、抽選、一般ランナーの参加料支払の確認、協賛企業等に割り当てられた出走枠で参加するランナーの参加料の徴収と財団への支払、ランナーの決定等を行うものである。

参加料は、表 8 のとおり、総額 9 億 7,918 万余円のうち 2 億 9,851 万余円がエントリー業務受託者を通じて支払われており、6 億 8,066 万余円はオンライン決済サービスを通じてランナーから財団に直接支払われている。

この参加料収入について見たところ、東京マラソン 2023 と東京レガシーハーフマラソン 2022 のエリートランナー、東京マラソン 2023 一般ランナーについては、ランナーがオンライン決済サービスを通じて財団に直接支払っているため、漏れなく参加料を収入していることを確認できる。

しかし、東京レガシーハーフマラソン 2022 の一般ランナー、東京マラソン 2023 と東京レガシーハーフマラソン 2022 の協賛企業等に割り当てた出走枠で参加するランナーについては、エントリー業務受託者を通じて財団に支払っていることから、受託者からの支払に当たり、出走者の名簿を提出させて支払額と相互参照することで、ランナーから漏れなく参加料を収入しているかを確認すべきところ、財団はこれをしておらず、適正でない。

このことについて、それぞれのエントリー業務委託に係る仕様書を見ると、表 9 のとおり、「参加料決済に関する業務」とのみ記載されており、ランナーから漏れなく参加料を収入しているかを確認するための提出書類等を定めていない。

財団は、エントリー業務委託に係る財団への参加料の支払について仕様書に定めるとともに、参加料を漏れなく収入していることを確認できるよう事務処理手順を改められたい。

（一般財団法人東京マラソン財団）

（表 7）東京マラソン・東京レガシーハーフマラソンのエントリー業務委託契約の概要（単位：円）

番号	契約件名	委託期間	当初契約金額
1	2023 大会年度東京マラソンにおけるランナーエントリー及び事務局に関する業務委託	令和 4.7.1～ 令和 5.6.30	69,653,434
2	東京レガシーハーフマラソン 2022 におけるランナーエントリー、コールセンター、記録処理及びランナー受付運営に関する業務委託	令和 3.12.25～ 令和 4.11.16	38,383,917

(表 8) 参加料の収入方法別収入額 (単位：円)

収入方法	金額
オンライン決済サービスを利用した収入	680,667,044
エントリー業務受託者を經由する収入	298,513,874
合計	979,180,918

(表 9) エントリー業務委託のうち、参加料の取扱いに係る仕様の抜粋

番号	契約件名	参加料に係る仕様
1	2023 大会年度東京マラソンにおけるランナーエントリー及び事務局に関する業務委託	参加料及び販促物の入出金に関する業務・管理等を行うこと。
2	東京レガシーハーフマラソン2022におけるランナーエントリー、コールセンター、記録処理及びランナー受付運営に関する業務委託	参加料決済に関する業務、管理及び必要に応じて返金対応。

(ウ) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの

財団は、表 10 のとおり、物品を貸借対照表の資産項目に貯蔵品として計上している。2023 大会年度の貯蔵品残高 4,568 万 6,514 円には、表 11 のとおり、協賛物品であるボランティアウェア 3,455 万 7,900 円が含まれている。

財団は、協賛物品について、受入れ、払出し、在庫数量の確認（以下「出納管理」という。）に係る規程を定めていない。また、受入れ・払出しの記録がなく、期末における在庫数量の確認についても、経理部が決算日に倉庫に行き、事業担当者が作成した期末残高表（表 11）を基に、数量を一部確認しているとしているが、在庫数量は払出しの都度上書き保存されており、確認できない。

このことについて財団は、次回のマラソン大会で全て配布するため、出納の記録を行っていないとしている。

しかしながら、

- ① 表 11 のとおり、協賛物品の数量が多く、金額が多額である
- ② 協賛者から提供された協賛物品は、適正に管理する必要がある

ことから、出納管理を行い、物品を使用する事業担当者と経理部が相互にけん制することで、誤りや事故の発生を防止する必要があるが、財団は、協賛物品の出納管理に係る規程を定めず、出納管理を行っていないことは適正でない。

財団は、協賛物品について出納管理に係る規程を定めるとともに、出納管理を適正に行われたい。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(表 10) 貯蔵品残高の推移 (各年度 6 月 30 日現在) (単位: 円)

大会年度	貯蔵品残高
2021 大会年度	13,626,856
2022 大会年度	91,818,329
2023 大会年度	45,686,514

(表 11) 2023 年大会年度協賛物品期末残高

(単位: 枚、円)

番号	区分	数量	単価	金額
	A 社			
1	ボランティアウェア・グリーン	404	5,100	2,060,400
2	ボランティアウェア・イエロー	2,854	5,100	14,555,400
3	ボランティアロゴ無キャップ	2,112	2,400	5,068,800
4	ボランティアロゴ有キャップ	79	2,400	189,600
	B 社			
5	ボランティアウェア・ブルー	2,487	5,100	12,683,700
	合計			34,557,900

イ 計画的な事業の実施について

財団は、ランニングスポーツ振興の一環として、財団公式クラブ「ONE TOKYO」を設け、各種情報提供のほか、ランニングイベント、講習会などの収益事業を行っている。

2023 大会年度末における会員数は表 12 のとおりであり、会員はその区分に応じて特典を受けられる。

財団は、2023 大会年度において、「ONE TOKYO」の会員向けに、ランニングイベント 75 件を実施し、延べ 2,916 名が参加している。

そこで、「ONE TOKYO」に係るランニングイベントについてみたところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

(表 12) 会員数及び会員特典

(単位: 人)

区分	プレミアムメンバー (有料会員)	クラブメンバー (無料会員)
会員数	17,019	619,568
特典	・東京マラソンプレミアムメンバーエントリー ・東京レガシーハーフマラソンプレミアムメンバーエントリー ・ONE TOKYO イベント参加料割引 ・会員限定イベントへの参加権 ・東京マラソン大会記念シューズ先行予約販売 ・会員限定オリジナルグッズの購入権 ・メルマガ配信等	・東京マラソン簡単エントリー ・会員限定イベントへの参加権 ・大会シューズ予約販売 ・メルマガ配信等

(ア) 「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの

「ONE TOKYO」のイベント内容を見ると、トラック競技、中距離、フルマラソン、トレイルランニング (注) などのそれぞれの分野について、ランニング技術の習得、トレー

ニング方法の習得、故障防止に係る知識の習得、タイムトライアル、ファンランニングなど多様な目的のイベントを行っていることから、分野・目的ごとに年度計画を策定して、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるようイベント開催を図る必要がある。

また、例えば、フルマラソンへの参加者は、各自が目標とする完走タイムなどを大会で達成するために、数か月以上の長期のトレーニングを要し、大会までの期間によってトレーニング内容を変えていくなどすることから、イベント参加者にとっても、長期のイベント計画がわかることがサービスの向上につながる事となる。

しかしながら、「ONE TOKYO」のランニングイベントに係る財団の事業計画はこれらについて定めたものではない。

財団は、このことについて、大会年度を通して利益率15%を目標の軸に据え、概ね3～4か月単位で「ONE TOKYO」イベントの実施計画を定めているとしているが、実績報告は確認できるものの、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるよう分野・目的ごとに年度計画を策定したものは確認できない。

財団は、「ONE TOKYO」のランニングイベントについて、年度計画などを策定した上で計画的に行われたい。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(イ) 方針を定めた上でランニングイベントにオプションを設定すべきもの

財団は、ランニングイベントのうち、令和4年8月11日に、東京都に所在する御岳山で実施した有料のトレイルランニングのイベントでは、会員の親睦を深めるためとして、オプションでバーベキューを行う企画をしている。

オプションに係る損益について見ると、本来、参加料収益が原価以上でなければ収益事業として成り立たないが、収益が一人当たり5,000円に対し、財団の原価は6,000円で、収益が原価を下回っており、これについて、財団は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。

しかしながら、「ONE TOKYO」に係るイベント75件のうちこのイベント以外ではこのようなオプションが設定されておらず、「ONE TOKYO」会員に対するサービスとしてのオプションの提供価格が原価を下回ることについて、財団は「ONE TOKYO」の事業計画に記載しておらず、他に方針を定めたものは確認できない。

財団は、方針を定めた上で、ランニングイベントにおいてオプションを提供する価格を設定されたい。

(一般財団法人東京マラソン財団)

(注) 森林、山岳など自然地形に数kmから180kmのコースを設定して行う競技

参考資料

1 運営状況

(1) 事業実績

ア ランニングイベント事業（詳細は「2 大会概要」のとおり）

（単位：人）

番号	事業及び内容（注1）	実績			
		項目	2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
1	東京マラソン（2021、2023） マラソン及び 10.7 km	出走 者数	—	19,188	38,423
2	東京マラソンフレンドシップラン（2021、2023） 外国人ランナーと日本人ランナーによる国 際交流を通じたファンランイベント	参加 者数	—	1,409 (61 か国)	832 (66 か国)
3	東京マラソンファミリーラン（2021、2023） 小学生と保護者のペアを対象としたファン ランイベント	参加 者数	—	480 (240 組)	706 (353 組)
4	東京マラソンウィーク（2021）（注2） 東京ランニングフェスタ（2023） 大会に向けて盛り上げを図るため配付する 「ランフェス缶バッジ」を協力店舗等で提示 すると特典を得られるイベント	参加 施設 ・ 団体	—	51 団体	50 団体
5	バーチャル東京マラソン（2021、2022、2023） （注3） 東京マラソンの開催に合わせて、世界各国か らランニングアプリで参加可能なイベント	参加 者数	—	10,907 (126 か国)	3,111 (79 か国)
6	ROAD TO TOKYO MARATHON 2021 東京マラソン 2021 の実施に向けた気運醸成 を目的として、世界各国からランニングアプ リで参加可能なバーチャルマラソン	参加 者数	18,322	—	—
7	東京レガシーハーフマラソン 2022 ランニング初心者や障害者など、多くのラン ナーが参加しやすいハーフマラソン	出走 者数	—	—	14,256
8	TOKYO ナイトリレー in 国立競技場（2022） 家族や友人で組んだチームでバトンをつな ぐリレーイベント	参加 者数	—	—	1,809 (318 チーム)
9	TOKYO100m チャレンジ in 国立競技場（2022） 小学生から参加できる 100mのタイム計測 イベント	参加 者数	—	—	228
10	東京ランニングフェスタ（2022） 大会に向けて盛り上げを図るため配布する 「ランフェス缶バッジ」を協力店舗等で提示 すると特典を得られるイベント	参加 施設 ・ 団体	—	—	33 団体
11	バーチャル東京レガシーハーフマラソン 2022 東京レガシーハーフマラソンの開催に合わ せて、世界各国からランニングアプリで参加 可能なイベント	参加 者数	—	—	1,204 (49 か国)

12	バーチャルランニングイベント (2021、2022、2023) ランナーが日常生活においてランニングアプリを使用して10 km以上を走行し計測を行うバーチャルイベント	開催回数	4回	8回	8回
		参加者数	11,422	10,145	17,440

(注1) 番号2～6は東京マラソン関連事業、番号8～11は東京レガシーハーフマラソン関連事業

(注2) 2022大会年度は、参加施設・団体の協力によりコース沿道の町中を盛り上げる「東京マラソンウィーク 2021」を開催

(注3) 2022大会年度に、バーチャル東京マラソン 2021、バーチャル東京マラソン 2022を開催している。人数及び参加国数は延べ数である。

イ ランニングライフ事業

(単位：人、PV)

番号	事業及び内容	実績			
		項目	2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
1	東京マラソン財団公式クラブ ONE TOKYO ランニング愛好家のための公式クラブ。会員限定イベントやメルマガ配信等のほか、プレミアムメンバーには東京マラソン、東京レガシーハーフマラソンの先行抽選等の特典がある。	プレミアムメンバー (有料会員) (期末時点)	17,549	16,022	17,019
		クラブメンバー (無料会員) (期末時点)	609,048	611,444	619,568
2	東京マラソン EXPO (2021、2023) 東京マラソン出走ランナーの受付、協賛企業によるブース出展	来場者数	—	32,380	60,661
3	東京マラソンバーチャル EXPO (2021、2023) アバターを用い、オンライン上でさまざまなコンテンツを楽しむイベント	来場者数	—	2,942	6,519
		ページビュー数	—	5,457	17,099
4	東京レガシーハーフマラソン EXPO2022 東京レガシーハーフマラソン出走ランナーの受付、協賛企業によるブース出展	来場者数	—	—	18,825
5	東京レガシーハーフマラソンバーチャル EXPO2022 アバターを用い、オンライン上でさまざまなコンテンツを楽しむイベント	来場者数	—	—	3,208
		ページビュー数	—	—	4,996

ウ ウェルネス事業

(単位：回、人)

番号	事業及び内容	実績			
		項目	2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
1	地方自治体や地域陸上競技団体と連携したランイベント	イベント数	13	13	27
		参加人数	160	748	1,197

エ 社会貢献事業

(単位：千円、人)

番号	事業及び内容	実績			
		項目	2021 大会年度	2022 大会年度	2023 大会年度
1	東京マラソン財団チャリティ RUN with HEART				
	東京マラソンチャリティ (2021、2023) (注 1)	寄付先団体 (注 2)	38 団体	—	32 団体
		寄付金総額 (注 2)	3,970	—	334,444
	東京レガシーハーフマラソン 2022 チャリティ	寄付先団体 (注 2)	—	—	24 団体
		寄付金総額 (注 2)	—	—	32,950
2	スポーツレガシー事業 (2021、2023) 財団が寄付を募集し、スポーツ施設の 環境整備やアスリートの強化育 成等を実施する事業	寄付金総額	340	—	24,433
		会員数 (期末時点)	34,690	38,872	25,349

(注 1) 東京マラソン 2021 では、チャリティランナーの募集を行わず、2021 大会年度に寄付のみの募集を行った。

(注 2) スポーツレガシー事業を除く。

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目		2021 大会年度	2022 大会年度			2023 大会年度		
				増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益		880	3, 188	2, 307	262. 1	5, 422	2, 233	70. 1
	基本財産運用益	0	0	△ 0	△ 33. 6	0	△ 0	△ 75. 5
	事業収益	839	2, 771	1, 931	230. 0	5, 049	2, 277	82. 2
	参加料収益	39	456	417	—	1, 377	921	201. 8
		協賛金収益	706	1, 730	1, 024	145. 1	2, 847	1, 117
	その他事業収益	94	584	490	519. 9	823	239	40. 9
	受取負担金	35	358	323	916. 0	353	△ 5	△ 1. 5
	その他	5	57	52	972. 4	19	△ 38	△ 66. 2
経常費用		1, 032	3, 853	2, 821	273. 2	4, 932	1, 078	28. 0
	事業費	872	3, 714	2, 842	325. 9	4, 696	981	26. 4
	管理費	160	139	△ 21	△ 13. 3	235	96	69. 8
当期経常増減額		△ 151	△ 665	△ 513	—	489	1, 155	—
経常外収益		—	640	640	—	0	△ 639	△ 99. 9
経常外費用		69	76	6	9. 1	1	△ 74	△ 98. 6
税引前一般正味財産増減額		△ 221	△ 101	120	—	489	590	—
法人税、住民税等		0	0	△ 0	△ 0. 7	0	0	0. 6
当期一般正味財産増減額		△ 221	△ 101	120	—	489	590	—

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	2021 大会年度	2022 大会年度			2023 大会年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	904	333	△ 571	△ 63.2	970	637	191.3
現金預金	328	174	△ 154	△ 47.0	867	693	398.5
未収金	20	20	0	0.0	27	6	29.5
その他	555	138	△ 416	△ 75.1	76	△ 62	△ 44.9
固定資産	1,130	389	△ 741	△ 65.6	382	△ 6	△ 1.8
基本財産	880	240	△ 640	△ 72.7	240	—	0
特定資産	77	37	△ 40	△ 51.5	46	8	22.1
その他固定資産	172	111	△ 61	△ 35.4	96	△ 15	△ 13.7
資産合計	2,034	722	△1,312	△ 64.5	1,353	630	87.3
流動負債	667	136	△ 530	△ 79.6	269	132	97.6
未払金	112	123	10	9.8	147	24	19.8
賞与引当金	—	4	4	—	5	1	23.6
その他	554	8	△ 546	△ 98.5	115	107	—
負債合計	667	136	△ 530	△ 79.6	269	132	97.6
指定正味財産	957	277	△ 680	△ 71.0	286	8	3.0
一般正味財産	409	308	△ 101	△ 24.7	797	489	158.6
正味財産合計	1,367	586	△ 781	△ 57.1	1,084	497	84.9
負債及び正味財産合計	2,034	722	△1,312	△ 64.5	1,353	630	87.3

2 大会概要

(1) 東京マラソン 2023 概要

大会名称	東京マラソン 2023			
主催	一般財団法人東京マラソン財団			
共催	公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都、フジテレビジョン、産経新聞社、読売新聞社、日本テレビ放送網、東京新聞			
主管	公益財団法人東京陸上競技協会			
運営協力	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会			
種目	(1) マラソン：男子・女子、車いす男子・車いす女子			
	(2) 10.7 km：ジュニア&ユース・視覚障害者・知的障害者・移植者・車いすの各男子・女子			
開催日時	令和5年3月5日（日）			
	9時05分	車いすスタート		
	9時10分	マラソン、10.7 kmスタート		
マラソンコース	東京都庁～水道橋～上野広小路～神田～日本橋～浅草雷門～両国～門前仲町～銀座～田町～日比谷～東京駅前・行幸通り （日本陸上競技連盟／公認コース、ワールドアスレティックス・AIMS／認証コース）			
参加費	マラソン	国内	23,300 円（注1）	（参加料、事前検査費用、参加費等返金保険料、事務手数料、消費税込み）
		海外	25,300 円（注2）	
	10.7 km	国内	12,400 円（注1）	
		海外	13,500 円（注2）	

（注1）東京マラソン 2024 から事前検査費用等が不要になったため、マラソンの参加料は16,500円、10.7 kmの参加料は5,600円となっている。

（注2）東京マラソン 2024 からドル支払。マラソンの参加料は160ドル、10.7 kmの参加料は60ドルとなっている。

(2) 東京レガシーハーフマラソン 2022 概要

大会名称	東京レガシーハーフマラソン 2022	
主催	一般財団法人東京マラソン財団	
共催	東京都、公益財団法人日本陸上競技連盟、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	
主管	公益財団法人東京陸上競技協会	
運営協力	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟	
種目	ハーフマラソン	
開催日時	令和4年10月16日(日)	
	8時00分	車いすスタート
	8時05分	ハーフマラソンスタート
マラソンコース	国立競技場スタート～富久町～水道橋～神保町～神田～日本橋(第一折り返し)～神田～神保町～大手町・内堀通り(第二折り返し)～神保町～水道橋～富久町～国立競技場フィニッシュ (日本陸上競技連盟／公認コース、ワールドアスレティックス／認証コース)	
参加費	20,700円(注)	(参加料、参加記念Tシャツ、事前検査費用、参加費等返金保険料、事務手数料、消費税込み)

(注) 東京レガシーハーフマラソン 2023 から事前検査費用等が不要になったため、参加料は13,200円となっている。

(3) 東京マラソン 2023 参加資格 (マラソン)

(単位: 円、人)

参加年齢				参加料	定員	備考
	参加要件		申込資格タイム			
一 般				国内 23,300 海外 25,300	36,950	
	大会当日満 19 歳以上		6 時間 30 分以内			
車 い す				国内 23,300 海外 25,300	50	レース仕様車を使用
	大会当日満 19 歳以上		2 時間 10 分以内			
エ リ ー ト				23,300	100	定員を超えた場合は一般の部で出場できる。
満 19 歳以上（下記条件を参照）						
(1) ①～③を満たすもの						
	①2022 年度日本陸上競技連盟登録競技者					
	②2023 年 3 月 5 日現在満 19 歳以上の者					
	③国内外の公認競技会で 2019 年 3 月 1 日以降申込期日までに次の公認記録を出した者					
		男子	2 時間 21 分以内			
		女子	2 時間 52 分以内			
(2) 主催者または日本陸上競技連盟が推薦する男女競技者						
(3) 主催者または日本陸上競技連盟が招待する外国・国内男女競技者						
準エリート				国内 23,300 海外 25,300	400	RUN as ONE - Tokyo Marathon 準エリートの基準タイムを満たすもの（注）
大会当日満 19 歳以上						
	マラソン	男子	2 時間 32 分以内			
		女子	3 時間 19 分以内			
	ハーフマラソン	男子	1 時間 05 分以内			
		女子	1 時間 25 分以内			

(注) RUN as ONE - Tokyo Marathon プログラムとは、基準タイム以内の成績上位者又は全国で開催されている提携大会から推薦されたランナーなどが、準エリートの部として参加できる仕組みである。

定員を超えた場合は記録上位者から選出し、選出されなかったランナーは一般抽選へ振替を行う。

(4) 東京マラソン 2023 参加資格 (10.7km)

(単位: 人)

区分	年齢条件	時間条件	定員	備考
ジュニア&ユース	満 16 歳から満 18 歳	1 時間 45 分以内	500	うち 100 人は東日本大震災復興支援事業において決定する。
視覚障害者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内		
知的障害者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内		
移 植 者	満 16 歳以上	1 時間 45 分以内		
車 い す	満 16 歳以上	40 分以内		レース仕様車

(5) 東京レガシーハーフマラソン 2022 参加資格

(単位：円、人)

参加年齢				参加料	定員	備考
	参加要件		申込資格タイム			
一 般				20,700	14,870	レース仕様車を使用
	大会当日満 18 歳以上		2 時間 35 分以内			
障害者（車いすを除く）						
	大会当日満 18 歳以上		2 時間 10 分以内			
車いす一般					100	
	大会当日満 18 歳以上		1 時間 40 分以内			
エリート				20,700	100	
	(1) ①～③を満たすもの					
	①2022 年度日本陸上競技連盟登録競技者					
	②2022 年 10 月 16 日現在満 18 歳以上の者					
	③国内外の公認競技会で 2019 年 10 月 1 日以降申込期日までに下記の公認記録を出した者					
	ハーフマラソン	男子	1 時間 03 分 30 秒以内			
		女子	1 時間 25 分 00 秒以内			
	10,000m	男子	28 分 30 秒以内			
		女子	37 分 00 秒以内			
	(2) 主催者または日本陸上競技連盟が推薦する男女競技者					
	(3) 主催者または日本陸上競技連盟が招待する海外・国内男女競技者					
パラアスリート				20,700	30	
	(1) ①・②の条件を満たす競技者					
	①2022 年 10 月 16 日現在満 18 歳以上の者					
	②2022 年度日本パラスポーツ協会に加盟するパラ陸上競技団体登録競技者で、大会当日までに有効な競技クラスを有し、以下いずれかにあてはまる者。 ・立位、車いす、男女ともに 1 時間 30 分以内で完走できる記録を保有する者（記録は、World Athletics (WA) 公認、日本陸連公認、World Para Athletics (WPA) 公認の大会で出されたものとする。） ・東京 2020 パラリンピックの中長距離種目に日本代表として参加した者					
	(2) 主催者または日本パラスポーツ協会に加盟するパラ陸上競技団体が推薦する男女競技者					
	(3) 主催者または日本パラスポーツ協会に加盟するパラ陸上競技団体が招待する海外・国内男女競技者					

東京交通サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京交通サービス株式会社	令和6年10月23日から同月31日まで	第54期（令和4.4.1～令和5.3.31）及び第55期（令和5.4.1～令和6.3.31）の事業
局	交通局	令和6年10月22日及び同年11月5日	

2 団体の概要

事業の目的	東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に係る各種工事の監理業務を行うこと
主な沿革	昭和44年10月 設立（旧社名：交通協力会給食株式会社） 平成4年1月 現社名に変更 平成6年7月 駅務システム機器等の保守管理業務を受託し、以降、順次受託業務の範囲を拡大 平成21年3月 食堂事業を財団法人東京都交通局協力会に分離移管 平成22年3月 東京都交通局が会社の全株式を取得 同年4月 東京都監理団体に指定 平成31年4月 東京都政策連携団体に指定
事業の概要	・ 駅務施設事業（自動改札機、自動券売機、ホームドア等の保守管理業務） ・ 電気施設事業（変電設備等の保守管理、構内工事保安立会業務等） ・ 車両・機械事業（地下鉄等車両の定期検査、機械・空調設備保守管理等） ・ 土木・建築事業（昇降機・軌道の保守管理、トンネル点検業務等） ・ 発電事業（水力発電所の安全管理業務（敷地管理・設備点検等））

所 在 地		東京都中央区東日本橋一丁目 9 番 7 号
組 織		本社、15 事業所
人 員		役員 11 名（取締役 9 名（常勤 3 名、非常勤 6 名）、監査役 2 名（非常勤）） 社員 335 名
都 と の 関 係	出資	資本金 2,000 万円の全額
	事業の委託 （表 1）	7,889 百万円（令和 4 年度委託料） 8,461 百万円（令和 5 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 8,022 百万円のうち、7,889 百万円（98.3%）（令和 4 年度） 経常収益 8,639 百万円のうち、8,461 百万円（97.9%）（令和 5 年度）
	職員の派遣等	常勤役員 2 名が都退職者、非常勤役員 5 名を都から派遣 常勤社員 16 名を都から派遣、常勤社員 71 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

（注）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

(表 1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	契約件名	委託料		
		第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)
駅務施設事業	駅務機器の保守点検委託	852,725	828,000	896,100
	都営地下鉄 4 線可動式ホーム柵ほか保守委託	716,500	762,700	849,070
	各駅における駅務機器移設作業等委託	3,955	3,490	9,020
電気施設事業	都営地下鉄変電所設備ほか保守委託	342,100	325,800	343,210
	都営地下鉄構内電気工事等保安委託	269,337	264,748	265,630
	都営地下鉄電気・機械設備工事監理等委託	199,780	204,190	206,980
	都電荒川線電気設備保守点検委託	138,000	148,400	146,240
	駅構内監視システム保守委託	90,515	91,997	103,870
車両・機械事業	都営地下鉄等機械設備保守委託	870,120	837,940	899,520
	三田線ほか全般・重要部検査	379,918	481,833	525,550
	日暮里・舎人ライナー車両保守委託	386,955	382,954	383,890
	日暮里・舎人ライナー車両全般・重要部検査	240,045	173,853	275,377
	空気調和装置の保守作業等委託	201,715	248,870	279,132
土木・建築事業	都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託	1,291,000	1,342,000	1,398,940
	都営地下鉄駅舎等の修繕委託	407,603	411,306	395,127
	日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託（軌道保全）	157,227	163,561	184,780
	都営地下鉄構造物検査・点検委託	156,876	103,660	143,016
	都電荒川線安全管理業務委託（軌道保全）	148,270	133,775	142,333
	庁舎等建築工事監督補助業務委託		31,200	34,062
発電事業	発電所安全管理ほか委託	37,000	37,206	38,967

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 53 期 (令和 3 年度)		第 54 期 (令和 4 年度)		第 55 期 (令和 5 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		7,969	100	8,022	100	8,639	100
	都からの収益	7,812	98.0	7,889	98.3	8,461	97.9
	他の収益	157	2.0	132	1.7	178	2.1

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

東京交通サービス株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、中期目標、計画等の達成度は適切なものとなっているか、受委託に係る契約事務は適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

会社は、交通局（以下「局」という。）の鉄道・軌道施設及び車両の保守管理業務等を行っており、「高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、局と一体となってお客様の安全・安心を確保しつつ、サービスの向上に努めていくことを使命としている。

局からの収益の割合は会社の経常収益の98％程度で推移し、局施策との連動性は極めて高い。近年は、ホームドアの都営地下鉄全線導入に伴う保守管理業務の拡大による駅務施設事業の増、庁舎等建築工事監督補助業務の新規受託などによる土木・建築事業の増などにより、都からの受託金額はおおむね増加傾向にある。

会社は、「経営計画2022（令和4年度～令和6年度）」を策定し、局との適切な役割分担のもと、交通局グループの一員として最大の経営効果を発揮できるよう取り組んでいる。

また、局の政策連携団体として、「経営改革プラン（令和3年度～令和5年度）」において、経営課題の解決に向け重点的に取り組む事項について到達目標を定め、人材の確保・育成や新技術の活用等についての自律的な改革を進めた。

（2）経営成績及び財政状態の概況

（単位：百万円、％）

科目	第53期 (令和3年度)	第54期（令和4年度）			第55期（令和5年度）		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	7,963	8,015	52	0.7	8,633	617	7.7
売上原価	7,133	7,182	49	0.7	7,650	468	6.5
経常損益	391	345	△ 46	△ 11.8	443	98	28.5
当期純損益	256	226	△ 30	△ 11.8	317	90	39.9
資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1
負債合計	1,396	1,409	13	1.0	1,654	244	17.3
純資産合計	2,290	2,505	215	9.4	2,695	189	7.6

ア 経営成績

売上高は、地下鉄ホームドア保守管理業務の受託箇所数の増加による増、車両保守実績の増等局からの受託事業の増により継続して増加している。

経常損益及び当期純損益については、第53期から第54期においては利益が減少しているが、これは経理契約システムの再構築・運用開始等による販売費及び一般管理費の増加によるものである。第54期から第55期については、局からの受託事業の増等により売上高が増加する一方で、会社が外注費、人件費の抑制などの経営努力により、売上高の増加に比して売上原価の伸びを抑えたことなどにより、利益が増加となっている。

イ 財政状態

資産合計は、第53期から継続して増加している。これは、主に、売上高の増加などに伴う当期純利益の確保により現金及び預金が増加したことなどによるものである。

負債合計も第53期から継続して増加している。これは、社員数の増加等に伴う退職給付引当金の増（第54期及び第55期）により固定負債が増加したこと、売上高の増加に伴う買掛金の増により流動負債が増加したこと（第55期）などによるものである。

さらに、純資産合計も第53期から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

（3）経営に関する評価

ア 中期計画について

会社は、「経営計画2022（令和4年度～令和6年度）」において、新たな事業領域への進出や受託規模の拡大を進めており、令和4年度は、専管組織を設置した上で、局が所有する庁舎や都営バス営業所など地上建築物の修繕や更新に係る工事監督補助業務を新たに受託した。また、令和5年度に都営地下鉄全線への整備が完了したホームドアについて、保守管理業務の順次拡大に対応した。

一方、労働力人口の減少に伴い、他社との人材獲得競争が激しくなっていることに加え、局の定年退職者の減少により今後都退職者の確保も困難になっていくことが見込まれる。このため、会社は、人材育成方針・人材育成計画の見直しを行った上で、令和4年度に職責に応じた職級の設定や給料表の見直しなど人事任用制度の再構築を行った。また、社内研修の拡充や、令和5年度からは資格取得に係る費用の助成金制度の導入により資格取得を後押しするなど、技術力向上に向けた取組を推進した。

さらに、持続的な経営を行うための基盤の整備を進めていくとして、令和4年度は、内部管理システムを再構築し、新たな経理契約システムの運用を開始したほか、デジタル技術を活用した保守業務の効率化も進めている。

イ 安全管理について

都営交通の安全・安定輸送を支える保守会社として、「事故ゼロ」を目指して安全管理を徹底してきた。しかしながら、令和5年4月に日暮里・舎人ライナーにおいて、会社が緊急作業を行う中での部品の取付不具合に起因するとされる輸送障害が1件発生している。会社は、再発防止のため、該当部署のみならず他部署においても緊急作業を洗い出した上で作業手順書を整備したほか、手順書に基づいた実地訓練を実施するなどの取組を進めた。

ウ 利益剰余金について

都からの受託事業の増に基づく売上高の増加などにより利益剰余金が増加する中、会社は、経営課題に対処していくため積極的に経営資源を活用するとして、令和2年度に5か年の投資計画を定めている。本計画に基づき、内部管理事務の効率化としてセキュリティの強化や利便性の向上を図るための内部管理システムの再構築を進めてきたほか、社員教育・技術力を強化するためホームドア研修室の整備、現場保守作業におけるICT技術の活用としてタブレット端末やウェアラブルカメラを導入する等必要な投資を行ってきた。令和5年度には、これまでの進捗を踏まえつつ、投資計画の見直しを行い、研修設備の拡充など取組内容の充実を図った。

会社は、事業環境の変化に応じて投資計画を見直し、会社の成長と発展に繋げていくことが求められる。

エ 持続可能な都営交通の安定輸送のために

会社は、車両や設備などの保守業務について、限られた社員の数で受託業務を効率的に遂行する観点から、業務責任者として立会い・監督を行いながら、実作業については一部再委託を活用している。一方で、物価高騰や人手不足等の社会経済環境の中で、今後は、再委託先となる業者が撤退する等の契約不調のリスクも懸念されている。このため、会社は、ホームドアや駅務機器等の保守において、一部で社員が直接実作業に対応する「業務の内製化」を進めており、社員の技術力の維持に取り組んだ。

局としても、今後労働力人口が更に減少していく中でも、局と会社の間で適切に役割分担をしながら事業の継続を図っていくため、会社は、総合保守管理を担う団体を目指してより一層事業領域を拡大させながら成長し続けることを期待しており、双方向での人事交流や委託規模拡大を通じて会社の育成を図っている。

交通局グループの一員として安全・安定輸送に確実に対処できる体制を維持していくため、会社は、人材の確保・育成に努めるとともに、局との連携を強化しながら、鉄道・軌道保守のプロフェッショナルとして技術力向上に向けた更なる取組を進めていくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 廃棄物の処理を適正に行うべきもの

廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）によって、処理方法などが規定されている。

ところで、会社は、表3のとおり、社内で排出された^{じゅう}什器等の産業廃棄物及び機密書類の処理を委託している。これらの契約について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(ア) 契約書及びマニフェストについて

施行規則第8条の4により、産業廃棄物処理委託の契約書には、その委託内容に応じて、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付しなければならない。しかしながら、表3のいずれの項番の契約書においてもこれらが添付されていない。

また、廃棄物処理法第12条の3第1項により、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、受託者に対して産業廃棄物の種類及び数量などを記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならない。しかしながら、各契約において、会社は自らマニフェストの内容を記載しておらず、受託者が全てを記載している。

(イ) 水銀が使用されている製品の処理について

施行令第6条の2第1号及び同条第2号により、事業者が蛍光管などの水銀が使用されている製品を産業廃棄物として処理する際（以下「水銀使用製品産業廃棄物」という。）には、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬、処分それぞれについて許可を有する者に委託しなければならない。しかしながら、会社は受託者が必要な許可を有しているか確認をしていない。その結果、表3項番1及び項番2の契約の受託者は、当該廃棄物の収集運搬業の許可は有しているものの、処分業の許可は有していないにもかかわらず契約を締結している。

また、施行規則第8条の20第3号により、事業者が水銀使用製品産業廃棄物の処理に係るマニフェストを交付する際は、排出物に当該廃棄物が含まれることを記載しなければならない。しかしながら、受託者にマニフェストの作成を任せた結果、項番1及び項番2のマニフェストには、このことが記載されていない。

(ウ) 機密書類の処理について

本件で処分する機密書類（以下「書類」という。）は廃棄物の種類としては紙くずに当たり、施行令第2条第1号により、特定の事業者以外が排出する紙くずは一般廃棄物に分類される。一般廃棄物については廃棄物処理法第7条第14項で、産業廃棄物については同法第14条第16項で、それぞれの廃棄物の収集運搬業者及び処分業者はその収集運搬及び処分を他人に委託してはならないと定められている。

しかしながら、表3のいずれの項番の契約においても、会社は、書類について一般廃棄物と

せず、同時に排出する他の廃棄物と併せて産業廃棄物として処理することを委託している。また、受託者は、書類の収集運搬及び処分を別の業者に再委託しており、会社はこれを看過している。

また、項番３の契約では、書類以外の廃棄物について、令和５年７月２７日付けでマニフェストと履行完了届が提出され、会社は、書類の処理について確認しないまま令和５年７月３１日に検査完了としている。なお、書類は、提出された伝票によれば履行期限後の令和５年８月５日に処理されている。

これらの状況は、会社が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことから、廃棄物処理に関する受託者の許可の状況を確認していないこと、マニフェストの記載を受託者任せとしていること、仕様書の内容が不適切であることが原因となっている。

会社は、廃棄物の処理を適正に行われたい。

(東京交通サービス株式会社)

(表３) 廃棄物処理委託契約の状況

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	廃棄物の内容
1	令和４年度産業廃棄物及び機密書類 処理委託（単価契約）	令和４.６.１６～ 令和４.７.３１	295,295	蛍光管 100 kg 機密文書 3,200 kgほか
2	令和５年度産業廃棄物及び機密書類 処理委託（単価契約）	令和５.６.７～ 令和５.７.３１	261,470	蛍光管 30 kg 機密文書 2,600 kgほか
3	産業廃棄物及び機密書類の処理委 託（単価契約）	令和５.７.１０～ 令和５.７.３１	130,405	混合廃棄物 700 kg 機密書類 250 kg

イ 日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの

会社は、局から受注した「都営地下鉄駅建築・設備点検及び保守等の委託契約」及び「都営地下鉄駅舎等の修繕委託契約」に基づき、局から依頼された各種の修繕を行うため、表４のとおり、修繕工事をそれぞれ毎回同一の相手方と緊急契約で締結している。会社の契約事務規程（平成２０年１０月１日）第６条第１項では、「緊急契約とは、災害の発生等により競争契約を行う暇がない場合、一者とのみ契約手続を行う契約をいう。」となっている。

そこで、表４の各契約について見たところ、日常的に発生する、洗面台の詰まり、トイレの扉の不具合などの軽微な維持修繕（以下「日常的な維持修繕」という。）について、それぞれ「緊急修繕工事指示書」によって契約締結前に修繕を行わせ、その結果を毎月１回程度まとめて事後に１件の緊急契約とし、完了検査もまとめて１件として処理していることが認められた。

例えば、令和５年４月の給排水衛生設備緊急修繕工事については、４月１日から４月１９日までの間に１３件の修繕工事を行い、その結果をまとめて１件として４月２２日に契約を締結して

いる。

会社は、日常的な維持修繕について案件ごとに契約手続を行うことは困難であるため1か月分をまとめているとしている。しかしながら、このような緊急契約の方法は会社の規程では定められていない。

また、会社の契約事務規程第36条では「業務を所管する部長は、当該工事等が完了したとき、又は業務委託が完了したとき等は、契約の相手方から履行完了届を提出させなければならない。」と定められているが、本件の日常的な維持修繕は契約締結前に行われているため案件ごとの履行完了届は提出されず、事後の契約に基づいて1件にまとめた履行完了届となっている。

これを補完するものとして、相手方から個々の修繕に係る完了報告書（以下「完了報告書」という。）が提出されているが、項番1及び項番2の契約においては完了報告書に確認の押印や署名がなく、項番3の契約においては社員以外の者が確認の署名をしており、項番4の契約においては完了報告書が提出されていない。このため、個々の修繕について当該案件の監督員が完了を確認したことを確認できない。

会社は、事後にまとめた履行完了届によって個々の修繕について検査し合格としているが、修繕完了に伴う適時の検査となっておらず適切でない。

都では、例えば、繰り返し発生することが見込まれる維持補修について、競争契約によって必要な工種ごとの単価を定めた契約としておき、補修が必要となった場合には指示書で契約の相手方に施工を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届等により出来高を確認し対価を支払う「単価契約工事」によって対応している。

会社においては、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法を検討し、これを運用するための事務手続等を詳細に定める必要がある。

会社は、日常的な維持修繕について契約方法を検討し、これを適切に運用するための規程等を整備されたい。

（東京交通サービス株式会社）

（表4）事後にまとめて緊急契約としている日常的な維持修繕の状況（単位：円）

項番	契約件名	年度	契約件数	修繕等件数	契約金額 合計	契約相手方
1	給排水衛生設備緊急 修繕工事	令和4年度	12件	330件	16,659,500	A
		令和5年度	12件	254件	14,184,500	A
2	建具金物ほか緊急修 繕工事	令和4年度	12件	260件	12,715,230	B
		令和5年度	12件	299件	14,448,500	B
3	排水口詰まり処理緊 急修繕工事	令和4年度	12件	431件	13,905,100	C
		令和5年度	12件	495件	17,813,620	C
4	地下鉄駅構内漏水処 理工事	令和4年度	13件	487件	20,113,500	A
		令和5年度	14件	405件	17,931,100	A
合計					127,771,050	

参考資料

1 経営状況の概要

(1) 事業実績

ア 駅務施設事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			
			第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	単位
1	駅務機器の保守点検業務 (注)	駅務機器保守点検対象台数	2,506	2,504	2,502	台
2	駅務機器移設作業	駅務機器移設作業駅数	3	3	5	駅
3	ホームドア保守管理	三田線、大江戸線、新宿線、浅草線	5,312	5,760	6,240	組

(注) 駅務機器：自動改札機、券売機、精算機、カウンター内機器など駅務に必要な機器

イ 電気施設事業の主な実施状況

項番	業務	対象		実績			単位
				第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	
1	変電設備の保守管理	都営地下鉄・荒川線等の全変電所保守点検、変電所工事立会い	地下鉄	45	45	45	箇所
			その他	7	7	7	
2	駅構内工事保安業務	ホームドア設置・更新工事、電力設備更新工事、各種設備保守点検等の立会い	夜間	4,096	3,788	3,652	回
			昼間	1,804	1,995	2,002	
3	電機設備工事監理等業務	電気設備及び機械設備の更新並びに駅大規模改良工事に伴う地下鉄工事の工事監理等業務		23	23	23	案件
4	荒川線保安設備等の保守管理	踏切道保安設備		96	96	96	箇所
		電話機総数		130	130	130	台
		通信ケーブル		32.6	32.6	32.6	km
		電車線路		25.3	25.3	25.3	
5	駅構内監視システム保守管理	構内監視カメラと付随する機器の検査及び障害対応		105	105	105	箇所

ウ 車両・機械事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	
1	地下鉄車両保守管理	三田線車両の全般重要部検査、浅草・三田・大江戸線車両の空気ブレーキ検査等	三田線 7	8	9	編成
			浅草線 3	6	7	
			大江戸線 10	12	14	
2	日暮里・舎人ライナー車両の保守管理	全般重要部検査	4	3	3	編成
		検車業務及び月検査	78	80	80	
3	駅機械設備保守管理	駅冷房設備	94	93	93	駅
		駅換気設備	95	94	94	
		駅排煙設備	94	93	93	
		ポンプ設備	94	99	99	
		駅機械監視装置	95	95	95	
		変電所空調設備	43	44	44	箇所
4	駅居室等空調保守管理	各駅の空調機器、庁舎ほかの機器	3, 199	3, 266	3, 266	台

エ 土木・建築事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	
1	日暮里・舎人ライナー安全管理	夜間連絡待機	週 5	週 5	週 5	回
		施設外観、走行路	9. 7	9. 7	9. 7	km
		駅	13	13	13	駅
		ポイント	42	42	42	箇所
2	駅舎等修繕	駅での小規模修繕	102	102	102	駅
3	昇降機保守管理	エレベータ	276	277	266	基
		エスカレータ	760	760	760	
4	荒川線安全管理及び工事監理	軌道	12. 2	12. 2	12. 2	km
		停留場	30	30	30	箇所
		ポイント	20	20	20	
		軌道の修繕・改良工事等の工事監理	6	6	6	件
5	地下鉄構造物検査・点検	トンネル部の検査区間	104. 6	96. 2	105. 9	km
		駅部の検査	93	55	33	駅
6	庁舎等地上建物の工事監督補助	改築・改修の監督補助		4	4	件

オ 発電事業の主な実施状況

業務	対象		実績			単位
			第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	
水力発電	運転監視管理、安全管理、財産管理、巡視、点検業務等	発電所	3	3	3	箇所
		ダム	1	1	1	

カ 自主事業の主な実施状況

事業区分	発注元	業務内容	実績			単位
			第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	
電気施設事業	駅構内等に光ケーブル等を設置する各通信事業者	携帯電話基地局等設備の保守立会い等	1,736	1,477	1,808	回

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)			第 55 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	7,963	8,015	52	0.7	8,633	617	7.7
売上原価	7,133	7,182	49	0.7	7,650	468	6.5
売上総利益	829	833	3	0.4	982	149	17.9
販売費及び一般管理費	443	488	45	10.2	543	54	11.1
営業損益	386	344	△ 41	△10.8	439	94	27.5
営業外収益	6	6	0	3.6	6	△ 0	△ 3.2
営業外費用	1	5	4	408.1	1	△ 3	△67.4
経常損益	391	345	△ 46	△11.8	443	98	28.5
税引前当期純利益	391	345	△ 46	△11.8	443	98	28.5
法人税、住民税等	159	132	△ 26	△16.8	168	35	26.7
法人税等調整額	△ 24	△ 14	10	-	△ 41	△ 27	-
当期純損益	256	226	△ 30	△11.8	317	90	39.9

イ 主要経営指標の推移

項目	第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	10.5	8.8	10.1	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	4.9	4.3	5.1	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	2.2	2.0	2.0	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	95.1	95.7	94.9	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	362.0	137.6	239.5	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円)

科目	第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)			第 55 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	2,455	2,650	195	8.0	3,092	441	16.7
現金及び預金	1,059	1,318	259	24.5	1,668	349	26.5
売掛金	1,318	1,243	△ 74	△ 5.7	1,326	83	6.7
その他	77	88	10	13.7	96	8	9.3
固定資産	1,231	1,264	33	2.7	1,257	△ 7	△ 0.6
有形固定資産	150	169	19	12.7	135	△ 34	△ 20.1
無形固定資産	123	101	△ 21	△ 17.8	71	△ 30	△ 29.6
投資その他の資産	957	993	36	3.8	1,050	56	5.7
資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1
流動負債	924	923	△ 0	△ 0.1	1,112	188	20.4
買掛金	481	482	0	0.2	592	109	22.7
リース債務	25	26	0	2.6	26	△ 0	△ 1.3
未払法人税等	106	53	△ 53	△ 50.1	101	48	92.3
賞与引当金	116	128	11	10.1	141	12	9.8
その他	193	232	39	20.3	250	17	7.5
固定負債	471	485	14	3.0	542	56	11.6
リース債務	83	56	△ 26	△ 31.8	30	△ 26	△ 46.0
退職給付引当金	388	428	40	10.5	511	82	19.3
負債合計	1,396	1,409	13	1.0	1,654	244	17.3
株主資本	2,288	2,505	216	9.5	2,696	191	7.6
資本金	20	20	-	0	20	-	0
利益剰余金	2,268	2,485	216	9.6	2,676	191	7.7
評価・換算差額等	1	0	△ 1	△ 93.2	△ 1	△ 1	-
純資産合計	2,290	2,505	215	9.4	2,695	189	7.6
負債及び純資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 53 期 (令和 3 年度)	第 54 期 (令和 4 年度)	第 55 期 (令和 5 年度)	算式
流動比率	265.6	286.9	278.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	62.1	64.0	62.0	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	44.6	42.3	38.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 経営改革プラン（令和3年度～令和5年度）

以下の到達目標に向けて取り組み、令和5年度末時点において、全ての到達目標を達成した。

取組事項	3年後（令和5年度）の到達目標（抜粋・要約）
人材の確保・育成	目標① 業務責任者資格（社内資格）について、技術指導や施工管理に従事できる1級と、特定の専門分野での業務を円滑に遂行できる2級の業務責任者を各90名育成する。 目標② 人材育成計画の策定・運用、関連する規程等の見直し 目標③ 資格取得支援策の策定、導入
新たな事業の拡大等による受託事業の収益力の向上	目標① 建築分野の工事監督・監理部門を設立し業務を受託 目標② 経営改革プランの期間中における新規受託拡大による売上増（約2億円） 目標③ 発電事業の黒字化 目標④ 全事業合計での粗利率9.5%
新技術の活用による質の高いメンテナンスの提供	目標① 安否確認システムの導入 目標② ウェアラブルカメラの3事業所導入 目標③ 現場作業支援アプリ8事業所導入

地方独立行政法人東京都立病院機構

都立 8 病院及び公益財団法人東京都保健医療公社運営 6 病院・1 検診センターを一体的に運営するため、令和 4 年 7 月より、地方独立行政法人東京都立病院機構が発足した。よって、本報告書では、主に、令和 5 年度及び令和 4 年度（9 か月分）の 2 か年による比較で記載している。

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都立病院機構	令和 6 年 9 月 11 日から 同年 11 月 1 日まで	令和 4 年度及び 令和 5 年度の事業
局	保健医療局、福祉局	令和 6 年 9 月 10 日、 同年 11 月 5 日及び 6 日	

2 団体の概要

設立の目的	医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に設立
主な沿革	昭和 63 年 6 月 財団法人東京都保健医療公社設立 平成 24 年 4 月 財団法人から公益財団法人へ移行 平成 30 年 1 月 都立病院経営委員会報告にて都立病院の地方独立行政法人移行の提言 令和 4 年 7 月 東京都立病院条例廃止 令和 4 年 7 月 公益財団法人東京都保健医療公社解散 令和 4 年 7 月 都立 8 病院及び公益財団法人東京都保健医療公社 6 病院 1 所が地方独立行政法人東京都立病院機構へ移行

事業の概要		・ 行政的医療をはじめとする医療の提供 ・ 地域医療の充実並びに東京都の医療政策、保健政策及び福祉政策の推進への貢献 ・ 災害及び公衆衛生上の緊急事態等に対処するために必要な業務 ・ 医療に関する研究及び調査 ・ 医療に関する技術者の研修及び育成 ・ 予防医療の提供 ・ 上記業務に附帯する業務
所 在 地		東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
組 織		機構法人本部（戦略推進室、事業推進部、総務部）、研究推進センター 14 病院（広尾・大久保・大塚・駒込・豊島・荏原・墨東・東部地域・多摩南部地域・神経・松沢各病院、多摩総合・多摩北部・小児総合各医療センター） 1 所（がん検診センター）
人 員		役員 13 名 （理事長 1 名、副理事長 2 名、理事 8 名（うち 6 名非常勤）、監事 2 名（非常勤）） 職員 9,746 名
都 と の 関 係	出資	資本金 196,452 百万円の全額（100%）
	負担金及び交付金（表 1）	39,655,086 千円（令和 4 年度交付額） 52,693,969 千円（令和 5 年度交付額）
	補助金（表 2）	24,143,617 千円（令和 4 年度交付額） 5,818,826 千円（令和 5 年度交付額）
	貸付金（表 3）	51,966,044 千円（令和 4 年度末残高） 51,478,443 千円（令和 5 年度末残高）
	事業の委託（表 4）	603,880 千円（令和 4 年度委託料） 599,651 千円（令和 5 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表 5）	経常収益 197,735 百万円のうち、50,444 百万円（25.5%）（令和 4 年度） 経常収益 237,231 百万円のうち、61,414 百万円（25.9%）（令和 5 年度）
	財産の貸付け（表 6）	土地（36 万 3,057.46 m ² ）及び建物等（13 万 6,808.3 m ² ）を無償貸付け等
	職員の派遣等	常勤役員 1 名を都から派遣、常勤役員 2 名が都退職者 常勤職員 479 名を都から派遣、常勤職員 5,537 名（注 2）が都退職者
	業務実績評価（全体評価）（注 3）	令和 4 年度：第一期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある 令和 5 年度：第一期中期計画の達成に向け着実な業務の進捗状況にある

(注1) 上記数値等は令和6年3月31日現在

(注2) 常勤職員における「都退職者」は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により令和4年7月1日において法人の職員（都職員から法人職員への移行）となった者のうち、令和6年3月31日時点で法人に在籍している者である。

(注3) 法に従い、法人は、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置。）は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する21の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

(表1) 運営費負担金及び運営費交付金の交付状況

(単位：千円)

名称	根拠	対象事業	交付額	
			第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
運営費 負担金	地方独立行政 法人法第 85 条、地方独立 行政法人東京 都立病院機構 運営費負担金 交付要綱	病院部門に係る事業の経費のうち、 ①事業の経営に伴う収入をもって充 てることが適当でない経費 ②法人の性質上能率的な経営を行っ てもなおその事業に伴う収入のみ をもって充てることが客観的に困 難であると認められる経費	36, 462, 969	49, 363, 603
運営費 交付金	地方独立行政 法人法第 42 条、地方独立 行政法人東京 都立病院機構 運営費交付金 交付要綱	①標準運営費交付金：がん検診事業 及び一般管理費に係る経費	462, 907	617, 569
		②特別運営費交付金：特定の期間に 限定される事業及びその他の事業 に係る経費	2, 729, 210	2, 712, 797
合計			39, 655, 086	52, 693, 969

(注) 第1期（令和4年度）については、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月間の金額を記載している。原則、以下の表でも同様である。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
東京都感染症指定医療機関運営事業	東京都感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱	第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費(維持管理的経費、常勤職員費、研究・研修経費) (3/4)	-	34,960
感染症指定医療機関感染防御体制強化事業	東京都感染症指定医療機関感染防御体制強化事業費補助金交付要綱	一類感染症患者の受入時における感染防止に要する資器材の整備並びに一類感染症患者の診療を担当する当該医療機関従事者の定期的な感染防御訓練の実施に要する経費(感染防護具の経費) (10/10)	9,753	27,535
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)患者を受け入れるための病床確保等に要する経費(10/10)	23,575,345	5,042,693
東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業	東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業補助金交付要綱	新型コロナ患者を受け入れるための病床確保等に要する経費 (10/10)		90,670
感染管理認定看護師等資格取得支援事業	・感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱 ・感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱	都内の病院設置者が、雇用している看護職員、薬剤師及び臨床検査技師に、感染管理認定看護師等の認定資格を取得させるために負担した経費(1/2)	105	785
新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助事業	新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助金交付要綱	新型コロナ検体検査を行うための設備整備に要する経費(10/10)	41,556	
小児集中治療室施設整備費等補助事業	小児集中治療室施設整備費等補助金交付要綱	小児集中治療室の施設整備及び設備整備に要する経費 (施設整備：0.66(国0.33 都0.33)、設備整備：2/3(国1/3 都1/3))	-	6,108
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金交付要綱	小児集中治療室医療従事者研修事業に要する経費(1/2)	6,306	6,306

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
小児救命救急センター運営費補助事業	東京都小児救命救急センターの設置及び運営に関する要綱	小児救命救急センターの運営及び研修に要する経費 (1/3)	42,364	41,372
在宅移行支援病床運営事業	東京都在宅移行支援病床運営事業補助金交付要綱	NICU や GCU に長期入院している小児の円滑な在宅生活への移行を促進するための「在宅移行支援病床」の運営に必要な経費 (1/2)	21,554	34,268
在宅療養児一時受入支援事業	東京都在宅療養児一時受入支援事業補助金交付要綱	在宅等に移行した NICU 等長期入院児等の定期的医学管理及びその保護者の労力の一時支援のための病床の確保等に必要経費 (1/3)	6,362	5,245
NICU 等入院児の在宅移行支援事業	NICU 等入院児の在宅移行支援事業補助金交付要綱	周産期母子医療センター等職員による自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練の支援のための経費等 (10/10)	17	17
産科医等育成・確保支援事業	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱	分娩を取り扱う産科医等に対し分娩手当等を支給するための経費等 (2/3)	17,491	27,457
新生児医療担当医育成・確保支援事業	東京都新生児医療担当医育成・確保支援事業補助金交付要綱	新生児医療に従事する医師に対し新生児担当医手当等を支給するための経費等 (2/3)	3,146	6,846
東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金交付要綱	院内感染を防止するために要する経費 (10/10)	11,612	13,527
東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	後方医療活動用資器材の整備等の災害拠点病院の整備に要する経費 (10/10)	5,688	1,455
東京都医療施設自家発電設備点検等支援事業	東京都医療施設自家発電設備点検等支援事業補助金交付要綱	自家発電設備の稼働試験等に要する委託費及び設備の稼働に要する燃料費 (10/10)	1,876	-
NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金	NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱	NBC 災害の被害者の診断等に必要医療機器等の購入費 (10/10)	-	18,823

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業に関する補助金交付要綱	国・地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チームの参加に要する経費 (10/10)	118	1,361
東京 DMAT における現場携行用資器材整備事業	東京 DMAT における現場携行用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	交付要綱別表に定める現場携行用資器材の初度整備及び耐用年数経過等による更新に要する経費 (10/10)	5,975	3,201
東京都へき地医療拠点病院運営費補助	東京都へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	へき地医療拠点病院運営事業の実施に必要な経費 (10/10)	-	10,543
休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業（周産期連携病院）	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金交付要綱	周産期連携病院として必要な施設整備費及び設備整備費 (1/2)	7,507	3,080
救急医療機関勤務医師確保事業	東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱	休日・夜間に救急医療に従事する医師に対して支給する救急勤務医手当に要する経費 (1/3)	83,020	153,703
周産期母子医療センター運営費等補助事業	東京都周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱	周産期母子医療センターの運営に要する経費 (総合：2/3、地域：1/2)	230,097	205,509
東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費 (1/2)	10,317	10,898
医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金（歯科医師）	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱、歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱	歯科医師臨床研修を行うために必要な各種経費 (10/10)	12,410	13,427
東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業	東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱	がん診療連携拠点病院が地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るために要する経費 (1/2)	34,855	43,268
院内保育事業運営費補助金	院内保育事業運営費補助金交付要綱	院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。） (2/3)	1,254	1,274

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
精神障害者早期 退院支援事業補 助金	精神障害者早期退 院支援事業補助金 交付要綱	地域援助事業者等が医療保護入院 者退院支援委員会等へ出席した際 に、精神科病院が地域援助事業者 等に支払った費用及び精神科病院 の事務手数料 (国 2/3、都 1/3)	4,890	7,820
東京都災害派遣 精神医療チーム 補助金交付要綱	東京都災害派遣精 神医療チーム補助 金交付要綱	東京 DPAT 標準関連資機材（通信 機器・記録機器等）の購入等に係 る経費等（国 1/2、都 1/2）	1,378	1,178
精神保健法報告 業務補助金	精神保健及び精神 障害者福祉に関す る法律に基づく報 告書等報告業務補 助金交付要綱	医療保護入院者の入院届、措置入 院者の定期病状報告書及び医療保 護入院者の定期病状報告書に係る 業務（10/10）	6,687	5,496
災害拠点精神科 病院応急用資器 材整備事業	東京都災害拠点精 神科病院応急用資 器材整備事業に関 する補助金交付要 綱	応急用資器材の購入費（10/10）	1,933	-
合計			24,143,617	5,818,826

(表 3) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	開始 BS (令和 4 年 7 月 1 日)	第 1 期(令和 4 年度)			第 2 期(令和 5 年度)		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
建設改良資 金貸付金	52,431,646	6,788,000	7,253,601	51,966,044	6,437,000	6,924,600	51,478,443

(表 4) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料	
	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
小児等在宅移行研修事業	1,390	1,498
東京都こども救命センター運営事業	52,004	52,131
東京都小児救急医療地域連携事業		1,125
休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	4,761	6,178
東京都脳卒中医療連携推進事業	3,397	3,444
島しょ医療用画像電送システムによる診療支援事業	11	
東京都災害医療図上訓練業務		1,979
東京都周産期医療関係者研修		409
東京都周産期医療ネットワークグループ事業	308	1,669
東京都母体救命搬送システム事業	72,885	72,885
東京都小児・AYA 世代がん診療連携推進事業	16,115	13,549
小児がん地域連携推進研修会開催業務	125	573
AYA 世代等がん患者相談支援事業	7,200	7,200
院内がん登録室事業	4,292	3,982
がん検診精度管理評価事業	4,953	4,953
アレルギー疾患治療専門研修	1,387	1,530
子供の心診療支援拠点病院事業	8,738	8,738
東京都小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業	5,342	5,465
依存症対策地域支援事業		1,769
精神科医療地域連携事業	2,366	2,437
高次脳機能障害支援普及事業（専門的リハビリテーションの充実事業）	5,351	5,351
精神保健福祉普及啓発事業		990
精神科夜間休日救急診療事業	346,626	347,968
精神科患者身体合併症医療事業	66,622	52,438
災害時精神科医療図上訓練業務		1,379
合計	603,880	599,651

(表 5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 1 期(令和 4 年度)		第 2 期(令和 5 年度)	
			構成比		構成比
合計		197,735	100	237,231	100
	都からの収益	50,444	25.5	61,414	25.9
	運営費負担金収益	36,462	18.4	49,363	20.8
	運営費交付金収益	3,128	1.6	3,310	1.4
	受託料収益	548	0.3	545	0.2
	受取補助金収益(注)	4,097	2.1	1,374	0.6
	補助金収益	168	0.1	1,053	0.4
	その他協力金等収益	3,928	2.0	320	0.1
	その他(資産見返等戻入)	6,206	3.1	6,821	2.9
	他の収益	147,290	74.5	175,816	74.1

(注) 受取補助金収益は、都単独補助金部分であり、国庫補助金(新型コロナ関連)は含まれていない。

(表 6) 公有財産の貸付け等の状況

(単位：㎡)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政 財産	大塚病院	マンホール等用地	1.40	-	免除
	多摩総合医療センター	案内板等用地	8.89	-	
	神経病院	更衣室・仮眠室	-	344.57	
	法人本部（事務局）	事務室・駐車場	-	1,062.49	
	法人本部（研修センター）	教室等	-	5,271.25	
普通 財産	広尾病院	病院敷地	19,686.45	-	無償
	大塚病院	病院敷地、建物等	18,403.00	46,226.89	
	豊島病院	職務住宅	-	1,799.68	
	荏原病院	病院敷地、建物等	28,359.22	57,035.80	
	多摩総合医療センター	病院敷地	119,840.01	-	
	多摩北部医療センター	病院敷地、建物等	30,981.14	1,587.20	
	松沢病院	病院敷地	140,934.38	-	
	がん検診センター	病院敷地	4,842.97	-	
—	大久保病院（注 2）	病院棟	-	23,480.42	無償

（注 1）東京都行政財産使用料条例（昭和 39 年東京都条例第 26 号）第 5 条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年条例第 25 号）第 4 条に基づき、公用（病院事業）に供するため免除及び無償

（注 2）大久保病院は、土地信託の建物を都が借り上げ、法人に無償で貸し付けている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）の事業について、主に、中期目標及び計画に基づき運営される法人の業務について、法人設立後初めての中期計画における事業の進捗状況が適切なものとなっているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

法人は、14病院・1検診センターと法人本部からなる、約7,000床を擁するメディカルグループとして、令和4年7月に設立され、高水準で専門性の高い行政的医療を提供する役割を担ってきた東京都立病院と、地域における急性期医療の中核病院としての役割を担ってきた、都の政策連携団体である公益財団法人東京都保健医療公社が運営する病院等を、一体として地方独立行政法人化したものである。

業務運営については、法第25条の規定に基づき、知事が定めた第一期中期目標（期間：令和4年7月から令和9年3月までの4年9か月間）をもとに、第一期中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、運営を行っている。

行政的医療の提供では、感染症医療について、令和5年5月に新型コロナが5類感染症に位置付けられ、幅広い医療機関での対応が行われるようになったが、引き続き中等症以上の患者や重症化リスクの高い多種多様な疾患を有する患者を受け入れている。また、都の要請に基づき、旧府中療育センター内に設置した中等症2までの患者を受け入れる高齢者等医療支援型施設の運営を行う（令和6年3月閉所）など、都の方針のもと取組を行った。

小児医療においては、小児総合医療センターでの「救急車は原則として全て受け入れる」という断らない救急の取組を始めとした高度・専門的な小児医療を着実に提供するなど、都立病院に求められる様々な行政的医療に積極的に取り組んでいる。

総合診療の提供では、モデル病院である広尾病院に病院総合診療科を新設するとともに、「東京都立病院機構総合診療専門研修プログラム」を策定した。また、「東京総合診療推進プロジェクト」として、都内の医療機関や医師会等と協力関係を築き、国内外の著名講師による指導及びレクチャーの提供などにより、東京都全体の総合診療医の育成や総合診療ができるスタッフの育成に取り組んでいる。

ア 病院の運営

法人は「大都市東京を医療で支える」を理念に掲げ、都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組等を推進し、都民の健康を守り、その増進に寄与することを目的として、病床数

7, 116床で運営を行っている。

各病院概要

病院名	所在地	診療科目数	病床数
広尾病院	渋谷区恵比寿2丁目34番10号	28	408床
大久保病院	新宿区歌舞伎町2丁目44番1号	20	304床
大塚病院	豊島区南大塚2丁目8番1号	35	435床
駒込病院	文京区本駒込3丁目18番22号	35	815床
豊島病院	板橋区栄町33番1号	30	438床
荏原病院	大田区東雪谷4丁目5番10号	22	461床
墨東病院	墨田区江東橋4丁目23番15号	33	765床
多摩総合医療センター	府中市武蔵台2丁目8番29号	34	789床
多摩北部医療センター	東村山市青葉町1丁目7番1号	25	337床
東部地域病院	葛飾区亀有5丁目14番1号	19	314床
多摩南部地域病院	多摩市中沢2丁目1番2号	21	287床
神経病院	府中市武蔵台2丁目6番1号	10	304床
小児総合医療センター	府中市武蔵台2丁目8番29号	34	561床
松沢病院	世田谷区上北沢2丁目1番1号	9	898床
合計			7,116床

以下、各実績数値等は、法人発足前の令和3年度数値も含めた表となっている。

いずれの実績においても、第1期（令和4年度）及び第2期（令和5年度）は、回復傾向にあるが、旧都立及び旧公社病院は、新型コロナ対応を積極的に行っていた結果、医療連携が希薄となり一般患者等が他病院へ流れたことや、患者の受療行動の変化などにより、法人化後もその影響を受け、回復が遅れている状況である。

入院患者の実績

（単位：年度、人、％）

区分	1日当たり患者数			年間延べ数			病床利用率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院計	4,115	4,254	4,348	1,501,960	1,552,610	1,591,375	59.9	61.9	63.4

新入院患者の実績

(単位：人)

区分	年間延べ数		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
病院計	115,466	118,204	124,247

外来患者の実績

(単位：人)

区分	1 日当たり患者数			年間延べ数		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
病院計	7,893	8,105	8,192	2,312,504	2,374,675	2,400,127

診療単価

(単位：円)

区分	入院			外来		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
病院計	69,267	70,385	70,994	20,691	19,413	20,243

紹介・逆紹介患者数

(単位：人)

区分	紹介			逆紹介		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
病院計	138,791	148,030	150,660	107,357	125,117	127,911

(注) 紹介：他の医療機関から紹介状により紹介を受けること

逆紹介：症状により新たな医療機関での診察、治療が必要な場合に他の医療機関を紹介すること

イ がん検診事業（がん検診センター）

施設概要

施設名	所在地	診療科目数
がん検診センター	府中市武蔵台 2 丁目 9 番 2 号	7

(ア) がん検診事業

(単位：人)

事業名		令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
一般・精密検診		23,423	22,835	20,982
	精密検診	23,423	22,835	20,982

(注) 精密検診：一次検診を受けて要精密検査となった方等の検診

(イ) 検診従事者に対する教育・研修事業

(単位：人)

内容	項目	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
がん検診医療従事者養成研修及び細胞検査士養成所の運営	受講者数	1,176	1,220	1,344

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	開始 BS (令和 4 年 7 月 1 日)	第 1 期 (令和 4 年度)			第 2 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益		193,891			232,974	39,083	20.2
営業費用		181,366			244,329	62,963	34.7
経常損益		7,756			△ 18,821	△26,578	-
当期総損益		7,728			△ 18,294	△26,023	-
資産合計	358,743	425,936	67,192	18.7	383,552	△42,383	△ 10.0
負債合計	162,270	204,030	41,759	25.7	179,941	△24,088	△ 11.8
純資産合計	196,473	221,906	25,432	12.9	203,611	△18,294	△ 8.2

ア 収益及び費用の状況

法人の営業収益については、第 1 期が 9 か月決算であるため単純比較はできないが、第 2 期については、前年度比 20.2% の増加であるものの、33% 以上 $((12 \text{ 月} \div 9 \text{ 月} - 1) \times 100)$ 増加していないため、実質減少している。これは主に、新型コロナが 5 類感染症に位置付けられたことに伴う同感染症に関連する補助金が減少したことによるものである。

営業費用については、第２期の伸びが大きく、これは主に、医薬品の購入費用など医業費用の増加によるものである。

この結果、第１期は、新型コロナ関連の補助金受入れに伴う営業収益の増により７７億余円の当期純利益を計上しているが、第２期は一転して、１８２億余円の当期純損失を計上している。

イ 財政状態

法人の資産の主なものは、土地建物及び附属設備等のほか医療研究機器などの固定資産であるが、第２期は、新型コロナ関連の補助金減少による医業外収益の減及び医業費用の増などに伴い、現金預金が大幅に減少したため、資産合計が減少している。

負債については、第２期において、主に未払金が減少したため、負債合計が減少している。

純資産については、第２期において、多額の当期純損失を計上したことから、純資産合計が減少している。

（３）事業運営に関する評価

法人は、法第２８条の規定に基づき、第１期（令和４年度）及び第２期（令和５年度）における業務の実績について、東京都地方独立行政法人評価委員会から意見を聴いた知事により評価を受けている。

都が令和５年９月に公表した「令和４年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書」によると、２１項目に係る事業の進捗状況・成果について、最上位のＳ評価が３項目、次のＡ評価が１０項目となるなど、全体として年度計画を上回って実施しており、第一期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあると評価している。

続いて、令和６年９月に公表された「令和５年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書」では、同じく２１項目に係る事業の進捗状況・成果について、最上位のＳ評価が２項目、次のＡ評価が９項目となったが、「財務内容の改善」項目ではＣ評価となっている。全体としては、年度計画を概ね順調に実施しており、第一期中期計画の達成に向け着実な業務の進捗状況にあると評価している。

特に令和４年度では、新型コロナについて、重症・中等症の患者や、軽症でも基礎疾患のある患者、小児、妊婦、透析、精神疾患のある患者等を積極的に受け入れたほか、エムボックスや梅毒対応に貢献するなど、公衆衛生上の緊急事態において、都の方針の下、求められる感染症医療を確実に提供したことなどを高く評価されている。

一方、経営状況について見ると、第２期は大幅な赤字額（１８２億余円）を計上するなど、中期計画の２年目で早くも財政状況は厳しいものとなっている。法人によれば、新型コロナ補助金を始めとした補助金等収益の大幅な減少や新型コロナ後の患者の受療行動の変化による通常医療回復の伸び悩み、さらに、医薬品等による医業費用の増加や物価高騰による各種経費の増加などがあったとのことであり、第３期（令和６年度）以降も経営環境は非常に厳しいものと予想される。

また、新型コロナ発生前の平成29年度及び平成30年度（旧公社・都立病院合算数値）と比較したところ、物価・人件費高騰などによる薬品・診療材料費や建物管理などの委託費の増、法人移行に伴う建物等資産の継承や減価償却方法の変更等による減価償却費の増などにより、法人の経常費用は大幅に上昇している。

このような状況の中で法人は、現状の経営分析や将来に向けた収支の推計を通じて、必要に応じた経費削減の徹底を図ることはもとより、病院の特性に即した「断らない救急の徹底」、「地域との連携強化」、「初診患者の受入体制の強化」など積極的な患者の受入れで、医業収益を中心とした経常収益を向上させることが強く求められる。

経常収益及び経常費用

（単位：百万円）

科目	平成29年度	平成30年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
経常収益	215,454	217,263	197,735	237,231
経常費用	217,518	220,474	189,979	256,052

（注）第1期は9か月分の計上数値である。

平成29年度及び平成30年度は、新型コロナ発生前における旧公社病院及び旧都立病院合算数値（監査事務局試算）である。

（４）工事

ア 監査対象とした工事等

監査は、第1期（令和4年度）、第2期（令和5年度）に締結したもの及び令和3年度以前に締結し、第1期（令和4年度）、第2期（令和5年度）に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等399件（11,971百万円）のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事等を中心に、20件（6,225百万円）を抽出して実施した。

（単位：件、百万円）

種別	契約年度						計	
	令和 3 年度以前		第 1 期 (令和 4 年度)		第 2 期 (令和 5 年度)			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	5	2, 593	106	2, 131	171	3, 514	282	8, 238
設計委託等	4	1, 071	55	1, 283	58	1, 379	117	3, 733
合計	9	3, 664	161	3, 414	229	4, 893	399	11, 971
抽出件数	4	3, 152	8	1, 493	8	1, 580	20	6, 225

(注)「令和3年度以前」の工事等は、第1期(令和4年度)及び第2期(令和5年度)に継続して施工等が行われている工事及び設計委託等である。

イ 主な工事等

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
都立墨東病院(30)昇降機設備他改修工事	昇降機の改修工事	1,264	平成30.10.12 ～令和5.1.31
多摩メディカル・キャンパス(3)立体駐車場新築工事その2	立体駐車場の新築工事	1,160	令和3.10.2 ～令和5.11.15
都立広尾病院(4)HCUほか改修工事	HCU・心臓リハビリテーション室内装改修工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式	272	令和4.10.24 ～令和5.5.18
都立墨東病院(5)CVCF電源設備改修工事	蓄電池等設備の改修工事	250	令和5.7.3 ～令和6.10.30
都立駒込病院(4)新院内ネットワーク整備工事	院内ネットワークの整備工事	368	令和5.3.8 ～令和6.3.29

(注)土木、建築及び設備の工事等のうち、契約金額が大きい工事、大規模な改修工事等を記載している。

(5) 費用及び収益の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率
営業収益	193,891	232,974	39,083	20.2
医業収益	126,465	169,974	43,508	34.4
運営費負担金収益	36,096	49,006	12,910	35.8
運営費交付金収益	479	718	238	49.8
補助金等収益	24,451	6,295	△ 18,155	△ 74.3
寄附金収益	179	127	△ 51	△ 28.9
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	638.7
資産見返補助金等戻入	12	29	16	130.8
資産見返寄附金戻入	0	2	1	213.2
資産見返物品受贈額戻入	6,206	6,820	613	9.9
営業費用	181,366	244,329	62,963	34.7
医業費用	179,633	242,396	62,762	34.9
一般管理費	1,733	1,933	200	11.6
営業損益	12,524	△ 11,355	△ 23,879	-
営業外収益	3,843	4,256	412	10.7
営業外費用	8,612	11,722	3,110	36.1
経常損益	7,756	△ 18,821	△ 26,578	-
臨時利益	150	535	385	256.9
臨時損失	177	8	△ 169	△ 95.1
当期総損益	7,728	△ 18,294	△ 26,023	-

(6) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	開始BS (令和4年 7月1日)	第1期(令和4年度)			第2期(令和5年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
固定資産	256,121	262,416	6,295	2.5	255,877	△ 6,539	△ 2.5
有形固定資産	254,908	260,246	5,338	2.1	254,123	△ 6,122	△ 2.4
無形固定資産	1,131	1,681	550	48.6	1,263	△ 418	△ 24.9
投資その他資産	82	488	406	495.1	490	1	0.2
流動資産	102,622	163,519	60,897	59.3	127,675	△35,844	△ 21.9
現金及び預金	77,719	123,432	45,713	58.8	91,013	△32,419	△ 26.3
未収金	24,473	37,716	13,242	54.1	34,388	△ 3,327	△ 8.8
その他	430	2,370	1,940	451.2	2,273	△ 97	△ 4.1
資産合計	358,743	425,936	67,192	18.7	383,552	△42,383	△ 10.0
固定負債	128,732	142,919	14,186	11.0	138,232	△ 4,687	△ 3.3
資産見返負債	24,217	27,098	2,880	11.9	20,494	△ 6,603	△ 24.4
長期借入金	-	6,788	6,788	-	13,225	6,437	94.8
移行前地方債償還債務	45,178	38,253	△ 6,924	△ 15.3	32,783	△ 5,469	△ 14.3
退職給付引当金	49,619	59,786	10,166	20.5	60,729	942	1.6
その他	9,717	10,992	1,275	13.1	10,999	6	0.1
流動負債	33,537	61,110	27,572	82.2	41,708	△19,401	△ 31.7
運営費交付金債務	-	58	58	-	72	14	24.1
一年以内返済予定移行前地方債償還債務	7,253	6,924	△ 329	△ 4.5	5,469	△ 1,455	△ 21.0
一年以内支払予定リース債務	3,642	4,856	1,214	33.3	5,629	772	15.9
未払金	10,994	40,901	29,907	272.0	22,670	△18,231	△ 44.6
賞与引当金	1,151	6,561	5,410	470.0	6,949	387	5.9
その他	10,496	1,807	△ 8,689	△ 82.8	917	△ 889	△ 49.2
負債合計	162,270	204,030	41,759	25.7	179,941	△24,088	△ 11.8
資本金	196,452	196,452	-	0	196,452	-	0
資本剰余金	20	17,725	17,704	-	17,725	-	0
利益剰余金	-	7,728	7,728	-	-	△ 7,728	△100
繰越欠損金	-	-	-	-	△10,566	△10,566	-
純資産合計	196,473	221,906	25,432	12.9	203,611	△18,294	△ 8.2
負債純資産合計	358,743	425,936	67,192	18.7	383,552	△42,383	△ 10.0

2 指摘事項

(1) 団体

ア 公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの

公務上の災害を受けた場合、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、災害を受けた職員（被災職員）に対し、被災職員の所属する地方公共団体等（注1）に代わって、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が必要な補償等を実施することとなっている。

ところで、多摩北部医療センターにおいて、センターの職員が公務災害で受診した案件について確認したところ、表7のとおり、基金への公務災害の認定請求、認定後の補償請求が行われていないため、診療費が未収金（注2）のままとなっている事例が認められた。

公務災害の補償を受ける権利は、地方公務員災害補償法により時効があることから、権利が消滅する前に補償請求を行う必要がある。

しかしながら、センターでは、監査日（令和6年10月18日）現在、公務災害に関する進行管理が適切に行われておらず、既に時効で補償請求ができない案件も見受けられる状況となっている。

センターは、公務災害の認定請求から認定後の補償請求について、基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行われたい。

（地方独立行政法人東京都立病院機構）

（注1）一般地方独立行政法人（法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）

に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者は、地方公務員災害補償法が適用される。

（注2）公務災害等で受診があった場合、必要書類（公務災害認定請求書等）の提出、または職場に確認がとれている場合は、原則、自己負担分の支払を求めている。本件は、センター職員の公務災害（認定等の予定）案件であるため、当初から職員への請求は行っていない。

(表 7) 過年度分の未収金で公務災害等の事例

(単位：円)

患者	診療日	未収金額	備考
A	令和 4. 7. 27	9, 790	時効
	令和 5. 6. 2	8, 780	
B	令和 4. 10. 19	8, 610	
	令和 4. 11. 22	8, 610	
C	令和 4. 8. 27	11, 480	時効
D	令和 4. 10. 8	15, 410	時効
E	令和 4. 8. 24	8, 760	時効
F	令和 4. 8. 31	6, 470	時効
	令和 4. 9. 28	11, 520	時効
	令和 4. 10. 26	11, 520	
	令和 4. 12. 28	11, 520	
	令和 5. 1. 25	11, 520	
	令和 5. 2. 22	11, 520	
	令和 5. 5. 31	11, 520	
合計		147, 030	

イ 未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの

墨東病院は、外国人の患者が多く、診療費の未収金の発生も多く生じるところであるが、その回収に向けては、弁護士等へ債権回収委託するなど積極的に取り組んできているところである。

ところで、病院における過年度（注）の未収金で高額となっている案件について見たところ、次のような事例が認められた。

表 8 はいずれも、病院に救急搬送された患者の診療費に係る未収金である。

項番 1 の事例は、交通事故により救急搬送され、現金の持ち合わせがないとして徴収猶予申請書が提出されているが、交通事故の相手方の自賠責保険等により支払うとされていた案件、項番 2 の事例は、日本への旅行中に救急搬送され、海外にいる家族からその診療費を分割支払されていた案件である。

しかしながら、監査日（令和 6 年 1 0 月 3 0 日）現在、項番 1 は、自賠責の相手方との連絡が滞り、1 年以上督促等を行っていない。また、項番 2 は、海外にいる家族との連絡が滞り、3 年以上督促等を行っていない。

未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であるため、病院のこのような未収金の管理状況は適切でない。

病院は、未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行われたい。

（地方独立行政法人東京都立病院機構）

(注) 令和5年3月31日までに発生した未収金で、令和6年3月31日時点で残っている案件

(表8) 未収金の対応が適切でない事例

項番	未収金総額	発生年度	状況
1	3,500,125 円	令和4年度	外国人の交通事故案件で、通訳を介して保険会社等と調整中となっていたが、令和5年9月以降、病院は連絡等を行っていない。
2	2,028,508 円	平成28年度	外国人で、本人が来日中に死亡し、海外にいる家族が分割で支払を行っていたが、令和3年7月以降、支払がないまま、病院では督促等を行っていない。

ウ 修繕契約を適正に行うべきもの

荏原病院では、地下1階及び地下2階の防火シャッター開閉機の修繕(注)のため、病院の建物管理委託契約を締結しているGと、表9のとおり、それぞれ特命随意契約を締結している。

ところで、本契約について見たところ、以下の不適正な事例が認められた。

(ア) 病院の事務決裁規程(以下「規程」という。)では、予定価格が400万円未満の請負契約は課長等の決裁権限事案、予定価格が400万円以上2,000万円未満の請負契約は部長等の決裁権限事案と定めている。

病院は、本修繕を5件の契約に分割し、それぞれが400万円未満の請負契約であることから、課長等の決裁権限事案として処理している。

ところで、表9の契約は全て防火シャッター開閉機の修繕であり、一体として契約することが可能な案件であるが、分割発注した理由について病院に確認したところ、明確な理由はなく、Gとの調整による結果であるとしている。

しかしながら、規程によると、病院では予定価格が400万円以上2,000万円未満の請負契約は部長等の決裁権限事案となるため、明確な理由がないまま分割発注を行うことは適正でない。

(イ) 本修繕の特記仕様書では、受注者は、現場代理人、監理技術者及び主任技術者を発注者へ通知することとしているが、監査日(令和6年9月27日)現在、その通知がなされておらず適正でない。また、その後、監査日以降に改めて提出された同通知を確認したところ、当該修繕について受注者が下請けに出していたことが判明したが、病院の監督員へその通知は行われておらず、病院がこれを把握していなかったことは適正でない。

病院は、明確な理由がないまま分割発注を行わないようにするとともに、特記仕様書に沿った適切な監理を行うよう、修繕契約を適正に行われたい。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注) 荏原病院建物等は、設備改修工事中のため、まだ都の所管財産であり、法人が都から借り入れている。しかし、貸付契約条項の第8条にて、修繕費用などは病院負担となっている。

(表9) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	地下 1 階防火シャッター開閉機 (SSB-102) の修繕	令和 5. 10. 15 ～令和 6. 3. 29	1, 254, 000
2	地下 1 階中央機材室防火シャッター (SSB-103) の修繕		1, 254, 000
3	地下 1 階通路防火シャッター開閉機 (SSB-104) の修繕		1, 254, 000
4	地下 1 階駐車場防火シャッター (SSB108) の修繕		1, 358, 500
5	地下 2 階駐車場防火シャッター (SSB-201) の修繕		1, 358, 500
合計			6, 479, 000

エ 業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの

多摩北部医療センターでは栄養科厨房や病院屋外の清掃業務を表10の契約により委託している。

ところで、仕様書内容及び履行状況を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

(ア) 栄養科厨房の清掃業務は、定期清掃と特別清掃があり、仕様書において「受託者は毎回の業務終了後、当日の勤務者名、業務内容、及び各清掃箇所の写真を委託者に提出すること。」と定めている。

しかし、表11のとおり、定期清掃においてはその報告がなく、特別清掃においては、月に一度の報告会で報告されているなど、仕様書と異なっており、履行確認が不十分である。

(イ) 病院屋外清掃業務においては、仕様書の中では業務報告をすることを定めていなかった。支出の根拠となる履行確認をするためには、仕様書に基づく業務報告書の提出は必要不可欠であるが、契約書条文(注)をよりどころとして仕様書に定めないまま、業務報告をさせている。

センターは、業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認をされたい。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注) 総則第6条（履行報告）

委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(表10) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額（実績）
1	栄養科厨房内清掃業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	4,730,000
2	病院屋外清掃等業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	4,111,996

(表11) 項番1の清掃内容及び報告の有無一覧

月	定期清掃	報告の有無	特別清掃	報告の有無
4月	2回	無	1回	有
5月	3回	無	1回	有
6月	2回	無	2回	有
7月	3回	無	1回	有
8月	2回	無	1回	有
9月	3回	無	2回	有
10月	2回	無	1回	有
11月	3回	無	1回	有
12月	2回	無	2回	有
1月	3回	無	1回	有
2月	2回	無	1回	有
3月	3回	無	2回	有

(注) 特別清掃の報告は、月に1回のみである。

オ 院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの

大久保病院では、病院建物の上階に単身用職員住宅を50戸保有しているが、病院の大規模改修工事に伴い、令和10年度までに住宅数が3分の2程度（33戸の予定）まで縮小されることから、表12のとおり、別住所に院外職員住宅（1棟借り17戸）を令和6年3月20日から新たに借り上げている。

本契約に至った経緯等であるが、病院は、近隣に条件を満たす物件（17戸程度の1棟借り）を探すことが困難であったため、信託銀行（注）に口頭にて業者の仲介を依頼した。その後、仲

介を依頼してから1年以上経った後、銀行から住宅建築請負業者（以下「住宅業者」という。）を紹介してもらい、その住宅業者より土地オーナー親族の紹介を受け、土地オーナー親族が代表を務めるHと特命随意契約にて賃貸借契約を締結している。

契約に向けて病院は、令和5年3月31日に、事前にHとの間で合意書を取り交わしており、Hは、病院が住宅全て（1棟17戸）を25年間借り入れる前提で、H社長親族の所有地に新築住宅を建築している。

Hは、住宅業者に住宅建築を発注、更にその関係管理会社にその後の管理（家賃徴収等を含む。）を発注、また親族には土地使用料を支払い、病院は、管理会社経由でHに家賃を支払うという枠組み（図のとおり）となっている。

ところで、この院外職員住宅の賃貸借契約（表13のとおり）について見たところ、以下の不適切な事例が認められた。

（ア）地方独立行政法人東京都立病院機構契約事務処理要綱（以下「要綱」という。）第22条第2項（3）では、土地、建物に係る賃貸借契約は、慣行上合理的な期間としており、法人は、現行、不動産等の商慣行に基づき、本件以外の院外職員住宅については、2年更新の建物賃貸借契約を行っている。

一方、本件の賃貸借契約は、契約期間が25年間と長期的なものとなっており、この契約期間については、病院は、契約の相手方（H）との交渉によるものとしている。また、中途解約については、契約残金額相当の違約金を一括にて支払う契約内容となっており、事実上、解約はできないものとなっている。

しかしながら、要綱に基づかない契約を行っていることは適正でなく、さらに、今後の経済情勢などは不確定な要素も多くあることから、長期の契約についてはより慎重な姿勢が求められるため、長期契約の在り方について検討されたい。

（イ）本件は病院にて契約を行ったものであるが、特殊な契約（事実上の小規模土地開発事業となっている。）であることから、ガバナンス上、法人本部の関与を確認したところ、本部の関与は全くなく、契約後に内容を把握したとのことであった。

しかしながら、内部統制の観点からも、本件のような特殊な契約については、当初から本部が関与できる体制づくりが求められるため、そのガバナンス体制を検討されたい。

以上のとおり、法人は、院外職員住宅の借上げに当たって、契約方法の在り方及び本部のガバナンス体制など、今後検討するよう改められたい。

（地方独立行政法人東京都立病院機構）

（注）当該信託銀行は、都が行っている東京都健康プラザ土地信託事業の契約銀行であり、大久保病院は、その土地信託ビル（東京都健康プラザハイジア）に入居している関係から、土地開発のノウハウがあるその信託銀行に仲介を依頼したものである。

(表 1 2) 院外職員住宅

令和 6 年 3 月しゅん工
 所在地：中野区某所
 敷地面積：485.97 m²、建物面積：639.32 m²
 構造・階数：重量鉄骨造・3 階建
 戸数：17 戸

(表 1 3) 契約の概要

(単位：円)

件名	契約期間	契約金額
院外職員住宅の賃貸借契約	令和 6. 3. 20～令和 31. 3. 19	555, 899, 998

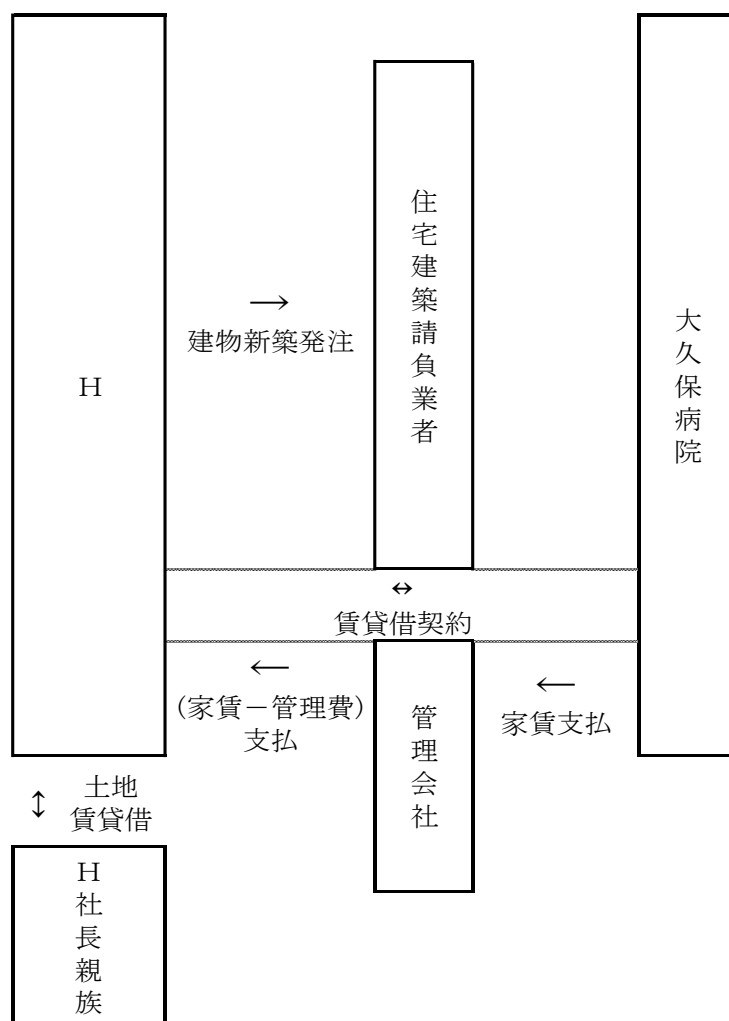
契約の相手方：H（住宅管理においては管理会社）

契約期間：2 5 年間

年額：2, 2 2 3 万 6, 0 0 0 円（月額：1 8 5 万 3, 0 0 0 円）

月 1 部屋当たり：1 0 万 9, 0 0 0 円

(図) 借上げの枠組み



参考資料

各病院実績等

入院患者の実績

(単位：年度、人、%)

病院名	1日当たり患者数			年間延べ数			病床利用率		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
広尾病院	177	220	232	64,500	80,270	84,747	41.9	52.9	57.3
大久保 病院	136	156	158	49,750	56,890	57,873	44.8	51.3	52.0
大塚病院	276	248	245	100,909	90,607	89,805	66.1	59.4	58.7
駒込病院	464	455	479	169,333	165,965	175,254	57.9	56.8	59.8
豊島病院	217	246	254	79,205	89,902	93,080	52.8	59.9	61.9
荏原病院	151	194	205	55,120	70,831	75,097	33.2	42.7	45.1
墨東病院	467	472	520	170,304	172,149	190,244	64.0	64.7	71.3
多摩総合 医療センター	577	539	573	210,642	196,764	209,585	76.3	70.5	75.7
多摩北部 医療センター	184	206	221	67,054	75,233	80,964	56.0	62.8	67.4
東部地域 病院	168	170	164	61,487	61,872	59,889	56.2	56.5	54.5
多摩南部 地域病院	155	165	172	56,603	60,113	62,928	56.0	59.5	62.1
神経病院	180	187	187	65,626	68,264	68,286	60.7	63.2	63.0
小児総合 医療センター	339	346	351	123,724	126,293	128,440	63.6	64.9	65.8
松沢病院	624	651	588	227,703	237,457	215,183	73.8	77.0	69.6
合計	4,115	4,254	4,348	1,501,960	1,552,610	1,591,375	59.9	61.9	63.4

新入院患者の実績

(単位：人)

病院名	年間延べ数		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
広尾病院	5,434	6,955	7,581
大久保病院	4,633	4,764	5,224
大塚病院	9,281	8,453	8,260
駒込病院	12,980	12,971	13,380
豊島病院	7,600	8,276	8,630
荏原病院	5,188	5,837	6,444
墨東病院	13,816	14,195	15,762
多摩総合医療センター	19,142	18,461	19,138
多摩北部医療センター	6,857	7,113	7,989
東部地域病院	6,706	6,865	7,051
多摩南部地域病院	6,723	6,728	7,214
神経病院	3,732	3,658	3,891
小児総合医療センター	10,165	10,425	10,400
松沢病院	3,209	3,503	3,283
合計	115,466	118,204	124,247

外来患者の実績

(単位：人)

病院名	1 日当たり患者数			年間延べ数		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
広尾病院	361	418	466	105,705	122,531	136,604
大久保病院	323	328	317	94,555	96,051	92,907
大塚病院	609	620	631	178,544	181,716	184,870
駒込病院	1,065	1,031	1,040	312,078	302,197	304,842
豊島病院	478	508	509	140,003	148,712	149,260
荏原病院	338	400	432	98,889	117,230	126,595
墨東病院	957	1,000	1,025	280,491	293,110	300,375
多摩総合医療センター	1,556	1,532	1,504	455,931	448,982	440,780
多摩北部医療センター	415	430	427	121,584	125,940	124,969
東部地域病院	354	354	355	103,664	103,673	103,947
多摩南部地域病院	361	365	354	105,801	107,082	103,843
神経病院	8	10	11	2,355	2,876	3,112
小児総合医療センター	653	682	702	191,268	199,701	205,741
松沢病院	415	426	417	121,636	124,874	122,282
合計	7,893	8,105	8,192	2,312,504	2,374,675	2,400,127

診療単価

(単位：円)

病院名	入院			外来		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
広尾病院	81,573	80,906	81,219	17,753	11,200	11,402
大久保 病院	74,966	72,363	69,789	18,938	18,513	18,853
大塚病院	66,461	70,945	70,811	14,075	12,607	12,649
駒込病院	90,536	93,883	89,392	39,689	38,230	40,303
豊島病院	72,560	70,249	68,977	17,291	15,039	14,981
荏原病院	66,093	61,705	62,073	21,101	15,678	16,349
墨東病院	85,521	90,445	91,216	21,530	19,802	21,718
多摩総合 医療センター	80,611	84,107	83,533	20,295	20,150	21,276
多摩北部 医療センター	70,384	67,281	67,586	19,297	20,980	23,178
東部地域 病院	71,077	74,153	71,506	18,925	18,429	18,570
多摩南部 地域病院	69,554	70,501	69,377	17,510	18,612	17,801
神経病院	53,977	54,336	60,433	25,271	22,508	20,360
小児総合 医療センター	81,188	82,914	82,820	11,130	12,301	12,691
松沢病院	23,973	24,364	24,185	9,313	8,906	8,950
合計	69,267	70,385	70,994	20,691	19,413	20,243

紹介・逆紹介患者数

(単位：人)

病院名	紹介			逆紹介		
	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)	令和 3 年度	第 1 期 (令和 4 年度)	第 2 期 (令和 5 年度)
広尾病院	5,539	7,333	8,007	3,513	4,489	6,384
大久保病院	4,463	4,571	4,570	5,995	5,523	5,391
大塚病院	13,143	14,042	11,651	4,547	4,778	4,827
駒込病院	11,783	12,292	12,949	7,024	4,891	5,217
豊島病院	6,942	9,081	9,757	8,684	10,991	11,143
荏原病院	5,531	8,667	9,945	1,195	3,722	5,131
墨東病院	20,163	22,034	22,935	17,100	19,532	18,719
多摩総合医療センター	27,125	25,437	25,086	17,944	27,730	27,552
多摩北部医療センター	8,077	8,462	9,028	8,891	9,854	9,712
東部地域病院	11,406	11,529	12,073	12,358	12,685	12,798
多摩南部地域病院	9,536	10,188	10,511	10,558	11,133	11,308
神経病院	254	213	176	1,553	1,808	1,832
小児総合医療センター	12,137	11,555	11,589	5,504	5,198	5,100
松沢病院	2,692	2,626	2,383	2,491	2,783	2,797
合計	138,791	148,030	150,660	107,357	125,117	127,911

(注) 紹介：他の医療機関から紹介状により紹介を受けること

逆紹介：症状により新たな医療機関での診察、治療が必要な場合に他の医療機関を紹介すること

出資（現物出資）財産内訳

（単位：㎡）

区 分	土地	建物
	地積	延べ床面積
法 人 本 部 事 務 局	-	587.89
東 京 都 立 広 尾 病 院	-	39,792.88
東 京 都 立 駒 込 病 院	34,169.45	82,944.15
東 京 都 立 豊 島 病 院	25,015.17	48,229.53
東 京 都 立 墨 東 病 院	19,987.62	82,551.11
東京都立多摩総合医療センター （小児総合医療センター含む）	-	150,968.28
東京都立多摩北部医療センター	-	29,558.97
東 京 都 立 東 部 地 域 病 院	25,129.80	24,192.09
東 京 都 立 多 摩 南 部 地 域 病 院	30,076.69	34,682.67
東 京 都 立 神 経 病 院	-	23,120.18
東 京 都 立 松 沢 病 院	-	92,320.06
東 京 都 立 が ん 検 診 セ ン タ ー	-	10,048.11
合 計	134,378.73	618,995.92

今後、各病院において、施設の整備工事等が終了すれば、随時、土地・建物の現物出資が追加で行われていく予定である。

令和4年度及び令和5年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書（評定結果）

項番	項目	評定	
		令和4年度	令和5年度
第1	都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供		
1	がん医療	A	A
2	精神疾患医療	A	B
3	救急医療	A	A
4	災害医療	B	S
5	島しょ医療	A	B
6	周産期医療	A	A
7	小児医療	S	A
8	感染症医療	S	A
9	難病医療	A	A
10	障害者医療	A	B
11	総合診療の提供	B	A
12	その他行政的医療、高度・専門的医療等の提供	B	A
2	災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応		
13	災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応	S	S
3	地域医療の充実への貢献		
14	地域包括ケアシステム構築に向けた取組	B	B
15	健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発	B	B
4	安全で安心できる質の高い医療の提供		
16	患者中心の医療の推進	B	B
17	質の高い医療の提供	A	B
5	診療データの活用及び臨床研究・治験の推進		
18	診療データの活用及び臨床研究・治験の推進	B	B
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
19	業務運営の改善及び効率化	A	A
第3	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
20	財務内容の改善	A	C
第10	その他業務運営に関する重要事項		
21	その他業務運営に関する重要事項	B	B

評価区分内訳

(単位：項目)

評定	令和4年度	令和5年度
S	3	2
A	10	9
B	8	9
C	－	1
D	－	－

※評価区分

S：年度計画を大幅に上回って実施している

A：年度計画を上回って実施している

B：年度計画を概ね順調に実施している

C：年度計画を十分に実施できていない

D：業務の大幅な見直し、改善が必要である

営業費用に占める人件費（給与費）の状況

(単位：円)

事業年度	営業費用	うち給与費	給与費の占める割合
第1期 (令和4年度)	181,366,531,059	88,808,624,913	49.0%
第2期 (令和5年度)	244,329,921,620	117,068,422,650	47.9%

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	令和6年9月12日から同月26日まで	第14期（令和4.4.1～令和5.3.31）及び第15期（令和5.4.1～令和6.3.31）の事業
局	福祉局及び保健医療局	令和6年9月11日及び同年10月4日	

2 団体の概要

設立の目的	高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和47年4月 東京都養育院附属病院及び東京都老人総合研究所開設 昭和61年4月 東京都養育院附属病院を東京都老人医療センターに名称変更 平成21年3月 都が総務大臣から法人設立に関する認可を受ける 同年4月 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、東京都老人医療センターと財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所を統合し、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立 平成25年6月 新施設に移転
事業の概要	・ 医療の提供並びに調査及び研究を行うこと ・ 医療に関する技術者の研修及び育成を行うこと ・ 上記の事業に附帯する業務を行うこと
所在地	東京都板橋区栄町35番2号

組 織		病院部門、研究部門、経営部門
人 員		役員 5 名（理事長 1 名（常勤）、理事 2 名（常勤）、監事 2 名（非常勤）） 職員 1,671 名
都 と の 関 係	出資	資本金 143 億 3,009 万 9,318 円のうち、143 億 3,009 万 9,318 円（100%）
	負担金及び交付金（表 1）	5,552,099 千円（令和 4 年度交付額） 5,633,498 千円（令和 5 年度交付額）
	補助金（表 2）	1,996,220 千円（令和 4 年度交付額） 605,790 千円（令和 5 年度交付額）
	貸付金（表 3）	10,437,358 千円（令和 4 年度末残高） 9,679,066 千円（令和 5 年度末残高）
	事業の委託（表 4）	212,907 千円（令和 4 年度委託料） 233,944 千円（令和 5 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表 5）	経常収益 23,350 百万円のうち、8,388 百万円（35.9%）（令和 4 年度） 経常収益 21,216 百万円のうち、6,556 百万円（30.9%）（令和 5 年度）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名が都退職者 常勤職員 5 名を都から派遣、常勤職員 1 名が都退職者
業務実績評価（全体評価）（注 2）		令和 4 年度：第三期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある。 第三期中期目標期間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）：優れた業務達成状況にある。 令和 5 年度：第四期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある。

（注 1）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（注 2）法に従い、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置）は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する 20（令和 5 年度は 21）の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

(表 1) 運営費負担金及び運営費交付金の交付状況

(単位：千円)

名称	根拠	対象事業	交付額		
			第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
運営費 負担金	法第85条、 地方独立行政 法人東京 都健康長寿 医療センタ ー運営費負 担金交付要 綱	病院部門に係る事業の経費のうち、 ①事業の経営に伴う収入をもって充 てることが適当でない経費（行政 的経費） ②法人の性質上能率的な経営を行っ てもなおその事業に伴う収入のみ をもって充てることが客観的に困 難であると認められる経費（不採 算経費）	2,760,506	2,707,483	2,940,773
運営費 交付金	法第42条、 地方独立行政 法人東京 都健康長寿 医療センタ ー運営費交 付金交付要 綱	標準運営費交付金： 通常の研究事業及び一般管理費の財 源に充てるための経費	1,982,278	1,955,639	1,819,535
		特別運営費交付金： 特定の期間に限定される事業、法人 職員の退職手当等年度及び中期目標 期間の事情により経費が変動する事 業等の財源に充てるための経費	510,000	888,977	873,190
合計			5,252,784	5,552,099	5,633,498

(表2) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）患者を受け入れるための病床確保等に要する経費（10/10）	2,453,015	1,931,670	556,852
東京都感染症診療協力医療機関等施設・設備整備費補助金	東京都感染症診療協力医療機関等施設・設備整備費補助金交付要綱	診療協力医療機関、感染症入院医療機関及び新型コロナ等患者受入医療機関の整備に要する経費（10/10）	-	-	8,206
東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業補助金	東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業補助金交付要綱	病床確保料及び個人防護服に要する経費（10/10）			2,289
新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助金	新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助金交付要綱	新型コロナ検体検査を行うための設備整備に要する経費（10/10）	-	22,550	-
東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金交付要綱	新型コロナ長期化等の影響を受けている医療機関等の経営基盤への包括的支援		25,547	24,715
東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金	東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱	休日・夜間に救急医療に従事する医師に対して支給する救急勤務医手当に要する経費（1/3）	8,444	8,026	8,285
東京都緩和ケア病棟施設設備整備費補助金	東京都緩和ケア病棟施設設備整備費補助金交付要綱	民間病院等が行う緩和ケア病棟の整備事業に要する経費（1/3）	-	-	3,362
東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費（1/2）	775	927	1,175

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業に関する補助金交付要綱	国・地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チームの参加に要する経費 (10/10)	-	85	-
東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	災害拠点病院における後方医療活動用資器材の整備等に要する経費 (10/10)	156	159	-
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱	医療保護入院者の入院届、措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の定期病状報告書各 1 通につき 3,000 円	645	621	606
東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金交付要綱	院内感染を防止するために要する経費 (10/10)		6,635	300
合計			2,463,035	1,996,220	605,790

(表 3) 貸付金残高

(単位: 千円)

貸付金名	第 13 期 (令和 3 年度) 末残高	第 14 期(令和 4 年度)			第 15 期(令和 5 年度)		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
施設整備事業 無利子貸付金 (Ⅰ期工事分)	10,954,086	-	738,435	10,215,650	-	719,429	9,496,221
施設整備事業 無利子貸付金 (Ⅱ期工事分)	260,571	-	38,863	221,708	-	38,863	182,845
合計	11,214,657	-	777,299	10,437,358	-	758,292	9,679,066

(表 4) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
東京都認知症疾患医療センター運営事業委託	28,933	29,024	29,014
認知症支援推進センター運営事業委託	56,237	59,460	61,071
東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター 運営業務委託	110,307	92,120	108,732
在宅難病患者一時入院事業委託	13,008	13,008	13,044
東京都糖尿病医療連携推進事業	－	2,454	2,889
高齢者の保健事業に関わる医療専門職の人材育成 事業実施委託	12,032	11,894	12,032
東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱの実施委託	4,446	4,219	6,776
精神科患者身体合併症医療事業	111	559	223
東京都衛生検査所精度管理調査実施に伴う染色標 本技術判定業務委託	125	156	151
高齢者の医療の確保に関する法律における障害認 定の審査委託	17	8	8
合計	232,269 (注)	212,907	233,944

(注) 令和 4 年度及び令和 5 年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和 3 年度の合計額は内訳と一致しない。

(表 5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 13 期(令和 3 年度)		第 14 期(令和 4 年度)		第 15 期(令和 5 年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	23,762	100	23,350	100	21,216	100
都からの収益	8,177	34.4	8,388	35.9	6,556	30.9
運営費負担金収益	2,760	11.6	2,707	11.6	2,940	13.9
運営費交付金収益	2,368	10.0	2,824	12.1	2,640	12.4
受取補助金収益	2,713	11.4	2,549	10.9	634	3.0
補助金収益	2,374	10.0	2,011	8.6	596	2.8
その他協力金等収益	339	1.4	537	2.3	37	0.2
資産見返負債戻入	103	0.4	94	0.4	106	0.5
その他受託収益	232	1.0	212	0.9	233	1.1
他の収益	15,585	65.6	14,962	64.1	14,660	69.1

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の事業について、主に、中期目標及び計画に基づき運営される法人の業務に関し、中期計画における事業の進捗状況や計画最終年度における次期計画への反映が適切になされているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

法人は、高齢者医療及び老年学・老年医学の研究拠点として、法第25条の規定に基づき知事が定めた第三期中期目標（対象期間：平成30年度から令和4年度まで）及び第四期中期目標（対象期間：令和5年度から令和9年度まで）をもとに、それぞれ同じ期間を対象とする第三期中期計画及び第四期中期計画並びにこれらに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行っている。

病院部門では、重点医療と位置付けている血管病、高齢者がん、認知症及び高齢者糖尿病について、高齢者の特性に合わせ高度で、出血などをできるだけ少なくする医療の提供に努めるとともに、救急患者を積極的に受け入れ、高齢者の急性期医療を担う高齢者専門病院としての役割を果たすほか、加齢により心身が老い衰えた状態に配慮した高齢者医療モデルの確立及び普及に取り組んでいる。

研究部門では、病院と研究所が一体となっている特徴を生かして研究を進めており、新たな治療法等の開発への活用が期待される成果を上げるとともに、高齢者の地域生活支援に資する様々な研究を行うことで、その成果の普及や還元をしている。

また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が拡大した際には、都や地域の医療機関等と連携しながら、経営部門を中心に地方独立行政法人としての特徴を生かして機動的な経営判断や弾力的な予算執行を行うことにより、院内PCR検査体制の迅速な整備や宿泊療養施設等への看護師等の派遣など公的医療機関としての役割を果たしてきた。

次に、利益処分について見たところ、第二期中期目標期間の最終年度となる平成29年度末では5億1,733万余円の繰越欠損金があったものの、令和3年度末では9億3,138万余円の利益剰余金を計上した。これに第三期中期目標期間の最終年度となる令和4年度の当期末処分利益19億8,290万余円を加えると、利益剰余金の総額は29億1,429万余円となっている。

法第40条第4項及び第5項では、当期中期目標期間の最終年度に積立金があり、知事の承認のもと次期中期目標期間の財源に充てることとなった金額を除いて残余金がある場合は、都に納付しなければならないとされている。

この利益剰余金総額29億1,429万余円のうち、経営努力として認定された24億7,644万余円に、共同研究の未完了に伴う未費用化分1億4,389万余円を加えた26億

2, 034 万余円が、第四期中期目標期間への積立金の繰越として知事により承認され、残余金 2 億 9, 395 万余円を都に納付した。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)			第 15 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	23,630	23,220	△ 409	△ 1.7	21,081	△ 2,138	△ 9.2
営業費用	20,415	21,529	1,114	5.5	21,467	△ 62	△ 0.3
経常損益	3,346	1,820	△ 1,526	△ 45.6	△ 251	△ 2,071	-
当期総損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	△ 630	△ 2,613	-
資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△ 1,563	△ 3.5
負債合計	20,045	18,684	△ 1,361	△ 6.8	18,046	△ 638	△ 3.4
純資産合計	23,696	25,679	1,982	8.4	24,755	△ 924	△ 3.6

ア 収益及び費用の状況

法人の営業収益については、減少の幅が拡大する傾向にあるが、これは主に、新型コロナの収束に伴い新型コロナに関連する補助金が減少したことによるものである。

営業費用については、令和 4 年度及び令和 5 年度の金額はともに、令和 3 年度のコレを上回っている。これは主に、医薬品等による医薬費用の増加のほか、研究の進捗に伴う人件費など研究事業費の増加によるものである。

これらの結果、営業費用の変動に対し営業収益の減少が著しいことから、経常損益と当期総損益はともに減少傾向にあり、令和 3 年度及び令和 4 年度は利益を計上しているものの令和 5 年度には損失を計上している。

イ 財政状態

法人の資産のうち約 6 割は、建物及び附属設備等のほか医療機器・研究設備などの固定資産が占めている。固定資産は当期取得額以上に減価償却が進むことで減少するなか、令和 4 年度は主に医薬収入や新型コロナ関連の補助金に伴う現金預金の増加により資産が増加しているが、令和 5 年度は減少している。

負債において多くを占める長期借入金（都による施設整備事業無利子貸付金）は建物等の減価償却に応じて償還をしているため、負債は令和 3 年度から令和 5 年度までにかけて減少する傾向にある。

純資産については、令和 4 年度に当期総利益の計上に伴い増加しているが、令和 5 年度に当期

総損失となったことから、減少している。

（３）事業運営に関する評価

法人は、法第２８条の規定に基づき、令和４年度及び第三期中期目標期間における業務の実績について、東京都地方独立行政法人評価委員会から意見を聴いた知事により評価を受けている。

都が令和５年９月に公表した「令和４年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」及び「第三期中期目標期間 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」によると、２０項目に係る事業の進捗状況・成果について、第三期中期目標期間の最終年度となる令和４年度においては全体として年度計画を上回っており、第三期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあると評価している。あわせて、第三期中期目標期間においても優れた業務の達成状況にあると評価している。

続いて、令和６年９月に公表された「令和５年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」では、２１項目に係る事業の進捗状況・成果について、第四期中期目標期間の初年度となる令和５年度においては全体として年度計画を上回っており、第四期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあると評価している。

令和４年度には、ミトコンドリア超複合体について、世界で初めて生きた細胞で可視化・定量化に成功し、この技術を活用することで高齢者に特有の疾患と老年症候群の克服に向けた研究を推進するとともに、文部科学省科学研究費助成事業の新規採択率が全国で４位になるなど研究成果の実用化に向けた取組が進んでいる。

令和５年度に、認知症医療において、世界初の認知症抗体医薬「レカネマブ」の投与に必要な検査体制の整備や患者・家族への相談対応にいち早く取り組むことで適切な医療を提供している。

一方、令和２年度以降、患者数の減少が見られることから、患者の獲得等による医業収入の確保のほか、物価高騰の影響を受けているため経営分析等を活用したコスト管理の体制強化により収支の改善に向けて、取り組む必要がある。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの

法人は、患者の医療データ等を電子的に管理する医療情報システム（以下「システム」という。）を導入し運用しているが、現行のシステムが令和7年12月31日に運用を終了する予定であるため、表6の契約により、次期システムに係る導入支援業務をAに委託している。業務内容は、次期システムの導入に当たり必要となる支援業務全般であり、現状等の調査に基づく基本計画などの策定支援、要求仕様書等の作成支援、システム導入の進捗管理支援、システムの本稼働時における障害や問題・課題への対策、解決に向けての対応支援など多岐にわたる。

ところで、本契約はAとの特命随意契約であり、特命理由書には、昨今の物価高騰や病院の経営状況を踏まえ、高いハードルのコストダウンが求められているのが現状であり、複数の国立病院等においてシステムの導入に当たり大幅なコストダウンを実現させた実績を持つAを契約相手とする旨が記載されていた。また、契約相手を選定する業者選定委員会においても、この特命理由によりAを選定していた。

そこで、法人が、次期システムの導入において大幅なコストダウンが可能であるのはAであると判断するに際して使用した、コストダウンの実績や手法、削減可能な金額等に関する確認資料を法人に求めたが、確認できるものはなかった。

さらに、法人は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター契約事務細則（平成21年法人細則第18号）第31条第2号に定める、「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するとして、本契約を特命随意契約により締結したとしているが、特命理由書にはそのことが全く記載されておらず、特命随意契約の根拠として明確に確認できる状態ではなかった。

法人が、Aを本契約の相手方を選定した根拠が不明確な状況であることは、特命随意契約の手続において適切でない。

法人は、特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で、契約を締結されたい。

（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）

（表6）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
次期医療情報システムに係るコンサルティング業務委託	令和 5. 11. 1～令和 8. 3. 31	28,135,800	A

イ 地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの

法人は、首都直下型地震等の災害時に、直ちに患者及び職員の安全を確保し病院施設・設備の保全を図るとともに、被災者を救護する役割を担うため、「東京都健康長寿医療センターBCP―震災編―」（以下「BCP」という。注1）を策定し職員の参集基準を定めている。また、BCPに基づき「危機管理マニュアル～災害発生時から72時間の行動マニュアル～」（以下「危機管理マニュアル」という。）を策定し、令和5年度からは、法人の全職員に対して、災害発生時における職員の初動対応の周知等のため、携帯用の防災カードを配付しこれらに参集基準を記載している。

ところで、法人は災害拠点病院に指定されており、災害発生時における初動体制確保のためには、必要となる職員の確保が重要である。

そこで、これらの参集基準を確認したところ、表7のとおり、危機管理マニュアル及び防災カードに記載された大規模地震発生時の参集基準がBCPのそれと異なる内容となっていることが認められた。

こうしたことは、災害拠点病院としての初動対応に支障が生じる恐れがあることから適切でない。

法人は、BCP等における地震発生時の参集基準の記載について、業務継続体制が確実に確保されるよう統一されたい。

（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）

（注1）BCP（Business Continuity Plan）とは、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のことである。

(表 7) 大規模地震発生時における BCP 等の参集基準について (下線部が主な相違点)

項目	発令要件	参集基準
BCP	法人所在の区西北部第二次保健医療圏 (以下「医療圏」という。)を構成する 板橋区、豊島区、練馬区及び北区のうち 1 区で <u>震度 5 強以上</u> の地震が発生したと き。	自宅及び家族の安全を確認した上、 <u>全職 員が自発的に参集</u> する。
	医療圏内の区のうち 1 区で <u>震度 5 弱</u> の地 震が発生したとき。	自宅がセンターから <u>6km 以内の勤務外職 員は</u> 、自宅及び家族の安全を確認した 上、 <u>自発的に参集</u> する。
危機管理 マニュアル	医療圏内の区のうち 1 区で <u>震度 5 強</u> の地 震が発生したとき。	自宅がセンターから <u>6km 以内の勤務外職 員は</u> 、自宅及び家族の安全を確認した 上、 <u>自発的に参集</u> する。
防災カード	医療圏内の区のうち 1 区で <u>震度 5 強</u> の地 震が発生したとき。	安否確認システム等から <u>参集の連絡が 入ったとき (注 2)</u> は、自宅及び家族の 安全を確認の上、センターに <u>参集</u> する。

(注 2) 安否確認システム等からの参集連絡対象者は、自宅がセンターから 6 km 以内の職員となっ
ている。

ウ コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの内部統制に関する規程（平成31年3月29日付30健総第8109号）では、法令等の遵守などを目的として、内部統制の体制を整備するとともに、継続的にその取組の見直しを図るとしている。法人では、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターセンター運営会議（以下「センター運営会議」という。）において経営担当の理事が理事長のもと内部統制を統括しており、表8のとおり法令等の遵守に関する研修等を実施することとしている。

このうち、コンプライアンス研修については、汚職をはじめとする職員の非行を未然に防止するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター倫理規程（平成21年法人規程第28号。以下「倫理規程」という。）第12条第1項第4号に基づき、全職員に対して実施することとしている。また、実施通知（令和6年9月24日付6健総第2771号）によると、全職員が5年間に1回は受講するしつ皆研修とされている。

そこで、コンプライアンス研修の実施状況について見たところ、以下のとおりであった。

- ① 受講状況を確認したところ、令和4年度（対象期間：平成30年度から令和4年度まで）については対象となる職員のうち16.4%、令和5年度（対象期間：令和元年度から令和5年度まで）については13.9%の職員が受講しておらず、しつ皆研修の受講状況としては不十分である。
- ② 研修の内容について見たところ、その多くは表8項番2の情報セキュリティ・個人情報保護研修の内容と重複しており、利害関係者から金銭等の贈与を受けることなど倫理規程において禁止行為とされている事項のほか、守秘義務など東京都健康長寿医療センター職員就業規則（平成21年法人規程第8号）で定められている服務規律及び研究費の不適正使用をはじめとした懲戒事由など、汚職や非行の防止のために必須となる事項が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。
- ③ 表8のとおり、他の研修については1年間に1回受講するしつ皆研修とされているのに対し、コンプライアンス研修は5年に1回の受講とされている。表9のとおり、令和元年度から令和5年度までの間に職員の懲戒処分事案が複数発生していることから、現行の研修頻度は十分であるとは言い難い。

このようなコンプライアンス研修の実施状況は内部統制の不備につながることから、法人は、センター運営会議において研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保されたい。

（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）

(表8) 法令等の遵守に関する研修の概要

項番	研修名	目的	関係法令等	対象	実施方法	研修頻度
1	コンプライアンス研修	汚職をはじめ職員の非行を未然に防止する	刑法（明治40年法律第45号）等	全職員	集合研修	5年
2	情報セキュリティ・個人情報保護研修	個人情報の保護及び情報漏えいの防止	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等	全職員	eラーニング	1年
3	医療安全・院内感染対策研修	医療に係る安全管理及び院内感染対策のための体制確保	医療法（昭和23年法律第205号）等	一部研究部門以外の全職員		
4	研究不正防止研修及び研究倫理研修	研究に関する不正防止及び倫理教育	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日付文部科学大臣決定）等	研究部門の全職員、病院部門で研究に従事する全職員		

(表9) 懲戒処分事案の発生件数

(単位:件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
0	0	1	0	2	3

参考資料

1 収益及び費用の状況

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)		増減額	増減率	第 15 期 (令和 5 年度)		増減額	増減率
営業収益	23,630	23,220	△ 409	△ 1.7	21,081	△ 2,138	△ 9.2		
医業収益	13,909	14,033	123	0.9	13,610	△ 422	△ 3.0		
研究事業収益	659	602	△ 56	△ 8.6	855	252	41.8		
運営費負担金収益	2,760	2,707	△ 53	△ 1.9	2,940	233	8.6		
運営費交付金収益	2,368	2,824	455	19.3	2,640	△ 183	△ 6.5		
補助金等収益	3,281	2,605	△ 676	△ 20.6	678	△ 1,926	△ 73.9		
寄附金収益	47	34	△ 13	△ 28.9	36	2	7.2		
資産見返負債戻入	151	192	40	26.9	213	20	10.8		
雑益	451	220	△ 230	△ 51.0	105	△ 115	△ 52.2		
営業費用	20,415	21,529	1,114	5.5	21,467	△ 62	△ 0.3		
医業費用	16,796	17,247	451	2.7	17,017	△ 230	△ 1.3		
研究事業費用	2,948	3,577	628	21.3	3,722	145	4.1		
一般管理費	670	705	34	5.2	727	22	3.2		
営業損益	3,214	1,690	△ 1,524	△ 47.4	△ 385	△ 2,076	-		
営業外収益	132	130	△ 1	△ 1.5	134	4	3.4		
経常損益	3,346	1,820	△ 1,526	△ 45.6	△ 251	△ 2,071	-		
臨時利益	117	272	155	132.5	4	△ 267	△ 98.3		
臨時損失	7	110	102	-	384	273	248.2		
当期純損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	△ 630	△ 2,613	-		
当期総損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	△ 630	△ 2,613	-		

2 財政状態

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)			第 15 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
固定資産	31,598	30,050	△1,548	△ 4.9	28,707	△1,342	△ 4.5
有形固定資産	29,228	28,061	△1,166	△ 4.0	27,036	△1,024	△ 3.7
無形固定資産	1,276	939	△ 337	△ 26.4	623	△ 316	△ 33.7
投資その他資産	1,093	1,049	△ 44	△ 4.0	1,047	△ 1	△ 0.2
流動資産	12,143	14,313	2,169	17.9	14,093	△ 220	△ 1.5
現金及び預金	8,415	10,155	1,740	20.7	10,784	629	6.2
有価証券	-	500	500	-	500	-	0
医業未収金	2,705	2,625	△ 80	△ 3.0	2,275	△ 350	△ 13.3
研究未収金	75	125	50	67.0	140	15	12.2
その他未収金	681	535	△ 145	△ 21.4	136	△ 398	△ 74.4
その他	266	372	105	39.7	256	△ 116	△ 31.2
資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△1,563	△ 3.5
固定負債	15,820	14,745	△1,074	△ 6.8	13,607	△1,138	△ 7.7
資産見返負債	894	852	△ 42	△ 4.7	725	△ 126	△ 14.9
長期借入金	10,437	9,679	△ 758	△ 7.3	8,920	△ 758	△ 7.8
資産除去債務	673	681	7	1.1	738	57	8.4
その他	3,814	3,532	△ 281	△ 7.4	3,222	△ 310	△ 8.8
流動負債	4,225	3,939	△ 286	△ 6.8	4,438	499	12.7
負担金債務等	407	45	△ 362	△ 88.9	37	△ 8	△ 18.1
一年以内返済予定長期借入金	777	758	△ 19	△ 2.4	758	-	0
未払金	1,698	1,675	△ 23	△ 1.4	2,163	488	29.2
その他	1,342	1,460	117	8.8	1,478	18	1.3
負債合計	20,045	18,684	△1,361	△ 6.8	18,046	△ 638	△ 3.4
資本金	14,330	14,330	-	0	14,330	-	0
資本剰余金	8,435	8,435	-	0	8,435	-	0
利益剰余金	931	2,914	1,982	212.9	1,989	△ 924	△ 31.7
純資産合計	23,696	25,679	1,982	8.4	24,755	△ 924	△ 3.6
負債純資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△1,563	△ 3.5

3 事業実績の詳細

(1) 病院部門

病院部門は、高齢者の心身の特性に配慮した医療の確立を目指し、血管病、高齢者がん、認知症及び高齢者糖尿病を重点医療として位置付け、高度で出血などをできるだけ少なくする医療を提供するとともに、高齢者急性期医療を提供する区西北部二次保健医療圏の救急病院としての役割も果たしている。また、令和6年3月に地域医療支援病院にも承認されるなど、地域医療への貢献にも注力している。

医療体制は、法定病床数は550床（一般520床、精神30床）、診療科構成は内科系14科、外科系11科、中央診療部門10科の計35科と救急診療部、認知症疾患医療センター及び認知症支援推進センターを加えた38の診療部門で構成されている。

ア 診療実績

(ア) 入院患者数及び病床利用率実績

令和3年度から令和5年度までの入院患者数及び病床利用率の実績は、表10のとおりである。

令和5年度まで新型コロナへの対応のために人員等に制約があったことや、新型コロナの影響で患者が受診を控える傾向があったことから、延べ患者数は減少するとともに、病床利用率が低下しているが、回復の兆しが見られる。

また、入院患者の年齢別人数は、表11のとおりであり、70歳以上の患者が、令和3年度は78.7%、令和4年度は82.1%、令和5年度は82.2%を占めている。

(表10) 入院患者実績

区分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
病床数(床)	550	550	550
延べ患者数(人)	144,738	142,249	144,293
1日当たり患者(人)	397	390	394
平均在院日数(日)	11.8	12.0	12.5
病床利用率(%)	86.7	83.6	84.5

(表 1 1) 年齢別入院患者数

(単位: 人、%)

区分	第 13 期 (令和 3 年度)		第 14 期 (令和 4 年度)		第 15 期 (令和 5 年度)	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
60 歳未満	1, 136	10. 0	852	7. 8	794	7. 4
60～69 歳	1, 274	11. 2	1, 109	10. 1	1, 098	10. 3
70～79 歳	3, 506	30. 9	3, 358	30. 7	3, 195	29. 9
80 歳以上	5, 421	47. 8	5, 622	51. 4	5, 581	52. 3
合 計	11, 337	100	10, 941	100	10, 668	100

(イ) 外来患者実績

令和 3 年度から令和 5 年度までの外来患者の実績は、表 1 2 のとおりである。

外来患者についても、入院患者の場合と同様に、新型コロナの影響により、延べ患者数及び 1 日当たり患者数はともに減少している。

(表 1 2) 外来患者実績

(単位: 人)

区分	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
延べ患者数	217, 026	213, 056	199, 529
1 日当たり患者数	741	727	679

(ウ) 患者 1 人 1 日当たりの診療単価

令和 3 年度から令和 5 年度までの患者 1 人 1 日当たりの診療単価は、表 1 3 のとおりである。

入院単価については減少の傾向にあるものの、外来単価については、地域の連携医療機関との連携強化や救急患者の積極的な受入れなどにより、増加傾向にある。

(表 1 3) 患者 1 人 1 日当たりの診療単価実績

(単位: 円)

区分	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
入 院	66, 881	70, 155	66, 491
外 来	15, 749	15, 925	15, 980

イ 重点医療の提供

第四期中期計画では、法人がこれまで重点医療として掲げた血管病、高齢者がん、認知症に新たに高齢者糖尿病医療を加え、加齢による心身の老いや衰えに配慮した上で患者が安心できる医療提供体制を整えている。

また、その他の診療分野においても、高齢者の特性に配慮した医療を提供し、生活機能の維持・加齢に伴う心身の老いや衰えた状態からの回復を目指すとともに、これらのノウハウについて地域に普及を進めている。

(ア) 血管病医療への取組

急性大動脈スーパーネットワーク、東京都 CCU（注1）ネットワークからの重症度の高い救急患者の受入れを積極的に行っている。また、経カテーテル的大動脈弁置換術や補助循環用ポンプカテーテル等、高度で出血などをできるだけ少なくする治療を引き続き実施し、高齢者の身体的負担に配慮した医療を提供している。

(イ) 高齢者がん医療への取組

高齢者に対し出血などをできるだけ少なくする治療として、大腸がんについては早期がん・進行がんに関わらず腹くう鏡手術を標準術式として実施するとともに、肝胆すい領域における高難度手術を積極的に行うなど、高度ながん治療を提供している。また、狭帯域光を用いた内視鏡検査を積極的に行うことで診断精度を高めることにより、早期がんについて早めの治療につなげている。

(ウ) 認知症医療への取組

令和5年度は、アルツハイマー病にレカネマブが適応となり、病院部門では全国に先駆けて投与を開始した。それに合わせ、レカネマブ投与のために必要なアミロイドPETやMRI（注2）での検査体制を整備するとともに、患者・家族に対して、効果や副作用について丁寧に説明を行い、心理的サポートやフォローアップ相談体制を整えた。

また、認知症診断の専門外来である「もの忘れ外来」において、精神科・脳神経内科・研究所等の医師が連携して認知症の精査・原因診断と治療導入を行うとともに、認知症専門相談室と連携することで、かかりつけ医が円滑に診療を継続できるよう努めている。

(エ) 高齢者糖尿病医療への取組

糖尿病看護認定看護師による糖尿病看護外来を実施し、フットケアのほか、インスリン注射導入、持続血糖測定やインスリンポンプなど複雑な検査・治療を提供する環境を整備している。

また、「東京都区西北部糖尿病医療連携推進検討会」基幹病院として検討会を実施するなど、糖尿病の重症化予防について情報共有を図るとともに、「いたばし糖尿病多職種ネットワークの会」に講師を派遣するなど、高齢者糖尿病に関する知見を紹介している。

（注1）Coronary Care Unit（冠動脈疾患集中治療室）の略

（注2）Positron Emission Tomography（ポジトロン放出断層撮影法）の略、Magnetic Resonance Imaging（磁気共鳴画像法）の略

ウ 高齢者急性期医療の提供及び救急医療の充実

急性期医療を提供する病院として、急性大動脈スーパーネットワーク、東京都CCUネットワーク、東京都脳卒中救急搬送体制への参画を通じ、重症度の高い患者や複数疾患を抱える患者なども含め積極的な受入れを行っている。

令和3年度から令和5年度までの患者受入実績は、表14のとおりである。

(表14) 救急患者受入実績

(単位:人)

区 分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
救急患者受入数	10,339	10,336	8,612
うち時間外受入数	6,036	6,229	5,313

エ 地域連携の推進

令和3年度から令和5年度までの紹介率及び逆紹介率の実績は表15のとおりであり、これらの実績や、これまでの地域連携の成果により、令和6年3月に地域医療支援病院に承認された。

(表15) 紹介率、逆紹介率の実績

(単位:%)

区 分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
紹介率	70.7	72.0	78.1
逆紹介率	82.2	88.9	107.9

(注) 紹介率 = $\{(\text{紹介患者数} + \text{救急患者数}) \div \text{初診の患者数}\} \times 100$

逆紹介率 = $(\text{逆紹介患者数} \div \text{初診の患者数}) \times 100$

逆紹介とは、病状が安定した患者に対し、紹介元のかかりつけ医や地域の診療所等の医療機関を紹介すること。

(2) 研究部門

研究部門は、高齢者のQOL(生活の質)の維持・向上への貢献に向けて、重点医療・老年症候群に係る自然科学分野での研究や、高齢者の社会参加や加齢に伴う心身の老い衰え・認知症に係る社会科学分野での研究などを推進している。

ア 研究体制

研究体制は、表16のとおりであり、それぞれ研究チームを作り研究を進めている。

また、表17のとおり、病院部門と研究部門が共同で運営する組織として部門横断センターを設置し、高齢者医療・研究の拠点としての機能を一層強化している。

(表 16) 研究チーム

研究系	研究チーム	概要
自然科学系	老化機構研究	老化及び老化関連疾患のメカニズムの解明、バイオマーカーの同定、治療法の開発を行う。
	老化制御研究	老化の機構を明らかにして健康寿命（日常生活に支障のない期間）を延伸させるための方法論を科学的根拠に基づいて開発する。
	老化脳神経科学研究	脳・神経系に生じる障害を克服して、超高齢化社会におけるサクセスフルエイジングを達成することを目指した研究を行う。
	加齢変容研究	加齢に伴い変化する臓器や組織の機能低下を細胞や遺伝子のレベルで明らかにし、からだ全体の老化（個体老化）へと外挿する。さらに、臓器や組織間の相互作用など、個体老化から見た新たな老化機構の解明や老化制御の達成に向けた研究を行う。
	老年病理学研究	老化に伴って発生、増加する老年性疾患の病因の解明、早期診断法、新たな治療法の研究を行う。
	神経画像研究	PET を使用し、老化と認知症等の老人病のうち、特に脳を中心とした研究を行う。
社会科学系	社会参加とヘルシーエイジング研究	多様な高齢者が、社会とのつながりや役割を持つことで、人生を楽しみ、持続可能な地域づくりに貢献できる社会の実現を目指し、社会参加・社会貢献とそれを支えるヘルシーエイジング（加齢に伴う心身の老い衰え・認知症の一次予防）の推進及び社会関係の構築に資する研究を行う。
	自立促進と精神保健研究	老年症候群の予防を目指した介入プログラムの開発、関係団体と連携した地域の特性に応じた認知症総合支援体制の構築を実現するための政策研究、高齢者のための地域精神保健プログラムの開発を行う。
	福祉と生活ケア研究	要支援・要介護状態にある高齢者や後期・超高齢期高齢者における生活機能、精神的健康状態、生活の質、生活環境向上に資する研究と社会への成果還元を行う。

(表 17) 部門横断センター

部門横断センター	概要
健康長寿イノベーションセンター	病院と研究所を有機的に結合するための組織として発足。厚生労働省認定臨床研究審査委員会による法人内外の臨床研究の審査、先進医療の迅速審査、治験審査委員会などの運営を行う。
認知症未来社会創造センター	認知症について、疾患発症の過程で生じる細胞反応等や早期に発見する方法及び予防法に関する研究のほか、認知症になっても暮らしやすい街を創ることを目的とした研究を行う。
フレイル予防センター	加齢による心身の衰えの予防対策及び心身の老いや衰えを考慮した高齢者医療の実現を目指した研究や活動を行う。

イ 研究概要

高齢者の心身の健康維持・増進及び自立した生活の継続のため、病院部門と研究部門との連携を効果的に行いつつ、センターの重点医療（血管病、高齢者がん、認知症及び高齢者糖尿病）に関して、基盤研究となる「高齢者に特有な疾患と生活機能障害を克服するための研究」、虚弱予防や社会科学的な観点による「活気ある地域社会を支え、長寿を目指す研究」を実施している。

また、研究活動の一層の推進を図るため、競争的資金の獲得や研究受託・共同研究などを積極的に実施している。令和3年度から令和5年度までの外部研究資金の獲得状況は、表18のとおりである。

(表 18) 外部研究資金の獲得状況

(単位：件、千円)

区 分	第 13 期 (令和3年度)		第 14 期 (令和4年度)		第 15 期 (令和5年度)	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 (注)
受託研究	11	46,619	12	84,025	13	63,083
共同研究	17	70,535	28	103,393	35	105,766
科学研究費補助	172	285,756	190	294,233	198	233,870
その他（受託事業等）	118	661,015	119	649,485	115	625,760
合 計 (研究員1人当たり)	318	1,063,927 (11,318)	349	1,131,138 (11,311)	361	1,028,481 (10,388)

(注) 令和5年度より、病院部門において認知症未来社会創造センターに所属している研究員が獲得した資金は除いている。

ウ 先進的な老化研究の展開・老年学研究におけるリーダーシップの発揮

活性酸素が脳の記憶形成に必要であることなどを発見することで、従来、老化や生活習慣病の原因因子とされてきた活性酸素の機能的役割を解明するなど、高齢者に特有な疾患や老年症候群を克服するための研究を行っている。

さらに、アジア／オセアニア国際老年学会議を主催するなど、国内外の学会において論文発表や研究成果の公表とともに、ICT やロボット技術等の研究・医工連携について積極的に関与するほか、連携大学院等から大学院生を受け入れるなど、次世代の研究者を育成している。

令和３年度から令和５年度までの学会・論文発表数及び共同・受託研究や研究者を目指す大学院生の受入れなどの実績は、表１９のとおりである。

（表１９）学会発表・論文発表、受託研究等の主な活動実績

内 容	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
学会発表・論文発表	2,134 件	2,189 件	3,297 件
研究員 1 人当たり	22.7 件	24.3 件	22.2 件
受託研究等の受入件数	75 件	91 件	96 件
連携大学院生の受入数	14 人	14 人	15 人
大学等の研究生受入数	25 人	16 人	20 人

エ 研究成果の普及と還元

老年学・老年医学公開講座の開催、ホームページや広報誌「研究所 NEWS」、各種講演集などの各種媒体を通じて研究成果等を普及するため、都民のほか、研究者やマスコミ関係者などに発信している。

また、都をはじめとする地方自治体や国の審議会等に参加し、政策提言等に関与することで研究成果を社会に還元している。

令和３年度から令和５年度までの普及活動の主な実績は、表２０のとおりである。

（表２０）普及活動の主な実績

内 容	第 13 期 (令和 3 年度)	第 14 期 (令和 4 年度)	第 15 期 (令和 5 年度)
老年学等公開講座の開催	3 回	4 回	4 回
参加者数	12,906 人	25,271 人	141,470 人
「研究所 NEWS」の発行	4 回	4 回	4 回
ホームページアクセス数	50,773 件	45,197 件	50,893 件

首都高速道路株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	首都高速道路株式会社	令和6年10月4日から 同月11日まで	第18期(令和4.4.1～令和5.3.31) 及び第19期(令和5.4.1～令和 6.3.31)の事業
局	都市整備局	令和6年10月3日及び 同月17日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都及びその周辺の地域における自動車専用道路（以下「首都高速道路」という。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立
主 な 沿 革	昭和34年6月 首都高速道路公団設立 平成16年6月 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）成立 平成17年10月 首都高速道路株式会社設立
事業の概要	- 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき行う首都高速道路の新設又は改築 - 首都高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究 ほか
所 在 地	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

組 織		11 部 1 室 4 事業所
人 員		役員 16 名（取締役会長 1 名（非常勤）、代表取締役社長 1 名、 代表取締役専務 2 名、取締役 2 名、執行役員 6 名、 監査役 4 名（非常勤 3 名）） 従業員 1,143 名
都 と の 関 係	出資	資本金及び資本準備金 270 億円のうち、72 億 1,561 万 8,000 円（26.7%）
	事業の委託等 （表 1）	1,640,221 千円（令和 4 年度建設局支出額 1,444,298 千円 港湾局支出額 194,873 千円 産業労働局支出額 1,048 千円） 1,409,835 千円（令和 5 年度建設局支出額 1,094,350 千円 港湾局支出額 217,233 千円 下水道局支出額 98,252 千円）
	経常収益に占め る都からの収益 （表 2）	経常収益 335,071 百万円のうち、1,409 百万円（0.4%）
	職員の派遣等	常勤役員 2 名が都退職者 常勤職員 9 名を都から派遣
	東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けてい る。

（注）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

(表 1) 主な事業の委託等

(単位：千円)

協定名	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)
日本橋周辺の首都高速道路の地下化及び都市計画道路補助第 96 号線の拡幅に関する施行協定書の実施に係る各年度協定 (建設局)	1, 163, 736	654, 452	1, 039, 262
(仮称) 新京橋連結路 (地下) 整備計画に係る調査・設計等に関する協定 (建設局)	21, 264	122, 353	47, 031
東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線整備事業のうち都道首都高速品川目黒線五反田出入口整備に伴う西五反田地区及び下目黒地区の街路整備事業に係る工事の委託に関する施行協定 (建設局)	1, 128, 130	661, 751	
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物の維持等に要する費用負担等に関する協定 (港湾局)	70, 574	107, 565	96, 216
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物 (橋脚等) の修繕に要する費用負担等に関する協定 (港湾局)	87, 947	87, 308	121, 016

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 17 期 (令和 3 年度)		第 18 期 (令和 4 年度)		第 19 期 (令和 5 年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	381, 407	100	345, 538	100	335, 071	100
都からの収益	2, 510	0. 7	1, 640	0. 5	1, 409	0. 4
受託業務収入	2, 510	0. 7	1, 640	0. 5	1, 409	0. 4
他の収益	378, 897	99. 3	343, 897	99. 5	333, 661	99. 6

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、中期経営計画の目標達成に向けた取組が計画に沿って適切に行われているかなどに着眼して、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、会社が、令和4年度及び令和5年度に締結した高速道路の工事等において、設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ合理的、経済的に行われているかなどに着眼して、工事関係書類の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

会社は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「中期経営計画2021－2023」及びこれに基づく各年度経営計画により、高速道路事業、5か所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20か所のパーキングエリアの運営及び管理等を行っている。

高速道路事業として、令和4年4月1日に、より公平な料金体系へ向けた上限料金の見直しや各種割引の実施など料金の見直しを行っている。

また、料金所周辺での渋滞緩和や利用者のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、ETCの普及に取り組み、令和4年3月までに6か所、さらに同年4月より29か所を加え、合計35か所の料金所について、ETC専用入口として運用している。ETCの利用率は、令和6年3月平均で前年同月比0.2ポイント増の98.3%となっている。

高速道路の新設について、新大宮上尾道路の整備を行っている。

また、構造物の長期的な安全性を確保するため、大規模更新工事及び大規模修繕工事を行っている。

さらに、技術開発等の推進として、コスト縮減に資する省力化技術やCO₂削減技術の開発・導入等の取組を行っている。

このほか関連事業は、休憩所等事業として、令和4年4月に川口ハイウェイオアシスの開業や、会社が首都高速道路の計画・建設・維持管理等で培った技術力を活かしたコンサルティング事業等を行っている。

(2) 経営成績及び財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)			第 19 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	380,496	344,903	△ 35,593	△ 9.4	334,178	△ 10,724	△ 3.1
売上原価	377,264	348,286	△ 28,978	△ 7.7	332,847	△ 15,438	△ 4.4
経常損益	4,049	△ 2,772	△ 6,822	-	2,173	4,946	-
当期純損益	3,499	△ 2,226	△ 5,725	-	1,748	3,975	-
資産合計	362,317	346,127	△ 16,190	△ 4.5	446,194	100,067	28.9
負債合計	310,247	296,284	△ 13,963	△ 4.5	394,603	98,319	33.2
純資産合計	52,070	49,843	△ 2,226	△ 4.3	51,591	1,748	3.5

ア 高速道路事業の特性

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と締結した協定及び道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「法」という。）の規定による許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を徴収し、その収入から機構への道路資産賃借料及び会社が負担する管理費用の支払を行う。

また、会社は、協定等に基づき高速道路の新設等を行っており、新設等の結果生じた資産は、機構に引き渡すまでの間、仕掛道路資産として会社で資産計上されることとなっている。そして、工事完了後、道路資産は機構に引き渡されることになり、この時に、仕掛道路資産に集計されていた金額は、道路資産完成原価に振り替えられる仕組みとなっている。

イ 経営成績

売上高及び売上原価は、第 18 期及び第 19 期ともに減少している。これは、第 18 期及び第 19 期において修繕事業及び特定更新等工事が完了し、機構に道路を引き渡したことに伴い発生する道路資産完成高及び道路資産完成原価が減少したことによるものである。

また、料金収入は、第 18 期及び第 19 期では 2,700 億円程度で推移しているが、第 19 期では、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行など社会経済活動の正常化に伴い、前期比約 1% 増となるなど増加傾向である。

ウ 財政状態

第 18 期において、資産が減少しているが、これは主に流動資産が減少したことによるものである。具体的には、修繕事業及び特定更新等工事の進捗により仕掛道路資産が増加したものの、有価証券として計上される譲渡性預金や高速道路事業に係る営業未収入金が減少したこと

によるものである。

また、負債が減少しているが、これは主に流動負債が減少したことによるものである。具体的には、高速道路事業に係る未払金が減少したことによるものである。

純資産の減少は、法に基づき、道路資産完成高を計上しない機構への道路資産の引渡しを行っており、安全対策・サービス高度化積立金活用事業による4,635百万円の損失を計上したことによるものである。

(3) 工事

ア 監査対象とした工事等

監査は、令和4年度、令和5年度に締結したもの及び令和3年度以前に締結し令和4年度、令和5年度に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等777件(679,240百万円)のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事を中心に、27件(211,268百万円)を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

種別	契約年度						計	
	第 17 期 (令和 3 年度) 以前		第 18 期 (令和 4 年度)		第 19 期 (令和 5 年度)			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	81	355,735	73	53,607	67	173,283	221	582,625
設計委託等	209	51,913	182	22,378	165	22,324	556	96,615
合計	290	407,648	255	75,985	232	195,607	777	679,240
抽出件数・金額	16	195,262	1	618	10	15,388	27	211,268

(注)「令和3年度以前」の工事等は、令和4年度及び令和5年度に継続して施工等が行われているものを記載している。

イ 主な工事

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）更新工事	橋梁上部工、橋梁下部工、仮設工の実施設計・施工他	123,107	平成27.8.6 ～令和10.8.31
（修）構造物改良工事2-1	支承取替工、段差防止工、落橋防止工他	12,852	平成30.4.21 ～令和4.6.30
（修）上部工補強工事1-210	き裂・腐食の補修・補強工、支承取替工、塗替塗装工他	7,883	平成30.10.3 ～令和6.6.30
（修）木場受電所建築工事	受電所棟新築工事、木場庁舎改修及び倉庫撤去・新設工事	997	令和3.7.6 ～令和6.5.20
料金所ETC設備改修工事 2021-2-1	料金所ETC設備及び料金所遠隔監視設備の改修一式	19,820	令和4.2.25 ～令和10.9.16
（修）トンネル消火設備改修工事 2021-1-2	千代田トンネルの水噴霧設備の改修一式	416	令和4.3.30 ～令和6.1.28
（改修）三宅坂換気所内装改修工事	自家発電設備改修に伴う内装改修工事	676	令和5.6.24 ～令和7.8.11

（注）土木、建築及び設備の工事のうち、契約金額が大きい工事、大規模な改修工事等を記載している。

（4）経営に関する評価

首都高速道路は、これまで、首都圏の交通を円滑化し社会経済活動を支えるため、整備が進められてきた。この結果、令和5年度末現在では、その延長距離は約327.2kmとなり、一日平均約100万台が利用する首都圏の大動脈となっている。

また、首都高速道路は、開通から40年以上経過する区間が全体の約5割となっており、中でも50年以上経過した区間は全体の3割以上を占めている。首都高速道路ネットワークを将来にわたって安全に機能させていくため、会社は、これまで更新事業を実施している箇所に加えて、令和6年1月に公表した「首都高速道路の更新計画」に基づき、令和6年3月に機構との協定変更、国からの事業許可を経て、羽田トンネル付近など新たに更新が必要な箇所の更新事業を、令和6年度から実施している。

さらには、日本橋周辺における老朽化した道路資産の更新と都市再生との一体的な事業の推進についても、首都高速道路の日本橋地下化事業に伴う新たな都心環状ルート（新京橋連絡路）の整備を始め、その実現のためには、これからも、都や国との十分な連携が不可欠である。

このような状況の中、会社は、社会環境の劇的な変化に伴う課題に対応するため、会社の基本理念・経営理念を踏まえ、これまでの様々な取組や前中期経営計画の評価に加え、10年後のありたい姿を描き、「中期経営計画2024－2026」（令和6年4月発行）を策定し、事業に取り組んでいる。

今後とも会社は、首都高速道路ネットワークの更なる強化や道路構造物の更新などの事業を着実に実施していく必要があり、事業執行におけるコスト削減や首都高グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等関連事業での収入確保など、会社全体の収益性向上に向けた一層の経営努力が必要である。また、首都高速道路事業を通じて、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限導入、新技術開発等の取組を推進していくことが期待される。

参考資料

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 中期経営計画2021－2023の取組

区分	項目	令和5年度 目標値	令和5年度末 実績
安全・安心の追求	健全橋梁率	94%	94%
	橋梁点検率（累計）	100%	100%
	トンネル点検率（累計）	100%	100%
	道路附属物点検率（累計）	100%	100%
	快適走行路面率	97%	97%
快適・便利なサービスの提供	渋滞損失時間	2,200 万台・時	2,609 万台・時
	与野 JCT 部工事着手	令和5年度	令和5年度
	交通規制時間	210 時間/km	199.1 時間/km
	路上工事による渋滞損失時間	105 万台・時	94.6 万台・時
	死傷事故率	9.9 件/億台km	8.8 件/億台km
	逆走事故件数	0 件	1 件
	人等の立入事案件数	370 件	483 件
	イベント協働実施日数	13 日	15 日
	ETC 専用入口（累計）	30 か所程度	35 か所
	ETC 利用率	98%	98.3%
関連事業の推進	駐車場事業売上金額（連結）	33 億円	33 億円
	川口ハイウェイオアシスオープン	令和4年度	令和4年度
	技術外販事業受注金額（連結）	30 億円	33 億7千万円
	関連事業売上金額（連結）（注）	87 億円	89 億円
	関連事業営業利益率（連結）（注）	12.3%	13.5%
技術開発の推進	技術開発件数	10 件	14 件
首都高グループ総合力の強化	総合顧客満足度（5段階評価）	3.53	3.60

（注）駐車場・休憩所・技術外販・不動産事業等の売上金額及び営業利益率（受託事業を除く。）

イ 高速道路事業

(ア) 料金収入、道路資産賃借料（税込）及び通行台数

（単位：百万円、千台）

項目	実績			備考
	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)	
料金収入実績額	279,748	297,800	300,953	都道首都高速 1 号線ほか 36 路線 総延長約 327.2km
料金収入計画額	269,891	290,627	294,190	
道路資産賃借料実績額	183,221	202,360	202,612	
道路資産賃借料計画額	176,063	198,093	198,791	
年間通行台数	343,105	364,559	374,185	
1 日平均通行台数	940	999	1,022	

(イ) 引渡道路資産、債務及び路線

（単位：百万円）

項目	実績		
	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)
引渡道路資産 (新設・改築)	2 路線	-	-
債務引渡実績額	124,834	90,430	10,570
引渡路線	- 横浜市道高速横浜環状北線（新設） - 横浜市道高速横浜環状北西線（新設） - 都道首都高速 1 号線等（修繕） - 都道首都高速 1 号線等（特定更新等工事）	- 都道首都高速 1 号線等（修繕） - 都道首都高速 1 号線等（特定更新等工事）	- 都道首都高速 1 号線等（修繕） - 都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（特定更新等工事高速大師橋） - 都道首都高速 1 号線等（特定更新等工事）

(ウ) 道路更新計画

区分	対象箇所	延長	当初開通年度	事業年度
大規模更新	東品川栈橋・鮫洲埋立部	1.9 km	1963 年度	2014～2028 年度
	高速大師橋	0.3 km	1968 年度	2015～2025 年度
	竹橋・江戸橋 JCT 付近	3.3 km	1964 年度	2015～2040 年度
	日本橋地下化区間	1.8 km	—	2040 年度まで
	竹橋・神田橋 JCT 付近	1.5 km	—	2040 年度まで
	池尻・三軒茶屋出入口付近	1.5 km	1971 年度	2015～2027 年度
	銀座・京橋出入口付近	1.5 km	1962 年度	2015～2035 年度
	羽田トンネル付近	0.3 km	1964 年度	2024～2038 年度
	小計	8.8 km	—	
大規模修繕	1 号線、3 号渋谷線、4 号新宿線他	55.2 km	—	2014～2028 年度
	湾岸線荒川湾岸橋他	21.3 km	—	2024～2035 年度
	小計	76.5 km	—	
合計		85.3 km	—	

ウ 関連事業

(単位：百万円)

事業名	実績			備考
	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)	
駐車場事業収入	1,216	1,260	1,325	日本橋本町駐車場ほか 4 か所等
休憩所等事業・コンサルティング事業収入	2,136	982	843	平和島 PA (上り) ほか 19 か所等
高架下事業収入	110	111	121	都道首都高速 2 号線高架下施設事業 4 か所
受託業務収入	5,930	6,972	4,603	国、地方自治体等

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)			第 19 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	380,496	344,903	△ 35,593	△ 9.4	334,178	△ 10,724	△ 3.1
高速道路料金収入	254,274	270,723	16,449	6.5	273,537	2,814	1.0
道路資産完成高	116,663	64,724	△ 51,939	△ 44.5	53,616	△ 11,107	△ 17.2
その他	9,559	9,455	△ 103	△ 1.1	7,024	△ 2,431	△ 25.7
売上原価	377,264	348,286	△ 28,978	△ 7.7	332,847	△ 15,438	△ 4.4
道路資産賃借料	166,564	183,963	17,399	10.4	184,144	181	0.1
道路資産完成原価	118,705	69,359	△ 49,346	△ 41.6	53,616	△ 15,743	△ 22.7
その他	91,994	94,962	2,968	3.2	95,086	123	0.1
営業損益	3,232	△ 3,383	△ 6,615	-	1,330	4,713	-
営業外収益	910	635	△ 275	△ 30.3	892	257	40.6
営業外費用	93	24	△ 69	△ 73.8	49	25	102.5
経常損益	4,049	△ 2,772	△ 6,822	-	2,173	4,946	-
特別損失	100	261	161	161.6	100	△ 161	△ 61.8
税引前当期純損益	3,949	△ 3,034	△ 6,983	-	2,073	5,107	-
法人税、住民税等	450	18	△ 431	△ 95.8	203	184	978.4
法人税等調整額	-	△ 826	△ 826	-	121	948	-
当期純損益	3,499	△ 2,226	△ 5,725	-	1,748	3,975	-

イ 主要経営指標の推移

項目	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	1.1	△ 0.8	0.5	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	0.8	△ 1.0	0.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.05	1.00	0.75	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	99.0	100.9	99.4	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	164.1	△ 172.3	68.7	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位: 百万円、%)

科目	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)			第 19 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	299,916	285,537	△ 14,378	△ 4.8	388,107	102,569	35.9
現金及び預金	8,284	7,293	△ 991	△ 12.0	8,036	742	10.2
高速道路事業営業未収入金	45,266	28,074	△ 17,192	△ 38.0	76,920	48,846	174.0
有価証券	105,000	88,000	△ 17,000	△ 16.2	89,000	1,000	1.1
たな卸資産	136,284	155,374	19,090	14.0	205,782	50,407	32.4
その他	5,080	6,795	1,714	33.7	8,368	1,573	23.2
固定資産	62,401	60,589	△ 1,811	△ 2.9	58,087	△ 2,502	△ 4.1
有形固定資産	58,670	56,249	△ 2,420	△ 4.1	53,797	△ 2,451	△ 4.4
無形固定資産	1,049	825	△ 223	△ 21.3	881	55	6.7
投資その他資産	2,682	3,514	832	31.0	3,408	△ 106	△ 3.0
資産合計	362,317	346,127	△ 16,190	△ 4.5	446,194	100,067	28.9
流動負債	71,643	59,010	△ 12,632	△ 17.6	75,186	16,175	27.4
高速道路事業営業未払金	54,192	43,961	△ 10,231	△ 18.9	60,735	16,774	38.2
その他	17,450	15,049	△ 2,400	△ 13.8	14,451	△ 598	△ 4.0
固定負債	238,604	237,273	△ 1,330	△ 0.6	319,417	82,143	34.6
道路建設関係社債	131,000	123,000	△ 8,000	△ 6.1	188,000	65,000	52.8
道路建設関係長期借入金	67,721	74,770	7,049	10.4	94,210	19,440	26.0
その他	39,883	39,503	△ 379	△ 1.0	37,207	△ 2,296	△ 5.8
負債合計	310,247	296,284	△ 13,963	△ 4.5	394,603	98,319	33.2
株主資本	52,070	49,843	△ 2,226	△ 4.3	51,591	1,748	3.5
資本金	13,500	13,500	-	0	13,500	-	0
資本剰余金	13,500	13,500	-	0	13,500	-	0
利益剰余金	25,070	22,843	△ 2,226	△ 8.9	24,591	1,748	7.7
純資産合計	52,070	49,843	△ 2,226	△ 4.3	51,591	1,748	3.5
負債及び純資産合計	362,317	346,127	△ 16,190	△ 4.5	446,194	100,067	28.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：％)

項目	第 17 期 (令和 3 年度)	第 18 期 (令和 4 年度)	第 19 期 (令和 5 年度)	算定
流動比率	418.6	483.9	516.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	14.4	14.4	11.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	21.5	21.1	15.7	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

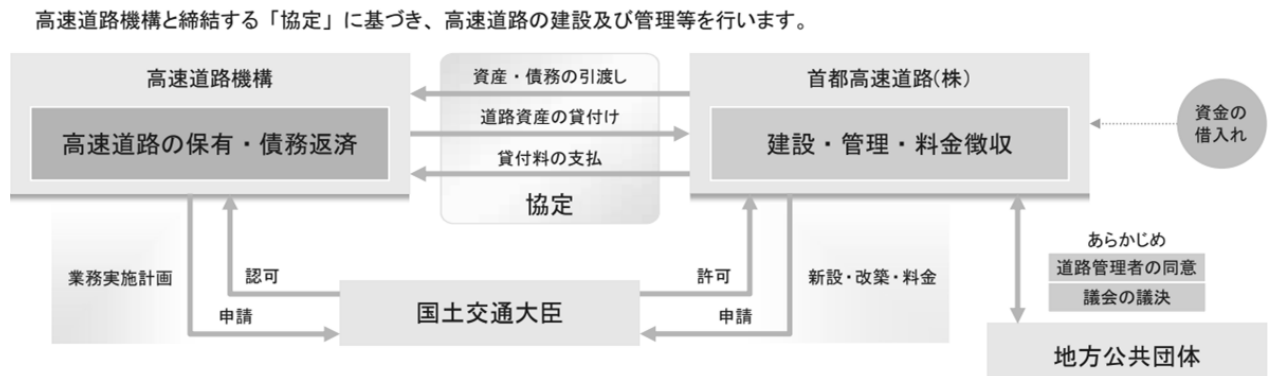
(4) 子会社の状況

(単位：百万円、％)

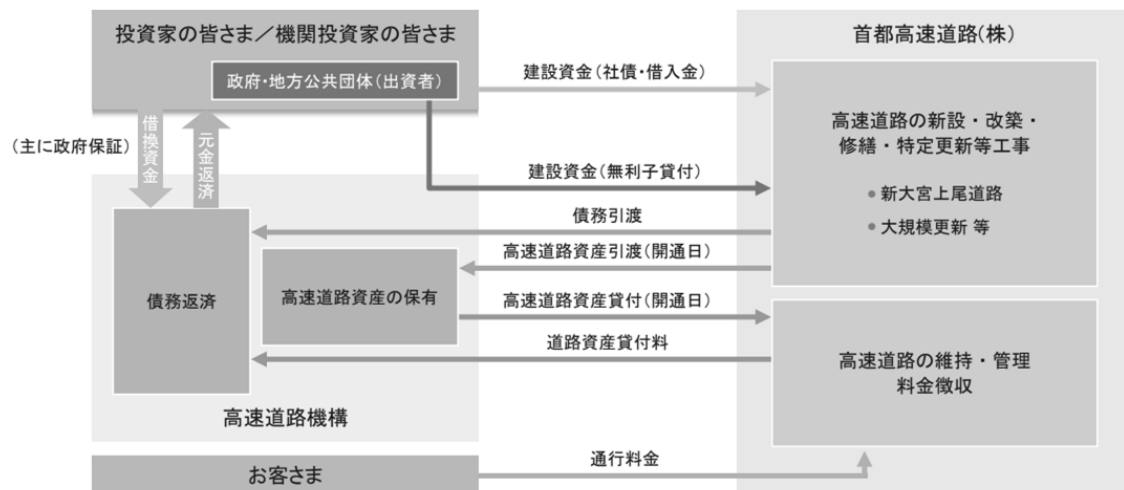
会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
首都高トールサービス西東京株式会社	90	57.9	平成20年7月	高速道路事業 (料金収受業務)
首都高トールサービス東東京株式会社	90	100		
首都高トールサービス神奈川株式会社	90	70.9		
首都高パトロール株式会社	50	100	平成元年6月	高速道路事業 (交通管理業務)
首都高技術株式会社	90	100	平成20年6月	高速道路事業 (維持修繕業務)
首都高メンテナンス西東京株式会社	90	100	平成19年4月	
首都高メンテナンス東東京株式会社	90	100		
首都高メンテナンス神奈川株式会社	90	100		
首都高電気メンテナンス株式会社	90	100		
首都高ETCメンテナンス株式会社	90	100		
首都高機械メンテナンス株式会社	90	100	平成20年3月	
首都高アソシエイト株式会社	90	100	令和2年12月	高速道路事業 (用地管理等業務)
首都高速道路サービス株式会社	90	100	平成18年2月	駐車場事業、その他の の事業 (休憩施設等及び 都市計画駐車場等 の運営及び管理)

2 高速道路事業の実施イメージ等

(図1) 高速道路事業の実施イメージの概要



(図2) 高速道路事業スキームにおける資産・債務の流れ



債務の引渡し

道路資産(会社資産となるものは除く)の完成後、道路資産の形成に要した額と同額の債務を高速道路機構に引き渡します(＝高速道路機構が債務を引き受ける)。

債務の引渡しに当たっては、高速道路機構と債務引受契約を締結し、原則として弁済期日が到来する順に債務を選定し、高速道路機構へ引き渡します。

新設工事等の場合にあつては高速道路の開通毎に、また修繕工事にあつては四半期毎に高速道路機構へ債務を引き渡します。

(出典) I R 報告書(2024年7月)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	令和6年10月16日から同月29日まで	第17期（令和4.4.1～令和5.3.31）及び第18期（令和5.4.1～令和6.3.31）の事業
局	産業労働局	令和6年10月15日及び同月30日	

2 団体の概要

設立の目的	産業技術（食品工業技術を含む。）に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成9年4月 東京都立工業技術センターと東京都立アイソトープ総合研究所を統合し、東京都立産業技術研究所として発足 平成18年4月 東京都立産業技術研究所と城東、城南、多摩地域の各中小企業振興センターの技術部門を統合するとともに、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づく地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）となる 平成22年2月 多摩テクノプラザを開設 平成23年10月 臨海副都心青海地区に本部を開設 平成27年4月 タイ王国にバンコク支所を開設 令和3年4月 東京都立食品技術センターを統合
事業の概要	- 産業技術に係る試験、研究及び調査に関すること - 産業技術に係る普及、相談及び支援に関すること - 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること ほか

所 在 地		東京都江東区青海二丁目 4 番 10 号
組 織		本部、多摩テクノプラザ、城東・墨田・城南・バンコク各支所、食品技術センター
人 員		役員 5 名（理事長 1 名、理事 2 名、監事 2 名（非常勤）） 職員 392 名
都 と の 関 係	出資（表 1）	現物出資 土地 142 億円、建物 136 億 657 万 5,150 円、 工作物 9,750 万 900 円、債権 1 億 4,775 万 5,520 円 合計 280 億 5,183 万 1,570 円（100%）
	交付金（表 2）	8,330,783 千円（令和 4 年度交付額） 8,635,079 千円（令和 5 年度交付額）
	補助金（表 2）	3,161 千円（令和 4 年度交付額） 2,168 千円（令和 5 年度交付額）
	事業の委託 （表 3）	404,703 千円（令和 4 年度委託料） 306,561 千円（令和 5 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 4）	経常収益 9,237 百万円のうち、8,045 百万円（87.1%）
	財産の貸付け等 （表 5）	行政財産 土地（0.93 m ² ）、建物（6,228.66 m ² ）を使用許可 普通財産 土地（46.9 m ² ）、建物（6,120.1 m ² ）を無償貸付
	職員の派遣	常勤職員 14 名を都から派遣
	業 務 実 績 評 価 （全体評価） （注 2）	令和 4 年度：第四期中期計画の達成に向け、優れた業務の進捗状況にある 令和 5 年度：第四期中期計画の達成に向け、優れた業務の進捗状況にある

（注 1）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（注 2）法に従い、法人は、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置）は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する 20 の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

(表1) 出資(現物出資)の状況

(単位: m²、円)

区分	名称	数量	評価額
土地	東京都立産業技術研究センター敷地	14,519.35	14,200,000,000
建物	東京都立産業技術研究センター本体建屋	33,032.30	13,573,022,400
	東京都立産業技術研究センター附属建屋	97.50	33,552,750
工作物	アスファルト舗装	一式	14,724,150
	緑化ブロック舗装	一式	10,267,950
	築庭(西)	一式	43,912,050
	築庭(北・東・南)	一式	7,729,050
	館銘サイン(正門側)	一基	2,579,850
	館銘サイン(北側)	一基	2,579,850
	入出庫ゲート	一式	9,331,350
	外灯設備一式	一式	6,376,650
債権	東京都立産業技術研究所墨田庁舎に係る建物賃貸借契約に基づく敷金返還請求権		147,755,520
合計			28,051,831,570

(表2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位: 千円)

名称	根拠	対象	交付額		
			第16期 (令和3年度)	第17期 (令和4年度)	第18期 (令和5年度)
地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター運営 費交付金	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター運営 費交付金交付要綱	法人の運営(通常及び特定期間の事業等)に要する経費	8,510,195	8,330,783	8,635,079
地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター施設 整備費補助金	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター施設 整備費補助金交付 要綱	法人の施設・設備の整備に要する経費(補助率: 10/10以内)	—	3,161	2,168
合計			8,510,195	8,333,944	8,637,247

(表 3) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 16 期 (令和 3 年度)	第 17 期 (令和 4 年度)	第 18 期 (令和 5 年度)
産業サポートスクエア・TAMAテクノプラザ本館等建物維持管理等業務委託	117,762	176,382	114,121
東京都地域中小企業振興センター建物維持管理等業務委託	241,562	209,097	175,636
医療機器産業参入におけるものづくり系中小企業等に対する技術的支援業務委託	18,372	19,149	16,710
成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託	466	74	92
合計	378,163	404,703	306,561

(表 4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 16 期 (令和 3 年度)		第 17 期 (令和 4 年度)		第 18 期 (令和 5 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		8,229	100	8,915	100	9,237	100
都からの収益	都からの収益	7,527	91.5	7,804	87.5	8,045	87.1
	運営費交付金収益	6,111	74.3	6,298	70.6	6,580	71.2
	施設費収益	—	0	3	0.0	2	0.0
	受託事業収益	387	4.7	409	4.6	315	3.4
	資産見返勘定戻入	1,027	12.5	1,092	12.3	1,147	12.4
	他の収益	702	8.5	1,111	12.5	1,192	12.9

(表5) 公有財産の貸付け等の状況

(単位：㎡)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	東京都城南地域中小企業振興センター	城南支所の事務室、技術開発支援室、会議室等として使用		2,668.52	免除
	東京都城東地域中小企業振興センター（注1）	城東支所の事務室、技術開発支援室、会議室等として使用	0.93	1,583.67	免除
	産業労働局秋葉原庁舎	食品技術センターの試験研究室、事務室、倉庫等として使用		1,976.47	免除
普通財産	産業サポートスクエア・TAMA	多摩テクノプラザの事務室、製品開発支援ラボ（注2）、会議室等として使用	46.9	6,120.1	無償

（注1）改修工事に伴い、令和5年4月1日から同年9月30日までの使用許可期間となっている。

（注2）24時間利用可能な新製品・新技術の開発に係る施設

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

法人の事業について、主に、出資等の目的・計画に沿って適切に運営されているか、会計経理等は適正に行われているかなどに着眼して、業務実績報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

法第25条の規定により、知事は、「東京の中小企業の技術力と稼ぐ力の底上げ」、「先端技術や社会ニーズを捉えた東京の産業力強化」、「「稼ぐ東京」の実現のため都産技研の資源やネットワークを最大限活用」の3つの視点から中小企業等支援を展開し、公設試験研究機関としての存在意義を高めていくよう法人に対し事業の着実な実施を求める第四期中期目標（目標期間：令和3年度から令和7年度まで）を定めた。

これを受け、法人は第四期中期計画（以下「中期計画」という。）及びこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行っている。

中期計画では、前期（第三期）までに得られた事業成果を有効に活用し、研究開発に基づく技術支援の強化、中小企業の製品化・事業化への貢献のため、「中小企業のイノベーションを加速させる技術支援」、「新技術・新製品に着実につながる研究開発」、「変化に的確に対応できる機動的運営」の3つの経営方針を掲げ、中小企業にとって、「便利で使いやすい都産技研」から、「頼りになる都産技研」を目指すとしており、計画期間において、主に次の取組を行っている。

- ア 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
- イ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
- ウ 中小企業等の新事業展開支援
- エ 地域や支所の特色を活かした支援
- オ 東京の産業を支える産業人材の育成
- カ 情報発信の推進

中期計画の2年目に当たる令和4年度は、フードテック（注1）による中小企業の製品開発を支援するため、令和3年4月に統合した食品技術センターを開発拠点として、分析機器等を整備し、代替肉の創出・普及支援などにつながる研究を実施した。

また、新たな市場での活躍が見込まれるモビリティ産業を支援するため、多摩テクノプラザに実験装置等を新たに整備するとともに、ZEV（注2）や小型モビリティの安全性・信頼性評価等の技術支援を行っている。

3年目に当たる令和5年度は、障害者の社会参加と共生社会実現に向け、日常の活発な活動を支える新製品・新技術として、日常用と競技用の機能を併せ持つ子ども用車いす等の開発に向け

た共同研究を開始するとともに、サーキュラーエコノミー（注３）を実現するため、中小企業を対象に、技術動向・技術潮流の調査を実施し、今後の技術開発の方向性を示したマップを作成するとともに、オンラインセミナーの開催、共同研究の募集を行っている。

（注１）生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデル

（注２）電気自動車、燃料電池自動車など有害な排気ガスを全く排出しない自動車

（注３）廃棄を最小限にする社会経済システムづくり

ア 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援

項目	内容	実績		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
技術相談	製品開発支援や技術的課題解決のため専門的な知識を活用した相談	77,825 件	61,341 件	59,000 件
依頼試験	品質・性能証明、事故原因究明、技術課題解決のため、中小企業からの依頼に基づく試験	113,408 件	104,556 件	120,657 件
機器利用	中小企業では導入困難な測定機器や分析機器の利用サービス提供	131,623 件	148,001 件	153,431 件
オーダーメイド型技術支援	試作や評価、人材育成などを適宜組み合わせる提案する技術支援	684 件	787 件	607 件
基盤研究	多くの企業が抱える課題、市場拡大が見込まれる分野等に係る研究	62 テーマ	55 テーマ	55 テーマ
共同研究	中小企業、大学、研究機関等との共同実施研究	52 テーマ	47 テーマ	32 テーマ
外部資金導入研究・調査	外部資金・科学研究費助成事業の実施・採択	実施 91 件 257,533 千円	実施 79 件 362,699 千円	実施 91 件 355,456 千円
		採択 20 件 239,322 千円	採択 24 件 631,521 千円	採択 35 件 112,293 千円
知的財産の取得と活用	出願・登録、保有知的財産権の許諾	出願 37 件	出願 16 件	出願 27 件
		登録 43 件	登録 43 件	登録 41 件
		許諾 17 件	許諾 12 件	許諾 12 件

イ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援

項目		実績		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新産業創出支援				
	中小企業の 5G・IoT・ロボット普及促進事業	製品化・事業化 6 件	製品化・事業化 4 件	製品化・事業化 5 件
	航空機産業への参入支援事業	共同研究 12 テーマ	共同研究 9 テーマ	共同研究 8 テーマ
	ものづくりベンチャー育成事業 (注)	試作支援 12 社		
	Tokyo ものづくり Movement (注)		試作支援 13 者	製品化予定 4 製品
社会的課題解決支援				
	バイオ基礎技術を活用したヘルスケア産業支援事業	研究開発 9 テーマ	研究開発 6 テーマ	研究開発 3 テーマ
	フードテックによる中小企業支援事業		研究開発 3 テーマ	研究開発 7 テーマ
	活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業	研究開発 6 テーマ	研究開発 7 テーマ	研究開発 2 テーマ
	サーキュラーエコノミーへの転換支援事業			オンラインセミナー参加者 55 名

(注) 令和 4 年度より「ものづくりベンチャー育成事業」から「Tokyo ものづくり Movement」に変更

ウ 中小企業等の新事業展開支援

項目		実績		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
多様な連携によるオープンイノベーション等の促進				
	東京イノベーション発信交流会	参加者 601 名	参加者 160 名	参加者 248 名
	技術審査	4,362 件	4,456 件	4,654 件
都産技研の資源やネットワークを活用した支援				
	製品開発支援ラボ	入居率 製品化・事業化	100% 17 件	100% 19 件
海外展開の促進				
	広域首都圏輸出製品技術支援センター (注) における都産技研相談員数	18 名	18 名	18 名
	バンコク支所の技術支援 (技術相談・実地技術支援件数)	123 件	247 件	416 件
	海外展開寄与件数	30 件	53 件	55 件

(注) 1 都 10 県 (東京都、茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡各県) の公設試験研究機関が連携し、製品の海外輸出時の規格適格支援サービスを提供する。

エ 地域や支所の特色を活かした支援

項目			実績		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支所における支援					
多摩テクノプラザ	依頼試験		17,668 件	16,315 件	25,072 件
	機器利用		14,050 件	17,588 件	17,249 件
城東支所	依頼試験		8,303 件	3,095 件	370 件
	機器利用		10,197 件	10,547 件	1,307 件
墨田支所	依頼試験		2,999 件	2,621 件	3,091 件
	機器利用		8,286 件	6,344 件	7,221 件
城南支所	依頼試験		8,038 件	7,736 件	8,828 件
	機器利用		8,089 件	6,732 件	7,287 件
食品産業への支援					
食品技術センター	依頼試験		630 件	490 件	861 件
	機器利用		3,077 件	3,634 件	4,353 件

オ 東京の産業を支える産業人材の育成

項目		実績					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
中小企業の中核人材の育成							
	技術セミナー	28 件	422 名	44 件	407 名	44 件	358 名
	講習会	3 件	8 名	27 件	150 名	34 件	158 名
	海外展開支援セミナー	6 件	202 名	13 件	209 名	16 件	290 名
	バンコク支所セミナー	8 件	149 名	8 件	93 名	6 件	133 名
	他機関との共催セミナー	3 件	66 名	5 件	120 名	1 件	21 名
	特定事業のセミナー・講習会	8 件	222 名	21 件	868 名	24 件	1,434 名
次世代を担う人材の育成							
	研修学生受入れ	6 機関	11 名	8 機関	15 名	8 機関	21 名
	インターンシップ生受入れ	一機関	一名	2 機関	4 名	2 機関	2 名
	職員の講師派遣	25 機関	42 名	31 機関	46 名	39 機関	53 名

カ 情報発信の推進

項目	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オウンドメディアによる情報発信			
機関誌の発行	47 記事	38 記事	49 記事
メールニュース配信	53 回	51 回	57 回
ウェブサイト			
ページビュー数	2,256 千件	2,159 千件	2,279 千件
アクセスユーザー数	573 千件	463 千件	503 千件
図書室の運営			
外部利用者数	199 名	214 名	181 名
研究発表会の開催			
リアル開催来場者数	—	310 名	412 名
オンデマンド配信アクセス数	20,616 件	24,082 件	7,396 件
研究発表テーマ数	52 テーマ	49 テーマ	33 テーマ
イベントへの出展			
都・区市主催の展示会	8 件	7 件	13 件
民間団体・その他主催の専門展示会等	17 件	15 件	13 件
動画共有サイト、SNS 等を活用した情報発信			
YouTube 動画公開数	88 件	41 件	23 件
マスコミ報道			
プレス発表	21 件	23 件	24 件
テレビ報道	2 件	1 件	3 件
新聞・雑誌等報道	71 件	56 件	47 件

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第 16 期 (令和 3 年度)	第 17 期(令和 4 年度)			第 18 期(令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	8,229	8,915	686	8.3	9,237	321	3.6
経常費用	8,176	8,920	744	9.1	9,154	234	2.6
経常損益	53	△ 4	△ 58	—	83	87	—
当期純損益	53	△ 4	△ 58	—	83	87	—
資産合計	31,085	33,079	1,993	6.4	33,478	399	1.2
負債合計	7,816	10,470	2,653	33.9	11,429	958	9.2
純資産合計	23,268	22,608	△ 660	△ 2.8	22,049	△ 559	△ 2.5

ア 収益及び費用の状況

法人の経常収益については、運営費交付金収益のほか、受託事業収益、依頼試験・機器利用等に係る手数料収益、使用料収益が主なものとなっている。令和 4 年度及び令和 5 年度の金額はともに増加の傾向にあるが、これは、主に運営費交付金の収益化（注）によるものである。

経常費用についても、令和 4 年度及び令和 5 年度ともに増加の傾向にあり、これは、光熱水料や退職給付費用が増加したことなどによるものである。

経常損益については、令和 4 年度は、経常費用の増加額が大きいことから損失を計上する一方、令和 5 年度においては、運営費交付金収益、手数料収益の増加額が大きいことから、利益に転じている。

当期純損益についても、経常損益と同様の状況となっている。

（注）運営費交付金受領時には、「運営費交付金債務（負債）」に計上し、法人の業務の進行に伴う費用計上時に、収益化する仕組みとなっている。

イ 財政状態

法人の資産のうち約 9 割を、土地や建物、試験機器などの固定資産が占めている。償却資産における取得額以上に減価償却が進む中、流動資産における現金及び預金の増加により、資産全体としては増加している。

負債については、主に運営費交付金債務が増加したことにより、令和 4 年度及び令和 5 年度ともに増加している。

純資産の減少については、都から現物出資を受けた資産における減価償却相当額等を資本剰余金から控除したことによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第28条の2第1項の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度における業務の実績について、評価委員会から意見を聴いた知事から評価を受けている。

令和5年9月に知事が公表した「令和4年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務実績評価書」によると、中小企業等との共同研究において法人の技術シーズを活用した効果的な技術支援により、製品化・事業化を後押ししていること、外部資金導入研究の新規採択件数が堅調に推移していることなどを踏まえ、中期計画の2年目として、目標の達成に向け、「優れた業務の進捗状況にある」と評価している。

また、令和6年9月に公表した「令和5年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務実績評価書」においても、共同研究で法人と中小企業等が持つ技術とノウハウの融合を通じ、企業の製品化・事業化を積極的に支援していること、ローカル5Gを活用したインフラ点検支援ロボットなどの製品開発に大きく貢献したことなどから、「優れた業務の進捗状況にある」との評価をしている。

一方で、公益財団法人東京都中小企業振興公社など、他の中小企業支援機関との連携を強化し、法人のプレゼンス向上や、様々な支援事業の充実につなげること、また、業務のDXを更に推進し、より効率的な業務運営のみならず、データの利活用等による中小企業支援の質の向上に資する取組を進めていくよう、改善・充実に求めている。

今後も法人は、自らが持つ技術等を活用して中小企業の製品化・事業化に向けた支援に引き続き取り組むとともに、他の中小企業支援機関との連携による支援事業の充実、DXの更なる推進による業務及び財政運営の効率化を図り、中期計画の達成と、東京都の公設試験研究機関としての役割を十分に果たしていくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの

産業労働局は、都市の課題を解決する医療、環境・エネルギーといった成長産業分野への参入機会を広げるため、海外展示会への都内中小企業の出展を支援し、出展する企業に対して商談等に必要なノウハウ等の習得のサポートなどを行う「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を実施している。このうち、技術的側面からのサポート・アドバイス、出展物の性能・精度に関する測定の支援などについて、表6のとおり、法人と委託契約を締結している。

本委託契約に係る資金については、資金計画を定め、これに基づき、法人からの請求を受けた局が半期ごとの概算払により交付を行うこととしている。

ところで、概算払とは、表8及び表9のとおり、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便宜を与えるものであるから、概算で支払う額は、表10のとおり、

蔽に必要な限度にとどめなければならないとともに、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。

そこで、表6の契約における交付から精算までの状況を確認したところ、両年度とも、表7のとおり、契約金額の全額が交付されているが、上半期が終了した時点で、多額の未執行が生じていること、精算においては、契約金額の大半が返納になっていることが認められた。

このことについて、法人によると、出展物の性能・精度に関する測定の支援は、上半期が展示会の準備に向けたもの、下半期が展示会後の商談先からの要望等に基づくものと、測定の目的が変わるため、資金計画どおりの支援体制を整えたが、結果的に企業からの依頼がほとんどなかったことが主な要因であるとしている。

しかしながら、上半期が終了した時点で、委託業務全般で多額の未執行が生じていることを踏まえると、下半期に必要な資金についての精査が必要であったにもかかわらず、法人は、上半期の状況報告の中で、今後の見込みについて「当初予定どおりの支出を想定」として、資金計画どおりに請求し、局も十分に確認することなく交付したことは、上述した概算払の趣旨に沿ったものとは言えず、適切でない。

法人は、成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金について、執行状況を踏まえた上で、適切に請求されたい。

局は、概算払による資金交付を適切に行われたい。

(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)

(産業労働局)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額(概算払)
1	令和4年度成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託	令和4.4.1～ 令和5.3.31	6,249,885
2	令和5年度成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	4,011,385

(表7) 概算払による資金交付の状況

(単位：円)

年度	半期	計画額	請求額	交付額	執行額	残額(注1)
令和4年度	上半期	3,151,294	3,151,294	3,151,294	73,278	3,078,016
	下半期	3,098,591	3,098,591	3,098,591	1,353	6,175,254
令和5年度	上半期	1,859,577	1,859,577	1,859,577	46,557	1,813,020
	下半期	2,151,808	2,151,808	2,151,808	46,441	3,918,387

(注1) 上半期分の残額は下半期に繰り越し、下半期終了後、精算及び残額を返納している。

(表 8) 東京都会計事務規則 (昭和 39 年東京都規則第 88 号) 第 83 条第 1 項第 13 号及び第 5 項

第八十三条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 略 十三 前各号に掲げるもののほか、概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの 略 5 局長又は所長は、(略) 分割して概算払をする場合において、会計管理者が別に定めるものについては、その都度の精算を省略させることができる。この場合において、概算払を受けた者が現に有する残金は、返納させることなく、次回に繰り越させることができる。
--

(表 9) 東京都会計事務規則第 83 条第 1 項第 13 号の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について (平成 11 年 4 月 1 日付 10 出総第 2050 号)

規則第 83 条第 1 項第 13 号に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で、次の条件のいずれをも満たすもののうちから、局長又は所長が概算払の必要性を認めるものとする。 (1) 委託先が、公益法人等の信頼のおける団体であると局長又は所長が認めるものであって、概算払による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切な会計処理を行うことができること。 (2) 委託先においては、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められること。
--

(表 10) 東京都会計事務規則第 83 条第 4 項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について (平成 11 年 4 月 1 日付 10 出総第 2050 号)

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費 規則第 83 条第 4 項 (注 2) に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすもののうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。 (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。 (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。 (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(注 2) 東京都会計事務規則では改正により第 5 項となっているが、通知文では第 4 項のままとなっている。

参考資料

1 収益及び費用の状況

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 16 期 (令和 3 年度)	第 17 期(令和 4 年度)			第 18 期(令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	8,229	8,915	686	8.3	9,237	321	3.6
運営費交付金収益	6,111	6,298	186	3.1	6,580	281	4.5
手数料収益	369	357	△ 11	△ 3.1	399	41	11.6
使用料収益	172	192	19	11.4	190	△ 2	△ 1.2
受託事業収益	412	442	30	7.5	343	△ 99	△ 22.5
賞与引当金見返に係る収益		207	207	—	222	15	7.2
退職給付引当金見返に係る収益		200	200	—	223	23	11.9
資産見返勘定戻入	1,092	1,151	59	5.4	1,203	51	4.5
その他	71	64	△ 6	△ 9.5	74	9	15.3
経常費用	8,176	8,920	744	9.1	9,154	234	2.6
業務費	4,902	5,286	384	7.8	5,381	94	1.8
一般管理費	3,273	3,615	341	10.4	3,771	156	4.3
雑損	0	18	18	—	1	△ 17	△ 91.9
経常損益	53	△ 4	△ 58	—	83	87	—
臨時利益	3	2,118	2,115	—	5	△ 2,113	△ 99.8
臨時損失	3	2,118	2,115	—	5	△ 2,113	△ 99.8
当期純損益	53	△ 4	△ 58	—	83	87	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	87	87	—	—	△ 87	△ 100
当期総損益	53	83	29	54.1	83	0	0.6

2 財政状態

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 16 期 (令和 3 年度)	第 17 期(令和 4 年度)			第 18 期(令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
固定資産	27,790	28,856	1,065	3.8	28,530	△ 326	△ 1.1
有形固定資産	26,728	25,880	△ 847	△ 3.2	25,533	△ 347	△ 1.3
無形固定資産	914	874	△ 39	△ 4.3	680	△ 193	△ 22.2
投資その他の資産	148	2,100	1,952	—	2,316	215	10.3
流動資産	3,294	4,222	928	28.2	4,948	725	17.2
現金及び預金	3,046	3,620	574	18.8	4,388	767	21.2
未収入金	204	353	148	72.6	292	△ 61	△ 17.4
賞与引当金見返		207	207	—	222	15	7.2
その他	43	41	△ 2	△ 4.7	45	4	11.1
資産合計	31,085	33,079	1,993	6.4	33,478	399	1.2
固定負債	4,734	6,455	1,721	36.4	6,772	317	4.9
資産見返負債	4,734	4,503	△ 230	△ 4.9	4,607	103	2.3
退職給付引当金		1,951	1,951	—	2,165	213	10.9
流動負債	3,082	4,015	932	30.3	4,656	641	16.0
運営費交付金債務	1,150	1,962	812	70.6	2,545	582	29.7
未払金	1,748	1,600	△ 147	△ 8.5	1,709	109	6.8
未払費用	56	109	52	93.0	34	△ 75	△ 68.9
賞与引当金		207	207	—	222	15	7.2
その他	126	134	7	6.2	145	10	7.9
負債合計	7,816	10,470	2,653	33.9	11,429	958	9.2
資本金	28,051	28,051	—	0	28,051	—	0
資本剰余金	△ 4,996	△ 5,652	△ 655	—	△ 6,295	△ 642	—
利益剰余金	213	209	△ 4	△ 2.1	292	83	39.9
純資産合計	23,268	22,608	△ 660	△ 2.8	22,049	△ 559	△ 2.5
負債純資産合計	31,085	33,079	1,993	6.4	33,478	399	1.2

3 事業実績（第3の1（1）ア～ウのうち主な事業）の詳細

ア 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援

基盤研究

研究テーマの方向性に応じて、東京の産業を「牽引する研究」、「創出する研究」、「支える研究」の3つに分類して実施している。

種別	テーマ数	令和5年度の研究テーマ例
牽引する研究 産業応用や製品開発を目的に製品化・事業化を目指す研究	11	・面内曲げ部品成形法の開発 ・ホウ素使用量削減に向けたニッケルめっき液の開発 ・食用コオロギ臭に寄与する成分の特定
創出する研究 新たな知見を獲得し、シーズ創出を目指す研究	23	・ペロブスカイト型ハロゲン化物による希土類フリー赤色蛍光体の創成 ・ペプチドを用いたたんぱく質センサーの感度及び標的特異性評価 ・ユニバーサルデザインを考慮した包装容器の開封方法の検討
支える研究 新たな試験方法の確立等に取り組み、支援事業への展開を目指す研究	21	・矩形波インピーダンス法の高電圧化による絶縁材料の非破壊診断法の検討 ・LA-ICP-MSによる定量分析に向けた新規試料作製法の開発 ・X線CTスキャンデータ解析技術の向上

共同研究

共同研究先	テーマ数	令和5年度の研究テーマ例
中小企業等	32	・分岐構造を有する油溶性ポリマーのトライボロジー特性（芝浦工業大学）
うち 連携協定締結機関	4	・転移がん細胞ハイスループット識別法の開発（東京都立大学）
製品化・事業化事例		
【腐食過程可視化装置】  装置外観  注水による槽内可視化の様子 塩水噴霧試験中の試料を自動観察する装置を開発。観察記録のための試験中断が不要。特許の実施許諾を締結し、販売を開始		【ストローサポート】  全国の児童発達支援施設にインタビューし、3種類のストロー補助具を開発。汎用性・生産性・コストに配慮したデザインを提案し、展示会に出展

（出典：2023年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務実績等報告書）

外部資金導入研究

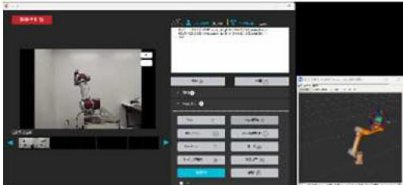
主に、国や財団等の公募に応募し、採択された場合に実施する提案公募型研究と、中小企業等からの依頼を受けて行う受託研究の2種類の研究を行っている。

種別		令和5年度 件数・金額
提案公募型研究	文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会 (科学研究費助成事業)	48 件 51,038 千円
	科学技術振興機構事業	3 件 6,849 千円
	経済産業省事業	8 件 261,425 千円
	日本医療研究開発機構事業	4 件 17,376 千円
	その他	13 件 12,500 千円
受託研究		15 件 6,266 千円

イ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援

新産業創出支援

法人がこれまで培ってきた IoT、ロボット技術に 5G を含めた次世代通信技術などを活用し、中小企業の新技術・新製品の開発の支援を行っている。

事業名	令和5年度の主な製品化（予定含む。）事例	
中小企業の 5G・IoT・ロボット普及促進事業	【栈橋点検支援ロボット】  ヒトが搭乗して作業していた栈橋点検用ボートのロボット化により遠隔での点検作業を可能にした自律型栈橋点検支援ロボット「YURA（ユラ）」	【5G カメラを用いた遠隔ロボット制御システム】  ロボットを動かすための基本ソフトウェアである ROS（Robot Operating System）及びローカル 5G に対応したロボットのリモート管理ツールを開発し、ロボットの運用コストを低減
Tokyo ものづくり Movement	【LT スライダー】  ノート PC を取り出さずに操作可能なバッグとそれを可能にするノート PC スタンド「LT スライダー」	

（出典：2023 年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務実績等報告書）

社会的課題解決支援

環境・ヘルスケア・食品分野等における技術開発や製品化・事業化の促進や、バイオ基盤技術を活用した化粧品・食品などの製品開発を支援している。

事業名	令和5年度の研究開発テーマ例
バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業	・マトリックス化合物を使用しないイメージング質量顕微鏡用デバイスの作製条件最適化 ・細胞観察が可能なコラーゲン収縮モデルの開発 ・細胞老化の抑制と表皮幹細胞の維持を同時に達成できる培養基板の開発
フードテックによる中小企業支援事業	・嚥下^{えんげ}困難者用増粘剤に適した架橋ゼラチンの作製方法の検討 ・大麦等配合のヘルシー麺・糖質カット麺の開発 ・テンペ菌発酵を応用した小麦代替製品の研究・開発
活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業	・簡易なキャンパー角度変更機構を持つ、日常用と競技用の機能を併せ持つ子ども用車いすの開発 ・Mg 製車いすと 3D 活用フィッティングの開発

ウ 中小企業等の新事業展開支援

都産技研の資源やネットワークを活用した支援

新製品・新技術開発や起業等を目指す中小企業に対して、法人が本部と多摩テクノプラザに開設する製品開発支援ラボの活用を図るための取組を行っている。

製品開発支援ラボ入居者の製品化事例	
【イヤタグセンサー】  柔らかいシリコン素材を用い「アニマルウェルフェア」にも配慮	【新規防腐剤】  都産技研の共用化学実験室を活用して開発。安全性や法規制への適合性を優先しつつ、従来の防腐剤を代替できる製品

(出典：2023 年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務実績等報告書)

公益財団法人東京しごと財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えん等を行っている団体に対して、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

また、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京しごと財団	令和6年10月2日から 同月9日まで	令和4年度及び令和5年度の事業
局	産業労働局	令和6年9月30日、同 年10月10日及び同月 11日	

2 団体の概要

設立の目的	働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を生かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立
主な沿革	平成16年4月 財団法人東京都高齢者事業振興財団と財団法人東京都心身障害者職能開発センターを統合し設立 平成23年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	- 公益目的事業 - シルバー人材センター事業等の推進 - 障害者就業支援事業の推進 - 東京都しごとセンター事業等の推進 - ソーシャルファーム支援事業の推進 - 雇用環境整備事業の推進 - 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発 - 収益事業 - シルバー人材センター及び会員等に係る損害保険に関する代理業 - その他事業 - 中小企業従業員融資における利子補給の支払に関する事業
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号
組織	7課1室及び1事業所（東京都しごとセンター多摩）

人 員		役員 15 名（理事長 1 名、理事 11 名、監事 3 名。うち非常勤 14 名） 職員 413 名
都 と の 関 係	財産の出えん	基本財産 4 億 9,534 万 1,872 円のうち、2 億 5,000 万円（50.5%）
	基金への出えん （注 2）（表 1）	17,032 百万円（令和 4 年度末残高） 18,748 百万円（令和 5 年度末残高）
	補助金（表 2）	1,404,942 千円（令和 4 年度交付額） 1,518,319 千円（令和 5 年度交付額）
	事業の委託 （表 3）	710,877 千円（令和 4 年度委託料） 760,163 千円（令和 5 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 4）	経常収益 16,005,845 千円のうち、14,132,749 千円（88.3%）
	財産の貸付け等 （表 5）	建物（522.57 m ² ）を使用許可
	職員の派遣等	常勤役員 1 名が都退職者、非常勤役員 3 名を都から派遣 常勤職員 31 名を都から派遣
	東京都政策連携 団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	公の施設の管理 運営（表 6）	5,261,270 千円（令和 4 年度指定管理料） 5,400,644 千円（令和 5 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	令和 4 年度：A 令和 5 年度：A

（注 1） 上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（注 2） 特定事業を実施するための財源

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	令和3 年度末 残高	令和4年度			令和5年度		
		出えん額	取崩し 額等	年度末 残高	出えん額	取崩し 額等	年度末 残高
テレワーク定着トライアル緊急支援事業	4,386	—	744	3,641	—	55	3,585
ソーシャルファーム支援事業	1,583	911	269	2,226	872	331	2,766
働くパパママ育業応援事業(旧:働くパパママ育休取得応援事業)	286	2,167	1,524	929	2,090	1,691	1,328
テレワーク促進事業(旧:テレワーク活用・働く女性応援等事業)	1,686	600	902	1,383	—	343	1,040
キャリアリスタート支援事業(旧:雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業)	641	30	30	641	—	38	603
若者正社員チャレンジ事業	483	516	505	494	516	497	512
小規模テレワークコーナー設置促進事業	185	137	44	278	—	27	250
緊急就職支援事業	232	—	0	232	—	0	232
東京しごと塾事業	165	213	188	190	213	189	214
ミドルチャレンジ事業	149	175	153	171	175	152	193
東京都中小企業従業員融資利子補給事業	208	—	41	166	—	29	137
中小企業人材確保総合サポート事業	52	309	278	83	309	284	108
職場内障害者サポーター事業	148	58	86	119	72	89	102
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	3	54	47	9	130	75	64
成長産業分野キャリア形成支援事業	67	367	429	6	406	398	13
介護休業取得応援事業	42	—	20	21	12	25	8
エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	—	694	78	615	1,966	296	2,285
テレワーク導入ハンズオン支援事業	—	633	17	616	829	59	1,385
業界別人材確保オーダーメイド型支援事業	—	603	59	543	603	177	969
サテライトオフィス設置等補助事業	—	348	4	343	460	58	745

出えん金名 (基金名)	令和3 年度末 残高	令和4年度			令和5年度		
		出えん額	取崩し 額等	年度末 残高	出えん額	取崩し 額等	年度末 残高
就職チャレンジ多摩事業	—	198	159	39	390	303	125
働く女性応援事業	—	69	9	59	56	16	100
ひとり親向けオンライン 訓練・就活支援事業	—	230	216	13	299	298	14
テレワーク定着促進フ ォローアップ事業	—	—	—	—	895	30	865
中小企業人材スキルア ップ支援事業	—	—	—	—	615	83	531
成長産業人材雇用支援 事業	—	—	—	—	923	614	308
ES(社員満足度)向上によ る若手人材確保・定着事業	—	—	—	—	178	35	142
DX・GX 時代を担う専門・中 核人材戦略センター事業	—	—	—	—	122	38	84
育業中スキルアップ支援 事業	—	—	—	—	22	5	16
女性向けキャリアチェン ジ支援事業	—	—	—	—	193	187	6
雇用創出・安定化支援事業	1,783	4,541	4,010	2,315	3,598	5,913	—
業界別人材確保支援事業	1,061	—	135	925	—	925	—
新型コロナウイルス感染 症緊急対策に係る雇用環 境整備促進事業	339	493	265	567	—	567	—
エッセンシャルワーカー に係る緊急人材確保サポ ート事業	470	239	334	376	—	376	—
妊娠中の女性労働者に係 る母性健康管理措置促進 事業	25	—	5	19	—	19	—
企業主導型保育施設設置 促進事業	404	—	404	—	—	—	—
働き方改革支援事業	63	—	63	—	—	—	—
合計	14,471	13,593	11,031	17,032	15,955	14,239	18,748

(注) 基金運用益等を記載していないため、当年度末残高は、前年度末残高＋出えん額－取崩し額等とならない場合がある。

(表 2) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公益財団法人 東京しごと財 団補助金	公益財団法人東 京しごと財団補 助金交付要綱	シルバー人材センタ ー事業及び高齢者・ 心身障害者就業促進 の支援に要する経費 等 (10/10)	947, 301	1, 262, 693	1, 403, 797
TOKYO シェア オフィス墨田 運営補助金(次 世代型シェア オフィス運営 事業補助金)	TOKYO シェアオ フィス墨田運営 補助金交付要綱 (次世代型シェ アオフィス運営 事業補助金交付 要綱)	TOKYO シェアオフィ ス墨田の運営に資す る調査分析・企画検 討の実施、施設提供、 施設維持管理等に要 する経費 (10/10)		142, 249	114, 522
合計			947, 301	1, 404, 942	1, 518, 319

(表 3) 委託事業

(単位: 千円)

事業名	委託料		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業	100, 487	114, 748	118, 774
中小企業障害者雇用応援連携事業	38, 783	39, 677	52, 384
デジタル人材確保・就職支援事業	61, 641	166, 765	165, 170
感染症・ウクライナ情勢に伴う離職者等の人材マッチン グ支援事業		73, 353	
脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職支援事業		60, 776	61, 086
観光関連産業の需要回復に向けた人材確保支援事業		49, 860	
観光関連産業等の人材確保をサポートするイベント			75, 025
ものづくり産業人材確保支援事業		182, 807	192, 906
企業による保育施設設置支援事業	37, 270	22, 887	
新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応 援講座			94, 814
合計 (注)	439, 485	710, 877	760, 163

(注) 令和 4 年度及び令和 5 年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和 3 年度の合計額は内訳と一致しない。

(表 4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：千円、%)

科目		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		12,638,160	100	16,345,403	100	16,005,845	100
	都からの収益	10,718,360	84.8	14,424,369	88.2	14,132,749	88.3
	受取都補助金等	947,301	7.5	1,236,856	7.6	1,518,319	9.5
	基金事業収益	5,555,126	44.0	7,227,737	44.2	6,453,583	40.3
	事業収益	4,215,932	33.4	5,959,776	36.5	6,160,845	38.5
	他の収益	1,919,799	15.2	1,921,033	11.8	1,873,096	11.7
公益目的事業会計		12,567,467	99.4	16,335,649	99.9	15,927,480	99.5
	都からの収益	10,698,602	84.7	14,403,593	88.1	14,104,226	88.1
	受取都補助金等	927,639	7.3	1,216,080	7.4	1,489,797	9.3
	基金事業収益	5,555,030	44.0	7,227,736	44.2	6,453,582	40.3
	事業収益	4,215,932	33.4	5,959,776	36.5	6,160,845	38.5
	他の収益	1,868,865	14.8	1,932,055	11.8	1,823,254	11.4
収益事業等会計		50,594	0.4	48,107	0.3	49,735	0.3
	都からの収益	96	0.0	0	0.0	0	0.0
	基金事業収益	96	0.0	0	0.0	0	0.0
	他の収益	50,498	0.4	48,106	0.3	49,734	0.3
法人会計		20,900	0.2	21,684	0.1	28,629	0.2
	都からの収益	19,661	0.2	20,775	0.1	28,522	0.2
	受取都補助金	19,661	0.2	20,775	0.1	28,522	0.2
	他の収益	1,238	0.0	908	0.0	107	0.0
内部取引等消去		△ 802	△ 0.0	△ 60,037	△ 0.4	—	—

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、シルバー人材センター及び会員等に係る損害保険に関する代理業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分されている。

(表 5) 公有財産の貸付け等の状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類	使用料 (年額)
			建物	
行政財産	東京都しごとセンタ ー建物 4 階	公益財団法人東京しごと財団の事務室及び 障害者雇用就業サポートデスク	500.42	9,240
	東京都しごとセンタ ー多摩建物 3 階	東京都しごとセンター多摩の障害者雇用就 業サポートデスク	22.15	

(注) 東京都行政財産使用料条例（昭和 39 年東京都条例第 26 号）第 5 条第 2 号に基づき減免（50%減額）している。

(表 6) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
東京都しごとセンター(東京都千代田区 飯田橋三丁目 10 番 3 号) 東京都しごとセンター多摩(東京都立川 市柴崎町三丁目 9 番 2 号)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	4, 094, 478	5, 261, 270	5, 400, 644

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の事業について、主に、財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に事業が行われているか、財政的援助に係る会計経理等は適正に行われているか、また、指定管理事業について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理制度の趣旨に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

財団は、公益財団法人としての性質から、主たる事業は公益目的事業であり、一部、収益事業等も実施している。

公益目的事業のうち最も中心となる事業は、東京都しごとセンター事業等であり、この他にシルバー人材センター事業、障害者就職支援事業、ソーシャルファーム（注）支援事業及び雇用環境整備事業を運営している。

東京都しごとセンター事業等では、東京都しごとセンターの指定管理事業、あるいは都からの基金の出えんによる事業や委託事業の受託者として事業を実施している。また、令和2年度からは、ソーシャルファーム支援事業が公益目的事業に新たに加わり、雇用する側である企業へ向けた支援の拡充を図っている。

収益事業については、シルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業を行っている。この他に、その他の事業として、中小企業従業員融資における利子補給支払事業を実施している。

令和3年度と比較して令和4年度及び令和5年度を見ると、東京都しごとセンター事業については、就職支援を新たに受けた求職者数（以下「新規利用者数」という。）が、令和3年度の約2.6万人から令和5年度に約3.2万人と増加傾向にある。一方で、就職者数は、1.2万人程度で、ほぼ横ばいで推移している。シルバー人材センター事業については、会員数が約8万人で安定しており、また、損害保険に関する代理業における保険事業収入は、5,000万円程度で安定して推移している。

（注）一般的な企業と同様に自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のこと。東京都は、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（令和元年東京都条例第91号）を制定し、ソーシャルファームの創設及び活動の促進に向けて取り組んでいる。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、％)

科目	令和 3 年度	令和 4 年度			令和 5 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	12,638	16,345	3,707	29.3	16,005	△ 339	△ 2.1
経常費用	12,628	16,336	3,707	29.4	15,999	△ 337	△ 2.1
当期経常増減額	9	9	△ 0	△ 5.8	6	△ 2	△ 27.2
当期一般正味財産 増減額	5	6	0	7.1	11	4	77.4
資産合計	21,173	22,995	1,821	8.6	29,688	6,693	29.1
負債合計	20,644	22,459	1,815	8.8	29,141	6,682	29.8
正味財産合計	529	535	6	1.2	546	11	2.1

ア 収益及び費用の状況

財団の令和4年度の経常収益は163億4,540万余円であり、令和3年度から37億724万余円、29.3％の増加となっている。主な増加要因は、雇用創出・安定化支援において原油価格高騰等に係る雇用創出・安定化支援事業を新設したこと等から、基金事業収益が、16億7,261万余円、30.1％増加したことによる。また、東京都しごとセンター等受託事業収益が、デジタル・ビジネススキル習得支援事業の新設、女性の再就職支援事業費の増加、東京都しごとセンター多摩の移転による管理運営費等の増加等により、13億3,406万余円、34.1％増加したことも影響している。

令和5年度の経常収益は160億584万余円であり、令和4年度から3億3,955万余円、2.1％の減少となっている。主な要因としては、受取補助金等が2億8,008万余円、事業収益が1億5,505万余円増加した一方、基金事業収益が7億7,415万余円減少したことによる。

イ 財政状態

財団の令和4年度の資産は229億9,532万余円であり、令和3年度から18億2,143万余円、8.6％の増加となっている。これは主に、都からの出えんによる基金資産が25億6,075万余円、17.7％増加したことによるものである。

令和5年度の資産は296億8,861万余円であり、令和4年度から66億9,328万余円、29.1％の増加となっている。これは主に、現金預金が49億6,580万余円、116.1％増加したこと及び都からの出えんによる基金資産が17億1,289万余円、10.0％増加したことによるものである。令和3年度から令和5年度までにかけての基金資産の増加要因は、基金事業の新設、拡充によるものである。また、令和5年度の現金預金の主

な増加要因は、雇用創出・安定化支援事業等の基金事業が終了したことにより、返還する基金資産が現金預金に振り替えられたことによるものである。

負債は令和4年度が224億5,984万余円、令和5年度が291億4,192万余円であり、その増加は、上記の基金資産の増加や現金預金の増加と対応した未払金や基金前受金の増加によるものである。

正味財産合計については、当期一般正味財産増減額が黒字であることから、令和4年度、令和5年度ともに微増となっている。

(3) 事業運営に関する評価

財団は、公益財団法人として、公益目的事業を主たる目的として事業に取り組んでいる。これらの事業は、ほとんどが、産業労働局が行う雇用就業事業を政策連携団体として行うものである。財団の活動により得られた経常収益のうち、令和5年度における都からの収益は、141億3,274万余円と9割程度を占めており、局の政策実現のための活動の一翼を担う重要な役割を担う団体である。

ア 都内の雇用情勢について

都内の雇用情勢を見ると、平成23年以降、有効求人倍率、完全失業率は回復し、平成28年から令和元年までにかけて有効求人倍率は2倍を超えて推移し、完全失業率も2.3%まで改善していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年には完全失業率が3.1%、令和3年には有効求人倍率が1.19倍まで悪化した。その後、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の社会経済活動の再開により、令和5年には有効求人倍率は1.79倍、完全失業率は2.5%まで回復している。

一方で、生産年齢人口の減少、企業における働き方の見直し等による労働供給量の減少の影響も懸念されている。

イ 財団の事業規模について

都は、こうした状況に対して様々な施策を打ち出し、財団を通じて、急速な事業拡大を図り、その実施をさせている。これに対し財団は、新型コロナウイルス感染症の影響、働き方の変化や技術進歩に伴う求められるスキルの変化、就業者や企業を取り巻く法令等の環境変化等への対応を進めている。若年者から高齢者までの幅広い年齢層、女性の就業促進、障害者の雇用及び職場の定着の推進に加え、雇用をする企業側の立場からの支援を行うなど多様なニーズに応えるため、それぞれの事業分野で様々な事業を実施している。

このため、財団の事業数は、平成25年度からの10年間で、85事業から162事業と約2倍になっており、特に、基金の出えんによる事業は、1事業から35事業へ急拡大をしている。

正味財産増減計算書から見ても、平成25年度からの10年間で、経常収益が30億1,352万余円から160億584万余円と5.3倍に増加している。主な要因としては、基金事業収益が、2億5,469万余円から61億9,889万余円増加し、64億5,358万余円と25.3倍になったこと、事業収益が22億8,662万余円から57億1,898万余円増加し、80億561万余円と3.5倍になったことによる。

こうした業務の拡大に対して、財団の職員数の増加は、159名から413名と2.6倍に留まっており、急速な業務の拡大は、主に民間事業者へ委託をすることによって実施されている。このため事業費のうちの委託費の額も17億5,071万余円から111億6,557万余円と6.4倍に増加している。

ウ 財団職員の育成について

このように、財団事業の拡大は、民間事業者への委託により対応をしていることから、財団は、民間事業者へ委託した事業の執行を適切に管理するため、職員に、事業を十分に把握させ、受託事業者を指導、監督をするための知識や経験を蓄積できるよう育成していくことが求められる。財団においては、安定的な事業の執行に努めるため、個々の職員の育成を引き続き図ることが求められる。

エ 今後の事業環境変化への財団の対応について

財団が行うそれぞれの事業においては、以下のような対応が求められている。まず、シルバー人材センター事業等では、主な業務として、高齢者に仕事を紹介しており、その雇用形態が請負契約や労働者派遣契約によるため、インボイス制度の導入及びフリーランス新法への対応が求められている。次に、障害者支援事業では、障害者の就業支援、中小企業等の障害者雇用・職場定着に対する支援を実施しており、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）の改正によって、障害者の法定雇用率が令和6年4月1日に2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに、令和8年7月には2.7%へ引き上げられることへの対応が求められている。また、東京都しごとセンター事業等では、引き続き、雇用情勢や都民のニーズ、都政の動向に的確に対応し、都と緊密な連携を図りつつ、都民の雇用就業の安定に向けた迅速かつきめ細やかな支援を着実に実施することが求められている。そして、ソーシャルファーム事業では、就労に困難を抱える方の労働市場、雇用環境を受け入れる新たな枠組みを普及し、根付かせていくための継続的な事業運営が求められている。さらに、雇用環境整備事業では、中小企業における人材確保、また、生産年齢人口が減少するなか、働き手一人ひとりが能力を最大限発揮できることやワークスタイルの変化に柔軟に対応できる環境整備の対応が求められている。

財団においては、引き続き、事業の効率的、効果的な実施に努め、関係行政機関と密接に連携しながら、都の雇用就業施策に対するニーズに的確に応えていくことが必要である。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの

都は、公益財団法人東京しごと財団補助金交付要綱（平成16年3月18日付15産労就第923号。以下「要綱」という。）に基づき、財団に対し、都における雇用及び就業支援並びに東京の産業振興に必要な人材の育成を目的として実施する事業に要するとして定めた経費を都単独の補助金として交付している。

財団は、この補助金を財源として障害者の職場定着の推進等のために東京ジョブコーチ支援事業を実施しており、表7の契約において、令和元年度に受託者である社会福祉法人に受託事業の実施に必要な施設を借り上げることを求めており、その際に必要となった外部委託支出のうち表8の敷金相当額（以下「敷金相当額」という。）を受託者に仮払いし、賃借の終了とともに返還させることとしている。

敷金（注）は、賃貸借契約が終了する際に、賃貸人から賃借人に返還されるべきものであり、要綱においても、敷金の性質上、都は、補助事業実施のための建物一部賃借に係る敷金に要する経費を補助事業者に預託するとし、賃借の終了とともに都へ返還することを定めている。このため、敷金相当額に該当する都からの補助金収入（以下「都補助金収入」という。）は都からの預り金としての性質を有している。

ところで、財団の敷金相当額に関する仕訳処理を見たところ、都補助金収入を受け入れた際に収益計上をし、受託者への敷金相当額を支出した際に費用計上をしている。（表9の誤の仕訳）

しかしながら、敷金相当額に関する支出は、施設の退去時に受託者から財団に返還されることが前提であり、支出の時点では、経済的価値の費消は生じていないため、費用処理をすべきものではなく、これに対応した収益処理もすることはできない。このため、受託者に対して支払われる敷金相当額に関する支出を仮払金等に資産計上し、都補助金収入を受け入れた際には、収益として認識をせずに長期預り金等として負債に計上する必要がある。（表9の正の仕訳）

その結果として、令和5年度末の貸借対照表上、仮払金等と長期預り金等がいずれも890万350円過少に計上されており、財団の財政状態が適正に表示されていない。財団は、都補助金収入を受けた敷金相当額について適正な会計処理を行い、貸借対照表を修正する必要がある。

財団は、敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行われたい。

（公益財団法人東京しごと財団）

（注）敷金とは、不動産を目的とする賃貸借契約に関し、賃借人の賃貸人に対する賃料債務その他一切の賃貸借契約による債務を担保する目的で、賃借人から賃貸人に交付される金銭であって、賃貸借契約の終了する際に、賃貸人から賃借人に返還されるべきものをいう。

(表7) 外部施設借上げ時に敷金相当を財団が受託者に支払った事業の契約

(単位:円)

項番	件名	契約期間	契約金額	財源
1	平成 31 (2019) 年度東京ジョブコーチ職場定着支援事業に係る事務局用施設借上げ費支払業務 (概算契約)	平成 31. 4. 1～ 令和 2. 3. 31	26, 000, 000	補助金

(表8) 敷金相当額

(単位:円)

項番	外部施設借上げ案件	発生年度	金額
1	東京ジョブコーチ支援事業に係る事務局用施設借上げ	令和元年度	8, 900, 350

(表9) 敷金相当額支出時の会計処理 (仕訳例【一部省略】) の正誤表 (注)

(単位:円)

正誤	借方		貸方	
正	現金預金	8, 900, 350	長期預り金等 (負債)	8, 900, 350
	仮払金等 (資産)	8, 900, 350	現金預金	8, 900, 350
誤	現金預金	8, 900, 350	受取都補助金 (収益)	8, 900, 350
	委託料 (費用)	8, 900, 350	現金預金	8, 900, 350

(注) 敷金相当額の金額は、補助金受入時に認識していることを前提としている。

参考資料

1 運営状況

(1) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目		令和3年度	令和4年度			令和5年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率	
合 計	経常収益	12,638	16,345	3,707	29.3	16,005	△ 339	△ 2.1
	基本財産運用益	3	0	△ 2	△ 75.7	0	0	1.4
	特定資産運用益	0	0	△ 0	△ 39.8	0	△ 0	△ 49.7
	受取補助金等	969	1,261	292	30.1	1,541	280	22.2
	事業収益	6,104	7,850	1,745	28.6	8,005	155	2.0
	基金事業収益	5,555	7,227	1,672	30.1	6,453	△ 774	△ 10.7
	その他	3	3	0	8.5	3	△ 0	△ 8.3
	経常費用	12,628	16,336	3,707	29.4	15,999	△ 337	△ 2.1
	事業費	12,606	16,313	3,707	29.4	15,969	△ 343	△ 2.1
	管理費	22	22	0	2.8	29	6	30.2
	当期経常増減額	9	9	△ 0	△ 5.8	6	△ 2	△ 27.2
	経常外収益	—	—	—	—	7	7	—
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 100.0
	税引前一般正味財産増減額	9	9	△ 0	△ 8.3	13	4	53.9
	法人税、住民税等	3	2	△ 1	△ 31.1	2	△ 0	△ 0.6
	当期一般正味財産増減額	5	6	0	7.1	11	4	77.4
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	12,567	16,335	3,768	30.0	15,927	△ 408	△ 2.5
	基本財産運用益	3	0	△ 2	△ 75.7	0	0	1.4
	特定資産運用益	0	0	△ 0	△ 39.8	0	△ 0	△ 49.7
	受取補助金等	950	1,241	290	30.6	1,513	272	21.9
	事業収益	6,054	7,803	1,748	28.9	7,956	152	2.0
	基金事業収益	5,555	7,227	1,672	30.1	6,453	△ 774	△ 10.7
	その他	3	62	58	—	3	△ 58	△ 94.8
	経常費用	12,579	16,346	3,767	29.9	15,940	△ 405	△ 2.5
	事業費	12,579	16,346	3,767	29.9	15,940	△ 405	△ 2.5
	管理費	—	—	—	—	—	—	—
	当期経常増減額	△ 11	△ 10	0	—	△ 13	△ 2	—
	経常外収益	—	—	—	—	7	7	—
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 100.0
	税引前一般正味財産増減額	△ 0	△ 0	△ 0	—	4	4	—
	法人税、住民税等	—	—	—	—	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	△ 0	△ 0	△ 0	—	4	4	—

項目		令和 3 年度	令和 4 年度			令和 5 年度		
				増減額	増減率		増減額	増減率
収益事業等会計	経常収益	50	48	△ 2	△ 4.9	49	1	3.4
	基本財産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	特定資産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	受取補助金等	—	—	—	—	—	—	—
	事業収益	50	47	△ 3	△ 6.7	49	2	5.0
	基金事業収益	0	0	△ 0	△ 99.1	0	—	0
	その他	0	0	0	—	0	△ 0	△ 72.8
	経常費用	27	26	△ 1	△ 3.7	28	1	7.2
	事業費	27	26	△ 1	△ 3.7	28	1	7.2
	管理費	—	—	—	—	—	—	—
	当期経常増減額	22	21	△ 1	△ 6.4	21	△ 0	△ 1.4
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
	税引前一般正味財産増減額	10	9	△ 0	△ 5.7	9	△ 0	△ 0.5
	法人税、住民税等	3	2	△ 1	△ 31.1	2	△ 0	△ 0.6
	当期一般正味財産増減額	6	6	0	10.4	6	△ 0	△ 0.5
法人会計	経常収益	20	21	0	3.7	28	6	32.0
	基本財産運用益	0	0	△ 0	△ 75.7	0	0	1.4
	特定資産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	受取補助金等	19	20	1	5.7	28	7	37.3
	事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	基金事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	その他	0	0	△ 0	△ 0.0	—	△ 0	△ 100
	経常費用	22	22	0	2.8	29	6	30.2
	事業費	—	—	—	—	—	—	—
	管理費	22	22	0	2.8	29	6	30.2
	当期経常増減額	△ 1	△ 1	0	—	△ 0	0	—
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	0	0	—	0	0	300.0
	税引前一般正味財産増減額	—	—	—	—	—	—	—
	法人税、住民税等	—	—	—	—	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	—	—	—	—	—	—	—
内部取引消去		△ 0	△ 60	△ 59	—	—	60	—

(2) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和3年度	令和4年度			令和5年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	19,965	21,645	1,680	8.4	28,293	6,647	30.7
現金預金	5,200	4,278	△ 921	△17.7	9,244	4,965	116.1
基金資産	14,483	17,043	2,560	17.7	18,756	1,712	10.0
未収金	245	237	△ 8	△ 3.4	211	△ 25	△10.9
その他	36	85	49	137.4	80	△ 5	△ 6.0
固定資産	1,208	1,349	141	11.7	1,395	45	3.4
基本財産	495	495	0	0.0	495	0	0.0
特定資産	361	381	19	5.5	424	42	11.2
その他固定資産	351	472	121	34.5	475	2	0.6
資産合計	21,173	22,995	1,821	8.6	29,688	6,693	29.1
流動負債	19,989	21,655	1,665	8.3	28,307	6,651	30.7
未払金	5,363	4,465	△ 897	△16.7	9,307	4,842	108.4
基金前受金等	14,511	17,044	2,532	17.5	18,763	1,719	10.1
リース債務	17	29	11	67.1	32	2	9.7
賞与引当金	92	105	12	13.2	120	15	14.7
その他	3	11	7	178.1	82	71	650.4
固定負債	655	804	149	22.8	834	30	3.8
リース債務	36	57	21	58.5	45	△ 12	△21.5
退職給付引当金	353	360	7	2.1	403	42	11.9
その他	265	385	120	45.3	385	—	0
負債合計	20,644	22,459	1,815	8.8	29,141	6,682	29.8
指定正味財産	495	495	0	0.0	495	0	0.0
一般正味財産	33	40	6	18.7	51	11	27.9
正味財産合計	529	535	6	1.2	546	11	2.1
負債及び正味財産合計	21,173	22,995	1,821	8.6	29,688	6,693	29.1

(3) 財団の事業体系の概要（令和5年度）

事業分類		事業名	事業の性質
公益目的事業	シルバー人材センター事業等	安全就業の推進	都からの補助事業 自主事業
		就業機会の確保及び提供等	都からの補助事業 国からの補助事業 自主事業 東京都シルバー人材センター連合事業（注）
			都からの補助事業 国からの補助事業 国からの受託事業 自主事業 東京都シルバー人材センター連合事業（注）
		適正就業の推進	都からの補助事業 自主事業
		事業運営に関する援助及び育成等	自主事業
		会員能力開発事業	都からの補助事業 国からの補助事業 東京都シルバー人材センター連合事業（注）
			障害者雇用就業総合推進事業
	障害者就業支援事業	中小企業に対する支援	都からの補助事業 都からの受託事業
		障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業	都を通じた国受託事業
	東京都しごとセンター事業等	東京都しごとセンター事業の管理運営	
		総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援	指定管理者事業
		若年者の雇用就業支援	
		中高年者の雇用就業支援	都からの出えんによる基金事業
		高年齢者の雇用就業支援	指定管理者事業 都からの受託事業
		女性の再就職支援	指定管理者事業
		就労困難者の雇用就業支援	
		東京都しごとセンター多摩事業	
		業界連携再就職支援事業	
		長期失業者等に向けたフォローアップ支援事業	
		デジタル・ビジネススキル習得支援事業	
		ローコードによるアプリ作成スキル取得支援事業	
		デジタル人材確保・就職促進事業	都からの受託事業
		ものづくり産業人材確保支援事業	
		脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職促進事業	
		観光関連産業等の人材確保をサポートするイベント	
		緊急就職支援事業	
		雇用創出・安定化支援等	
		成長産業人材雇用支援事業	
		成長産業分野キャリア形成支援事業	都からの出えんによる基金事業
		ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	
		女性向けキャリアチェンジ支援事業	
		ソーシャルファーム支援窓口の運営	
	ソーシャルファーム支援モデル事業		
ソーシャルファームのPR			
雇用環境整備事業	人材の確保・育成		
	雇用環境の整備等	都からの補助事業	
	雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発	都からの補助事業 自主事業	
収益事業	シルバー人材センター及び会員等に係る損害保険代理業	自主事業	
その他事業	中小企業従業員融資における利子補給の支払に関する事業	都からの出えんによる基金事業	

(注) 財団は、都知事より「東京都シルバー人材センター連合」として指定を受けており、東京都シルバー人材センター連合は、連合本部と区市町村のシルバー人材センターで構成されている。

(4) 各事業の主な実績

ア シルバー人材センター事業等の主な実績

(ア) 事業費用

(単位：千円)

事業名	令和4年度	令和5年度
安全就業の推進	22,099	11,948
就業機会の確保及び提供等	897,791	949,014
会員拡大の推進及び広報	10,490	11,956
適正就業の推進	3,157	3,107
事業運営に関する援助及び育成等	17,213	17,239
会員能力開発事業	16,832	15,809

(イ) 事業実績概況

項目	実績	
	令和4年度	令和5年度
年度末会員数（人）	79,891	80,368
就業実人員（人）	64,643	64,176
就業率（％）	80.9	79.9
就業延べ人員（人日）	7,702,951	7,564,770
契約金額（千円）	34,451,139	35,199,786
公民比（％）（注）	52.7/47.3	52.8/47.2

（注）発注者の公的機関と民間事業者等との契約金額の比率

(ウ) 個別事業実績

事業名			実績		
			令和４年度	令和５年度	
１ 安全就業の推進					
	安全就業パトロール指導員の配置		58 件	42 件	
	安全就業強化月間（チラシ）		91,650 部	91,850 部	
	安全就業推進連絡会議		3 回	3 回	
	普及啓発のための各種教材の作成・貸出（ポスター）		358 枚	358 枚	
	安全就業対策事業への助成		71 台	33 台	
	その他	シルバー人材センター安全大会			
		事故分析の実施	12 回	12 回	
事故防止に向けた注意喚起					
自転車安全講習会の実施		2 回	1 回		
２ 就業機会の確保及び提供等					
活動分野拡大事業	シルバー人材センターとの連携による就業の開拓及び広域的受注調整	就業の開拓・問合せ	38 件	25 件	
		広域的受注調整会議の開催	4 回	1 回	
	就業開拓員勉強会の実施		2 回	2 回	
	就業開拓ワーキンググループの開催		4 回	4 回	
	企業向けパンフレットの作成		8,000 部	10,200 部	

事業名			実績	
			令和4年度	令和5年度
広域企画提案による就業機会の確保等	地区シルバー人材センター就業開拓担当者の勉強会		8回	11回
	区市町村、東京都各局、都の政策連携団体、商工会議所、信用金庫等への事業提案		173件	172件
	複数の地区シルバー人材センターにわたる契約の一括受注		2件	2件
人材情報バンクの整備			76,958件	77,903件
福祉・家事援助サービス事業の推進	研修の実施		10回、115人	10回、104人
	交流会の実施		2回、34人	2回、37人
シルバー人材センター等労働者派遣事業	派遣事業実施事業所		48地区シルバー人材センター	48地区シルバー人材センター
	派遣届出事業所		連合及び53地区シルバー人材センター	連合及び53地区シルバー人材センター
	派遣事業実績		会員数9,422人、就業延べ人員292,105人日、受託件数8,362件、契約金額1,781,144千円	会員数10,035人、就業延べ人員277,235人日、受託件数9,485件、契約金額1,729,074千円
3 会員拡大の推進及び広報				
普及啓発	シルバーとうきょうの発行		2回 各1,600部	2回 各1,600部
	他部署と連携した高齢求職者への啓発活動			15回
シルバー体験講習事業			14回、168人	14回、171人
これからシルバー応援 FESTA 事業			7回、308人	7回、444人
高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省委託事業）	シルバー人材センターに関する周知・広報 高齢者向けセミナー		7回	9回
	シルバー人材センターに関する周知・広報 企業への発注を促す広報の実施		新聞掲載2回	新聞掲載1回、チラシ配布 企業向け2回・関係機関向け1回
	就業体験		1回、10人	1回、14人
	技能講習		4回、68人	6回、90人
4 適正就業の推進				
適正就業指導員の配置			18件	20件
シルバー人材センターへの情報提供等			200回	242回
5 事業運営に関する援助及び育成等				
事業運営に関する援助等	日常業務に対する援助、指導		696件	186件
	事業運営等に対する法律・会計・労務実務相談等		181件	146件
	専門家との連携による経営力・営業力の強化に係る支援			研修12回、個別相談16回、専門家派遣9回
役職員等の研修等	役員等研修		5回、168人	5回、274人
	職員研修	職層別研修	6回、92人	7回、93人
		一般研修	12回、269人	10回、471人
関係団体等との連携				
連合事業の実施及び連合交付金の交付	国庫補助金（連合交付金）の交付		822,818千円	876,584千円

事業名			実績	
			令和4年度	令和5年度
連合の会議	会長会議		2回	2回
	事務局長会議		3回	3回
	実務担当者会議		1回	1回
	地域ブロック連絡会			7回

イ 障害者就業支援事業の主な実績

(ア) 事業費用

(単位：千円)

事業名	令和4年度	令和5年度
障害者雇用就業総合推進事業	327,930	388,473
中小企業に対する支援	39,677	52,384
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業	114,748	118,774

(イ) 個別事業実績

事業名				実績	
				令和4年度	令和5年度
1 障害者雇用就業総合推進事業					
障害者の就業に向けたコーディネート	障害者就活セミナー		8回、154人	8回、110人	
	就業に関する総合相談会		5回、30人	6回、38人	
企業の障害者雇用に向けたコーディネーター	障害者雇用ナビゲート事業	ナビゲーターによる支援	61件	65件	
		テレワーク機器等導入経費の助成		—	
	法定雇用率未達成企業を対象とした「普及啓発セミナー」		2回、39人	2回、130人	
	特例子会社向けセミナー		1回、28人	1回、46人	
	障害者雇用実務講座		6回、90人	6回、83人	
	企業見学支援事業		711人	387人	
	職場体験実習	東京しごと財団職場体験実習助成金事業	41件	25件	
		職場体験実習企業紹介	42社	50社	
		職場体験実習面談会	8回、1,883人	8回、1,719人	
		職場体験実習ミニ面談会	4回、295人	4回、242人	
		職場体験実習生への普通傷害・賠償責任保険料補助	2,202件	2,391件	
関係機関等との連携	一般就労に向けた保護者向けセミナー		2回、116人	2回、91人	
	医療機関向けセミナー		1回、21人	1回、35人	
	大学等と連携したセミナー		2回、40人	2回、49人	
	就労支援機関等との意見交換会		1回	3回	
	障害者雇用に関する情報発信（機関紙）		44,000部	44,000部	
障害者雇用就業サポートデスク（飯田橋・多摩）の運営		1,881件	2,093件		
職場定着支援（東京ジョブコーチ支援事業）	東京ジョブコーチ人材養成研修事業		79人	77人	
	東京ジョブコーチ職場定着支援事業		804件	847件	

事業名			実績	
			令和4年度	令和5年度
職場定着支援（職場内障害者サポーター事業）	職場内障害者サポーター養成講座の開催		436 人	546 人
	職場内障害者サポーターへの支援			
	職場内障害者サポーター設置奨励金の支給		113 件	108 件
2 中小企業に対する支援				
	中小企業障害者雇用応援連携事業		1,139 件	1,327 件
3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業				
訓練コース	知識・技能習得訓練コース		修了者 266 人 就職者 25 人	修了者 234 人 就職者 11 人
	実践能力習得訓練コース		修了者 195 人 就職者 32 人	修了者 247 人 就職者 52 人
	eラーニングコース		修了者 22 人 就職者 3 人	修了者 28 人 就職者 1 人
	在職者訓練コース		修了者 34 人	修了者 70 人
委託訓練のコーディネート	委託訓練先の開拓		61 団体	64 団体

ウ 東京都しごとセンター事業等の主な実績

（ア）事業費用

（単位：千円）

事業名	令和4年度	令和5年度
東京都しごとセンター事業の管理運営	1,273,738	1,298,861
総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援	59,795	144,600
若年者の雇用就業支援	999,690	1,046,587
中高年者の雇用就業支援	1,119,123	1,182,613
高齢者の雇用就業支援	312,865	350,064
女性の再就職支援	532,922	602,217
就労困難者の雇用就業支援	73,489	75,871
東京都しごとセンター多摩事業	701,811	819,047
業界連携再就職支援事業	227,610	203,740
長期失業者等に向けたフォローアップ支援事業	79,153	69,025
デジタル・ビジネススキル習得支援事業	306,485	308,340
ローコードによるアプリ作成スキル取得支援事業	54,304	119,355
デジタル人材確保・就職促進事業	166,765	165,170
ものづくり産業人材確保支援事業	182,807	192,906
脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職促進事業	60,776	61,086
観光関連産業等の人材確保をサポートするイベント		75,025
雇用創出・安定化支援等	4,010,047	5,913,176
成長産業人材雇用支援事業		614,446
成長産業分野キャリア形成支援事業	429,196	398,988
ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	216,121	298,233
女性向けキャリアチェンジ支援事業		187,318

(イ) 事業実績概況

(単位：人、%)

項目		実績	
		令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (注 1)		221,211 (29,049)	238,279 (31,962)
	ヤング	46,939 (7,318)	49,287 (7,128)
	ミドル	98,565 (10,744)	93,950 (11,732)
	シニア	51,511 (8,782)	64,045 (10,585)
	女性	20,720 (2,040)	25,490 (2,327)
	専門サポート	3,476 (165)	5,507 (190)
就職者数 (注 2)		12,795	12,765
	ヤング	3,663	3,347
	ミドル	5,619	5,892
	シニア	2,311	2,315
	女性	1,087	1,105
	専門サポート	115	106
総合相談	専門相談・事業所相談	4,871	4,210
	多様な働き方セミナー等	21,682	25,259
利用者満足度		88.9	88.5

(注 1) 利用者数は延べ利用者数、括弧内の人数は、新規利用者数を示している。

(注 2) 就職者数は、前年度以前の登録者で当年度に就職した者を含む。

(ウ) 個別事業実績

事業名			実績	
			令和 4 年度	令和 5 年度
1 東京都しごとセンターの管理運営				
利用案内及び事業案内の作成等				
	講堂及びセミナー室の貸出し	講堂稼働率	565 件、稼働率 61.2%（令和 4 年 2 月まで）	貸出停止中
		セミナー室稼働率	貸出停止中	貸出停止中
2 若年者（34 歳以下）の雇用就業支援				
キャリアカウンセリング等の実施	個別カウンセリング	24,287 回	24,298 回	
若者と企業のマッチング支援	就職面接会の実施	4 回、200 人	4 回、173 人	
若年者の職場定着支援	社会人基礎力プログラム	6 回	6 回	
就活バックアップ支援	大学就職支援者向けセミナー	2 回、43 人	2 回、37 人	
高校生向け就業意識啓発講座		延べ 25 校、109 回、 2,186 人	延べ 22 校、71 回、 1,366 人	
オンラインによる就職支援の実施		セミナー 20 回、 16,878 人、企業説明 会 12 回、191 件	セミナー 20 回、 89,680 人、企業説明 会 12 回、812 件	

事業名			実績	
			令和4年度	令和5年度
	就活アプローチ事業	ワークスタート支援プログラム	4期・受講者39人、 修了者36人	4期・受講者39人、 修了者36人
	若者正社員チャレンジ事業	若年求職者向け実習	632人	527人
3 中高年者（30歳から54歳まで）の雇用就業支援				
	就職支援アドバイザーによる支援		延べ70,188回	延べ61,295回
	求職活動支援セミナーの実施	小規模セミナー「自己理解促進」・「就職対策支援」	436回、6,140人	440回、5,521人
	就職面接会		6回、67社、315人	6回、68社、375人
	能力開発コースの実施		139回、2,004人	138回、1,774人
	ミドルアフターのキャリアチェンジ支援	キャリアチェンジセミナー	12回、191人	12回、189人
	非正規就業者向けアプローチセミナー		24回、233人	24回、248人
	ミドル版ワークスタート支援プログラム		3回、47人	3回、46人
	氷河期世代向け合同面接会			6回、60社、589人
	非正規向け特別支援	求職活動支援セミナーの実施	6回、321人	6回、475人
	東京しごと塾事業	プログラムの実施	8期、134人	8期、138人
	ミドルチャレンジ事業	事前セミナー	16回、180人	16回、198人
4 高齢者（55歳以上）の雇用就業支援				
	就業相談	就業相談・職業紹介等	34,571件	42,861件
	再就職活動支援セミナー等	基本セミナー	267回、4,751人	282回、5,186人
	シニアのパソコンスキルアップ講座	入門編	72人	89人
	就業支援総合セミナー	定年退職後の働き方を考えるセミナー	10回、574人	22回、1,003人
	生涯現役社会推進事業		72回、2,122人	72回、2,248人
	シニア合同面接会			4回、432人
	新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座			6回、148人
	シニアの社会参加サポートプログラム	セミナー実施	4回、248人	4回、148人
	65歳以上のシニア対象職場体験事業「しごととチャレンジ65」	シニア活用開拓員による企業訪問・職場体験の協力要請	353社	369社
	中小企業向けエキスパート人材開発プログラム「シニア中小企業サポート人材プログラム」		4回、修了者59人、 就職者33人	4回、修了者60人、 就職者26人
	中小企業向け人材開発コース		20回、修了者232人、 就職者166人	20回、修了者253人、 就職者184人
	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	地域別合同就職面接会の開催	延べ5回、43社	延べ6回、65社
	区市町村と連携した高齢者向け再就職支援セミナー等の実施		7回、224人	10回、397人
5 女性の再就職支援				
	女性再就職支援窓口の運営	個別カウンセリング	7,741回	8,099回
	女性再就職サポートプログラムの実施		9回、修了者173人、 就職者92人	11回、修了者203人、 就職者104人
	女性向け在宅ワークセミナーの実施		3回、51人	3回、58人
	レディGO！ワクワク塾の実施		4回、128人	4回、138人

事業名		実績	
		令和4年度	令和5年度
就職面接会等の実施		41回、24社	32回、21社
職場見学会の実施		10回、10社	10回、10社
啓発イベント等の実施	子育て女性向け再就職支援イベント	3回、43人	3回、43人
利用者向け託児サービスの実施		287人	232人
女性しごと応援キャラバンの実施		50回、1490人	83回、4,796人
合同就職説明会の実施			6回、439人、41社
6 雇用創出・安定化支援等			
雇用創出・安定化支援事業		登録者数 10,214人、労働者派遣人数 3,757人、派遣延べ日数 143,877日、就職者数 1,343人（うち正社員就職 897人）	登録者数 8,939人、労働者派遣人数 1,989人、派遣延べ日数 70,528日、就職者数 618人（うち正社員就職 429人）
キャリアリスタート支援事業（旧：雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業）		112件	114件
7 デジタル・ビジネススキル習得支援事業		40回、修了者数 524人、就職者数 145人	40回、修了者数 692人、就職者数 216人
8 東京都しごとセンター多摩事業			
総合相談、就職支援アドバイザーによる支援、能力開発コース等			
利用者数（注1）及び就職者数（注2）		利用者数 2,844人（416人） 就職者数 194人	利用者数 2,759人（341人） 就職者数 188人

（注1）利用者数は延べ利用者数、括弧内の人数は、新規利用者数を示している。

（注2）就職者数は、前年度以前の登録者で当年度に就職した者を含む。

エ ソーシャルファーム支援事業の主な事業実績

（ア）事業費用

（単位：千円）

事業名	令和4年度	令和5年度
ソーシャルファーム支援事業	281,623	331,868

（イ）個別事業実績

事業名	実績	
	令和4年度	令和5年度
相談業務、各種情報提供の実施		
セミナー等開催	10回、645人	9回、297人
ソーシャルファーム支援モデル事業（助成）	9件	10件

オ 雇用環境整備事業の主な実績

(ア) 事業費用

(単位：千円)

事業名	令和4年度	令和5年度
人材の確保・育成	1,167,724	2,469,140
雇用環境の整備等	4,269,850	3,409,061

(イ) 個別事業実績

事業名		実績	
		令和4年度	令和5年度
1 人材の確保・育成			
好事例集の作成・配布及びホームページへの掲載			
業界別人材確保オーダーメイド型支援事業	オーダーメイド型支援	6件	16件
	団体独自取組支援	7件	9件
中小企業人材確保総合サポート事業	人材確保相談		
	専門・中核人材専門相談窓口及び副業・兼業人材専門相談窓口		
	人材確保セミナー	10回、619社	10回、755社
	多様な人材活用セミナー	7回、239社	7回、231社
	副業・兼業人材活用セミナー	2回、88社	3回、84社
	専門家派遣によるコンサルティング	延べ1,530回、341社	延べ1,632回、335社
	人材課題解決に資する支援事業の利用促進に向けた支援		
	合同就職面接会	4回、53社	4回、63社
	人材確保に向けた人材戦略の構築	経営者向けセミナー 3回（4日/回）、149社 人材戦略構築コンサルティング支援 延べ147回、31社	3回（4日/回）、164社 延べ150回、30社
DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業	専門・中核人材戦略センター	相談窓口 企業訪問	372回
	普及啓発・交流会等	啓発セミナー	4回
		大企業等の専門人材と中小企業等との交流会	2回
	人材確保に要する費用の一部助成		17件
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	登録企業の募集	130社	202社
	登録者の募集	登録者数52人、内定報告37社、49人	登録者数73人、内定報告39社、61人
	助成金の支給	—	1件
エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業		8件	2件
ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業			29件
中小企業人材スキルアップ支援事業	社内型スキルアップ助成金		122件
	民間派遣型スキルアップ助成金		71件
	オンラインスキルアップ助成金		271件
	DXリスキリング助成金		84件
育業中スキルアップ支援事業			3件

事業名			実績	
			令和4年度	令和5年度
2 雇用環境の整備等				
エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	エンゲージメント向上に向けた専門家派遣		延べ422件	延べ2,249件
	魅力ある職場づくり推進奨励金		3件	246件
テレワーク促進事業（旧：テレワーク活用・働く女性応援事業）			858件	462件
テレワーク導入ハンズオン支援事業			14件	83件
テレワーク定着促進フォローアップ事業				12件
テレワーク定着トライアル緊急支援事業			1,061件	62件
小規模テレワークコーナー設置促進事業			54件	11件
サテライトオフィス設置等補助事業			5件	1件
シェアオフィス運営事業			「TOKYOシェアオフィス墨田」の運営	
働く女性応援事業（旧：テレワーク活用・働く女性応援事業）			6件	8件
働くパパママ育児応援事業（旧：働くパパママ育休取得応援事業）・介護休業取得応援事業	働くママコース		421件	471件
	パパと協力！ママコース		25件	73件
	働くパパコース		633件	654件
	もっとパパコース			25件
介護休業取得応援奨励金			33件	43件
妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業			22件	17件
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業			5,747件	480件

カ シルバー人材センター及び会員等に係る損害保険代理業

(ア) 事業費用

(単位：千円)

事業名	令和4年度	令和5年度
シルバー総合保険等に係る損害保険代理業の実施	29,311	31,394

(イ) 個別事業実績

(単位：千円、%)

項目	実績	
	令和4年度	令和5年度
シルバー保険事業取扱保険料	197,524	198,816
シルバー保険事業収入	47,121	49,466
シルバー保険事業損害率 (損害率＝保険金÷保険料)	56.4	64.0

キ 中小企業従業員融資における利子補給の支払いに関する事業

(ア) 事業費用

(単位：千円)

事業名	令和4年度	令和5年度
中小企業従業員融資における利子補給支払事業	41,539	29,606

(イ) 個別事業実績

(単位：千円)

項目	実績	
	令和4年度	令和5年度
利子補給支払	41,539 延べ8,592件	29,605 延べ8,541件

八丈島空港ターミナルビル株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

また、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈島空港ターミナルビル株式会社	令和6年4月25日 及び26日	第43期（令和4.4.1～令和5.3.31）及び第44期（令和5.4.1～令和6.3.31）の事業

2 団体の概要

設立の目的	島民の生活安定や観光をはじめとする島内産業の活性化にとって必要不可欠な八丈島空港施設の管理運営業務等を行うことを目的として設立
主な沿革	昭和2年1月 海軍飛行場として開設 昭和37年5月 八丈島空港供用開始 昭和55年7月 八丈島空港ターミナルビル株式会社設立 昭和57年4月 八丈島空港ターミナルビル供用開始
事業の概要	・貸室及び空港施設の賃貸業 ・航空機、航空旅客、航空貨物等の地上取扱業務 ・食堂及び売店の経営 ・衣類等のクリーニング業 ・空港施設及びその他施設の管理運営業務
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 2839 番地 2
組織	1 部
人員	役員 11 名（代表取締役社長 1 名、代表取締役専務 1 名、常務取締役 1 名、取締役 6 名及び監査役 2 名（代表取締役専務及び常務取締役を除き非常勤）） 従業員 65 名

都 と の 関 係	出資	資本金 3 億円のうち、1 億 5,900 万円 (53.0%)
	事業の委託 (表 1)	50,169 千円 (令和 4 年度委託料) 56,317 千円 (令和 5 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 620 百万円のうち、230 百万円 (37.1%) (令和 4 年度) 経常収益 633 百万円のうち、237 百万円 (37.4%) (令和 5 年度)
	財産の貸付け等 (表 3)	土地 (3,719.99 m ²) を有償貸付
	職員の派遣等	非常勤役員 3 名を都から派遣、常勤役員 1 名及び非常勤役員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。
	公の施設の管理 運営 (表 4)	180,197 千円 (令和 4 年度指定管理料) 180,782 千円 (令和 5 年度指定管理料)
	指定管理者 運営状況評価	令和 4 年度 : B 令和 5 年度 : B

(注) 上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

(表 1) 委託事業

(単位 : 千円)

事業名	委託料		
	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)
八丈島港湾漁港施設巡回業務委託	960	966	987
三宅島港湾空港施設巡回点検等業務委託	30,338	31,251	32,450
大島港湾空港施設巡回点検等業務委託	17,600	17,952	22,880
合計	48,898	50,169	56,317

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目		第 42 期 (令和 3 年度)		第 43 期 (令和 4 年度)		第 44 期 (令和 5 年度)	
			構成比		構成比		構成比
合計		580	100	620	100	633	100
	都からの収益	227	39.2	230	37.1	237	37.4
	指定管理料	179	30.8	180	29.0	180	28.5
	管理運営受託収益等	48	8.4	50	8.1	56	8.9
	他の収益	352	60.8	390	62.9	396	62.6

(表 3) 公有財産の貸付け等の状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	八丈島空港用地	ターミナルビル敷地等	3,719.99	—	1,716

(表 4) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)
東京都八丈島空港 (東京都八丈島八丈町大賀郷 2839 番地 2)	令和 3.4.1 ～令和 8.3.31	179,049	180,197	180,782

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

八丈島空港ターミナルビル株式会社（以下「会社」という。）の事業について、会社が所有する八丈島空港ターミナルビル（以下「空港ビル」という。）及び指定管理事業の東京都八丈島空港について、管理及び運営を適切に行っているか、会計経理等が適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

八丈島－東京（羽田）路線（以下「八丈島－羽田路線」という。）は全日本空輸株式会社、利島・大島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島路線は東邦航空株式会社（注1）によりそれぞれ運航されており、会社は、所有する空港ビルをこれら航空事業者等に賃貸するほか、これら航空事業者からハンドリング業務（注2）等を受託している。

また、会社は、主に空港ビルを利用する旅客を対象に、直営のレストラン及び売店を運営するほか、物品販売業務等も行っている。

空港管理事業として、会社は、東京都大島空港及び東京都三宅島空港等における巡回等業務を受託しているほか、令和3年度からは2期目の指定管理者として、東京都八丈島空港の管理運営も受託している。

（注1）公益財団法人東京都島しょ振興公社から受託

（注2）お客さまの搭乗手続や手荷物等の搭降載などの航空機運行の支援を行う業務

（2）経営成績及び財政状態の概況

（単位：百万円、％）

科目	第42期 (令和3年度)	第43期（令和4年度）				第44期（令和5年度）		
			増減額	増減率		増減額	増減率	
売上高	572	620	48	8.4	631	10	1.7	
売上原価	118	126	7	6.6	127	1	1.1	
経常損益	49	35	△ 13	△ 28.2	38	3	8.8	
当期純損益	34	25	△ 8	△ 24.9	28	2	9.0	
資産合計	1,372	1,382	10	0.8	1,415	33	2.4	
負債合計	298	283	△ 15	△ 5.0	288	5	1.8	
純資産合計	1,073	1,099	25	2.4	1,127	28	2.6	

ア 経営成績

会社の売上高は、新型コロナウイルス感染症による八丈島－羽田路線の計画減便や空港ビルテナント収入の減額などの影響を受けているものの、受託収入や空港管理収入の増加、人件費の抑制等により、第４２期から第４４期までは対前年比で増加となっており、その結果、経常利益及び当期純利益を計上している。

イ 財政状態

第４４期における資産は、第４３期に比べ、期中に投資有価証券を購入したことにより増加している。

純資産については、第４４期も当期純利益を確保できていることから増加している。

（３）経営に関する評価

会社は、令和３年度から令和７年度まで東京都八丈島空港の指定管理者として、航空輸送を確保し、もって島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的に設置された空港を、安全かつ効率的に管理するため、その管理運営業務を行っている。

また、空港施設等の維持管理業務、空港警備・鳥獣防除業務等を管理運営基準に基づき適切に実施しており、使用料徴収業務や都有財産の管理等についても適正に実施している。

会社の経常収益には、指定管理料のほか、テナントからの不動産収入及び航空事業者等からの受託収入があり、これらのみで会社の経常収益の過半を占めていることから、会社は、今後とも旅客を誘致するための取組を推進する必要がある。

なお、八丈島－羽田路線が、令和４年４月まで新型コロナウイルス感染症の影響による計画減便となっていたが、同年５月からは計画減便がなくなり、売上高は増加している。

旅客数は、第４３期及び第４４期において、いずれも前年度に比べて増加しており、第４４期は、２０万３千人（対前年度比１０３．７％）となっている。

会社は、第４４期を開始年度とする第７次中期計画を策定し、経営ビジョンとして、島の玄関口である空港を利用されるお客様に安全・安心で快適なサービスを提供するとともに、「魅力と活気のある島」を目指して、「安定的な経営基盤の構築」、「空港の「あるべき姿」の追求と中・長期的な展開」及び「「活気ある島」への貢献と優しく賑わいがある空港づくり」を骨子とする中期目標を掲げている。

景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れがリスクとなるほか、物価上昇などの影響を受け難い経営環境が懸念される。今後、会社は、指定管理者として空港管理業務を着実に実施するとともに、経営基盤の安定化を図るだけでなく、空港ビル施設の老朽化への対応を行うなどにより、空港を利用されるお客様に安全・安心で快適なサービスを提供し、更なる「魅力と活気のある島」への貢献が期待される。

参考資料

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 主な事業

項目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)
不動産事業 (空港ビル賃貸)	ANA ホールディングス株式会社 東京都（八丈支庁） 土産物販売業者等		
受託事業	① 全日本空輸株式会社に係る旅客・貨物ハンドリング業務、運航管理支援業務及び整備補助業務、 ② 東邦航空株式会社に係るハンドリング業務等		
レストラン事業	レストラン「アカコッコ」運営業務 売店運営業務		
販売事業	クリーニング取次業務 物品販売業務等		
空港管理事業	八丈島空港指定管理業務 三宅島港湾空港施設点検等巡回業務等		

イ 公の施設の管理運営

項目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)
空港施設等の 維持管理業務	滑走路等の巡回業務 通年（3 回/日） 立入禁止柵・トンネル等巡回 通年（1 回/毎朝） 立入禁止柵定期点検 6 回（2 か月ごと） 飛行場定期点検（毎月 1 回） 緑地管理業務 航空灯火施設維持管理業務	滑走路等の巡回業務 通年（3 回/日） 立入禁止柵・トンネル等巡回 通年（1 回/毎朝） 立入禁止柵定期点検 6 回（2 か月ごと） 飛行場定期点検（毎月 1 回） 緑地管理業務 航空灯火施設維持管理業務	滑走路等の巡回業務 通年（3 回/日） 立入禁止柵・トンネル等巡回 通年（1 回/毎朝） 立入禁止柵定期点検 6 回（2 か月ごと） 飛行場定期点検（毎月 1 回） 緑地管理業務 航空灯火施設維持管理業務
空港警備・鳥獣 防除業務	鳥飛来状況確認 通年（2 回/日） ITV カメラで常時監視 バードスweep 162 回 （煙火等使用）	鳥飛来状況確認 通年（2 回/日） ITV カメラで常時監視 バードスweep 275 回 （煙火等使用）	鳥飛来状況確認 通年（2 回/日） ITV カメラで常時監視 バードスweep 297 回 （煙火等使用）
駐車場の管理 業務	定時巡回 通年（2 回/日） 定期点検 12 回（毎月 1 回）	定時巡回 通年（2 回/日） 定期点検 12 回（毎月 1 回）	定時巡回 通年（2 回/日） 定期点検 12 回（毎月 1 回）
空港の運用業 務	通常運用時間帯 通年（8:00～18:00） 時間外運用 運用時間延長（注 1） 8 回 夜間臨時運用（注 2） 15 回 早朝臨時運用（注 3） 1 回	通常運用時間帯 通年（8:00～18:00） 時間外運用 運用時間延長 23 回 夜間臨時運用 18 回	通常運用時間帯 通年（8:00～18:00） 時間外運用 運用時間延長 25 回 夜間臨時運用 18 回

項目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)
使用料徴収業務	ANA・TAL (注 4) 着陸 1,502 回 民間機 着陸 62 回 停留 (注 5) 23 回 公用機 着陸 99 回 歳入額 16,877 千円	ANA・TAL 着陸 1,733 回 民間機 着陸 287 回 停留 27 回 公用機 着陸 115 回 停留 3 回 歳入額 23,798 千円	ANA・TAL 着陸 1,919 回 停留 2 回 民間機 着陸 59 回 停留 21 回 公用機 着陸 90 回 停留 4 回 歳入額 22,329 千円
空港保安対策業務	都及び航空局からの通達文書の回覧 都度実施 消火救難対応訓練 1 回 不法侵入事案等対応訓練 1 回 航空機不法奪取対応訓練 1 回		
自主事業	八丈島空港管理業務に関するウェブサイト作成 ターミナルビルロビー等を使用した写真その他の展示等 空港管理事務所内及びその他施設等飾り付け 八丈島空港滑走路マラソン大会 八丈島空港制限区域見学会		

(注 1) 運用時間延長 : 運用時間中に対応要請があり、18 時以降まで運用延長した場合

(注 2) 夜間臨時運用 : 担当社員帰宅後に、緊急で開港要請があった場合

(注 3) 早朝臨時運用 : 関係機関と事前に調整の上、8 時前に空港運用した場合

(注 4) 全日本空輸株式会社及び東京愛ランドシャトル

(注 5) 6 時間以上空港内に停留すること

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)			第 44 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	572	620	48	8.4	631	10	1.7
不動産収入	159	170	10	6.5	169	△ 0	△ 0.3
レストラン収入	33	46	13	39.6	43	△ 3	△ 7.9
営業収入	18	20	2	13.5	18	△ 1	△ 8.6
受託収入	147	167	19	13.3	177	10	6.0
空港管理収入	212	215	2	1.2	221	6	3.0
売上原価	118	126	7	6.6	127	1	1.1
売上総利益	453	494	40	8.9	503	9	1.9
販売費及び一般管理費	410	455	45	11.2	464	8	1.9
営業利益	43	38	△ 5	△ 12.4	39	0	1.9
営業外収益	8	0	△ 8	△ 99.0	2	2	—
営業外費用	2	2	0	6.9	2	△ 0	△ 13.1
経常増減額	49	35	△ 13	△ 28.2	38	3	8.8
特別損失	0	0	0	50.0	0	0	100.0
税引前当期純利益	49	35	△ 13	△ 28.2	38	3	8.8
法人税、住民税等	13	10	△ 2	△ 21.0	11	0	9.2
法人税等調整額	1	△ 0	△ 2	—	△ 1	△ 0	—
当期純損益	34	25	△ 8	△ 24.9	28	2	9.0

イ 主要経営指標の推移

項目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	3.2	2.8	2.8	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	7.6	6.2	6.2	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.4	0.4	0.4	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	91.5	94.3	93.9	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	18.2	16.4	20.6	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)			第 44 期 (令和 5 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	536	602	66	12.3	658	55	9.1
現金及び預金	494	557	63	12.8	603	46	8.3
売掛金	38	41	2	7.1	49	7	18.3
その他	3	4	0	6.6	5	1	26.7
固定資産	835	779	△ 55	△ 6.6	757	△ 22	△ 2.8
有形固定資産	758	703	△ 55	△ 7.3	651	△ 51	△ 7.4
無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0
投資その他資産	75	75	△ 0	△ 0.5	105	29	39.7
資産合計	1,372	1,382	10	0.8	1,415	33	2.4
流動負債	89	87	△ 2	△ 2.4	103	16	19.0
買掛金	3	4	0	25.9	4	△ 0	△ 3.8
未払法人税等	12	6	△ 6	△ 51.2	8	2	39.9
賞与引当金	11	14	3	32.8	16	1	7.8
その他	61	61	△ 0	△ 0.4	74	13	21.2
固定負債	209	196	△ 12	△ 6.2	184	△ 11	△ 5.9
退職給付引当金	36	37	0	2.5	39	2	6.2
その他	172	159	△ 13	△ 8.0	145	△ 13	△ 8.7
負債合計	298	283	△ 15	△ 5.0	288	5	1.8
株主資本	1,073	1,099	25	2.4	1,127	28	2.6
資本金	300	300	0	0	300	0	0
利益剰余金	773	799	25	3.3	827	28	3.5
純資産合計	1,073	1,099	25	2.4	1,127	28	2.6
負債及び純資産合計	1,372	1,382	10	0.8	1,415	33	2.4

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 42 期 (令和 3 年度)	第 43 期 (令和 4 年度)	第 44 期 (令和 5 年度)	算定
流動比率	600.5	691.0	633.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	78.2	79.5	79.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	40.6	37.2	35.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

第 5 公の施設の指定管理者別監査結果

公益財団法人東京都道路整備保全公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都道路整備保全公社	令和6年10月15日、16日及び17日	令和4年度及び令和5年度の事業
局	建設局	令和6年10月11日及び18日	

2 団体の概要

設立の目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和35年3月 財団法人東京都駐車場協会設立 昭和39年4月 財団法人東京都駐車場公社に名称変更 平成14年4月 東京都道路公社と財団法人東京都駐車場公社が実質統合 平成16年4月 財団法人東京都道路整備保全公社に名称変更 平成23年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	- 道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発 - 駐車場に関する利用促進及び普及啓発 - 防災対応、道路環境の改善等、東京都等の道路行政の補完に資する事業 - 警備業法に基づく警備業 - その他この法人の目的を達成するために必要な事業 - 上記事業の推進に資するために行う収益事業等
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング20階
組織	本社、東部営業所、都営駐車場営業所、土木材料試験センター、多摩支所

人 員		役員 10 名 (理事長 1 名、常務理事 2 名、理事 5 名、監事 2 名。うち非常勤 7 名) 職員 492 名
都 と の 関 係	財産のえん	基本財産 5 億円のうち、100 万円 (0.2%)
	事業の委託	8,770,613 千円 (令和 4 年度委託料) 11,198,227 千円 (令和 5 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益	経常収益 14,919 百万円のうち、11,198 百万円 (75.1%)
	財産の貸付け等	土地 (2,256.40 m ²) 及び建物 (253.07 m ²) を使用許可 土地 (100,355.06 m ²) を占用許可 土地 (2,108.00 m ²) を貸付け
	職員の派遣等	常勤役員 2 名が都退職者、非常勤役員 2 名を都から派遣 常勤職員 23 名を都から派遣、常勤職員 107 名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	公の施設の管理運営 (表 1)	八重洲駐車場等 6 施設 (注 1) 利用料金制 (注 2) のため、都から指定管理料の支出はない。
	指定管理者運営状況評価	令和 4 年度 A : 2 施設、B : 4 施設 令和 5 年度 A : 5 施設 (詳細は「参考資料」のとおり)

(注 1) 令和 5 年度、日本橋駐車場は、大規模改修工事により 1 年を通じて施設運営を行わなかった。

(注 2) 公の施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができる制度であり、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすい。

(注 3) 上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

(注 4) 網掛け部分が監査対象となる。

(表 1) 公の施設の管理運営状況

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料
八重洲駐車場 (東京都中央区日本橋三丁目及び同区京橋一丁目 地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制
日本橋駐車場 (東京都中央区日本橋一丁目、同区日本橋二丁目 及び同区日本橋三丁目地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制
宝町駐車場 (東京都中央区日本橋三丁目、同区京橋一丁目、同 区京橋二丁目及び同区京橋三丁目地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制
新京橋駐車場 (東京都中央区京橋三丁目、同区銀座一丁目、同区 銀座二丁目及び同区銀座三丁目地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制
東銀座駐車場 (東京都中央区銀座五丁目、同区銀座七丁目及び 同区銀座八丁目地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制
板橋四ツ又駐車場 (東京都板橋区板橋二丁目地先道路内)	令和 3. 4. 1 ～ 令和 8. 3. 31	利用料金制

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が行っている都営駐車場の指定管理事業について、主に、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

局は、表1の都営駐車場6場について、所在地及び施設・構造面の要因から「八重洲駐車場外4場」と「板橋四ツ又駐車場」の2つのグループに分けた上で、どちらも公社を指定管理者として選定し、公社は、都との協定に基づき、都営駐車場6場の管理運営を行っている。

業務内容は、場内の監視・巡回・警備、料金収納業務、設備機器の操作・運転・点検、施設の清掃並びに都が承認した中規模修繕（注）計画による修繕工事及び利用者へのサービス向上策等である。公社は、利用者へのサービス向上策として、駐車時間30分未満無料化や荷さばき車両の受入を実施しているほか、地下の閉鎖的な空間である都営駐車場における利用者の安全・安心を確保するために、警察・消防との防犯訓練や防災訓練などを実施している。

都営駐車場の管理運営については、駐車料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用しており、その上で指定管理者は、収支計画で示した各年度の収入額と支出額との差額を都に納入している。さらに、八重洲駐車場外4場においては、各年度の収入実績額が収支計画上の収入額を超えた場合、その超過分の80%の金額を都に追加納入している。その結果、公社は、都への納入金として、表2のとおり、令和4年度に2億4,974万余円、令和5年度に3億4,220万余円を納めている。

都営駐車場6場合計の利用件数及び利用料金収入については、表3のとおり、令和4年度、令和5年度ともに前年度から増加している。これは、東京駅周辺における再開発工事に伴う工事関係者の利用増に加えて、駐車時間30分未満無料化の取組など周辺の駐車需要を的確に捉えた管理運営を行ってきたことによるものである。

（注）中規模修繕とは、駐車場施設の経常的な維持管理に必要な電気設備・給排水設備・空調設備その他の設備に係る修繕工事や大規模改修に伴う設備の一時撤去工事等であり、指定管理者が経費を負担し実施するものである。

(表 2) 都営駐車場の収支

(単位：千円)

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入実績額 (A)		741,255	784,687	826,005
	八重洲駐車場外 4 場 (a)	680,252	719,797	759,534
	板橋四ツ又駐車場	61,002	64,889	66,470
支出実績額 (B)		512,102	600,503	517,087
	八重洲駐車場外 4 場	437,843	517,425	434,471
	板橋四ツ又駐車場	74,258	83,077	82,615
都への納入金額合計 (C=D+G+H)		263,181	249,746	342,209
	納入金額 (D=E-F) (注 1)	208,091	239,907	342,209
	収支計画上の収入額 (E)	680,103	783,821	841,776
	八重洲駐車場外 4 場 (e)	611,390	712,453	770,408
	板橋四ツ又駐車場	68,713	71,368	71,368
	収支計画上の支出額 (F)	472,012	543,914	499,567
	八重洲駐車場外 4 場	404,410	476,070	431,723
	板橋四ツ又駐車場	67,602	67,844	67,844
	追加納入金額 (G=(a-e)×0.8) (注 2)	55,090	5,876	—
	中規模修繕返金額 (H) (注 3)	—	3,963	—
	八重洲駐車場外 4 場	—	2,012	—
	板橋四ツ又駐車場	—	1,950	—
差額 (=A-B-C)		△ 34,027	△ 65,562	△ 33,291

(注 1) 指定管理者は、収支計画で示した各年度の収入額と支出額との差額を納入金額 (D) として都に納める。

(注 2) 指定管理者は、八重洲駐車場外 4 場において、各年度の収入実績額が収支計画上の収入額を超えた場合、その超過分の 80% の金額を追加納入金額 (G) として都に納める。

(注 3) 指定管理者は、当該年度の中規模修繕計画による修繕工事が当該年度中に実施できない場合、都と協議の上、未実施分を翌年度に繰り越して実施する。翌年度までの 2 年間で当初計画分を実施できない場合、その未実施分を中規模修繕返金額 (H) として都に納める。

(表 3) 都営駐車場の利用実績

(単位：件、千円)

駐車場名	面積	収容台数	区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
八重洲	13,138 m ²	265 台	時間制	件数	—	74,568	142,370
				収入	—	127,809	239,820
			定期制	件数	—	289	503
				収入	—	14,162	25,170
			合計	件数	—	74,857	142,873
				収入	—	141,971	264,991
日本橋	8,121 m ²	190 台	時間制	件数	114,305	67,615	—
				収入	145,595	80,156	—
			定期制	件数	696	313	—
				収入	29,895	13,938	—
			合計	件数	115,001	67,928	—
				収入	175,491	94,094	—
宝町	8,010 m ²	190 台	時間制	件数	51,738	55,335	58,123
				収入	112,786	100,766	97,987
			定期制	件数	1,002	915	891
				収入	43,580	40,258	39,321
			合計	件数	52,740	56,250	59,014
				収入	156,366	141,025	137,309
新京橋	9,100 m ²	220 台	時間制	件数	63,121	63,255	66,788
				収入	104,017	102,793	107,876
			定期制	件数	1,373	1,307	1,150
				収入	60,548	58,736	51,996
			合計	件数	64,494	64,562	67,938
				収入	164,566	161,530	159,872
東銀座	7,675 m ²	180 台	時間制	件数	74,101	75,327	78,949
				収入	126,353	126,482	145,765
			定期制	件数	1,164	1,091	1,021
				収入	57,474	54,693	51,596
			合計	件数	75,265	76,418	79,970
				収入	183,828	181,176	197,361
板橋四ツ又	10,695 m ²	200 台	時間制	件数	22,225	26,940	25,798
				収入	21,212	27,204	29,556
			定期制	件数	2,043	1,925	1,867
				収入	39,790	37,685	36,914
			合計	件数	24,268	28,865	27,665
				収入	61,002	64,889	66,470
合計	56,739 m ²	1,245 台	時間制	件数	325,490	363,040	372,028
				収入	509,965	565,213	621,005
			定期制	件数	6,278	5,840	5,432
				収入	231,290	219,473	204,999
			合計	件数	331,768	368,880	377,460
				収入	741,255	784,687	826,005

(注 1) 令和 3 年度及び令和 4 年度の八重洲と令和 4 年度及び令和 5 年度の日本橋において、件数及び収入が減少しているのは、大規模改修の実施に伴い駐車場を閉場したことによるものである。

なお、大規模改修については、監査日（令和 6 年 10 月 18 日）現在、八重洲、日本橋及び新京橋は実施済み、東銀座及び板橋四ツ又は実施中、宝町は今後実施予定である。

(注 2) 時間制の件数には、駐車時間 30 分未満無料化で利用したものを含む。

参考資料

1 指定管理者運営状況評価等

施設名	指定管理者運営状況評価		開設年月日
	令和 4 年度	令和 5 年度	
八重洲駐車場	A	A	昭和 35. 5. 17
日本橋駐車場	B	— (注)	昭和 39. 9. 1
宝町駐車場	B	A	昭和 39. 9. 1
新京橋駐車場	B	A	昭和 39. 9. 1
東銀座駐車場	B	A	昭和 39. 9. 1
板橋四ツ又駐車場	A	A	平成 14. 4. 1

(注) 日本橋駐車場は、大規模改修工事により 1 年を通じて施設運営を行わなかったため、令和 5 年度の評価を実施していない。

第6 団体索引

【あ行】	ページ	【か行】（続き）	ページ
伊豆諸島開発株式会社	101	学校法人東京女学館	23
一般財団法人東京マラソン財団	113	学校法人東京成徳学園	23
一般社団法人東京都トラック協会	87	学校法人東邦大学	23
		学校法人東洋英和女学院	23
		学校法人豊島岡女子学園	23
【か行】	ページ	学校法人西川学園	23
学校法人浅間学園	23	学校法人日本学園	23
学校法人芦田学園	23	学校法人日本大学第二学園	23
学校法人アゼリー学園	23	学校法人根津育英会武蔵学園	23
学校法人荒畑学園	23	学校法人伸びる会学園	23
学校法人有馬学園	23	学校法人文京学院	23
学校法人郁文館夢学園	23	学校法人文教大学学園	23
学校法人上野塾	23	学校法人宝仙学園	23
学校法人桜美林学園	23	学校法人堀越学園	23
学校法人鷗友学園	23	学校法人保隣教育財団	23
学校法人大妻学院	23	学校法人本郷学園	23
学校法人大沼学園	23	学校法人町山学園	23
学校法人大森学園	23	学校法人まんとみ学園	23
学校法人小野学園	23	学校法人明星学園	23
学校法人開智学園	23	学校法人武蔵野学院	23
学校法人川島学園	23	学校法人武蔵野平安学園	23
学校法人関東国際学園	23	学校法人明治大学	23
学校法人北豊島学園	23	学校法人明昭学園	23
学校法人清瀬学園	23	学校法人明星学苑	23
学校法人国本学園	23	学校法人明泉幼稚園	23
学校法人熊野学園	23	学校法人矢野学園	23
学校法人光塩女子学園	23	学校法人山縣学園	23
学校法人晃華学園	23	学校法人立教学院	23
学校法人駒込学園	23	学校法人渡辺学園	23
学校法人駒澤大学	23	株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAY	33
学校法人栄学園	23	公益財団法人東京しごと財団	240
学校法人品川女子学院	23	公益財団法人東京都道路整備保全公社	279
学校法人芝学園	23		
学校法人渋谷教育学園	23	【さ行】	ページ
学校法人自由ヶ丘学園	23	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者	82
学校法人女子学院	23	社会福祉法人愛心会	76
学校法人女子美術大学	23	社会福祉法人アストリー	40
学校法人聖学院	23	社会福祉法人あゆみ会	40
学校法人成蹊学園	23	社会福祉法人泉湧く家	40
学校法人星美学園	23	社会福祉法人雲柱社	40
学校法人清明学園	23	社会福祉法人鶴風会	66
学校法人大成学園	23	社会福祉法人かしのみ福祉会	40
学校法人高城学園	23	社会福祉法人カタバミ会	40
学校法人田口学園	23	社会福祉法人菊美会	40
学校法人立華学園	23	社会福祉法人嬉泉	40
学校法人戸板学園	23	社会福祉法人黒潮社	40
学校法人藤華学院	23		

【さ行】（続き）	ページ	【た行】（続き）	ページ
社会福祉法人敬愛学園	40	東京都中小企業団体中央会	93
社会福祉法人敬心福祉会	66		
社会福祉法人健誠会	66	【は行】	ページ
社会福祉法人厚生福祉会	40	八丈島空港ターミナルビル株式会社	267
社会福祉法人三幸福社会	76		
社会福祉法人至愛協会	40		
社会福祉法人しあわせ会	66		
社会福祉法人至誠学舎東京	76		
社会福祉法人寿心会	76		
社会福祉法人春和会	76		
社会福祉法人上智社会事業団	40		
社会福祉法人新川中原保育会	40		
社会福祉法人清仁会	40		
社会福祉法人清朗会	40		
社会福祉法人善光会	66		
社会福祉法人善隣福祉会	40		
社会福祉法人聡香会	40		
社会福祉法人大樹会	76		
社会福祉法人ちとせ交友会	40		
社会福祉法人同愛会	66		
社会福祉法人東京家庭学校	40		
社会福祉法人東京有隣会	76		
社会福祉法人東香会	40		
社会福祉法人桐和会	76		
社会福祉法人徳育会	40		
社会福祉法人七日会	76		
社会福祉法人八晃会	40		
社会福祉法人ひまわり会	40		
社会福祉法人奉優会	76		
社会福祉法人みずき福祉会	66		
社会福祉法人武蔵村山正徳会	40		
社会福祉法人やまゆり福祉会	66		
社会福祉法人友愛十字会	66		
社会福祉法人黎明会	66		
社会福祉法人檸檬会	40		
首都高速道路株式会社	206		
神新汽船株式会社	101		
新中央航空株式会社	101		
全日本空輸株式会社	101		
【た行】	ページ		
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	183		
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	221		
地方独立行政法人東京都立病院機構	149		
東海汽船株式会社	101		
東京交通サービス株式会社	135		